

# 排水設備指針

—平成24年度版—

清 須 市

# 目 次

<b>第1章 総論</b> .....	1
第1節 下水道の概要 .....	1
1. 下水道の役割と目的 .....	1
2. 下水(汚水、雨水)の定義 .....	2
3. 下水道の種類 .....	3
4. 排除方式 .....	3
5. 下水道の施設 .....	4
第2節 排水設備の概要 .....	5
1. 排水設備の基本的要件 .....	5
2. 排水設備の種類 .....	5
<b>第2章 下水道の利用</b> .....	7
第1節 下水道利用の義務 .....	7
第2節 下水道事業の流れ .....	8
1. 計画区域と事業実施の手続き .....	8
2. 下水道本管設計から排水設備工事まで .....	10
第3節 整備前の指導 .....	11
第4節 下水道利用の負担 .....	12
1. 雨水公費、汚水私費の原則 .....	12
2. 下水道使用料（下水道料金） .....	12
3. 受益者負担金 .....	12
<b>第3章 排水設備に関する制度と事務手続き</b> .....	13
第1節 排水設備指定工事店制度 .....	13
1. 指定工事店制度 .....	13
2. 排水設備指定工事店 .....	13
3. 責任技術者 .....	14
第2節 排水設備工事の事務手続き .....	16
1. 申請者、事務手続き者 .....	16
2. 排水設備工事の事務手続き .....	16
第3節 助成制度 .....	19
1. 本市の助成制度 .....	19
第4節 別途必要な許可など .....	29
1. 都市計画法に基づく開発行為 .....	29
2. 宅地開発等に関する指導要綱 .....	29
3. 特定都市河川流域における雨水浸透阻害行為 .....	30
4. 道路占用許可申請 .....	31

<b>第4章 排水設備の図面</b> .....	33
第1節 図面の種類 .....	33
第2節 図面の作成基準 .....	35
第3節 図面作成例 .....	39
<b>第5章 排水設備</b> .....	44
第1節 屋内排水設備 .....	44
1. 基本的事項 .....	44
2. 屋内排水管 .....	46
3. 通気管 .....	52
4. トラップ .....	59
5. ストレーナー .....	63
6. 掃除口 .....	64
7. 水洗便所 .....	65
8. 阻集器 .....	69
9. 排水槽 .....	72
10. 間接排水 .....	75
11. ディスポーザー .....	77
12. 床下集合配管システム .....	78
13. 雨水排水 .....	79
第2節 屋外排水設備 .....	80
1. 基本的事項 .....	80
2. 屋外排水管 .....	82
3. ます .....	85
4. 接続ます(公共ます) .....	89
5. 特殊ます .....	90
第3節 留意すべき施設の接続 .....	95
1. 屋外の洗い場 .....	95
2. エアコン排水 .....	95
3. ガソリンスタンド .....	95
4. 業務用洗車場(無人洗車場含む) .....	96
5. プール .....	96
6. その他 .....	96
第4節 特定事業場、除害施設 .....	97
1. 特定事業場 .....	98
2. 除害施設 .....	98
3. 水質基準 .....	99
4. 届出の義務 .....	99
5. 水質の検査 .....	100
6. 事故時の対応 .....	100

第5節 雨水貯留、浸透施設	101
1. 雨水流出抑制に関連する法規制	101
2. 雨水流出抑制方法	102
3. 補助対象となる施設	103
<b>第6章 排水設備の施工</b>	<b>104</b>
第1節 屋内排水設備の施工	104
1. 基本的事項	104
2. 配管	104
3. 便器等の据付け	105
4. 施工中の確認及び施工後の調整	107
第2節 屋外排水設備の施工	108
1. 排水管の施工	108
2. ますの施工	110
3. 半地下家屋等の浸水対策	111
第3節 浄化槽の処置、くみ取り便所の改造	112
1. 浄化槽の処置	112
2. くみ取り便所の改造	114
<b>第7章 下水道、排水設備工事 Q&amp;A</b>	<b>115</b>
1. 下水道について	115
2. 下水道使用料と受益者負担金について	116
3. 排水設備の設置について	117
4. 排水設備工事の指定工事店制度について	119
<b>第8章 参考資料</b>	<b>120</b>
参考資料1. 屋外排水設備の管径、勾配決定方法	120
参考資料2. 特定施設一覧表	124
参考資料3. 下水道法・県条例・市条例の規定に基づく下水道排除基準	130
<b>関係法規</b>	<b>131</b>
下水道法	131
下水道法施行令	137
下水道法施行規則	138
建築基準法	139
建築基準法施行令の規定に基づく建築物に設ける飲料水の配管設備及び 排水のための配管設備の構造方法を定める件	140
建築物における衛生的環境の確保に関する法律「通称ビル管理法」	142

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令 .....	143
建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 .....	144
清須市下水道条例 .....	145
清須市下水道条例施行規則 .....	153
清須市下水道排水設備指定工事店規則 .....	186
清須市公共下水道接続ます等の設置の基準等に関する要綱 .....	206
清須市公共下水道の私道への布設に関する要綱 .....	210
清須市下水道排水設備工事資金融資あっせん及び利子補給に関する要綱 .....	216
清須市浄化槽雨水貯留施設転用費補助金交付要綱 .....	225
清須市宅地内汚水ポンプ設備設置費補助金交付要綱 .....	236

## 第1章 総論

### 第1節 下水道の概要

#### 1. 下水道の役割と目的

下水道は、汚水の速やかな排除やくみ取り便所の水洗化による生活環境の改善及び公共用水域の水質保全、雨水の排除による浸水の防除という役割を有している。

下水道の主要な役割と目的には、次の3点がある。

##### (1) 生活環境の改善

生活あるいは生産活動によって生ずる汚水が速やかに排除されずに住宅周辺に停滞すると、悪臭及び蚊やハエの発生源となるとともに伝染病などの発生の原因にもなる。下水道を整備することにより、くみ取便所は水洗便所になり、汚水が速やかに排除されることにより、快適な生活と良好な環境が得られる。

##### (2) 公共用水域の水質保全

河川、湖沼、海などの公共用水域に未処理の汚水が放流されると水質が悪化し、上水道の水源に影響を与えるばかりでなく、漁業、農業用水、工業用水などにも悪影響を与える。

下水道は、直接公共用水域に、そのまま放流されていた汚水を処理してから放流するものであり、公共用水域の水質汚濁防止に大きな効果を期待できる施設である。

公共用水域の水質悪化は、単に飲料水の供給源を脅かし、漁業、農業用水、工業用水に悪影響を与えるばかりでなく、憩いの場としての水辺の価値を損なうため、近年では水辺環境の改善に果たす役割も重要視されるようになってきている。

##### (3) 浸水の防除(雨水の排除)

下水道は、河川、水路と同じように雨水を排除する機能を有し、雨水を速やかに排除して浸水をなくし、住民の貴重な生命や財産を守る役割をもっている。我が国のように降雨量が多く、多くの都市が平坦で地盤の低い地域に集中していることから、この機能は特に重要である。

近年、急速に市街化が進む地域では、緑地、空地、池などが減少し、また、道路などが舗装されて、雨水の地下への浸透や貯留能力が減少し雨水の流出量が増大するようになってきた。このため、在来の雨水排除施設では対応しきれず浸水が頻発することの一因となっている。

この対策として、雨水排水施設の増強や雨水の浸透、貯留など新たな対応策が実施されている。

以上のように、下水道の役割は多面にわたっているが、近年では、これらに加えて下水のもつ資源に着目し活用するなど下水道の役割はますます多様化、拡大している。

2. 下水(汚水、雨水)の定義

下水は、以下のように分類することができる。

下水道法上の種類		発生形態による分類	下水の分類
下 水	汚 水	生活もしくは事業に起因	し尿を含んだ排水
			雑 排 水
			工場・事業場排水
	雨 水	自 然 に 起 因	湧 水 降雨、雪解け水

下水とは、下水道法第2条において『生活若しくは事業(耕作の事業を除く。)に起因し、若しくは付随する廃水(以下「汚水」という。)又は雨水をいう。』と規定されており、発生形態により“生活もしくは事業に起因するもの”と“自然現象に起因しているもの”に分けられる。

(1) 汚 水

- ① 水洗便所からの排水(通称「便所汚水」)
- ② 台所、風呂場、洗面所、洗濯場からの排水(通称「雑排水」)
- ③ 屋外の洗い場からの排水(周囲から雨水の流入がないもの)
- ④ 冷却水(間接冷却水を含む)
- ⑤ 地下構造物からの湧水
- ⑥ 工場、事業場の生産活動により生じた排水
- ⑦ その他、雨水以外の排水

上記汚水のうち、雨水と同程度以上に清浄なものについては、本市との協議により雨水と同様の取扱いをする場合がある。

(2) 雨 水

- ① 雨水
- ② 地下水(地表面に流れ出てくる湧水)
- ③ 雪解け水
- ④ その他自然水

### 3. 下水道の種類

下水道は、流域下水道、公共下水道、都市下水路に大別される。

下水道法によれば、その事業の執行上の形態と役割やその構造などにより、流域下水道、公共下水道、都市下水路に大別される。

#### (1) 流域下水道

流域下水道とは、生活環境の改善等を効果的に行うため、2つ以上の市町村の下水を集めて処理する下水道のことをいう。原則として、都道府県(愛知県)が設置するものであり、新川流域下水道(新川西部処理区)の場合、清須市と北名古屋市の一部が対象区域となっている。

#### (2) 公共下水道

公共下水道とは、主に市街地の下水を道路の地下に布設した管きよで集め、流域下水道に接続して下水を処理するもので、原則として市町村(本市)が設置、管理する。

#### (3) 都市下水路

都市下水路とは、主として市街地内の雨水排除を目的とするもので、開きよを原則とする下水道であり、その規模が政令で定める規模以上のもので、かつ、市町村が下水道法第27条の規定により指定したものをいう。

### 4. 排除方式

下水の排除方式には合流式と分流式の二つの方式がある。本市は、分流式を採用している。

下水の排除方式には合流式と分流式の二つの方式があり、合流式は汚水と雨水を同一管きよで排除する方式であり、分流式は汚水と雨水を別々に排除する方式である。

本市では、このうち分流式を採用している。

分流式は、雨天時に汚水を直接放流することがないため、公共用水域の水質汚濁防止上有利である。また、在来の水路等の雨水排水施設を有効に利用することから、経済的に下水道を普及することができる。しかし、合流式に比べ汚水管きよや処理場の規模が小さいことから排水設備の設計、施工にあたっては、雨水の汚水管きよへの混入や汚水ますから雨水の侵入がないようにしなければならない。



5. 下水道の施設

下水道施設は、管路施設、ポンプ場、処理場に大別される。

(1) 管路施設

管路施設は、下水道本管などの管きよ、取付管、マンホールなどで構成される。

下水道の管きよは、区域から集まってくる下水を基本的に自然流下により排水しており、下水中の固形物が沈殿・推積しないように、適正な流速で流す断面及び勾配を決定している。

マンホールは、管きよの清掃及び維持管理に必要な場所であり、管きよの起点や、管径、埋設深または勾配の変化する場所、合流箇所及び長い直線の間差点などに設ける。

(2) ポンプ場

ポンプ場は、雨水を排除する雨水ポンプ場、汚水の揚水を目的とする汚水ポンプ場に分けられる。

下水は原則自然流下であるが、地形的な理由などにより雨水を放流先に自然排水できない場合、雨水をポンプアップして川・海に放流するために設けられるのが雨水ポンプ場である。

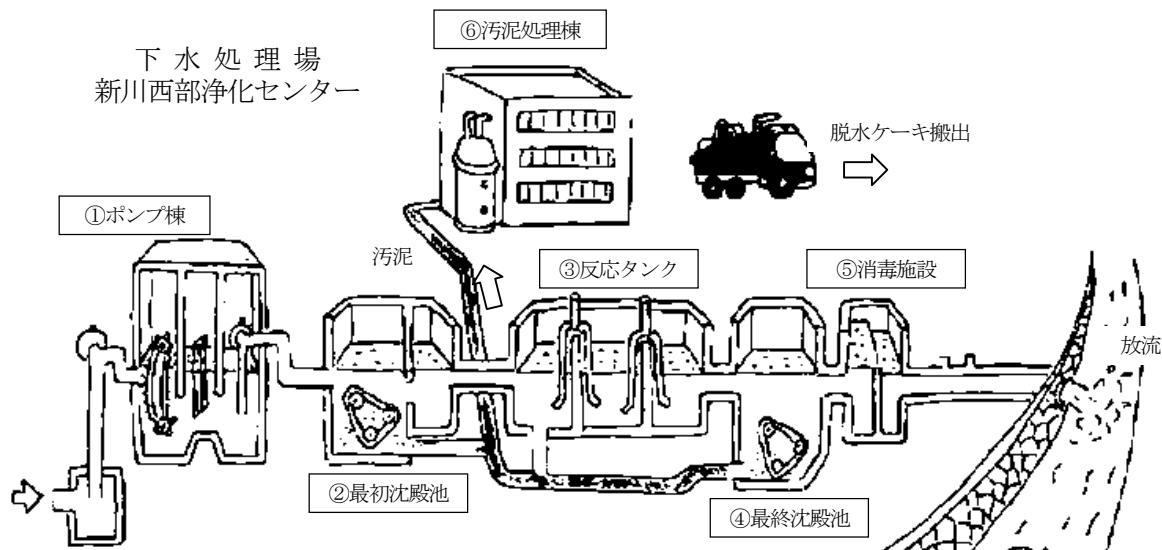
汚水のポンプ場は、地形的な理由などにより自然流下ができない場合や管きよの埋設深度が大きくなった場合などに、揚水するために設けるポンプ場をいう。小規模な場合は、マンホールを利用したポンプ場(マンホールポンプ)を設置することもある。

(3) 下水処理場

本市の公共下水道は、流域下水道へ接続し、最終的には県の下水処理場(本市の場合、新川西部浄化センター)で処理を行っている。

下水処理場に入ってきた汚水は①ポンプ棟でゴミを除去した後、ポンプで揚水し、②最初沈殿池に送る。ここで沈殿しやすい汚泥(汚れ)を除去し、次に③反応タンクへ送る。ここでは、高濃度の微生物によって汚泥の吸着や分解が行われる。④最終沈殿池では汚泥をゆっくり沈殿させ上澄みを、⑤消毒施設に送り消毒後の処理水を河川へ放流する。

最初沈殿池及び最終沈殿池で沈殿した汚泥は、⑥汚泥処理棟へ送り、濃縮、脱水によって水分をしぼり取り、脱水ケーキと呼ばれる状態で搬出する。汚泥の量は、この過程により大幅に減少する。



## 第2節 排水設備の概要

### 1. 排水設備の基本的要件

排水設備は、土地や建物などからの下水を公共下水道に支障なく、衛生的に排除するものでなければならない。

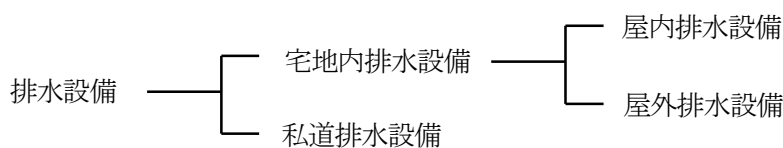
下水道法第10条において、排水設備とは、「その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水きよ、その他の排水施設をいう。」と規定しており、その設置等については、「公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、（中略）設置しなければならない。（以下略）」とし、さらに「排水設備の改築又は修繕は、これを設置すべき者が行うものとし、その清掃その他の維持は、当該土地の占有者が行うものとする。」と定めている。

公共下水道が原則として地方公共団体の公費をもって公道等に設けるものであるのに対し、排水設備は、一般的に個人・法人等が私費をもって私有地内に設置し、維持管理するものということができる。

公共下水道の管路施設や処理施設などがいかに完全に整備されても、排水設備が遅滞なく設置されなければ、各家庭や事業所などの下水が地表に停滞したり、在来の水路を流れたりして、浸水の防除や生活環境の改善ができず、公共衛生の向上等に寄与するという下水道の目的を達成することができなくなる。この排水設備は、排除すべき下水を円滑かつ速やかに流下させるとともに、耐久・耐震性を有し、維持管理が容易な構造でなければならない。

### 2. 排水設備の種類

排水設備の種類は、以下のとおりである。



排水設備は、設置場所によって宅地内に設ける宅地内排水設備と、私道内に設ける私道排水設備に分け、さらに宅地内排水設備は、建物内に設置する屋内排水設備と建物外に設置する屋外排水設備に分類する。

屋内排水設備は、汚水については屋内に設けられる衛生器具等から汚水ます又は屋外の排水管に至るまでの排水設備とし、雨水についてはルーフトレン、雨どいから雨水ます又は屋外の排水管までの排水設備とする。

屋外排水設備は、汚水ます及び雨水ます又は屋外に設ける排水管から汚水については接続ます、雨水については公私境界に至るまでの排水設備とする。

私道排水設備は、屋外排水設備から公共下水道に至るまでの私道（道路法に規定する道路等の公道以外の道路で、形態等が道路と認められるもの）に設置義務者が共同して設ける排水設備をいう。

図1-1、1-2に排水設備の例を示す。

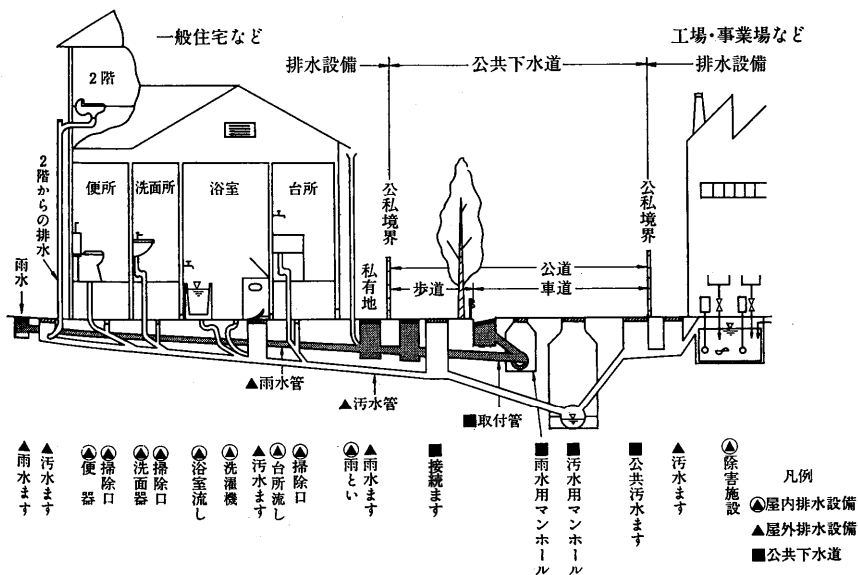


図 1-1 排水設備の例

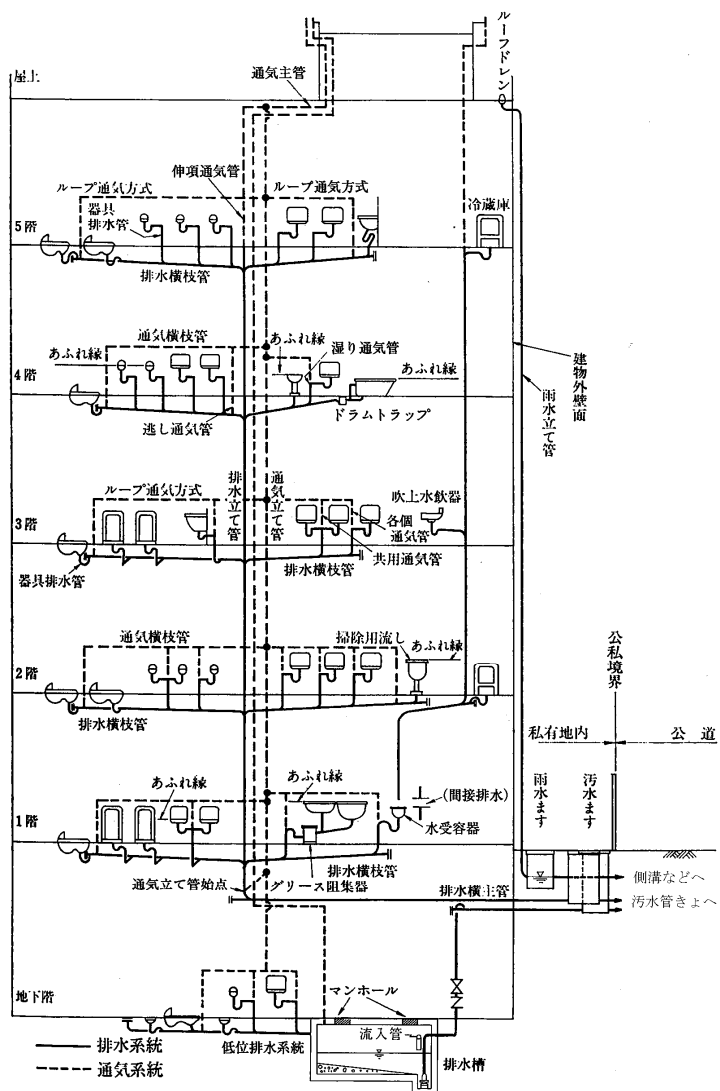


図 1-2 排水設備の例(高層建物)

## 第2章 下水道の利用

### 第1節 下水道利用の義務

供用開始の告示が行われた場合、下水道の利用に関し以下の義務が生じる。

- (1) 排水設備の設置義務
- (2) くみ取り便所の水洗化義務

公共下水道が設置され、使用できる状態になると、下水道法第9条の規定により供用開始の告示が行われる。告示については広報などにより、広く一般住民への通知を行う。

公共下水道が設置されても、くみ取り便所や浄化槽のまま各家庭等の汚水が依然として側溝などに流れていると、公衆衛生の向上や、公共用水域の水質保全を図ることができない。

このような観点から、水道や電気・ガスと異なり「下水道の利用」が、法律により定められている。したがって、下水道の供用が告示されると、次のような義務が生じる。

#### (1) 排水設備の設置義務(下水道法第10条第1項)

公共下水道の供用が開始された区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく排水設備を設置する義務が生じる。

なお、設置義務者は、以下のとおりである。

- 1) 建築物の敷地である土地にあつては、建築物の所有者。
- 2) 建築物の敷地となっていない土地(3)に掲げる土地を除く。)にあつては、土地の所有者。
- 3) 道路その他の公共施設(建築物を除く。)の敷地である土地にあつては、公共施設の管理者。

これを借地・借家の場合にあてはめると、以下となる。

- ・借地上に自己所有の建物を建て居住している場合 ⇒ 借地人
- ・他人所有の建物を借りて居住している場合 ⇒ 家主

#### (2) くみ取り便所の水洗化義務(下水道法第11条の3第1項)

くみ取り便所が設けられている建築物を所有するものは、下水の処理を開始すべき日から3年以内に、水洗便所に改造する義務が生じる。

なお、水洗化義務者は、以下のとおりである。

- 1) くみ取り便所が設けられている建築物の所有者。

これを借地・借家の場合にあてはめると、以下となる。

- ・借家の場合 ⇒ 家主(ただし、家主ではなく借家人が自ら水洗化工事を行うことも可能)

その場合は、その工事が修繕にあたるかあるいは増改築にあたるかを明確にすることがきわめて難しい(増改築とすれば、借家人は原則として工事を行うことができず、実際上も、増改築については家主の同意を要するとする契約がなされている例も多い) ために家主との間でトラブルを起こしやすいので、借家人は家主と十分に協議してその同意を得たうえで工事を行うのが望ましい。

## 第2節 下水道事業の流れ

### 1. 計画区域と事業実施の手続き

#### (1) 計画区域

都市計画法に基づいて定められた都市計画区域のうち、市街化区域内は法により下水道整備を行うことになっている。

市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域であるが、公共用水域の水質保全あるいは生活環境の改善のため、家屋が密集する地区について整備を進める。



図 2-1 清須市公共下水道汚水計画図

(2) 事業実施の手続き

策定した下水道計画は都市計画法に基づく都市計画決定、下水道計画法に基づく事業計画、都市計画法に基づく事業認可(知事認可)の手続きを経たのち、下水道事業に着手し、供用開始の告示を行う。

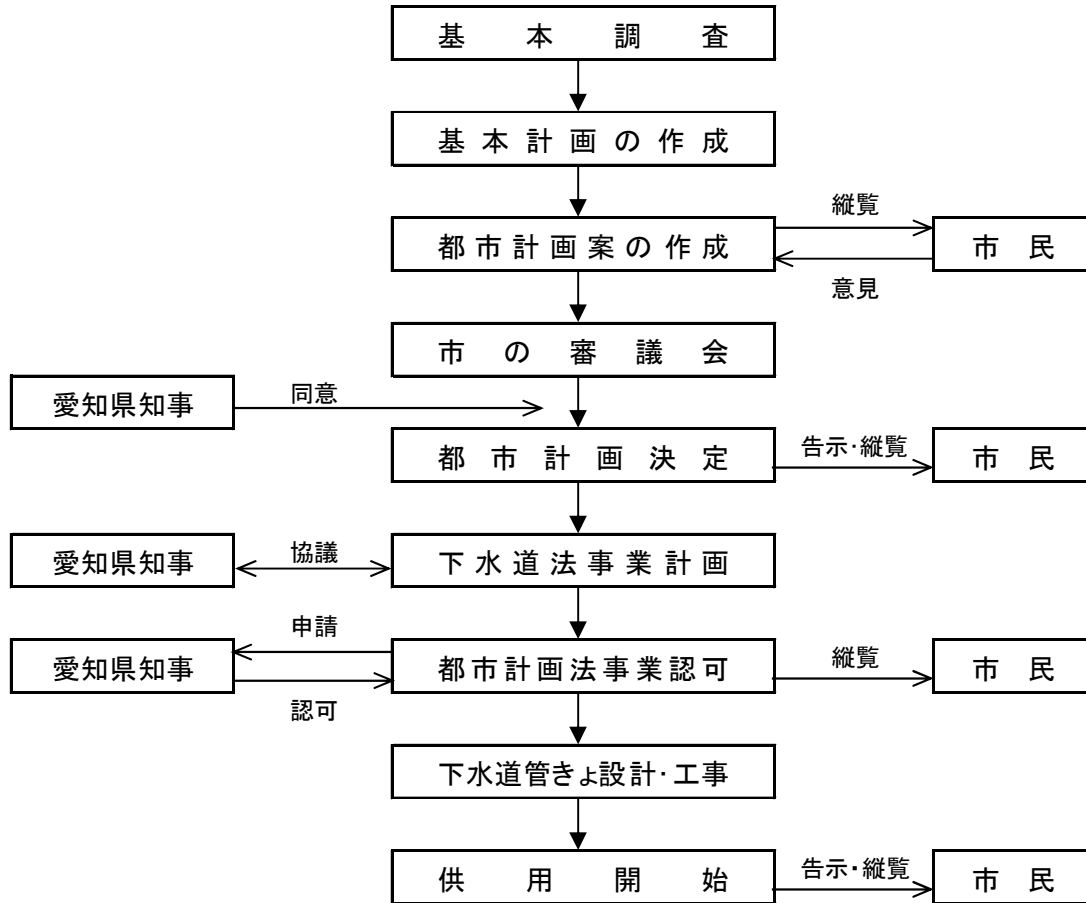
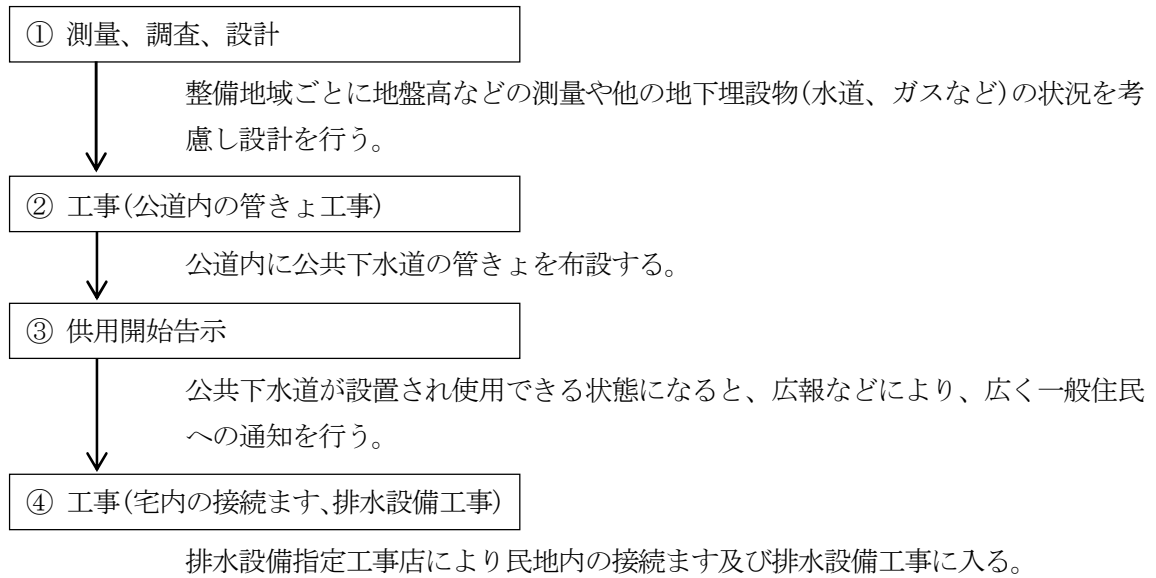


図 2-2 下水道の手続き

## 2. 下水道本管設計から排水設備工事まで

下水道は、全地区を整備するのに長期間を要する。工事地区を順次決め、工事に着手する地区の関係住民に事前の説明会を行いながら設計及び工事を進める。



### 第3節 整備前の指導

#### (1) 啓発活動

本市では、広報清須、市のホームページなどによる広報活動を通して PR するとともに、市役所でパンフレットを配布して市民の下水道に対する意識の向上や水洗化への理解と協力を求めている。

なお、集合住宅や官公署、工場など予算措置を伴う建物の所有者には、事前に通知するなどの処置を講じておくことも必要である。

#### (2) 建築指導

下水道の布設計画のある区域内で、建築工事を行う場合、敷地内の配管は将来、下水道に接続することを考慮しておくことが必要で、雨水と汚水の二系統に分けて施工しておけば、下水道へ接続する際に負担を軽くすることができるので、こうした配慮も必要である。(図2-3)

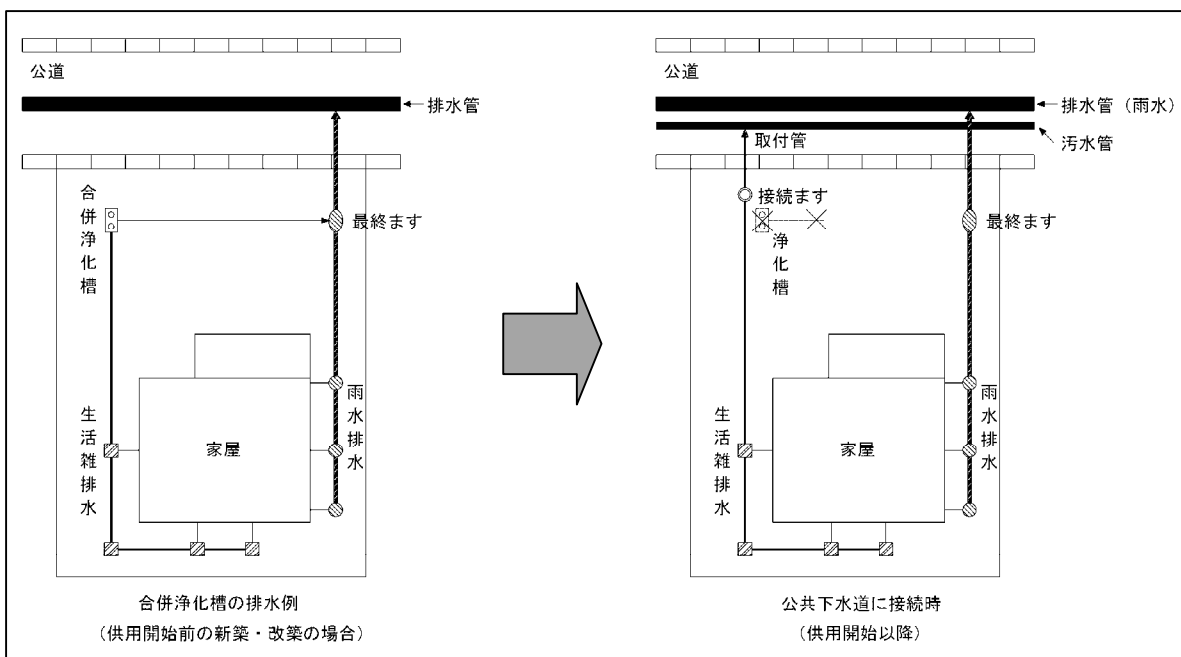


図2-3 供用開始前の対応



## 第4節 下水道利用の負担

下水道(汚水)を使用する場合には、以下の負担が必要となる。

- ① 下水道使用料(下水道料金)
- ② 受益者負担金

### 1. 雨水公費、汚水私費の原則

下水は雨水と汚水に分けられ、費用の負担については「雨水公費、汚水私費の原則」によっている。

すなわち、雨水は自然現象によって発生するものであるため、使用者が負担するものではなく、全て公費(税金)で負担するものとしている。ただし、一時貯留した雨水を再利用した後の水は、貯留した時点で自然から外れるうえに消費生活や事業活動に使用されることとなるため「汚水」として取り扱われる。

### 2. 下水道使用料(下水道料金)

下水道使用料は、一般には「下水道料金」と呼ばれる。基本的には汚水を排除する使用者に費用の負担を求めることが原則となっている。

使用者は公共下水道の受益者であり、また公共下水道を維持管理させることとなる原因者でもあること、および公共下水道を使用していない者との公平を保つ必要があることから、私費負担とし公共下水道の利用者が負担するものとなっている。

### 3. 受益者負担金

公共下水道が整備された地域は、生活排水、トイレの汚物を下水道に流すことにより、蚊やハエの発生や悪臭が少なくなる。

このように生活環境が非常に良くなることは、結果的には土地の利便性が増すという利益を受けることとなる。

しかし、道路や公園などのように誰もがいつでも利用できる施設と違い、その利益を受けるのは公共下水道が整備された区域内の土地所有者や賃借権・地上権などの権利を持った地域住民に限られる。その公共下水道の整備に一般の公費(税金)のみを投入することは、下水道を利用できない人にも負担をかけ、公平を欠くこととなる。

そのため、公共下水道を利用できるようになった地域住民の方に、都市計画法第75条に基づき、建設費の一部を負担していただくのが「受益者負担金」である。

## 第3章 排水設備に関する制度と事務手続き

### 第1節 排水設備指定工事店制度

#### 1. 指定工事店制度

下水道法第10条では、公共下水道の供用が開始されると、下水を公共下水道に流入させるための排水設備の設置を義務づけている。

排水設備は住民の私有財産であるが、公共下水道に直接影響するため、その設置又は構造に関しては、建築基準法をはじめとして下水道法及び施行令等において規定されているほか、市の条例、規則等により一定の基準が定められている。

これらの法令に定められている構造の排水設備を適正に施工し維持するためには、排水設備を設置する住民及び本市の双方から、施工業者の排水設備に関する法律の知識、設計・施工に関する技術力、信用性等が求められる。このため本市は、一定の要件を満たしたものを指定工事店として指定して、排水設備の工事は指定工事店でなければできないものとしている。

#### 2. 排水設備指定工事店

##### (1) 指定の基準

本市では、排水設備指定工事店規則を制定し、排水設備指定工事店の基準等を定めている。

排水設備指定工事店制度を適正に運営していくためには、排水設備指定工事店の要件である「技術力」と「信用性」が確保されていることが不可欠である。

この意味から本市の排水設備指定工事店規則では、「指定の要件」をはじめ、「指定の申請」、「指定の取り消し等」、「責任技術者の資格要件」など指定に関わる詳細な定めを設けている。

なお、指定の基準としては、以下の4点を満たしている事が条件である。

(清須市下水道排水設備指定工事店規則参照)

- ① 責任技術者が1名以上専属していること。
- ② 排水設備工事に必要な機械器具を有していること。
- ③ 本市の市税及び当該営業所の存する市町村の市町村税について滞納がないこと。
- ④ 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
  - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行をうけることがなくなった日から2年を経過していない者
  - ウ 第11条の規定(指定の取消又は一時停止)により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過していない者
  - エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるとき

オ 法人であって、その代表者又は役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるもの

(2) 排水設備指定工事店の責務及び遵守事項

排水設備指定工事店は、法令、条例等に従い誠実に排水設備工事を施工しなければならない。また、排水設備指定工事店規則では、排水設備指定工事店が工事施工に際し、あるいは排水設備指定工事店として活動する場合の責務、遵守すべき事項について規定している。

排水設備指定工事店規則では、「基準に対する誠実な施工」、「正当な理由のない工事申込み拒否の禁止」、「適正価格での施工」、「従業員の実行に対する責任の負担」の遵守について規定している。

排水設備指定工事店規則では、その他にも、災害の発生などの緊急時に下水道施設の復旧又は応急処置などの協力義務を定めている。

3. 責任技術者

(1) 責任技術者の要件

本市では、排水設備指定工事店規則で、責任技術者の要件を定めている。

排水設備の工事を施工するに当たって本市が認めた技術力を持つ責任技術者より工事を施工させ、技術上の管理を行わせなければならない。このためには、排水設備工事的な適正施工を確保するための手段として、責任技術者の制度を採用し、指定工事店を指定するときの要件の一つとして責任技術者の専属を義務づけている。

なお、責任技術者の要件としては、以下の2点を満たしている事が条件である。

- ① 愛知県下水道協会が実施する排水設備工事責任技術者試験に合格し、本市に登録された者。
- ② 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人又は破産者で復権を得ない者
  - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行をうけることがなくなった日から2年を経過しない者
  - ウ 第21条の規定(登録の取消又は一時停止)により責任技術者の登録を取り消され、その日から2年を経過していない者
  - エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

なお、協会の試験を受験するにあたっては、上下水道の従事経験など一定の要件を満たすことが必要であり、また責任技術者の被登録資格の有効期間は5年間となっているので、資格の継続には協会が実施する更新講習を受講しなければならない。

(2) 責任技術者の責務

排水設備工事を行う際には、工事の全過程に責任をもって監督を行う責任技術者を配置することが必要である。

排水設備工事が適正に施工されるためには、工事の全過程について技術を有するものが責任をもって監督することが必要である。このことから、責任技術者の職責は、工事の設計・監督にとどまらず、市民に対しての責任も含めた一切の責任を負うものである。

排水設備指定工事店規則では、責任技術者の責務として、以下の事項を挙げている。(規則第 16 条)

- ① 責任技術者は、下水道に関する法令、条例、規則その他市長が定めるところに従い、排水設備工事の設計、施工及び監督に当たるものとする。
- ② 責任技術者は、該当工事が竣工した際に本市が実施する完了検査に立ち会わなければならない。

## 第2節 排水設備工事の事務手続き

### 1. 申請者、事務手続き者

排水設備指定工事店が排水設備工事の申込みを受けた場合は、工事を行う際に必要な書類などの作成や事務手続きを申請者に代行して行わなければならない。

排水設備の新設等の工事は、条例第5条に規定するように、あらかじめ、必要な書類を添付して申請書を提出し、本市の審査を受けなければならない。この申請書は、土地所有者などの申請者が自ら作成することが原則である。しかしながら、設計図書をはじめとする「添付書類」の作成には、専門的知識を要するため一般の人には難しく、排水設備指定工事店が代行して行う。

### 2. 排水設備工事の事務手続き

排水設備工事及び事務手続きの流れを後に添付の 図 3-1 に示す。

#### (1) 工事着手前に必要な書類

排水設備の工事を行おうとする者は、あらかじめ「排水設備等計画確認申請書」に図面などの必要な書類を添付し、排水設備指定工事店を経由して本市へ提出する。

本市では、提出された申請書について審査を行う。

① 提出書類：排水設備等計画確認申請書(第1号様式)

② 添付書類：付近見取図(案内図)、平面図、縦断図 …… 必須(作成方法などは第4章参照)

除外施設調書、配管立図、構造詳細図 …… 必要に応じて

(作成方法などは第4章参照)

なお、工事は、審査が終了し「排水設備等計画確認書」が交付された後に着工可能となる。

#### (2) 工事完了時に必要な書類

工事が完成した際、申請者は排水設備指定工事店を経由し、工事完了日から7日以内に「排水設備工事完了届」を本市へ提出する。

本市では、提出された申請書について審査を行い、指定工事店の責任技術者立会のもと工事完了検査を行う。検査に合格した場合には、「排水設備等工事検査済証」を交付する。

① 提出書類：排水設備工事完了届(第5号様式)

② 添付書類：工事内容が当初計画と異なる場合は、竣工図を添付する。

(3) 工事完了検査

本市では、「排水設備等工事完了届」を受理した後、現場検査を行い、工事が適正に実施されたかの確認を行う。

排水設備等の設置及び構造が関係法令の規定に適合するものであるかどうかについては、あらかじめ申請を受けて、その計画の確認を行うが、工事完了後の設置状況の確認も重要であり、この確認を行うのが工事の検査である。

排水設備等工事の検査については、条例第7条第1項において、「排水設備等の新設等を行った者は、当該工事を完了した日から7日以内にその旨を市長に届け出て、速やかに検査を受けなければならない。」と規定している。

また、同条第2項においては「工事が不完全であると認めたときは、当該工事の改修を命じ再検査を行うもの」と規定しており、施工した指定工事店にすみやかに改善するよう指導する。

検査の主要な項目は、おおむね次のとおりである。

- ① 接続ますへの接続に関すること
- ② 汚水ます、雨水ますの設置に関すること
- ③ 排水管の設置に関すること
- ④ トラップ等防臭装置の設置に関すること
- ⑤ 汚水管、雨水管の誤接続に関すること
- ⑥ 図面との整合性に関すること

(4) 使用開始前に必要な書類

使用開始する前日までに、申請者は「公共下水道使用開始等届」を本市へ提出する。

本市は、提出された届出書を受け付け、使用開始の認定を行う。

- ① 提出書類：公共下水道使用開始等届(第11号様式)



## 第3節 助成制度

### 1. 本市の助成制度

本市では、下水道の利用を促進し生活環境の改善を図るため、処理区域内において、次に示す助成制度を設けている。

- (1) 排水設備工事資金の融資あっせん(無利子)制度
- (2) 浄化槽雨水貯留施設の転用費補助金交付制度
- (3) 宅地内汚水ポンプ設備の設置費補助金交付制度

#### (1) 排水設備工事資金の融資あっせん(無利子)制度について

本市では、下水道の利用を促進し生活環境の改善を図るため、処理区域内において、くみ取り便所を改造する者、又は浄化槽を廃止して排水設備工事を行う者に対して必要な資金の融資あっせん(無利子)制度を設けている。(清須市下水道排設備工事資金融資あっせん及び利子補給に関する要綱)

##### 1) 対象工事

工事資金のあっせんは、以下の工事が対象となる。

- ① くみ取り便所を水洗便所に改造するための便器及び付属設備の設置工事並びにこれに伴う排水設備工事。
- ② 浄化槽の廃止及びこれに伴う排水設備工事。
- ③ 下水管に流入させるために必要な排水管その他の排水施設の設置に係る工事。

##### 2) 融資の対象者

融資を受けることができる者は、公共下水道によって汚水を排除できる区域内の建物所有者又は占有者であり、以下の要件が必要である。

なお、融資を受けることのできる期間は、「下水の処理を開始する日の翌日から起算して3年」までであり、期間を超えた場合は融資のあっせんを受けられないことに留意のこと。

- ① 市税等を滞納していないこと。
- ② 自己資金のみでは、工事資金を一時に負担することが困難であること。
- ③ 融資を受けた工事資金の償還能力を有すること。
- ④ 独立の生計を営み、弁済の資力を有する連帯保証人を有すること。または、取扱金融機関の指定する保証会社の補償が得られること。
- ⑤ 官公署、事業所その他の法人でないこと。



3) 融資あっせん額

融資あっせん額は、工事に要した費用を限度額とし表3-1に示す内容としている。

表3-1 融資あっせん額及び条件

工事の種類	融資あっせん 限度額	融資条件など
くみ取り便所 改造工事	60万円	①融資金に利子は付さない。(本市が負担) ②返済は、融資を受けた月の翌日から40ヶ月以内の元金均等とする。
浄化槽廃止工事		
下水管接続工事		

4) 融資あっせん制度の事務手続き

イ) 事務手続きのながれ

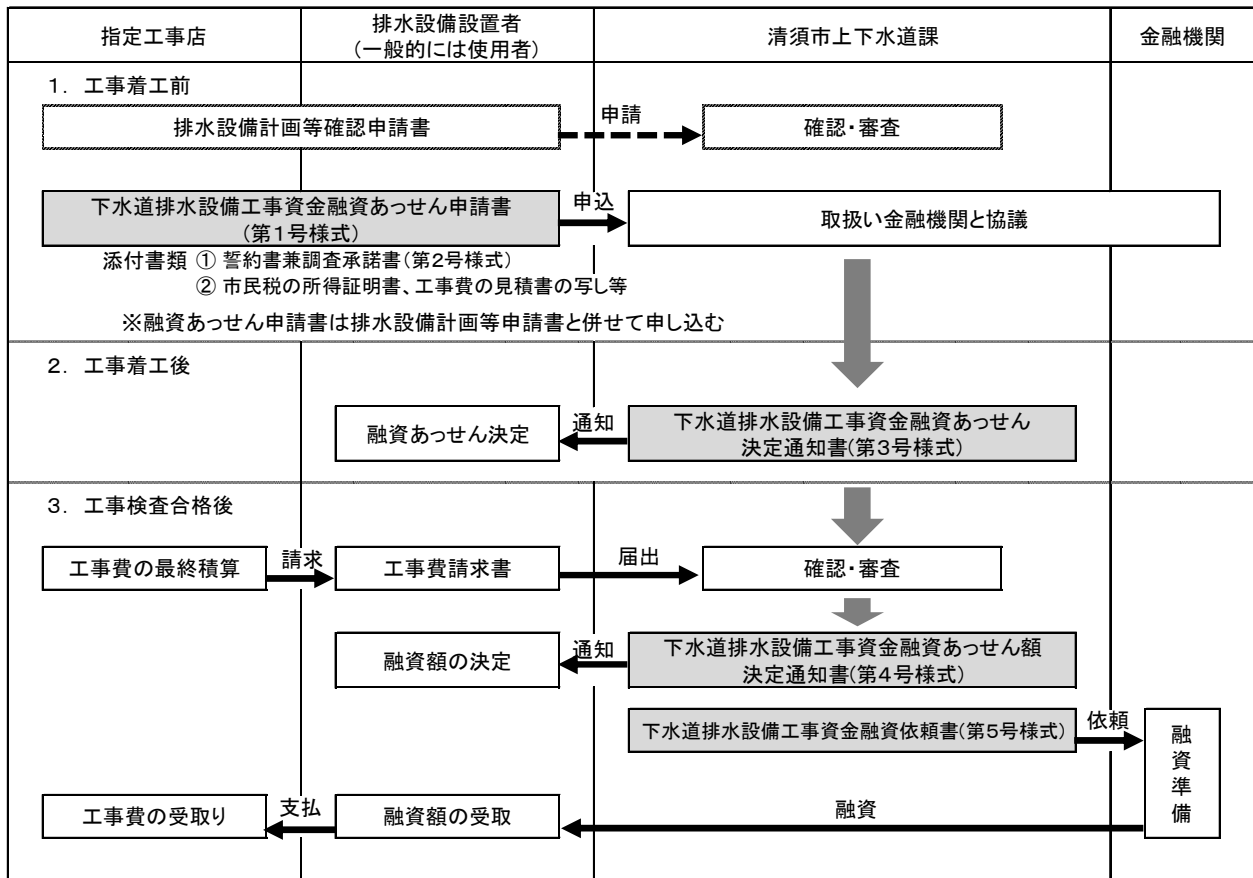


図3-2 融資あっせん制度の事務手続きのながれ

ロ) 工事着工前に必要な書類

融資を受けようとする者は、あらかじめ「下水道排水設備工事資金融資あっせん申請書」に必要な書類を添付し、「排水設備等計画確認申請書」と併せて、本市へ提出する。

本市では、提出された申請書について審査を行う。

①「下水道排水設備工事資金融資あっせん申請書」(第1号様式)

② 添付書類

- ・ 誓約書兼調査承諾書(第2号様式)
- ・ 申請者又は連帯保証人が市外に居住している場合は、市民税の所得証明書
- ・ 工事費の見積書の写し
- ・ 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

ハ) 融資あっせんの決定

融資のあっせんの適否は「下水道排水設備工事資金融資あっせん決定通知書」により通知する。

申込みを受けた後、取扱金融機関が、融資のあっせんの適否を決定し、「下水道排水設備工事資金融資あっせん決定通知書」(第3号様式)により通知する。

ニ) 融資額の決定

工事が完成した際、申請者は、工事完了日から7日以内に「排水設備工事完了届」を本市へ提出する。

工事の完了検査に合格後に、融資のあっせん額を決定し、「下水道排水設備工事資金融資あっせん額決定通知書」(第4号様式)により申込み者に通知する。また、取扱い金融機関に対し「下水道排水設備工事資金融資依頼書」(第5号様式)により融資の依頼を行う。

(2) 浄化槽雨水貯留施設の転用費補助金交付制度について

本市では、水資源を有効利用するとともに、雨水の流出を抑制することにより環境負荷の軽減を図るため、公共下水道への接続に伴い不用となる浄化槽を雨水貯留施設に転用する者に対して、予算の範囲内で浄化槽雨水貯留施設転用費補助金(以下、「補助金」という)の交付を行っている。

(清須市浄化槽雨水貯留施設転用費補助金交付要綱)

1) 補助対象経費

補助の対象となる経費は、公共下水道への接続に伴い不用となる浄化槽を雨水貯留施設に転用するために行う次に掲げる工事等に要する経費とする。

- ① 浄化槽内部の汚泥のくみ取費及び清掃費
- ② 浄化槽内部の不用部品の撤去費及び仕切り板の穴あけ工事費
- ③ 浄化槽の浮力防止工事
- ④ 雨水集水配管及び雨水管の取付工事費
- ⑤ ポンプ及びポンプの設置に係る工事費
- ⑥ その他転用に附属する工事費

2) 補助金交付の対象者

補助金を受けることができる者は、以下の要件が必要である。

- ① 市税等を滞納していないこと。
- ② 下水の処理を開始する日の翌日から起算して3年以内に、排水設備工事と同時期に工事を行うこと。
- ③ 次に掲げる事項を遵守すること。
  - ・その責任と負担において雨水貯留施設の機能が正常に稼働するよう維持管理及び運転管理を行うとともに、事故の防止及び安全対策に努めること。
  - ・雨水貯留池の目的を達成するために、当該施設の維持管理及び運転管理について市長が行う指導及び助言に従うこと。
- ④ 官公署、事業所その他の法人でないこと。

3) 補助金額

補助金額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、補助金の額の上限は、10万円とする。

4) 浄化槽雨水貯留施設転用費補助金交付の事務手続き

イ) 事務手続きのながれ

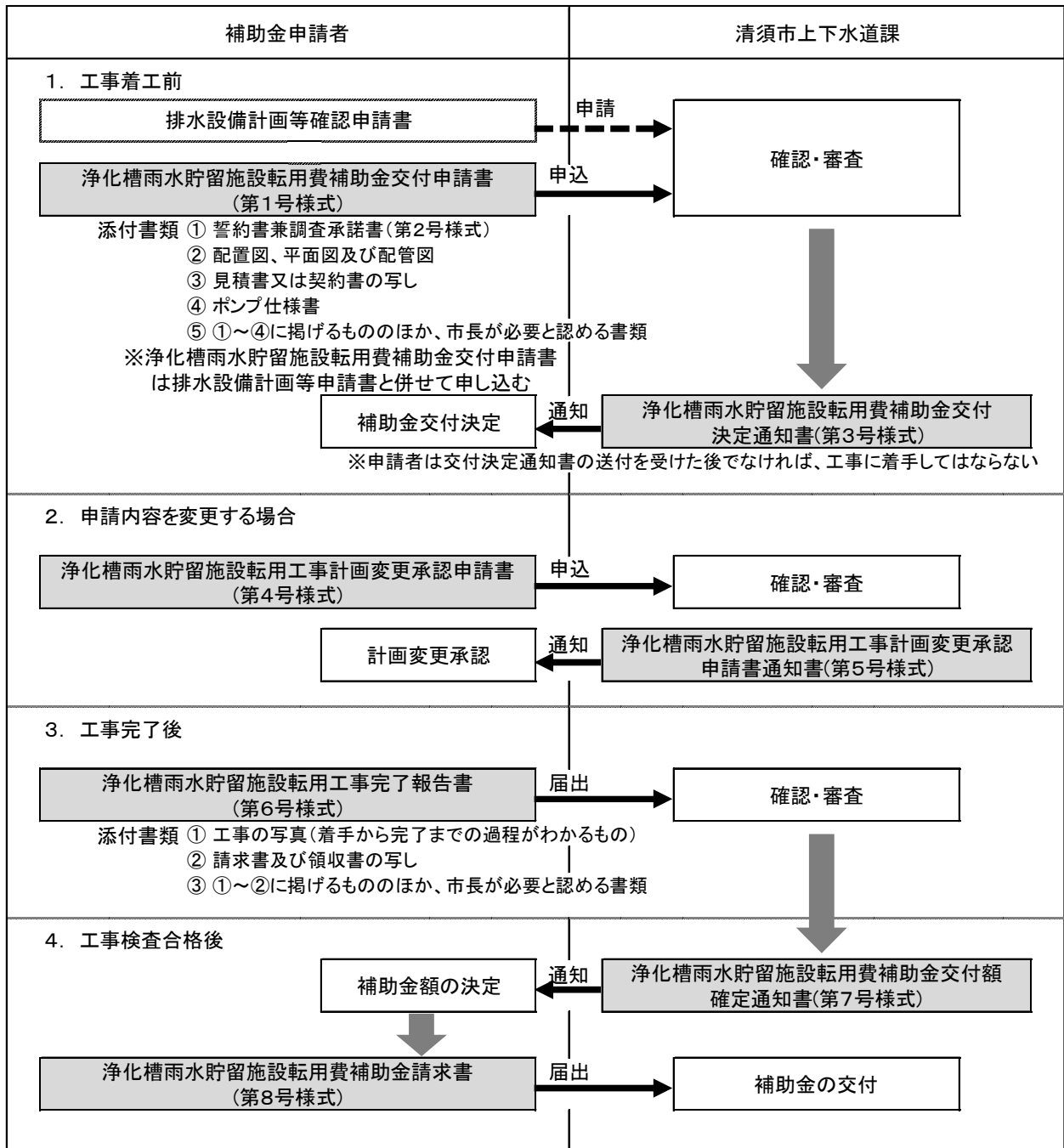


図 3-3 浄化槽雨水貯留施設転用費補助金交付の事務手続きのながれ

ロ) 工事着工前に必要な書類

申請者は、「浄化槽雨水貯留施設転用費補助金交付申請書」に必要な書類を添付し、「排水設備等計画確認申請書」と併せて本市へ提出する。

本市では、提出された申請書について審査を行う。

①「浄化槽雨水貯留施設転用費補助金交付申請書」(第1号様式)

② 添付書類

- ・誓約書兼調査承諾書(第2号様式)
- ・配置図、平面図及び配管図
- ・見積書又は契約書の写し
- ・ポンプ仕様書
- ・上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

ハ) 補助金交付の決定

補助金交付の適否は「浄化槽雨水貯留施設転用費補助金交付決定通知書」により通知する。

申請を受けた後、本市は内容を審査し、補助金交付の適否を決定し、「浄化槽雨水貯留施設転用費補助金交付決定通知書」(第3号様式)により通知する。

二) 申請内容を変更する場合

申請内容を変更(中止を含む)しようとするときは、速やかに「浄化槽雨水貯留施設転用工事計画変更承認申請書」(第4号様式)を本市へ提出する。

本市は、申請の内容について審査し、「浄化槽雨水貯留施設転用工事計画変更承認通知書」(第5号様式)により申請者に通知する。

ホ) 工事完了の報告

工事完了日から7日以内又は3月31日のいずれか早い日までに、「浄化槽雨水貯留施設転用工事完了報告書」と必要な書類を併せて本市へ提出する。

本市では、提出された申請書について検査を行う。

①「浄化槽雨水貯留施設転用工事完了報告書」(第6号様式)

② 添付書類

- ・工事の写真(着手から完了までの工事の過程がわかるもの)
- ・請求書及び領収書の写し
- ・上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

へ) 補助金額の決定

検査終了後、工事が適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、「浄化槽雨水貯留施設転用費補助金交付額確定通知書」により通知する。

工事の完了検査に合格後に、補助金額を決定し、「浄化槽雨水貯留施設転用費補助金交付額確定通知書」(第7号様式)により申請者に通知する。補助金交付を受けようとするときは、「浄化槽雨水貯留施設転用費補助金請求書」(第8号様式)を本市へ提出する。

(3) 宅地内汚水ポンプ設備の設置費補助金交付制度について

本市では、低地であるため、又は水路等が障害となるため、汚水の排除が困難となる家屋等において、公共下水道を利用するために宅地内ポンプ設備を設置、修繕又は更新をする者に対して、予算の範囲内で宅地内汚水ポンプ設備設置費等補助金(以下、「補助金」という)の交付を行っている。(清須市宅地内汚水ポンプ設備設置費補助金交付要綱)

1) 補助対象経費

補助の対象となる経費は、次に掲げる工事等に要する経費とする。ただし、工事費が5万円以下の軽微な工事は、補助対象としない。

- ① 宅地内汚水ポンプ設備設置工事費
- ② 宅地内汚水ポンプ設備修繕工事費 (宅地内汚水ポンプの設置経過年数が1年未満の場合における工事を除く)
- ③ 宅地内汚水ポンプ設備更新工事費 (宅地内汚水ポンプの設置経過年数が1年未満の場合における工事を除く)
- ④ 上記の①～③に示す工事に伴う電気設備、汚水槽築造工事費及び原形復旧工事費

2) 補助金交付の対象者

補助金を受けることができる者は、以下の要件が必要である。

- ① 市税等を滞納していないこと。
- ② 下水の処理を開始する日の翌日から起算して3年以内に、排水設備工事と同時期に工事を行うこと。
- ③ 宅地内汚水ポンプ設備設備の修繕又は更新をする場合にあっては、補助対象者及び共同使用者がその負担と責任において機能が正常に稼働するよう維持管理を行ったにもかかわらず、修繕又は更新が必要となったものであること。
- ④ 土地の所有権及びその他の権利を有する者が、宅地内汚水ポンプ設備の設置について承諾していること。
- ⑤ 官公署、事業所その他の法人でないこと。

3) 補助金額

- ① 補助金額は、補助対象経費の総費用額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、補助金の額の上限は、70万円とする。

- ② ①の規定にかかわらず、宅地内污水ポンプ設備修繕工事及び宅地内污水ポンプ設備更新工事の場合であって、当該宅地内污水ポンプ設備の設置経過年数が10年未満のときの補助金額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

4) 宅地内污水ポンプ設備設置費補助金交付の事務手続き

イ) 事務手続きのながれ

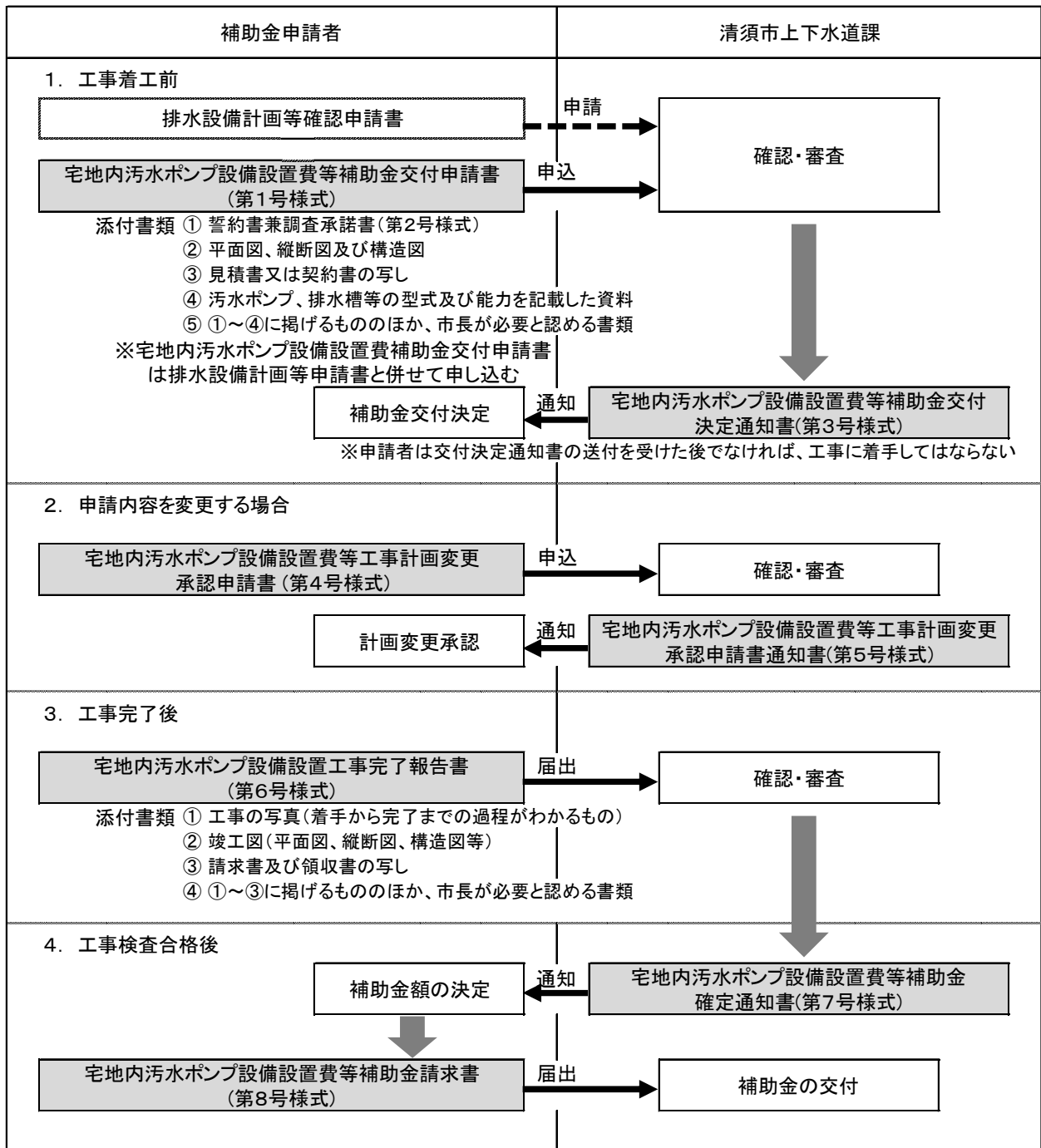


図3-4 宅地内污水ポンプ設備設置費補助金交付の事務手続きのながれ

ロ) 工事着工前に必要な書類

補助金を受けようとする者(以下、「申請者」という)は、「宅地内汚水ポンプ設備設置費等補助金交付申請書」に必要な書類を添付し、「排水設備等計画確認申請書」と併せて本市へ提出する。

本市では、提出された申請書について審査を行う。

① 「宅地内汚水ポンプ設備設置費等補助金交付申請書」(第1号様式)

② 添付書類

- ・誓約書兼調査承諾書(第2号様式)
- ・平面図、縦断図及び構造図
- ・見積書又は契約書の写し
- ・汚水ポンプ、排水槽等の型式及び能力を記載した資料(修繕工事の場合を除く)
- ・上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

ハ) 補助金交付の決定

補助金交付の適否は「宅地内汚水ポンプ設備設置費等補助金交付決定通知書」により通知する。

申請を受けた後、本市は内容を審査し、補助金交付の適否を決定し、「宅地内汚水ポンプ設備設置費等補助金交付決定通知書」(第3号様式)により通知する。

ニ) 申請内容を変更する場合

申請内容を変更(中止を含む)しようとするときは、速やかに「宅地内汚水ポンプ設備設置等工事計画変更承認申請書」(第4号様式)を本市へ提出する。

本市は、申請の内容について審査し、「宅地内汚水ポンプ設備設置等工事計画変更承認通知書」(第5号様式)により申請者に通知する。

ホ) 工事完了の報告

工事完了日から7日以内又は3月31日のいずれか早い日までに、「宅地内汚水ポンプ設備設置工事完了報告書」と必要な書類を併せて本市へ提出する。

本市では、提出された申請書について検査を行う。

① 「宅地内汚水ポンプ設備設置工事完了報告書」(第6号様式)

② 添付書類

- ・工事の写真(着手から完了までの工事の過程がわかるもの)
- ・竣工図(平面図、縦断図、構造図等)
- ・請求書及び領収書の写し
- ・上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類



へ) 補助金額の決定

検査終了後、工事が適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、「宅地内污水ポンプ設備設置費等補助金確定通知書」により通知する。

工事の完了検査に合格後に、補助金額を決定し、「宅地内污水ポンプ設備設置費等補助金確定通知書」(第7号様式)により申請者に通知する。補助金交付を受けようとするときは、「宅地内污水ポンプ設備設置費等補助金請求書」(第8号様式)を本市へ提出する。

## 第4節 別途必要な許可など

### 1. 都市計画法に基づく開発行為

都市計画法に基づく開発行為において、排水設備を設置して下水本管または排水路等の排水施設に接続する場合、許可申請時に排水施設管理者の同意が必要となるため、本章第2節「2. 排水設備工事の事務手続き」の計画書等を申請する前に排水の同意を得ることが必要である。

排水施設に係る開発許可の基準としては、都市計画法第33条第1項第3号の規定により「排水路その他の排水施設が、当該地域における降水量、放流先の状況を勘案して、開発地域内の下水を有効に排出するとともに、その排水によって開発区域及びその周辺の地域に溢水等による被害が生じないような構造及び能力で配置されること」と定められている。

#### (1) 開発行為とは（都市計画法第4条第12項）

開発行為とは、「主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更」と定義されており、愛知県知事の許可を必要とする。

- 1) 土地の区画の変更・道路、水路をつくり区画を変える行為
- 2) 土地の形質の変更・田から宅地へ造成行為（盛土・切土による土地の物理的変更）

※開発区域の敷地面積が500㎡以上のものが対象となる。

#### (2) 協議先

愛知県

#### (3) 関連資料

「都市計画法の開発行為」

愛知県ホームページにて参照することができる。

### 2. 宅地開発等に関する指導要綱

清須市宅地開発に関する指導要綱に基づく開発事業等を行う場合は、本章第2節「2. 排水設備工事の事務手続き」の計画書等を申請する前にこの要綱に基づく市と事業者の協定の締結が必要である。

#### (1) 開発事業等とは（要綱第2条第1項）

開発事業等とは、「宅地造成規制法による宅地造成、都市計画法による開発行為及び建築基準法による建築物の建築行為」と定義されている。

次に掲げる事業を行う者について適用する。

- 1) 開発区域の面積が 500 m<sup>2</sup>以上のもの
- 2) 建築物の敷地面積が 500 m<sup>2</sup>以上のもの
- 3) 共同住宅、連続建住宅、寮、寄宿舎等の建築物で計画戸数（区画）10 戸以上のもの
- 4) 建築物の高さが 10mを超えるもの
- 5) 店舗、事務所等の建築物で床面積の合計が 500 m<sup>2</sup>以上のもの

※ただし、1)、2)については、自己の居住に供するものは、対象外となる。

なお、同一の事業者が3年以内に隣接地（道水路を含む。）で継続して事業を行い、その合計が1)及び3)に規定する規模になるものにおいても同様とする。

(2) 協議先

清須市建設部都市計画課(西枇杷島庁舎内)

(3) 関連資料

「清須市宅地排発に関する指導要綱」

清須市ホームページにて参照することができる。

### 3. 特定都市河川流域における雨水浸透阻害行為

特定都市河川浸水被害対策法、同法施行令、同法施行規則に基づき、500 m<sup>2</sup>以上の雨水浸透阻害行為については愛知県知事の許可が必要となる。この許可にあたっては、技術基準に従った雨水貯留浸透施設の設置が必要となっており、本章第2節「2. 排水設備工事事務手続き」とは別の手続きが必要となるため、雨水排水設備の設置において留意する。

特定都市河川浸水被害対策法に基づき、平成 18 年 1 月から新川流域が特定都市河川流域に指定され本市の大部分が対象区域となっている。同法に基づき 500 m<sup>2</sup>以上の雨水浸透阻害行為を行う場合には、雨水貯留浸透施設の設置が義務付けられている。したがって、雨水排水設備の設置においては本章第2節「2. 排水設備工事事務手続き」に定める確認申請前に、愛知県知事の許可を受けるものとする。

(1) 雨水浸透阻害行為とは

宅地等以外の土地において、雨水の浸透を著しく妨げるおそれのある行為をいい、以下のような行為などが対象となる。

- ① 宅地等にするために行う土地の形質の変更
- ② 土地の舗装
- ③ 土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為
  - ・ゴルフ場、運動場その他これらに類する施設を新設し、または増設する行為
  - ・ローラーその他これに類する機械施設を用いて土地を締め固める行為

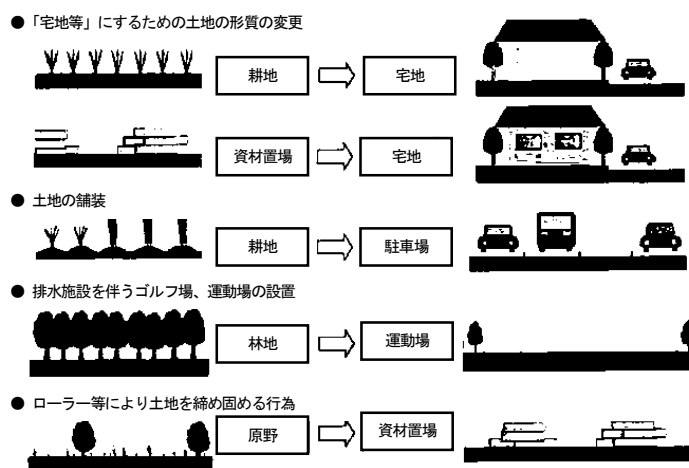


図 3-5 雨水浸透阻害行為の例

(2) 協議及び提出先

雨水浸透阻害行為の許可は尾張建設事務所河川整備課が行っており、協議の窓口は尾張建設事務所河川整備課、書類の提出先は清須市建設部都市計画課(西枇杷島庁舎内)となる。

(3) 関連資料

「許可申請等様式集」、「雨水浸透阻害行為許可等のための雨水貯留浸透施設設計・施工技術指針」上記は、新川流域・境川流域の総合治水対策ウェブサイトで見ることができる。

4. 道路占用許可申請

宅内の雨水排水管を公道内の排水管、側溝などに接続する場合、「道路占用許可申請」が必要となる。

本市では、宅内の雨水排水管を、公道内の排水管、側溝、ボックスカルバートなどに接続する際には、別途「道路占用許可申請」が必要である。

宅内の雨水排水管は、雨どいなどの各排水箇所を最終的に1箇所にとまとめ、排水管等に接続することが必要である。

施工にあたっては、土かぶり、接続先、接続方法、舗装復旧などについて本市の基準を定めており、これに準拠することが必要である。

(1) 工事着工前に必要な図書

① 道路占用許可申請書

添付図書： 付近見取図、 排水管接続仕様書、平面図、断面図、構造図、掘削図、  
地下埋設物調査表、作業区域・交通対策図、工事工程表、その他参考となる図書

② 道路使用許可申請書

(2) 工事着工時に必要な図書

① 工事着工届

(3) 工事完了時に必要な図書

① 工事完了届

添付図書：道路占用許可申請書の表紙のコピー、工事写真帳

(4) 協議先、申請先

協議、申請の窓口は、清須市建設部土木課（西枇杷島庁舎内）となる。

申請書や施工に関する基準などは、ホームページにてダウンロードする。

## 第4章 排水設備の図面

### 第1節 図面の種類

「排水設備等計画確認申請書」には、以下の図面の添付が必要となる。

#### (1) 申請に必要な図面の種類

##### ① 付近見取図

方向は北を上として、申請箇所、目印となる付近の建物を記入する。

##### ② 平面図

##### ③ 縦断図

汚水系統に関し作成する。(雨水系統は不要)

##### ④ 配管立図

2階建て以上の建築物で平面図だけでは衛生器具などの配置、排水及び通気の配管状態がわかりにくい場合には、配管系統図により図示する。

##### ⑤ 構造図

規格品または汎用されている二次製品については省略してもよいが、これら以外の特殊な構造の施設を必要とする場合は、その構造図の平面図、断面図、詳細図を添付する。

#### (2) 縮尺

図面の縮尺は、以下を基本とするが下記の縮尺では図面内容が判りにくい場合は、縮尺を適宜変えても良い。

##### ① 付近見取図

縮尺は 1/2500 程度とする。

##### ② 平面図

縮尺は 1/200 程度とする。

##### ③ 縦断図

縦は 1/50、横は 1/200 程度とする。

##### ④ 配管立図

縮尺は 1/200 程度とする。

##### ⑤ 構造図

原則として、1/20 程度とする。

#### (3) 図面への記入事項

1) 敷地の区画(敷地境界)、建物の簡略な間取り

2) 排水管きよ

##### ① 屋外(屋外へ出た最初のますから下流)

- ・新設管と既設管の区別
- ・汚水管と雨水管の区別
- ・汚水管の管径、管種、勾配及び延長

② 屋内

- ・新設管と既設管の区別
- ・横主管の管径、管種、立ち上りと立ち下り管の区別、管径、管種、延長

3) ます

- ・ますの番号、形状、寸法、深さ、封水深、蓋の種類
- ・接続ますの位置（隣地境界及び公私境界からますの中心までの距離を記入する）

4) 通気管

- ・立ち上りと立ち下り管の区別、管径、管種、延長

5) 配管立図

- ・各階の横枝管と立て管、および横主管との関係を明示した配管系統図

6) 衛生器具、便器、トラップ、掃除口の種類

7) その他、排水に関する構造物(阻集器、地下排水槽、池、プール、雨水貯留施設など)

## 第2節 図面の作成基準

排水設備図面は、本市の基準にしたがって作成すること。

### (1) 単位および数値

設計図に記載する数値の単位および端数処理は表4-1のとおりとする。

**表4-1 設計図の記載数値**

種別	単位	端数処理	記載例
排水管延長	m	小数点以下1位まで	7.9
排水管径(呼び径)	mm		100
排水管の勾配	—	小数点以下1位まで	1.5/100
ますの寸法	cm		20
ますの深さ	cm		53
ますの高さ(地盤高)	m	小数点以下2位まで	10.15

注1 記入数値の直近下位の端数を四捨五入する。

2 ますの高さ(地盤高)は、接続ますの高さを10.00とする。

### (2) 図面の記号

設計図に記載する記号を、次ページ以降に示す。



< 排水設備の記号 >

① ます類

名称	汚水ます			ドロップ汚水ます		雨水ます	
	接続ます	丸ます	角ます	丸ます	角ます	丸ます	角ます
記号							
記入例							

名称	ドロップ雨水ます		排水ヘッダーシステム		分離ます	浸透ます
	丸ます	角ます	丸ます	角ます		
記号						
記入例						

名称	トラップます					
	丸ます		角ます			
	汚水	雨水	汚水	雨水		
記号						
記入例						

② 流し、衛生器具類

名称	流し類	洗濯機	浴場	大便器	小便器	手洗器 洗面器
記号						
記入例						

③ 掃除口類

名称	床排水口	トラップ	掃除口	露出掃除口	阻集器	足洗場
記号						
記入例						

④ その他

名称	ディスポーザー排水処理システム		浄化槽	雨水貯留施設	その他	宅地内汚水ポンプ
	流し	処理槽				
記号						
記入例						

⑤ 排水管類

名称	排水管		通気管	雨どい	立て管	間接排水
	新規	既設				
記号						
記入例						

⑥ 管種

名称	塩化ビニル管	鉄筋 コンクリート管	鑄鉄管	鋼管	陶管	
記号	VU VP	HP	CIP	GP	TP	

⑦ 蓋種

名称	コンクリート製蓋	樹脂製蓋	鑄鉄製蓋	格子蓋		
記号	C	P	S	K		

⑧ 線種、線色

区分	新設		既設		撤去	衛生器具	
	汚水	雨水	汚水	雨水		新設	既設
線種	実線	実線	破線	破線	実線に×	実線	実線
線色	赤	緑	赤	緑	黒	赤	黒

⑨ 記載内容

名称	排水管		接続ます	ます		特殊器具
	汚水	雨水		汚水	雨水	
記載内容	管径 管種 勾配 延長	経路	番号 寸法 深さ 蓋種類 設置位置	番号 形状 寸法 深さ 蓋種類 (封水深)	形状	名称

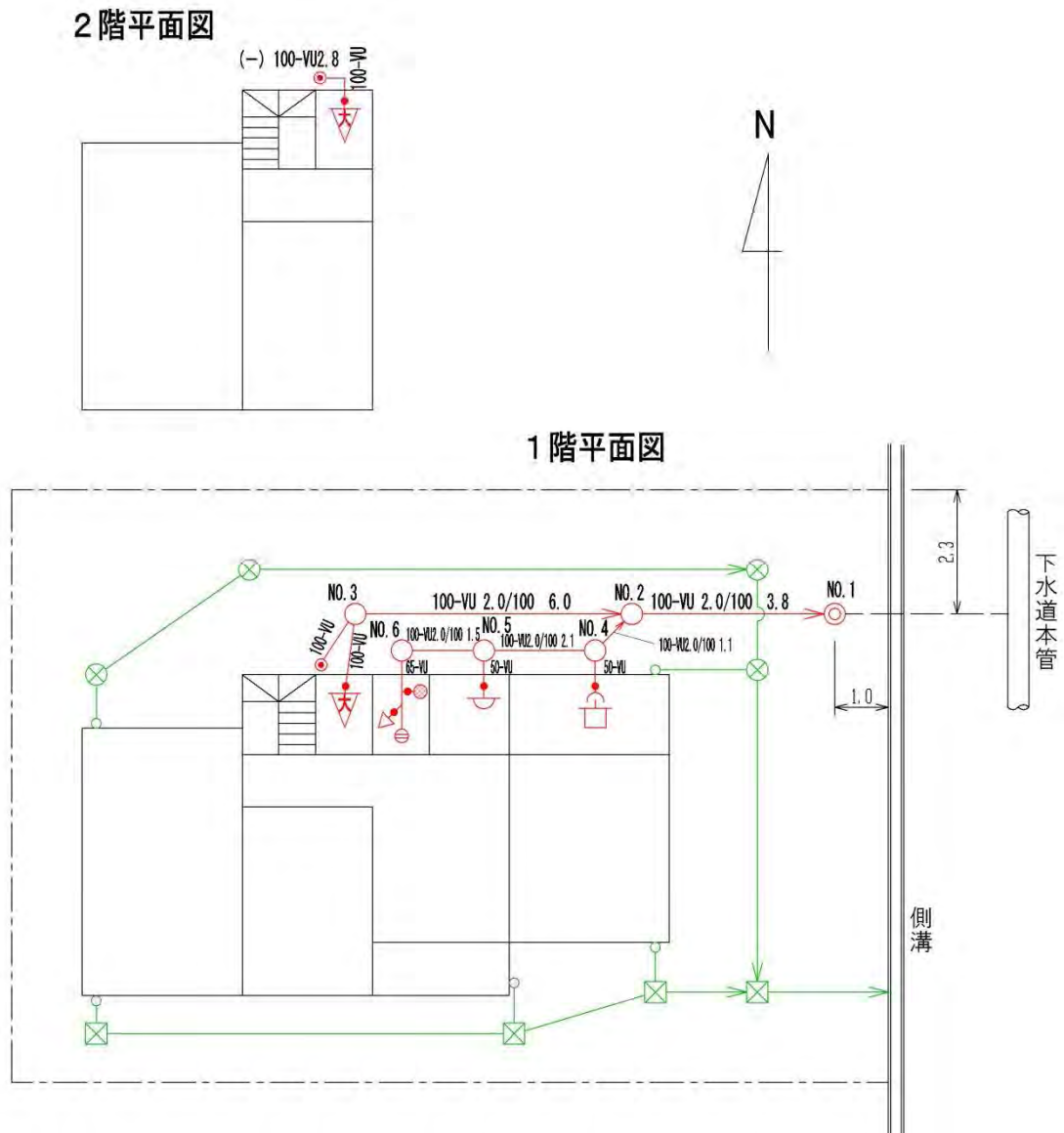
### 第3節 図面作成例

以降に、図面の作成例を示す。

図4-1 付近見取図の例



図4-2 平面図の例（新築工事）

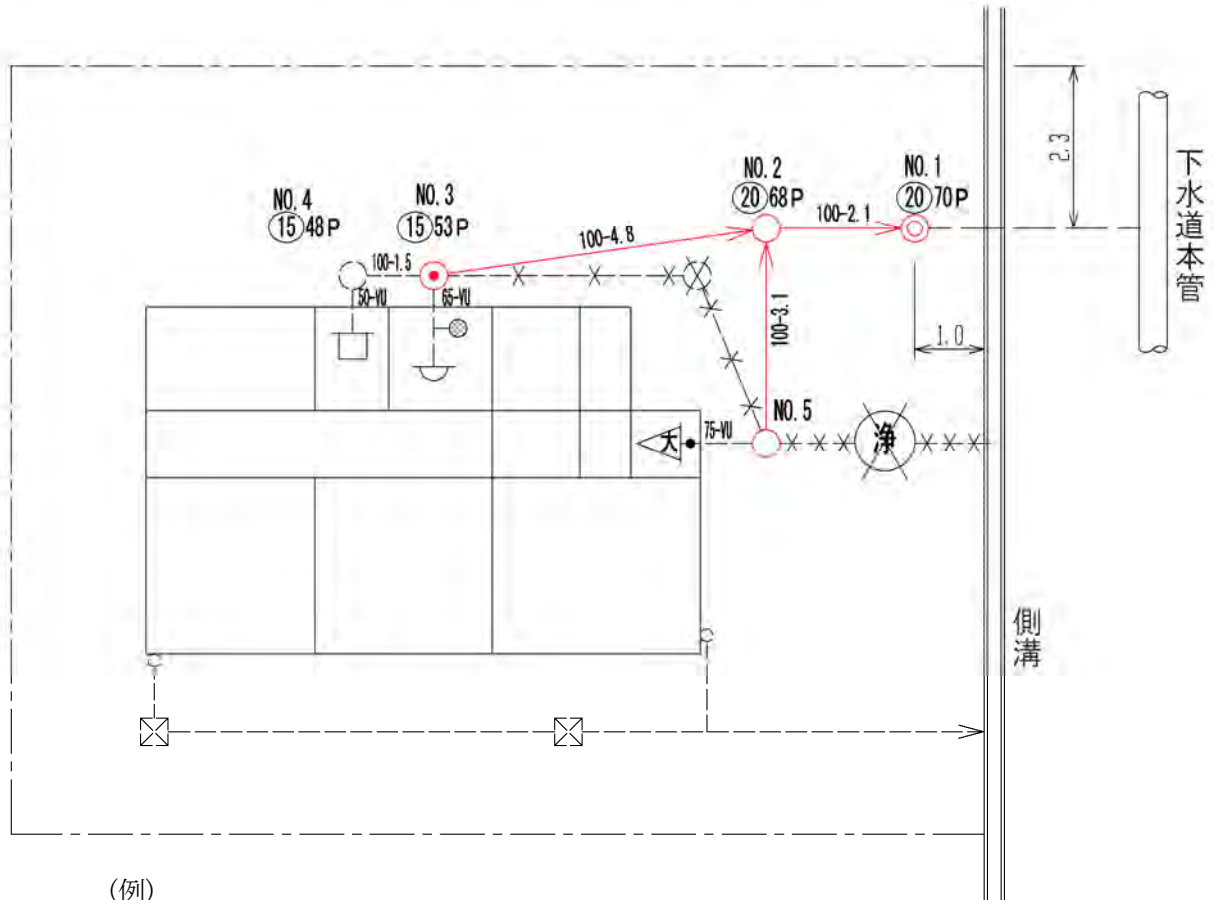


汚水ます

NO.	内法寸法	深さ	蓋の種類
1	⓪20	70	P
2	⓪20	67	P
3	⓪15	60	P
4	⓪15	66	P
5	⓪15	63	P
6	⓪15	61	P

※1 ⓪20 は丸形、内径20cmを示し、□30 は、矩形、内法30cmを示す。

図4-3 平面図の例（浄化槽廃止）

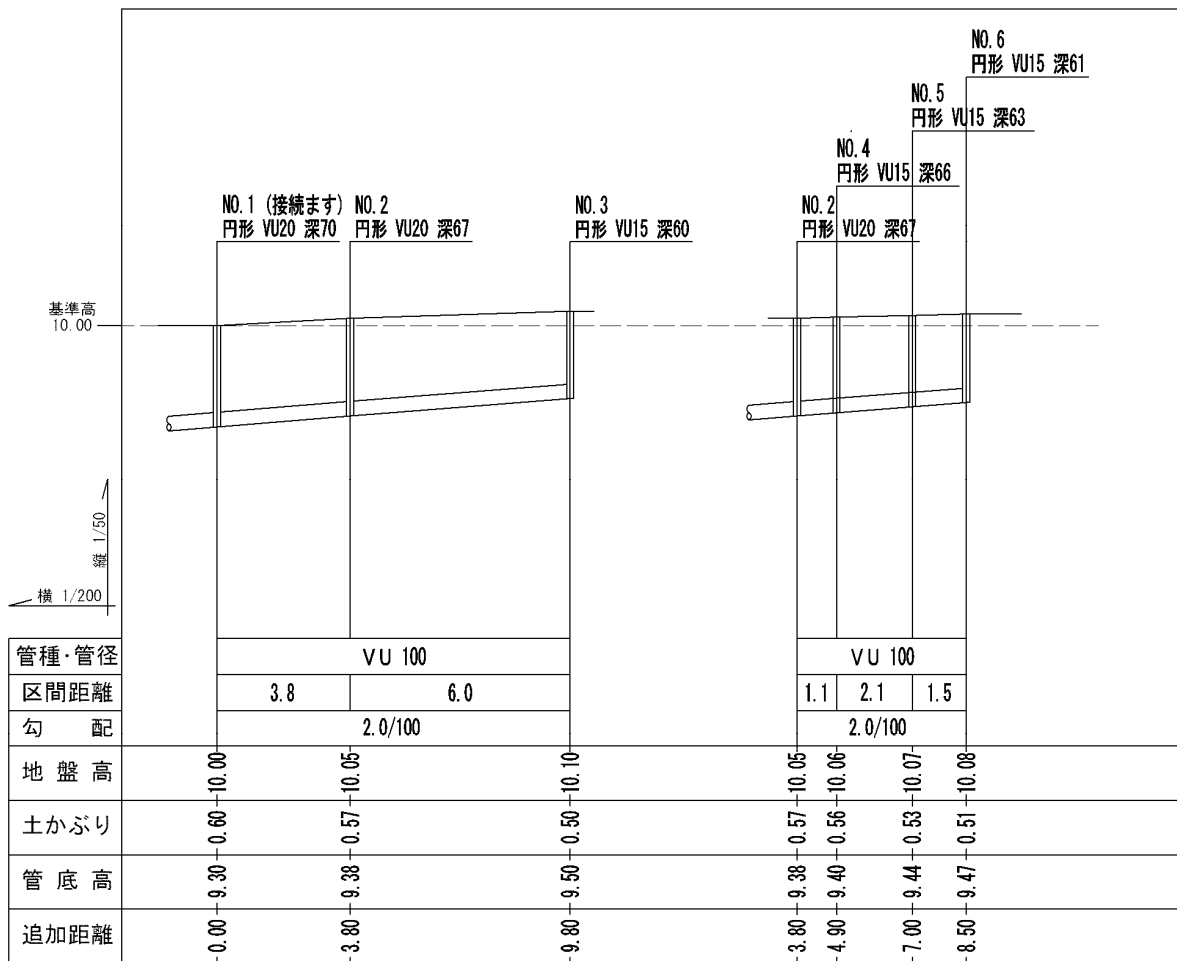


(例)

- 排水管は、すべてVU管を使用
- 勾配は、すべて2.0/100

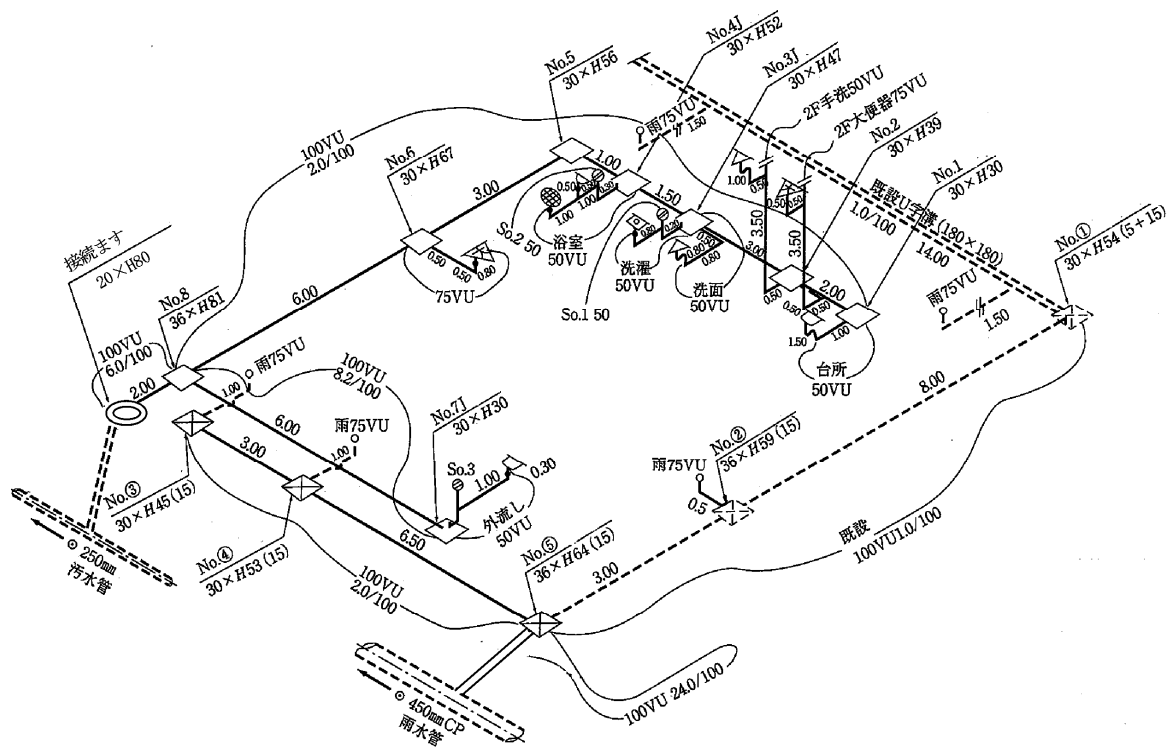
<排水管の管種・勾配については上記例のように簡略化しても良い>

図4-4 縦断面図の例



※ 地盤高及び管底高は、接続ますにおける地盤高を 10.00(基準高)とする

図4-5 配管立図の例





## 第5章 排水設備

### 第1節 屋内排水設備

#### 1. 基本的事項

屋内排水設備の設置にあたっては、次の事項を考慮する。

- (1) 屋内排水設備の排水系統は、排水の種類、衛生器具等の種類及びその設置位置に合わせて適正に定める。
- (2) 屋内排水設備は、建物の規模、用途、構造を配慮し、常にその機能を発揮できるように、支持、固定、防護等により安定、安全な状態にする。
- (3) 大きな流水音、異常な振動、排水の逆流等が生じないものとする。
- (4) 衛生器具は、数量、配置、構造、材質等が適正で排水系統に正しく接続されたものとする。
- (5) 排水系統と通気系統が適切に組み合わされたものとする。
- (6) 排水系統、通気系統ともに、十分に耐久的で保守管理が容易にできるものとする。
- (7) 建築工事、建築設備工事との調整を十分に行う。

#### (1) について

排水系統は、屋内の衛生器具の種類及びその設置位置に合わせて汚水、雨水を明確に分離し、建物外に確実に、円滑かつ速やかに排除されるよう定める。

排水系統は、一般に排水の種類、排水位置の高低等により、次のように分けられる。

##### 1) 排水の性状等による分類

##### ① 汚水排水系統

大便器、小便器及びこれと類似の器具（汚物流し・ビデ等）の汚水を排水するための系統をいう。

##### ② 雑排水系統

①の汚水を含まず、洗面器、流し類、浴槽、その他の器具からの排水を導く系統をいう。

##### ③ 雨水排水系統

屋根及びベランダ等の雨水を導く系統をいう。なお、ベランダ等に設置した洗濯機の排水は雑排水系統へ導く。

##### ④ 特殊排水系統

工場、事業場等から排出される有害、有毒、危険、その他望ましくない性質を有する排水を他の排水系統と区分するために設ける排水系統をいう。公共下水道へ接続する場合には法令等の定める処理を行う施設（除害施設）を経由する。

2) 排水方式による分類

① 重力式排水系統

排水系統のうち、地上階など建物排水横主管が公共下水道より高所にあり、建物内の排水が自然流下によって排水されるものをいう。

② 機械式排水系統（低位排水系統）

地下階その他の関係等で、排除先である公共下水道より低位置に衛生器具又は排水設備が設置されているため、自然流下による排水が困難な系統をいい、排水をいったん排水槽に貯留し、ポンプでくみあげる。なお、この排水槽を設置する場合は、悪臭発生等の問題があるため“9.排水槽”の事項に留意しなければならない。

(2) について

排水設備は、建物の規模、用途に応じた能力を有し、地震や温度変化、腐食等で排水管や通気管が変位又は損傷しないように、建物の構造に合わせて適切な支持、固定、塗装、その他の措置を行う。

(3) について

排水時に流水音や異常な振動を生じないようにし、また、排水が逆流することがないように構造とする。

(4) について

衛生器具は建築基準法等関係法規を遵守して設置し、その個数、位置等は、建物の用途や使用者の態様に適合させる。材料はすべて不透水性で滑らかな表面を有し、常に清潔に保てることのできるものとする。排水管へ直結する衛生器具は、適正な構造と封水機能を有するトラップを設ける。

衛生器具等は所定の位置に適正に堅固に取り付け、器具に付属する装置類は窓、ドア、その他出入口等の機能を阻害することのない位置に設ける。

(5) について

通気は、トラップの封水保護、排水の円滑な流下、排水系統内の換気等のために必要であり、通気系統が十分に機能することによって排水系統がその機能を完全に発揮することができる。通気方式は、衛生器具の種類、個数、建物の構造等に応じたものとする。

(6) について

排水管、通気管等の設置場所は、床下や壁体内部などの隠ぺい部となることが多く、保守点検、補修等が容易でないので、十分に耐久性のある材料を用いて適正に施工するとともに、将来の補修や取替えについても十分に配慮しておく。

排水管内の掃除を容易にするために設ける掃除口の設置場所は、設置後に人の出入りが容易にできなかつたり、掃除用具が使用できない狭い箇所にならないように注意する。

(7) について

排水系統、通気系統の大部分は床下、壁体などに收容されるものであり、衛生器具を含めて建築物の構造、施工等と密接な関係がある。また、衛生器具等への給水設備、ガス、電気その他の建築設備及び排水設備の設置空間は、維持管理を考慮すると同一にすることが望ましい。このため、設置位置、施工時期等について、これら関係者と十分に調整することが必要である。

2. 屋内排水管

屋内排水管は、次の事項を考慮して定める。

- (1) 配管計画は、建築物の用途・構造、排水管の施工・維持保守管理等に留意し、排水系統、配管経路及び配管スペースを考慮して定める。
- (2) 管径及び勾配は、排水を円滑かつ速やかに流下するように定める。
- (3) 使用材料は、用途に適合するとともに欠陥、損傷がないもので、原則として、規格品を使用する。
- (4) 排水管の沈下、地震による損傷、腐食等を防止するため、必要に応じて措置を講じる。

(1) について

排水管は屋内排水設備の主要な部分であり、円滑に機能し施工や維持管理が容易で、建設費が低廉となるように配慮するとともに建築基準法施行令等に適合する配管計画を定める。

1) 排水管の種類

屋内排水設備の排水管には、次のものがある（図5-1参照）。

① 器具排水管

衛生器具に付属又は内蔵するトラップに接続する排水管で、トラップから他の排水管までの間の管をいう。

② 排水横枝管

1本以上の器具排水管からの排水を受けて、排水立て管又は排水横主管に排除する横管（水平又は水平と45°未満の角度で設ける管）をいう。

③ 排水立て管

1本以上の排水横枝管からの排水を受けて、排水横主管に排除する立て管（鉛直又は鉛直と45°以内の角度で設ける管）をいう。

④ 排水横主管

建物内の排水を集めて屋外排水設備に排除する横管をいう。建物外壁から屋外排水設備のますまでの間の管もこれに含める。

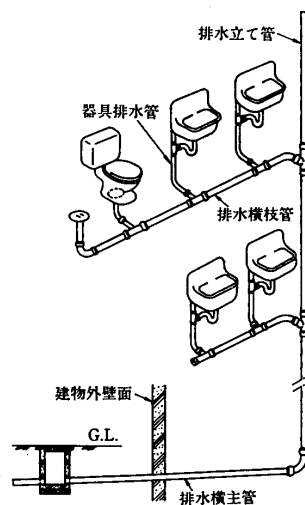


図5-1 排水管の種類

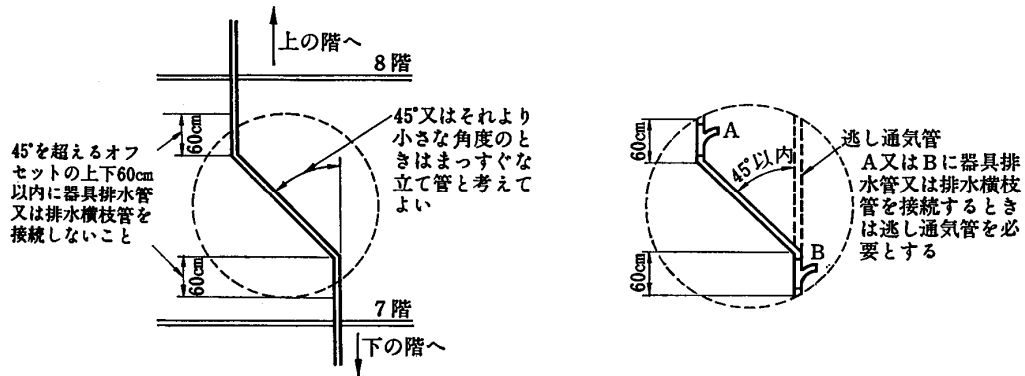
2) 排水系統

排水の種類、排水位置の高低等に応じて排水系統を定める。(1.(1)参照)

3) 配管経路

排水機能に支障がなく、かつできるだけ最短な経路を定める。排水管の方向変換は、異形管又はその組み合わせにより行い、掃除口を設置する場合を除いて経路が行止まりとなるような配管は行わない。

排水横枝管は、排水立て管の45°を超えるオフセットの上部より上方、又は下部より下方の、それぞれ60cm以内で排水立て管に接続しない(図5-2参照)。



注 オフセットとは、配管経路を平行移動する目的で、エルボ又はベンド継手で構成されている移行部分をいう。

図5-2 排水立て管のオフセット

伸頂通気方式の場合は、排水立て管に原則としてオフセットを設けず、排水立て管の長さは30m以内とし、排水横主管の水平曲がりや排水立て管底部より3m以内には設けない。

4) 配管スペース

施工、保守点検、取替え等を考慮して、管の取付け位置、スペース、大きさ等を定める。必要に応じて、取替え時の仮配管スペースを考慮する。

5) 不燃化とすべき排水管

排水管が耐火構造等の防火区画を貫通する場合には、次のとおりとする。

- ① 当該管と耐火構造等の防火区画とのすき間を、モルタルその他の不燃材料で埋める。
- ② 当該管が貫通する部分及び貫通する部分からそれぞれ両側に1mの距離にある部分を不燃材料とする。

(2) について

排水管は、接続している衛生器具の使用に支障がないように排水を円滑かつ速やかに流下させるため、排水量に応じて適切な水深と流速が得られるような管径及び勾配とする。一般に、排水管の管径と勾配は次のように定める。

1) 管 径

排水管の管径については、以下の基本的事項(基本則)が定められている。

- ① 器具排水管の管径は器具トラップの口径以上で、かつ30mm以上とする。衛生器具の器具トラップの口径は、表5-1のとおりとする。

表 5-1 器具トラップの口径

器 具	トラップの最小口径 (mm)	器 具	トラップの最小口径 (mm)
大 便 器 **	75	浴 槽 ( 洋 風 )	40
小便器 (小・中型) **	40	ビ デ	30
小便器 (大型) **	50	調 理 流 し *	40
洗面器 (小・中・大形)	30	掃 除 流 し	65
手 洗 い 器	25	洗 濯 流 し	40
手 術 用 手 洗 い 器	30	連 合 流 し	40
洗 髪 器	30	汚 物 流 し **	75~100
水 飲 み 器	30	実 験 流 し	40
浴 槽 ( 和 風 ) *	30		

注\* 住宅用のもの

(SHASE-S206-2000)

\*\* トラップの最小口径は、最小排水接続管径を示したものである。

- ② 排水管は、立て管、横管いずれの場合も、排水の流下方向の管径を縮小しない。
- ③ 排水横枝管の管径は、これに接続する衛生器具のトラップの最大口径以上とする。
- ④ 排水立て管の管径は、これに接続する排水横枝管の最大管径以上とし、どの階においても建物の最下部における最も大きな排水負荷を負担する部分の管径と同一管径とする。
- ⑤ 地中又は地階の床下に設ける排水管の管径は、50mm 以上が望ましい。
- ⑥ 各個通気方式又はループ通気方式の場合、排水立て管のオフセットの管径は、次のとおりとする。
  - i 排水立て管に対して 45° 以下のオフセットの管径は、垂直な立て管とみなして定めてよい。
  - ii 排水立て管に対して 45° を超えるオフセットの場合の各部の管径は、次のとおりとする。
    - ・オフセットより上部の立て管の管径は、そのオフセットの上部の負荷流量によって、通常 の立て管として定める。
    - ・オフセットの管径は、排水横主管として定める。
    - ・オフセットより下部の立て管の管径は、オフセットの管径と立て管全体に対する負荷流量 によって定めた管径を比較し、いずれか大きい方とする。

排水管の管径決定方法は、定常流量法と器具排水負荷単位による方法（以下「器具単位法」という。）がある。これらの方法によって管径を求め、前記の基本則を満足していることを確認して（満足しない場合は基本則に合わせて）管径を定める。

定常流量法は給排水衛生設備基準・同解説（SHASE-S206-2000）に規定されている方法で、最大排水流量のほかに、1回当たりの排水量や排水時間、使用頻度や負荷の重なるの確率を考慮したものである。器具平均排水流量、器具排水量及び器具平均排水間隔から定常流量を求めて管径を定める方法で、負荷流量を予測することができる。

器具単位法は従来から用いられてきた方法で、給水設備と排水設備を併せて設計する場合に計算しやすい等利点がある。各種の衛生器具の最大排水流量を標準器具（洗面器）の最大排水流量で除して得られる器具単位に、同時使用率等を考慮してその器具の器具排水負荷単位を定め、排水管に接続している衛生器具の器具排水負荷単位の累計から管径を求める方法である。

2) 勾配

排水横管の勾配は表5-2を標準とする。

表5-2 排水横管の管径と勾配

管 径 (mm)	こ う 配 ( 最 小 )
65 以下	1/50
75、100	1/100
125	1/150
150	1/200
200	1/200
250	1/200
300	1/200

(SHASE-S206-2000)

(3) について

屋内配管には、配管場所の状況や排水の水質等によって、铸铁管、鋼管等の金属管やプラスチック管等の非金属管又は複合管を使用する。

地中に埋設する管は、建物や地盤の不同沈下による応力や土壌による腐食を受けやすいため、排水性状、耐久性、耐震性、経済性、施工性等を考慮して適したものを選択する。

屋内配管に用いられる主な管材は次のとおりである。

1) 鑄 鉄 管

① 鑄鉄管

ねずみ鑄鉄製で、耐久性耐食性に優れ、価格も他の金属管に比べて安く、屋内配管の地上部、地下部を一貫して配管することができるので、比較的多用されている。

管種には、直管（1種、2種）と異形管（鉛管接続用を含む）があり、呼び径 50～200mm がある。継手は、コーキング接合とゴム輪接合がある。

② ダクタイル鑄鉄管

耐久性、耐食性に優れ、ねずみ鑄鉄製のものより強度が高く、じん（靱）性に富み衝撃に強い。一般に圧力管に使用される。

管種には、直管及び異形管があり、呼び径 75mm 以上がある。継手は、主にメカニカル型が使用されている。

2) 鉛管

比較的軟らかく屈曲自在で加工しやすいが、施工時の損傷や施工後の垂下変形が起きやすく、凍結、外傷に弱いので、衛生器具との接続部など局部的に使用される。

接合方法は、盛りはんだ接合又はプラスタン接合である。

3) 鋼管

じん性に優れているが、鑄鉄管より腐食しやすいので、塗装されているものが一般的である。継手は、溶接によるのが一般的である。

4) 硬質塩化ビニル管

耐食性に優れ、軽量で扱いやすいが比較的衝撃に弱くたわみ性がある。耐熱性にやや難がある。

管種には、VP と VU があり、屋内配管には戸建住宅を除き VP 管が使用されている。屋内配管の継手は、ソケット継手で接着剤によるのが一般的である。

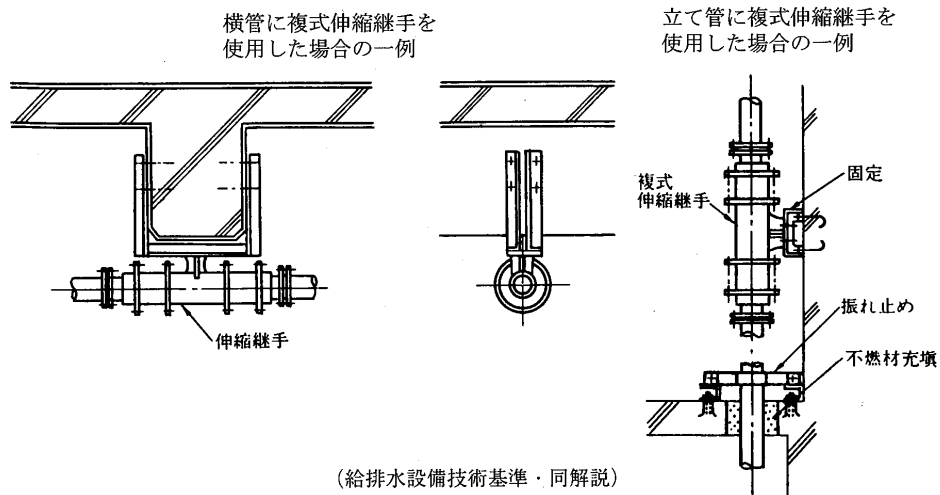
5) 耐火二層管

硬質塩化ビニル管を軽量モルタル等の不燃性材料で、被覆して耐火性をもたせたものである。この耐火二層管は、鋳鉄管や鋼管に比べて経済的で施工性もよいため、屋内配管が耐火構造の防火壁等を貫通する部分等に使用する。

(4) について

建築物の壁面等を貫通して配管する場合は、当該貫通部分に配管スリーブを設ける等、管の損傷防止のための措置を講じる。

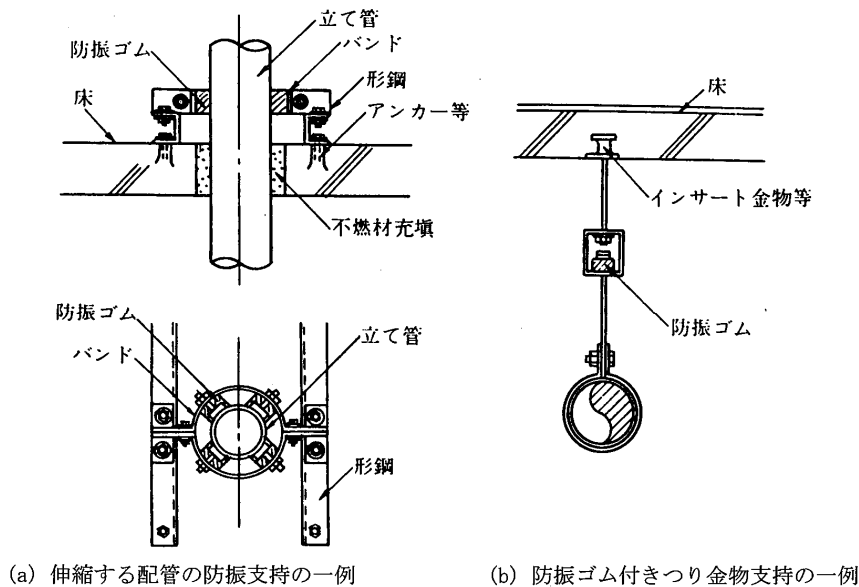
管の伸縮、その他の変形により管に損傷が生じるおそれがある場合は、伸縮継手を設ける等して損傷防止のための措置を講じる（図5-3参照）。



(給排水設備技術基準・同解説)

図5-3 管の損傷防止措置例

管を支持又は固定する場合は、つり金物又は防振ゴムを用いる等、地震その他の振動や衝撃を緩和するための措置を講じる（図5-4参照）。



(a) 伸縮する配管の防振支持の一例

(b) 防振ゴム付きつり金物支持の一例

(給排水設備技術基準・同解説)

図5-4 振動を考慮した管支持方法の例

屋内排水管と屋外排水管の接続部では地盤の沈下、地震の変位に対して可とう継手や伸縮可とう継手を設ける等の措置を講じる（図5-5参照）。

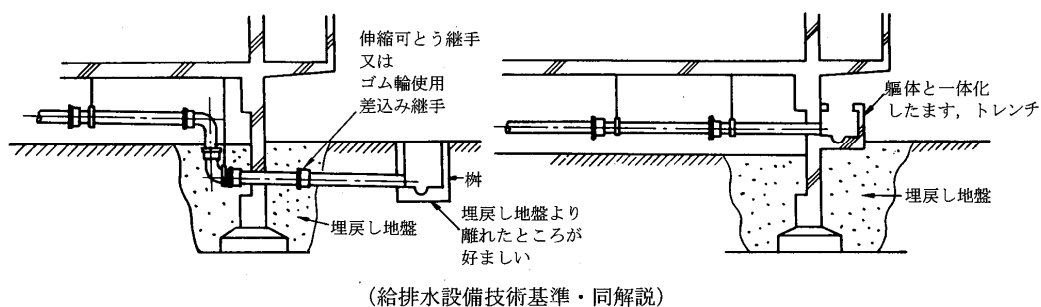


図5-5 排水管・ますの地盤沈下変位に対する対策の例

建物の躯体を横走りする排水管は、躯体と一体化したトレンチ又はスラブを設置し、これに配管するのが望ましい。

腐食のおそれのある場所に埋設する配管材料及びその接合部には、防食の措置を行って保護しなければならない。



### 3. 通気管

排水系統には、各個通気、ループ通気、伸頂通気方式等を適切に組み合わせた通気管を設ける。

次に示す目的のため排水系統に通気系統（通気管）を設ける。これは排水管内の空気が排水管の各所に自由に流通できるようにして、排水によって管内に圧力差を生じないようにするものである。

- ① サイホン作用及びはね出し作用から排水トラップの封水を保護する。
- ② 排水管内の流水を円滑にする。
- ③ 排水管内に空気を流通させて排水系統内の換気を行う。

#### (1) 通気管の種類

通気管には、次の種類がある（図5-6参照）

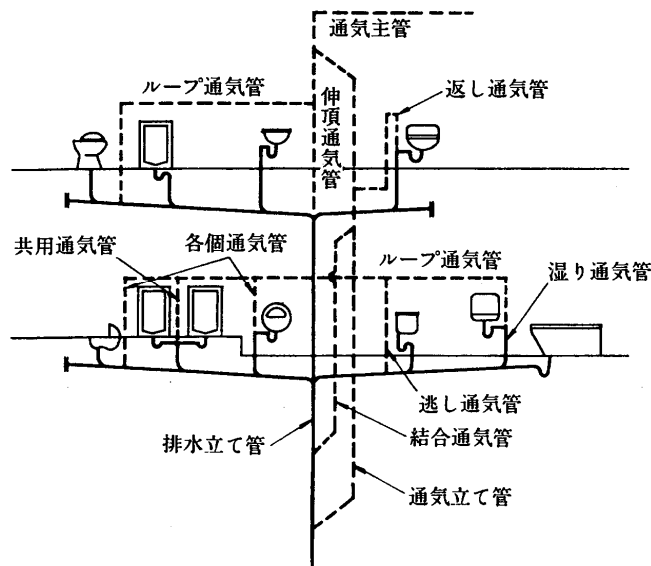


図5-6 各種通気管の種類

#### ① 各個通気管

1個のトラップを通気するため、トラップ下流から取り出し、その器具よりも上方で通気系統へ接続するか又は大気中に開口するように設けた通気管をいう。

#### ② ループ通気管

2個以上のトラップを保護するため、最上流の器具排水管が排水横枝管に接続する点のすぐ下流から立ち上げて、通気立て管又は伸頂通気管に接続するまでの通気管をいう。

#### ③ 伸頂通気管

最上部の排水横管が排水立て管に接続した点よりも、さらに上方へその排水立て管を立ち上げ、これを通気管に使用する部分をいう。

#### ④ 逃し通気管

排水・通気両系統間の空気の流通を円滑にするために設ける通気管をいう。

⑤ 結合通気管

排水立て管内の圧力変化を防止又は緩和するために、排水立て管から分岐して立ち上げ通気立て管へ接続する逃し通気管をいう。

⑥ 湿り通気管

2個以上のトラップを保護するため、器具排水管と通気管を兼用する部分をいう。

⑦ 共用通気管

背中合わせ又は並列に設置した衛生器具の器具排水管の交点に接続して立ち上げ、その両器具のトラップ封水を保護する1本の通気管をいう。

⑧ 返し通気管

器具の通気管を、その器具のあふれ縁より高い位置に一度立ち上げ、それから折り返して立ち下げ、その器具排水管が他の排水管と合わさる直前の横走部へ接続するか、又は床下を横走りして通気立て管へ接続するものをいう。

通気管の機能のうち、トラップの封水の保護が最も重要であり、通気管は器具トラップの封水の破壊を有効に防止できる構造とする。

通気効果を考えると各個通気が最も望ましい。特に自己サイホン作用を生じやすい器具、例えば洗面器等のように水をためて使い、排水を一時に流すような使い方をする器具のトラップには各個通気管を設けるのが望ましい。また、器具によっては通気管を設けにくいものや、2個以上のトラップに共通した通気管を設ける方が便利なこともある。我が国では建築構造や工費等からループ方式が一般的である。いずれにしても、排水系統との組合せを考え、最も通気効果があり、施工性や経済性の面で有利な方式を選定する。

(2) 通気配管の一般的留意点

通気配管についての各方式共通の留意事項は、次のとおりである。

- ① 各個通気方式及びループ通気方式には、必ず通気立て管を設ける。
- ② 排水立て管は、上部を延長して伸頂通気管とし大気中に開口する。
- ③ 伸頂通気管及び通気立て管は、その頂部で通気主管に接続し、1箇所で大気中に開口してもよい。
- ④ 間接排水系統及び特殊排水系統の通気管は、他の排水系統の通気系統に接続せず、単独に、かつ衛生的に大気中に開口する。これらの排水系統が2系統以上ある場合も同様とする。
- ⑤ 通気立て管の上部は、管径を縮小せずに延長し、その上端は単独に大気中に開口するか(図5-7(a)参照)、最高位の器具のあふれ縁から150mm以上高い位置で伸頂通気管に接続する(図5-7(b)参照)。

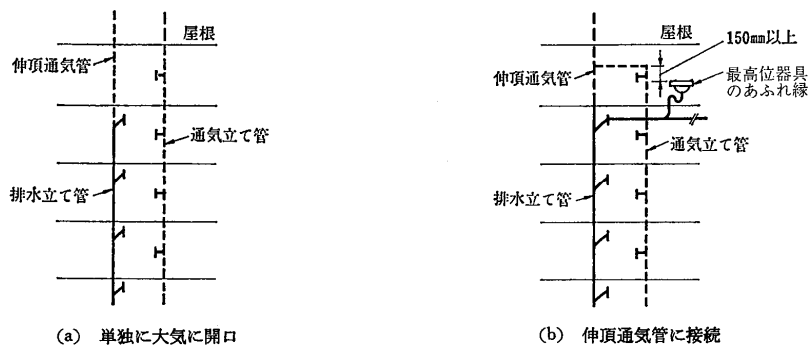


図5-7 通気立て管の上部の処置

- ⑥ 通気立て管の下部は管径を縮小せず、最低位の排水横枝管より低い位置で排水立て管に接続するか排水横主管に接続する。
- ⑦ 屋根を貫通する通気管は、屋根から 150mm 以上立ち上げて大気中に開口する（図 5-8 参照）

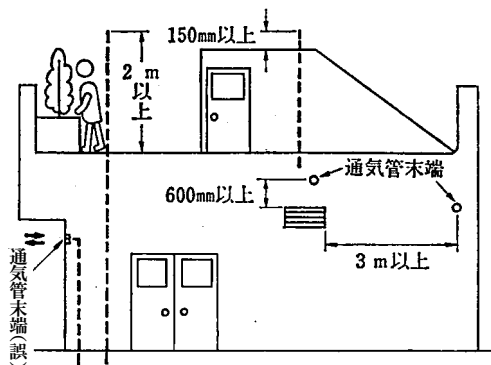


図 5-8 通気管末端の開口位置

- ⑧ 屋根を庭園、運動場、物干場等に使用する場合、屋上を貫通する通気管は屋上から 2m 以上立ち上げて大気中に開口する（図 5-8 参照）。
- ⑨ 通気管の末端が建物の出入口、窓、換気口等の付近にある場合は、これらの換気用開口部の上端から 600mm 以上立ち上げて大気中に開口する。これができない場合は、換気用開口部から水平に 3m 以上離す。また、通気管の末端は、建物の張出し部の下方に開口しない（図 5-8 参照）。
- ⑩ 排水横枝管から通気管を取り出すときは、排水管の垂直中心線上部から鉛直又は鉛直から 45° 以内の角度とする（図 5-9 参照）。

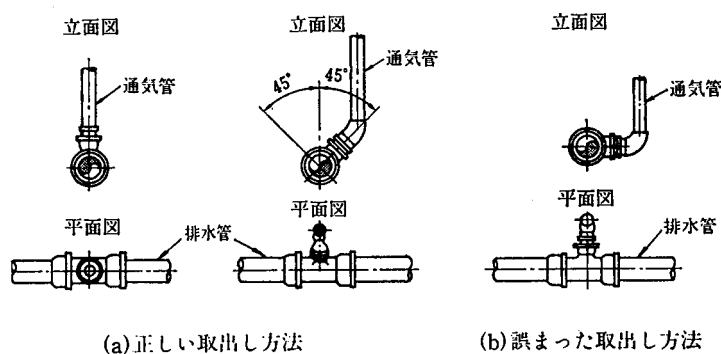


図 5-9 通気管の取り出し方法

- ⑪ 横走りする通気管は、その階における最高位の器具のあふれ縁から少なくとも 150mm 上方で横走りさせる。ループ通気方式等でやむを得ず通気管を床下等の低位で横走りさせる場合に他の通気枝管又は通気立て管に接続するときは、上記の高さ以上とする（図 5-10 参照）。

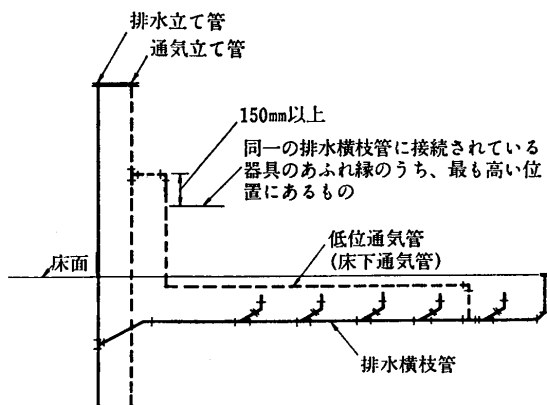
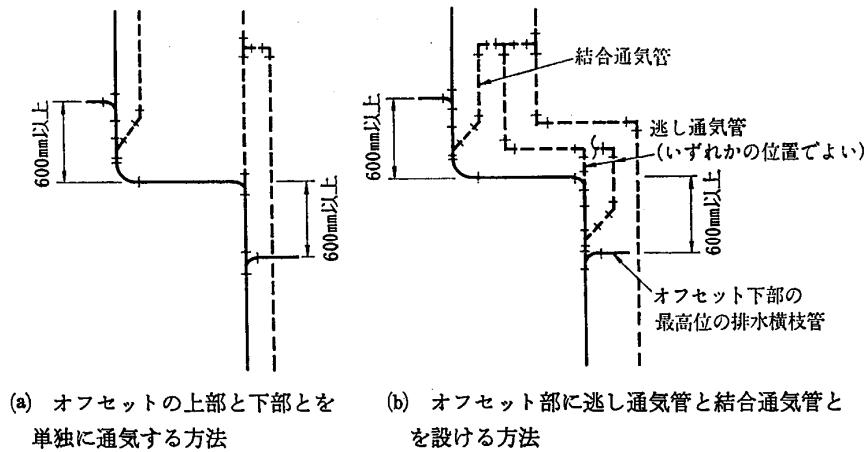


図 5-10 条件付きで認められる低位通気配管の例

⑫ 排水立て管のオフセットで、垂直に対し  $45^\circ$  を超える場合は、次の (a) 又は (b) により通気管を設ける。ただし、最低部の排水横枝管より下部にオフセットを設ける場合は、オフセット上部の排水立て管に通常の通気管を設ける方法でよい。

(a) オフセットの上部と下部とをそれぞれ単独な排水立て管としての通気管を設ける (図 5-11 (a) 参照)。

(b) オフセットの下部の排水立て管の立上げ延長部分、又はオフセット下部の排水立て管の最高位の排水横枝管が接続する箇所より上方の部分に逃し通気管を、またオフセットの上方部分に結合通気管を設ける (図 5-11 (b) 参照)。



SHASE-S206-2000

図 5-11  $45^\circ$  を超えるオフセット部の通気方法

垂直に対して  $45^\circ$  以下のオフセットの場合でも、オフセットの上部より上方、又は下部より下方に、それぞれ 600mm 以内に器具排水管又は排水横枝管を接続する場合は上記と同様に通気管を設ける。この場合の逃し通気管は、図 4-2 のとおりとする。

⑬ 外壁面を貫通する通気管の末端は、通気機能を阻害しない構造とする。

(3) 各通気方式ごとの留意点

上記の一般事項のほか、通気方式によって次の事項に留意する。

① 各個通気方式

i トラップウェアから通気管までの距離

器具のトラップ封水を保護するため、トラップウェアから通気管接続箇所までの器具排水  
管の長さは表 5-3 に示す長さ以内とし、排水管のこう配を 1/50~1/100 とする。

表 5-3 トラップウェアから通気管までの距離

器具排水管の管径 (mm)	距離 (m)
30	0.8
40	1.0
50	1.5
75	1.8
100	3.0

ii 通気管の取出し位置

通気管は器具トラップのウェアから管径の 2 倍以上離れた位置から取り出す。また、大便  
器、その他これと類似の器具を除いて、通気接続箇所は、トラップウェアより低い位置とし  
ない。

iii 高さが異なる器具排水管の場合

器具排水管が高さの異なる位置で立て管に接続する場合、最高位置で立て管に接続する器  
具排水管以外は、この項で許容される場合を除いて通気管を設ける。

iv 共用通気にできる場合

背中合わせ又は並列にある 2 個の器具の器具排水管が、同じ高さで排水立て管に接続し、  
かつトラップと通気管との距離が前記 i に適合している場合は共用通気でもよい (図 5-12  
参照)。

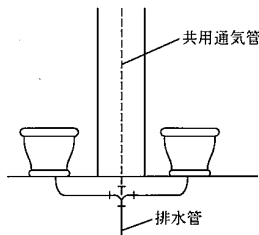


図 5-12 共用通気にできる場合の例

また、同一階で、背中合わせ又は並列に設けられた 2 個の器具の器具排水管が一つの排水  
立て管に異なった高さで接続し、共用通気にする場合は、排水立て管の管径を上部の器具の  
器具排水管の管径より 1 サイズ大きくし、かつ下部の器具排水管の管径より小さくならない  
ようにする。なお、器具排水管は i に適合したものとする (図 5-13 参照)。

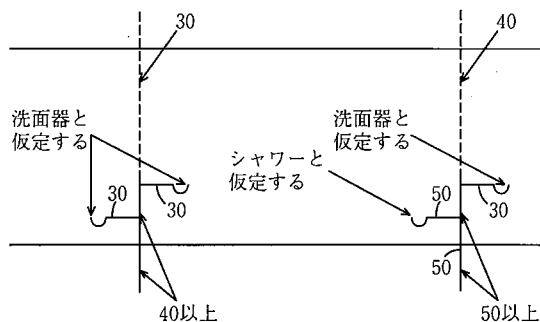


図 5-13 共用通気とする場合の  
排水立て管の例

v 湿り通気の場合

器具排水管と通気管を兼用とした湿り通気とする場合は、流水時にも通気機能を保持するため、排水管としての許容流量は、1/2 程度の評価になる。なお、大便器からの排水は、湿り通気管に接続しない。

vi 返し通気の場合

各個通気管を大気中に開口することができない場合、又は他の通気管に接続することができない場合は、返し通気としてもよいが、この場合、排水管は通常必要な管径よりも1サイズ以上大きくする。

② ループ通気方式

i 通気管取出し位置

最上流の器具排水管と排水横枝管に接続した直後の下流側とする。

ii 通気管の設置方法

通気管は、通気立て管又は伸頂通気管に接続するか、又は単独に大気中に開口する。排水横枝管にさらに分岐された排水横枝管がある場合は、分岐された排水横枝管ごとに通気管を設ける。

iii 逃し通気とする場合

二階建て以上の建物の各階（最上階を除く）の、大便器及びこれと類似の器具8個以上を受け持つ排水横枝管並びに大便器・掃除流しのSトラップ・囲いシャワー・床排水等の床面に設置する器具と、洗面器及びこれと類似の器具が混在する排水横枝管には、ループ通気を設ける以外に、その最下流における器具排水管が接続された直後の排水横枝管の下流側で、逃し通気を設ける（図5-14 参照）。また、洗面器又はこれに類似の器具からの排水が、これらの排水横枝管の上流に排水されるときは、各立上り枝管に各個通気をとることが望ましい。

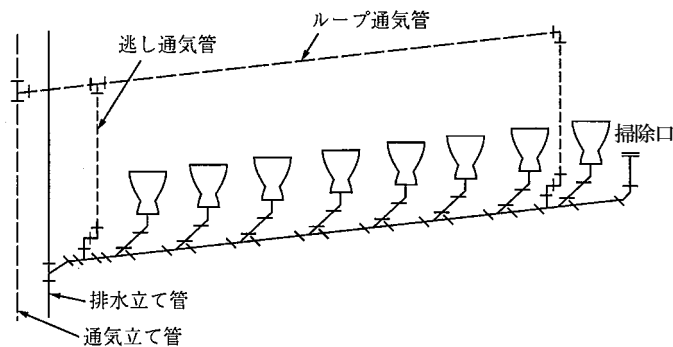


図 5-14 ループ通気管の逃し通気の取り方の例

③ 伸頂通気方式

排水横枝管又は屋外排水管が渦流となるおそれがある場合には、伸頂通気方式にはならない。

④ 結合通気方式

ブランチ間隔 10 以上をもつ排水立て管には、最上階からのブランチ間隔 10 以内ごとに結合通気管を必ず設ける。排水立て管と結合通気管の接続は、結合通気管の下端が、その階の排水横枝管が排水立て管と接続する部分より下方になるようにし、Y管を用いて排水立て管から分岐して立ち上げ、通気立て管との接続はその階の床面から 1m 上方の点で、Y管を用いて通気立て管に接続する（図 5-15 参照）。

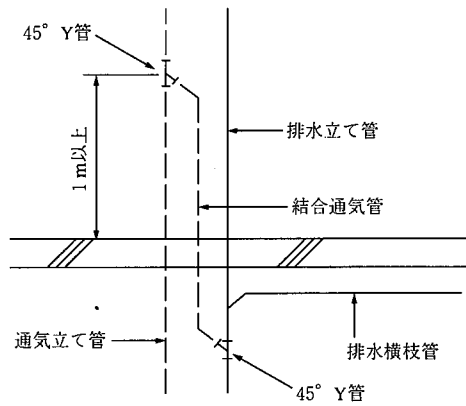


図 5-15 結合通気のととり方

(4) 通気管の管径と勾配

① 管 径

通気管の管径については、次の基本的事項（基本則）が定められている。

- i 最小管径は 30mm とする。ただし、排水槽に設ける通気管の管径は 50mm 以上とする。
- ii ループ通気管の場合は次のとおりとする。
  - 1) ループ通気管の管径は、排水横枝管と通気立て管とのうち、いずれか小さい方の管径の  $1/2$  より小さくしない。
  - 2) 排水横枝管の逃し通気管の管径は、接続する排水横枝管の管径の  $1/2$  より小さくしない。
- iii 伸頂通気管の管径は、排水立て管の管径より小さくしない。
- iv 各個通気管の管径は、接続する排水管の管径の  $1/2$  より小さくしない。
- v 排水立て管のオフセットの逃し通気管の管径は、通気立て管と排水立て管とのうち、いずれか小さい方の管径以上とする。
- vi 結合通気管の管径は、通気立て管と排水立て管とのうち、いずれか小さい方の管径以上とする。

通気管の管径決定方法には、排水管と同じく、定常流量法と器具単位法がある。これらの方法によって管径を求め、上記の基本則を満足していることを確認して（満足しない場合は基本則に合わせて）管径を定める。

定常流量法は、排水管の負荷流量に比例して通気管に空気流が起こるとして必要空気量を求めトラップに許される（封水を破ることのない程度の）圧力変動を経路の許容圧力差として等摩擦損失法によって通気管の管径を定める方法である。

器具単位法は、通気管の長さとしてそれに接続している器具の器具排水負荷単位の合計から通気管の管径を求める方法である。

② 勾 配

通気管は、管内の水滴が自然流下によって排水管へ流れるようにし、逆勾配にならないように排水管に接続する。

(5) 通気管の材料

建物内の通気管は、金属管又は複合管を使用する。ただし、やむを得ない場合は、陶管・コンクリート管を除く非金属管を使用してもよい。

4. トラップ

排水管へ直結する器具には、原則としてトラップを設ける。

トラップは、水封の機能によって排水管又は公共下水道からガス、臭気、衛生害虫等が器具を経て屋内に侵入するのを防止するために設ける器具又は装置である。

衛生器具等の器具に接続して設けるトラップを器具トラップという。

トラップの最小口径は先に示した表5-1のとおりとする。トラップ各部の名称を図5-16に示す。

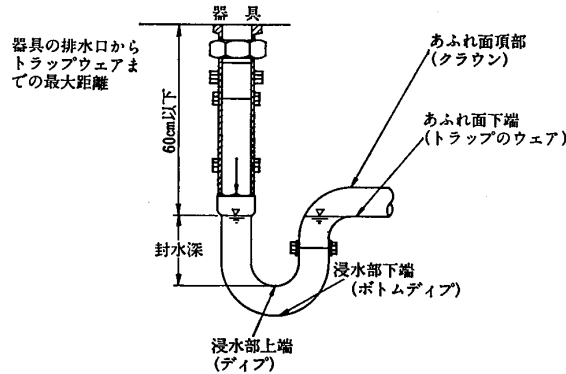
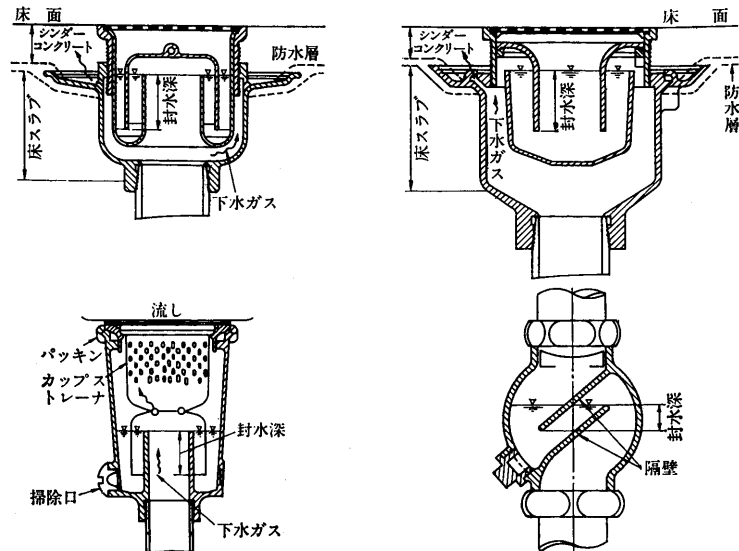


図5-16 トラップ各部の名称

(1) トラップの構造

- ① 排水管内の臭気、衛生害虫等の移動を有効に阻止することができる構造とする。(封水が破られにくい構造であること。)
- ② 汚水に含まれる汚物等が付着し又は沈殿しない構造とする。(自己洗浄作用を有すること。)
- ③ 封水深を保つ構造は、可動部分の組合わせ又は内部仕切り壁等によるものでないこと。望ましくないトラップの例を図5-17に示す。



注1 封水部分が、容易に取り外すことができるベル(わん)トラップで構成されているため、ベルが取り除かれるおそれがあり、封水を確保することができない。また、通水路の幅が狭いとちゅうかい(厨芥)等が詰まりやすく、トラップの機能を果たさない場合がある。

2 隔壁によってトラップが形成されているものは、汚水等の浸食により、隔壁に穴があく等トラップの機能を果たさなくなる場合がある。また、この構造のものにも通水路の幅が狭いものがある。

図5-17 望ましくないトラップの例



- ④ 封水深は5 cm 以上 10cm 以下とし、封水を失いにくい構造とする。
- ⑤ 器具トラップ封水部の点検が容易で、かつ掃除がしやすい箇所に十分な大きさのねじ込み掃除口（図 5-18 参照）のあるものでなければならない。ただし、器具と一体に造られたトラップ、又は器具と組み合わされたトラップで、点検又は掃除のためにトラップの一部が容易に取り外せる場合はこの限りでない。

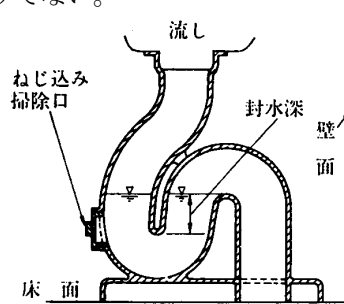


図 5-18 ねじ込み掃除口の例

- ⑥ 器具トラップの封水部の掃除口は、ねじ付き掃除口プラグ及び適切なパッキングを用いた水密な構造でなければならない。
- ⑦ 材質は耐食性、非吸水性で表面は平滑なものとする。
- ⑧ トラップは、定められた封水深及び封水面を保つように取り付け、必要のある場合は、封水の凍結を防止するように保温等を考慮しなければならない。
- ⑨ 器具の排水口からトラップウエア（あふれ面下端）までの垂直距離は、60cm を超えてはならない（前出 図 5-16 参照）。
- ⑩ トラップは、他のトラップの封水保護と汚水を円滑に流下させる目的から、二重トラップとしないようにする。（器具トラップを有する排水管をトラップますのトラップ部に接続するような方法はとらない。）

(2) トラップの種類

トラップには、大別して管トラップ、ドラムトラップ、ベルトトラップ及び阻集器を兼ねた特殊トラップがある。このほか器具に内蔵されているものがある。図 5-19 にトラップの例を示す。

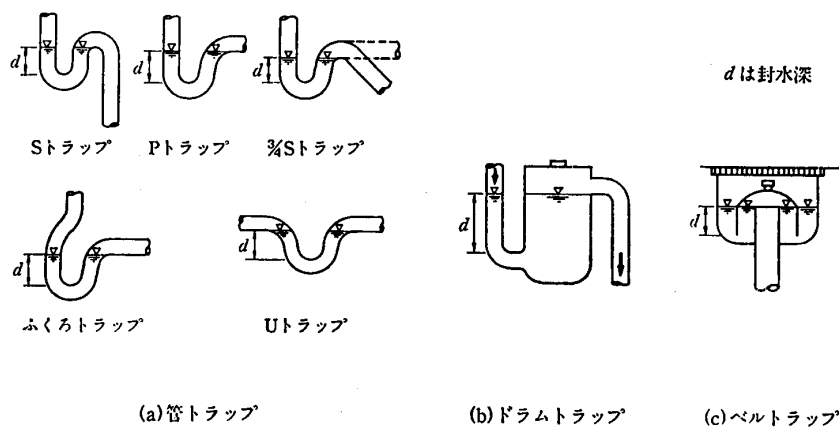


図 5-19 トラップの例

① 管トラップ

図 5-19 (a) に示すもので、トラップ本体が管を曲げて作られたものが多いことから管トラップと呼ばれる。また通水路を満水状態で流下させるとサイホン現象を起こし、水と汚物を同時に流す機能を有することから、サイホン式とも呼ばれる。管トラップの長所は、小形であること、トラップ内を排水自身の流水で洗う自己洗浄作用をもつことであり、欠点は比較的封水が破られやすいことである。

Pトラップは、一般に広く用いられ、他の管トラップに比べて封水が最も安定している。Sトラップは、自己サイホン作用を起こしやすく、封水が破られやすいため、なるべく使用しない方がよい。Uトラップは、沈殿物が停滞しやすく流れに障害を生じるためできるだけ使用しない方がよい。

② ドラムトラップ

図 5-19 (b) のドラムトラップは、その封水部分が胴状（ドラム状）をしているのでこの名があるDドラムの内径は、排水管径の2.5倍を標準とし、封水深は5cm以上とする。

管トラップより封水部に多量の水をためるようになっているため、封水が破られにくい、自己洗浄作用がなく沈殿物がたまりやすい。

③ ベルトラップ（わんトラップ）

図 5-19 (c) に示すように封水を構成している部分がベル状をしているので、この名があり、床等に設ける。

ストレーナーとベル状をしている部分が一体となっているベルトラップ（床排水用）等、封水深が規定の5cmより少ないものが多く市販されている。この種のベルトラップは、トラップ封水が破られやすく、また、ベル状部を外すと簡単にトラップとしての機能を失い、しかも詰まりやすいので、特殊な場合を除いて使用しない方がよい。

(3) トラップ封水の破られる原因

トラップ封水は、次に示す種々の原因によって破られるが（図 5-20 参照）、適切な通気と配管により防ぐことができる。

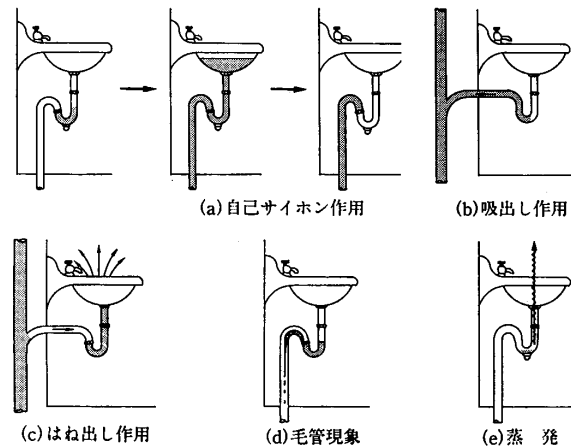


図 5-20 トラップ封水の破られる原因

① 自己サイホン作用

器具とトラップの組合わせ、排水管の配管等が適切でないときに生じるもので、洗面器等のように水をためて使用する器具で、図 5-20 (a) のトラップを使用した場合、器具トラップと排水管が連続してサイホン管を形成し、Sトラップ部分を満水状態で流れるため、自己サイホン作用によりトラップ部分の水が残らず吸引されてしまう。

② 吸出し作用

立て管に近いところに器具を設けた場合、立て管の上部から一時に多量の水が落下してくると、立て管と横管との接続部付近の圧力は大気圧より低くなる。トラップの器具側には大気圧が働いているから圧力の低くなった排水管に吸い出されてしまうことになる(図5-20 (b)、図5-21 参照)。

③ はね出し作用

図5-20 (c)、図5-21 において、器具Aより多量に排水され、c部が瞬間的に満水状態になった時d部から立て管に多量の水が落下してくると、e部の圧力が急激に上昇してf部の封水がはね出す。

④ 毛管現象

図5-20 (d)のように、トラップのあふれ面に毛髪、布糸等が引っかかって下がったままになっていると、毛管現象で徐々に封水が吸い出されて封水が破られてしまう。

⑤ 蒸発

排水器具を長時間使用しない場合には、トラップの水が徐々に蒸発して封水が破られる。このことは、洗い流すことのみれた床排水トラップ(図5-22 参照)に起きやすい。

また、冬期に暖房を行う場合には特に注意を要す。

この床排水トラップの封水の蒸発に対処する目的で、掃除口のストレーナーに代えて密閉ふたを用いた掃除口兼用ドレンがある(図5-23 参照)。

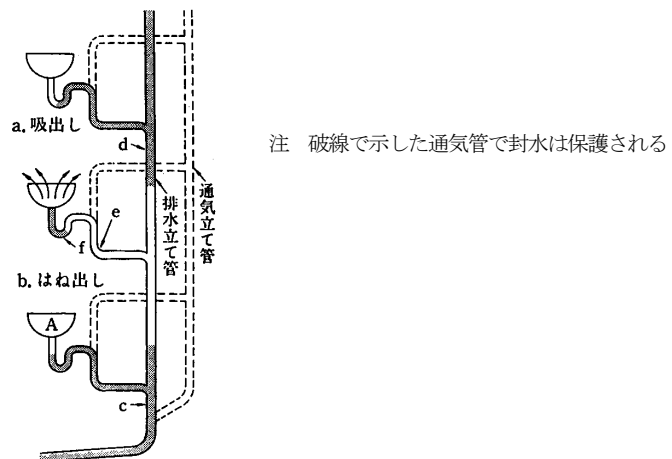


図5-21 吸出し作用とはね出し作用

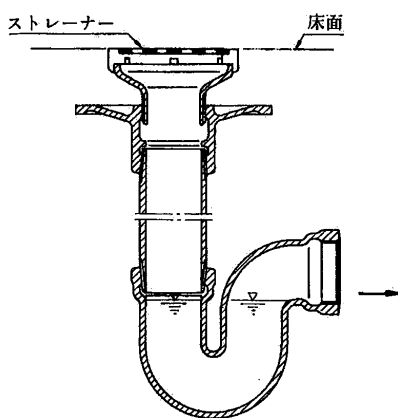


図5-22 床排水トラップの例

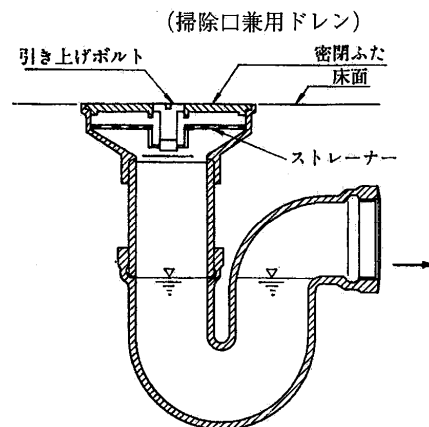


図5-23 床排水トラップの例

5. ストレーナー

浴場、流し場等の汚水流出口には、固形物の流下を阻止するためにストレーナーを設ける。

浴場、流し場等の床排水口には、取り外しのできるストレーナーを設けなければならない(図5-24参照)。ストレーナーの開口有効面積は、流出側に接続する排水管の断面積以上とし、目幅は直径8mmの球が通過しない大きさとする。

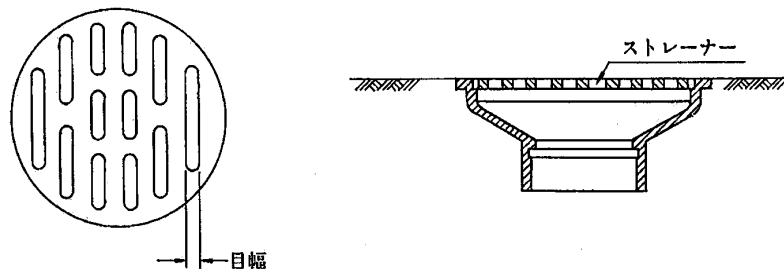


図5-24 ストレーナーの例(目皿)

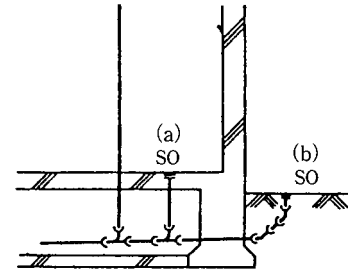
6. 掃除口

排水管には、管内の掃除が容易にできるように適切な位置に掃除口を設ける。

排水管には、物を落して詰まらせたり、長期間の使用によりグリース等が管内に付着する等して、流れが悪くなった場合に、管内の掃除ができるように掃除口を設ける（図5-25参照）。

1) 掃除口は、次の箇所に設ける。

- ① 排水横枝管及び排水横主管の起点
- ② 延長が長い排水横枝管及び排水横主管の途中
- ③ 排水管が45°を超える角度で方向を変える箇所
- ④ 排水立て管の最下部又はその付近
- ⑤ 排水横主管と屋外の排水管の接続箇所に近いところ  
(ますで代用してもよい。)



(a)または(b)のいずれかによる

図5-25 掃除口の取り付け状態の例

⑥ 上記以外の特に必要と思われる箇所

2) 掃除口は容易に掃除のできる位置に設け、周囲の壁、はり等が掃除の支障となるような場合には、原則として、管径65mm以下の管の場合には30cm以上、管径75mm以上の管の場合には45cm以上の空間を掃除口の周囲にとる。

排水横枝管の掃除口取付け間隔は、原則として、排水管の管径が100mm以下の場合には15m以内、100mmを超える場合は30m以内とする。

3) 掃除口を地中埋設管に設ける場合には、その配管の一部を床仕上げ面又は地盤面、若しくはそれ以上まで立ち上げる。ただし、この方法は管径が200mm以下の場合に用いる。

4) 隠ぺい配管の場合には、壁又は床の仕上げ面と同一面まで配管の一部を延長して掃除口を取り付ける。また、掃除口をやむを得ず隠ぺいする場合は、その上部に化粧ふたを設ける等して掃除に支障のないようにする。

5) 排水立て管の最下部に掃除口を設けるための空間がない場合等には、その配管の一部を床仕上げ面又は最寄りの壁面の外部まで延長して掃除口を取り付ける（図5-25参照）。

6) 掃除口は、排水の流れと反対又は直角に開口するように設ける。

7) 掃除口のふたは、漏水がなく臭気もれない密閉式のものとする。

8) 掃除口の口径は、排水管の管径が100mm以下の場合には、排水管と同一の口径とし、100mmを超える場合は100mmより小さくしてはならない。

9) 地中埋設管に対しては、十分な掃除のできる排水ますを設置しなければならない。ただし、管径200mm以下の配管の場合には掃除口でもよい。この場合、排水管の一部を地表面又は建物の外部まで延長して放り付ける。

なお、容易に取り外すことができる器具トラップ等で、これを取り外すことにより排水管の掃除に支障ないと認められる場合には、掃除口を省略してもよい。ただし、器具排水管に2箇所以上の曲がりがある場合には、掃除口は省略しない。

7. 水洗便所

水洗便所に設置する便器及び付属器具は、洗浄、排水、水封等の機能を保持したものとする。

水洗便所に設置する大便器、小便器、付属器具等は、用途に適合する型式、寸法、構造、材質のものを使用する。

(1) 大便器

水洗便所の衛生器具で特に留意すべきものは大便器である。大便器は大別すると床に埋め込んで使用する和風大便器と床上に設置して腰掛けて使用する洋風大便器に分けることができる。

大便器の構造上必要な条件は次のとおりである。

- イ 固形物が留水中に落下し、臭気が少ない。
- ロ 留水面が広く乾燥面が少ない。
- ハ 汚物が流れやすくトラップが詰まりにくい。
- ニ トラップの封水深は5～10cmである。
- ホ 洗浄騒音が少ない。

① 機能による分類

機能によって次のように分類される。

1) 洗出し式

和風大便器の最も一般的な型式であり、便器周縁の各所から噴出する洗浄水が汚物を洗い出す方式である。

(図5-26 参照)

和風洗出し大便器(両用便器)、幼児用和風洗出し大便器がある。

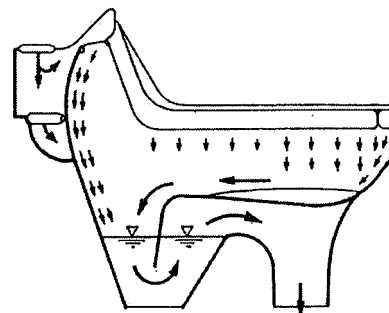


図5-26 洗出し式

2) 洗落し式

汚物をトラップ留水中に落下させる方式である。汚物が水中に落ちるので、洗出し式に比べて臭気が少ない。

比較的安価であるため、洗出し式とともに多く普及している(図5-27 参照)。

洋風洗落し便器、幼児用洋風洗落し便器がある。

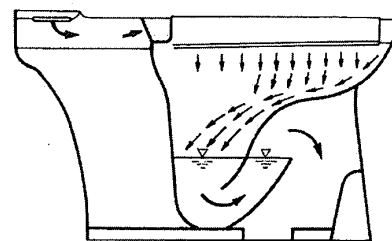


図5-27 洗落し式

3) サイホン式

構造は洗落し式と似ているが、排水路を屈曲させることにより、洗浄の際に排水路部を満水させ、サイホン作用が起こるようにしたものである。洗落し式に比べて排出力が強力である(図5-28 参照)。

洋風サイホン便器、洋風タンク密結サイホン便器がある。

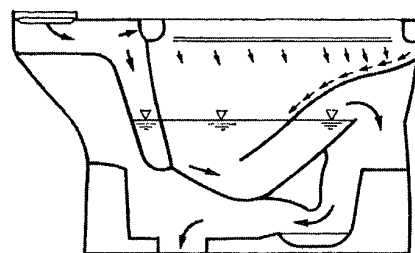


図5-28 サイホン式

4) サイホンゼット式

サイホン式便器のトラップ排水路入口 a に噴水孔を設け、この噴水によって強制的にサイホン作用を起こさせるようにしたものである。この方式もサイホンによる吸引作用が強いため、広い留水面が確保でき、封水深が大きく、排除が確実で臭気の発散や汚物の付着がほとんどない（図5-29 参照）。

洋風サイホンゼット便器、洋風タンク密結サイホンゼット便器がある。

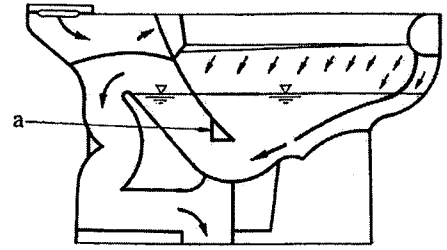


図5-29 サイホンゼット式

5) ブローアウト式

サイホンゼット式と似ているが、サイホン作用よりも噴水作用に重点をおいた機能になっており、噴水孔からの噴水圧で汚物を吹きとばし、排出するようにしたものである。サイホン作用を利用しないため、トラップの排水路が大きく、詰まるおそれが少ない。しかし、給水圧が10N/cm<sup>2</sup>以上必要であり洗浄音大きい。

（図5-30 参照）

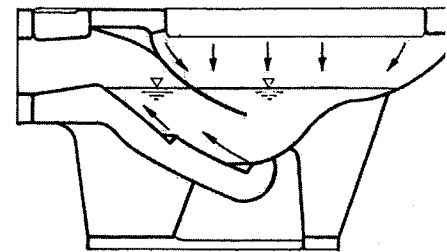


図5-30 ブローアウト式

② 洗浄方式

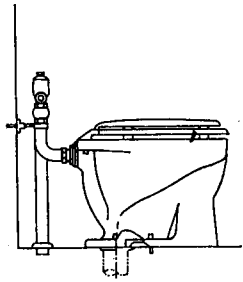
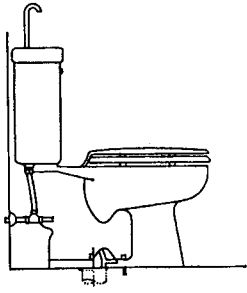
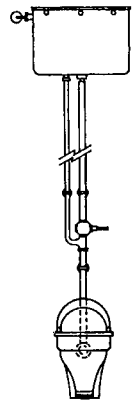
大便器の洗浄方式には、フラッシュバルブ式、ロータンク式及びハイタンク式がありこれを比較すると表5-4のとおりである。

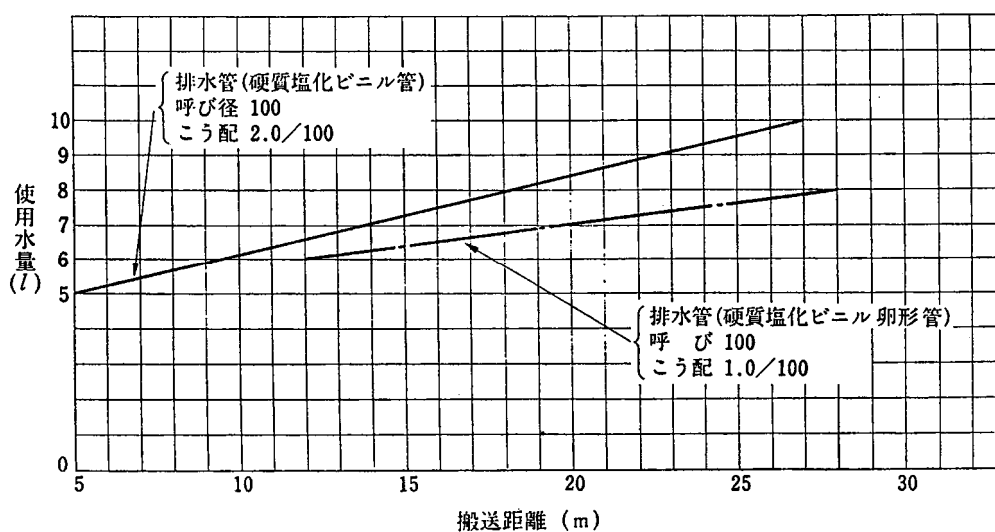
③ 節水形便器

洗浄、排水、封水等の機能を維持しながら1回当たりの洗浄水量を減らして節水を図った節水形便器がある。JISA5207では、「1回当たりの使用水量を、洗出し形及び洗落とし形においては8ℓ以下、サイホン及びサイホンゼット形においては9ℓ以下に減じた便器」を節水形大便器と定義している。

節水形便器の採用に当たっては、接続ますまでの距離及び器具の配置状況等を勘案してその宅地に適合した器具の選定を行う。便器の使用水量が5ℓ以上10ℓ以下の場合の汚物搬送距離の実験の結果を図5-31に示す。

表 5-4 洗浄方式の比較

方式	フラッシュバルブ式	ロータンク式	ハイタンク式
事項			
給水圧力と管径	0.07Mpa以上の水圧を必要とする。給水管径は25mm以上とする。	給水管径は13mmでよいが、据付位置が低く圧力が小さいので洗浄管径は38mm位必要である。	ハイタンクに給水できる圧力であればよい。給水管径は13mm, 洗浄管径は32mmとする。
据付位置	便器に近い低い位置に設ける。	タンク底面は床上50cm又はそれ以下になる。	床上約1.8m以上に設ける。
使用面積	小	大	中
構造	複雑	簡単	簡単
修理	やや困難	簡単	やや困難
据付工事	容易	容易	やや困難(高い)
騒音	やや大	小	やや大
連続使用	可	不可	不可
洗浄方式の例			



注 大便器から接続ます又は他の汚水が合流するまでの距離。

図 5-31 使用水量による搬送距離



(2) 小便器

小便器には、壁面に取り付けるろうと（漏斗）形をした壁掛け小便器と壁掛けストール小便器及び床上に設置するストール（便器に「そで」状の仕切りがある形）小便器がある（図5-32参照）。

トラップ付きは施工や管理面で有利である。

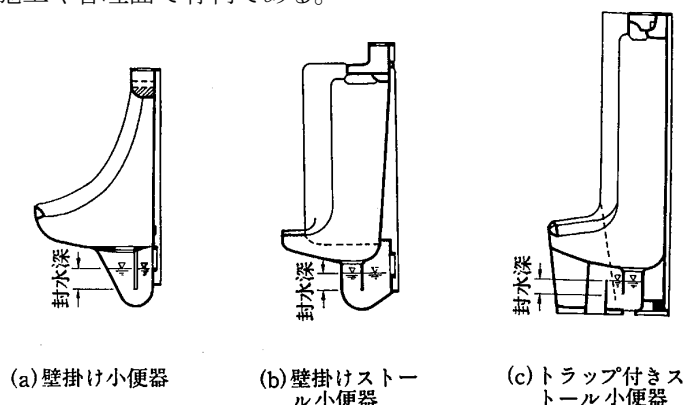


図5-32 小便器の種類

① 小便器の洗浄方式

小便器の洗浄方式には、水栓方式、フラッシュバルブ方式及び自動サイホン方式がある。

1) 水栓方式は、水栓の開閉によって、小便器を洗浄するもので、洗浄の確実性が期待できず非衛生的になりやすい。

フラッシュバルブ方式は、押しボタンを押すと一定量が吐水され、自動的に閉止するもので、操作は容易であるが洗浄の確実性は期待できない。

2) 自動サイホン方式は、ハイタンクと組み合わせて使用するもので、ハイタンクに常に一定量の水を供給し、規定の水位に達したときにサイホン作用によりタンク内の水を自動的に放水して小便器の洗浄を行う方式である。夜間等、使用者がいないときにも自動的に水が流れる欠点があるので、タイマー方式等によって節水を図ることが望ましい。

② 小便器の節水方式

駅、学校、大型ビル等の多人数が利用する場合で、小便器の洗浄水量を減少させて節水を図る洗浄システムとして、使用者の有無を確認する光電センサー方式、尿検知方式、使用時間帯のみ給水するタイマー方式等がある（図5-33参照）。これらの採用には、それぞれの使用実態にあったものを選定する。

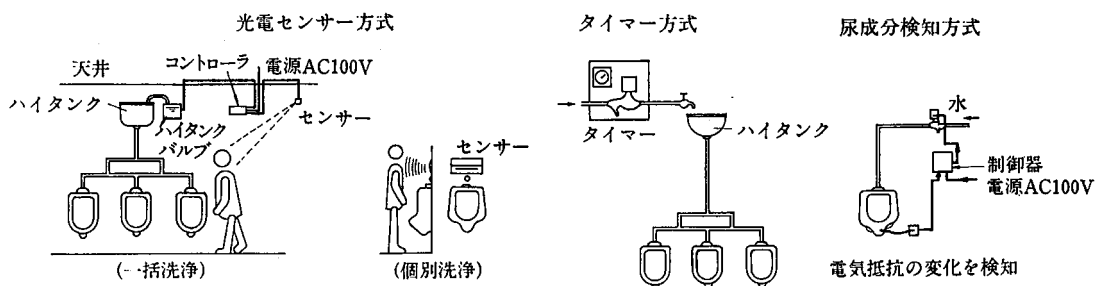


図5-33 小便器の節水方式

## 8. 阻集器

油脂、ガソリン、土砂、その他下水道施設の機能を著しく妨げ、又は排水管等を損傷するおそれのある物質あるいは危険な物質を含む下水を公共下水道に排水する場合は、阻集器を設けなければならない。

阻集器は、排水中に含まれる有害危険な物質、望ましくない物質又は再利用できる物質の流下を阻止、分離、捕集し、自然流下により排水できる形状、構造をもった器具又は装置をいい、公共下水道及び排水設備の機能を妨げ、又は損傷するのを防止するとともに、処理場における放流水の水質確保のために設ける。

### (1) 阻集器設置上の留意点

- ① 使用目的に適合した阻集器を有効な位置に設ける。その位置は、容易に維持管理ができ、有害物質を排出するおそれのある器具又は装置のできるだけ近くが望ましい。
- ② 阻集器は污水から油脂、ガソリン、土砂等を有効に阻止分離できる構造とし、分離を必要とするもの以外の下水を混入させないものとする。
- ③ 容易に保守、点検ができる構造とし、材質はステンレス製、鋼製、鋳鉄製、コンクリート製又は樹脂製の不透水性、耐食性のものとする。
- ④ 阻集器に密閉ふたを使用する場合は、適切な通気がとれる構造とする。  
阻集器は原則としてトラップ機能を有するものとする。これに器具トラップを接続すると、二重トラップとなるおそれがあるので十分注意する。なお、トラップ機能を有しない阻集器を用いる場合は、その阻集器の直近下流にトラップを設ける。
- ⑤ トラップの封水深は、5 cm 以上とする。

### (2) 阻集器の種類

#### ① グリース阻集器

営業用調理場等からの污水中に含まれている油脂類を阻集器の中で冷却し、凝固させて除去し、排水管中に流入して管を詰まらせるのを防止する。器内には隔板をさまざまな位置に設けて、流入してくる污水中の油脂の分離効果を高めている（図5-34参照）。

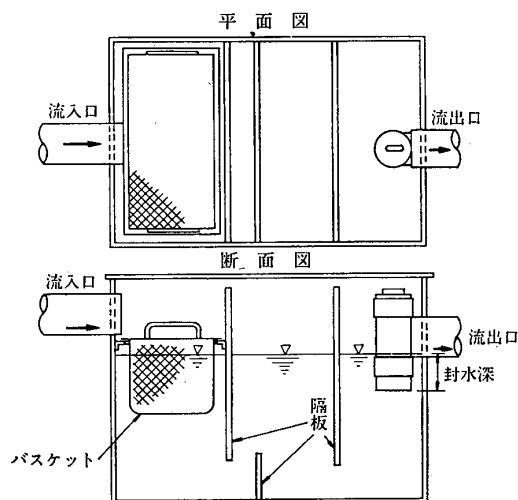


図5-34 グリース阻集器

② オイル阻集器

給油場等次に示すガソリン、油類の流出する箇所に設け、ガソリン、油類を阻集器の水面に浮かべて除去し、それらが排水管中に流入して悪臭や爆発事故の発生を防止する。オイル阻集器に設ける通気管は、他の通気管と兼用にせず独立のものとする（図5-35参照）。

オイル阻集器は、サンド阻集器を兼ねる場合がある。

<設置場所>

- 1) ガソリン供給所、給油場
- 2) ガソリンを貯蔵しているガレージ
- 3) 可燃性溶剤、揮発性の液体を製造又は使用する工場、事業場
- 4) その他自動車整備工場等機械油の流出する事業場

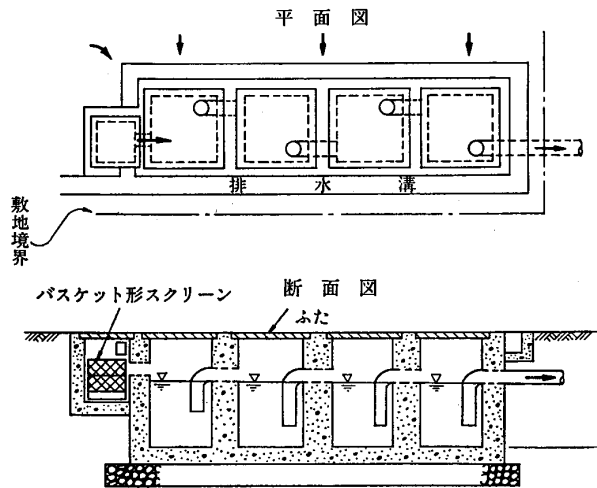


図 5-35 オイル阻集器の例

③ サンド阻集器及びセメント阻集器

排水中に泥、砂、セメント等を多量に含むときは、阻集器を設けて固形物を分離する。底部の泥だめの深さは、150mm 以上とする（図5-36参照）。

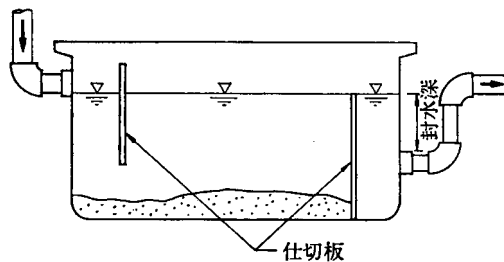


図 5-36 サンド阻集器の例

④ ヘア阻集器

理髪店、美容院等の洗面、洗髪器に取付けて、毛髪が排水管中に流入するのを阻止する（図5-37参照）。また、プールや公衆浴場には大形のヘア阻集器を設ける。

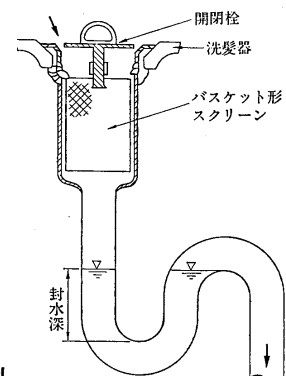


図 5-37 ヘア阻集器の例

⑤ ランドリー阻集器

営業用洗濯場等からの汚水中に含まれている棒くず、布くず、ボタン等を有効に分離する。阻集器の中には、取り外し可能なバスケット形スクリーンを設ける（図5-38参照）。

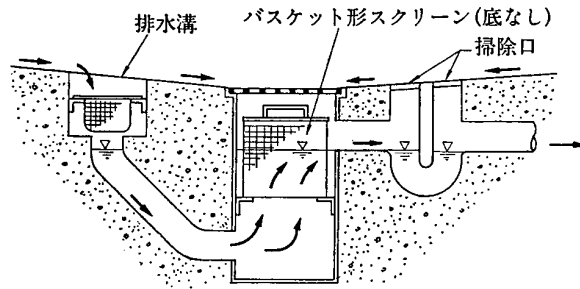


図5-38 ランドリー阻集器の例

⑥ プラスタ阻集器

外科ギプス室や歯科技工室からの汚水中に含まれるプラスタ、貴金属等の不溶性物質を分離する。プラスタは排水管中に流入すると、管壁に付着凝固して容易に取れなくなる（図5-39参照）。

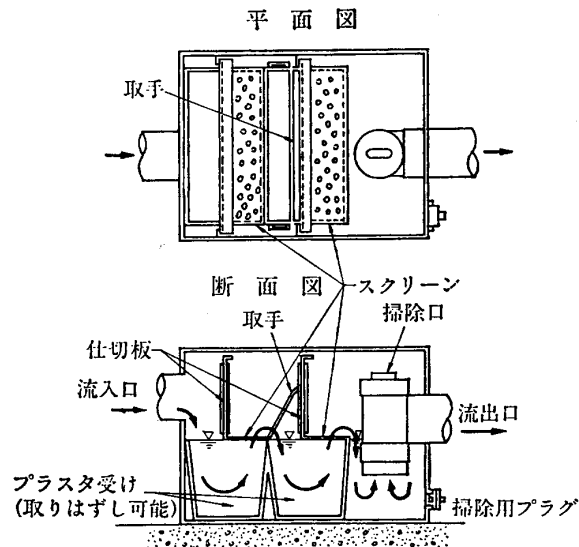


図5-39 プラスタ阻集器の例

(3) 阻集器の維持管理

- ① 阻集器に蓄積したグリース、可燃性廃液等の浮遊物、土砂、その他の沈殿物は、定期的（通常1週間に1回程度）に除去しなければならない。
- ② 阻集器から除去したごみ、汚泥廃油等の処分は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等によらなければならない。ただし、再利用をする場合はこの限りではない。

## 9. 排水槽

地階の排水又は低位の排水が、自然流下によって直接公共下水道に排出できない場合は、排水槽を設置して排水を一時貯留し、排水ポンプでくみ上げて排出する。

なお、排水槽を設置する場合は、政令第8条に従い臭気の発散しない構造としなければならない。

ビルの地下等において汚水を一時的に貯留する排水槽（いわゆるビルピット）は、構造、維持管理が適切でないと悪臭が引き起こされ、都市部での苦情が増加している。政令でも、第8条11号において「汚水を一時的に貯留する排水設備には、臭気が発散により生活環境の保全上支障が生じないようにするための措置が講じられていること。」とされており、設置や維持管理にあたっては十分な検討が必要である。

なお、排水槽は低位排水系統の排水を対象とし、自然流下が可能な一般の排水系統とは別系統で排水する。

### (1) 排水槽の種類

排水槽は流入する排水の種類によって次のように区分する。

#### ① 汚水槽

水洗便所のし尿等の汚水排水系統に設ける排水槽である。

#### ② 雑排水槽

ちゅう房その他の施設から排除されるし尿を含まない排水を貯留するための排水槽である。

#### ③ 合併槽

汚水及び雑排水を合わせて貯留するための排水槽である。

#### ④ 湧水槽

地下階の浸透水を貯留するために設けられる排水槽である。

#### ⑤ 排水調整槽

排水槽のうち、排水量の時間的調整を行うために設けられる槽である。

(2) 排水槽設置上の留意点

排水槽の設置にあたっては、次の点に留意する (図 5-40 参照)

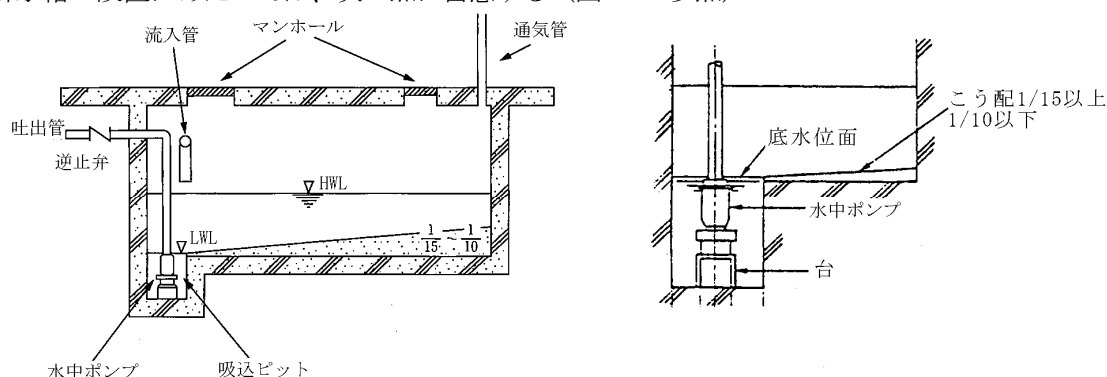


図 5-40 排水槽の例

- ① 排水槽はその規模等にもよるが汚水、雑排水、湧水はおのおの分離するのがよい。
- ② ポンプによる排水は、原則として自然流下の排水系統 (屋外排水設備) に排出し、公共下水道の能力に応じた排水量となるよう十分注意する。
- ③ 通気管は、他の排水系統の通気管と接続せず、単独で大気中に開口し、その開口箇所等は、臭気等に対して衛生上、環境上十分な考慮をする。
- ④ 通気のための装置以外の部分から臭気が漏れない構造とする。
- ⑤ 排水ポンプは、排水の性状に対応したものを使用し、異物による詰まりが生じないようにする。また、故障に備えて複数台を設置し、通常は交互に運転できるように排水量の急増時には同時運転が可能な設備とする。ただし、小規模な排水槽ではポンプ設置台数は1台でもよいが予備を有することが望ましい。
- ⑥ 槽内部の保守点検用マンホール (密閉型ふた付き内径 60cm 以上) を設ける。点検用マンホールは2箇所以上設けるのが望ましい。
- ⑦ ちゅう房より排水槽に流入する排水系統には、ちゅうかいを捕集するます、グリース阻集器を設ける。
- ⑧ 機械設備等からの油類の流入する排水系統には、オイル阻集器を設ける。
- ⑨ 排水ポンプの運転間隔は水位計とタイマーの併用により、1時間程度に設定することが望ましい。また、満水警報装置を設ける。
- ⑩ 排水槽の有効容量は、時間当たり最大排水量以下とし、次式によって算定する。  
なお、槽の実深さは計画貯水深さの 1.5~2.0 倍程度が望ましい。

$$\text{有効容量 (m}^3\text{)} = \frac{\text{建築物 (地階部分) の 1日平均排出量 (m}^3\text{)}}{\text{建築物 (地階部分) の 1日当たり給水時間 (時)}} \times 2.0 \sim 2.5$$

- ⑪ 十分に支持力のある床又は地盤上に設置し、維持管理しやすい位置とする。
- ⑫ 内部は容易に清掃できる構造で、水密性 防食等を考慮した構造とする。
- ⑬ 底部に吸込みピットを設け、ピットに向かって 1/15 以上 1/10 以下の勾配をつけ、槽底部での作業の便宜を図るための階段を設けること。また、汚水の滞留及び付着を防止するため側壁の隅角部に有効なハンチを設けること。排水ポンプの停止水位は、吸込みピットの上端以下とし、排水や汚物ができるだけ排出できるように設定し、タイマーを併用しない場合には、始動水位はできるだけ低く設定する。ただし、ばっ気かくはん (攪拌) 装置を設置する場合の始動・停止水位は、その機能を確保できる位置を設定する。

- ⑭ ポンプの吸込み部の周囲及び下部に、残留汚水の減量のため 10cm から 20cm 程度の間隔をもたせて、吸込みピットの大きさを定める。
- ⑮ ポンプ施設には逆流防止機能を備える。
- ⑯ 流入管は、汚物飛散防止のため吸込みピットに直接流入するように設けるのが望ましい。

(3) 排水槽からの悪臭の発生原因と対策

1) 構造面

水面積が広い形状の排水槽では、汚水流入による水位上昇が少ないことから、排水ポンプの運転頻度が少なくなることによって汚水のピット内滞留時間が長くなり、悪臭が発生する。

この場合は、嫌気状態を抑制するために、ばっ気、かくはん(攪拌)併設装置又は低水位の排水を排出するために排水用補助ポンプを設けるか、あるいは、排水槽の容量を小さくするために即時排水型排水槽(図5-41参照)等を設ける。即時排水型排水槽を設置あるいは既設排水槽を即時排水型排水槽に改造するにあたっては、「即時排水型ビルピット設備技術マニュアルー2002年3月ー」(財団法人下水道新技術推進機構発行)を参照されたい。

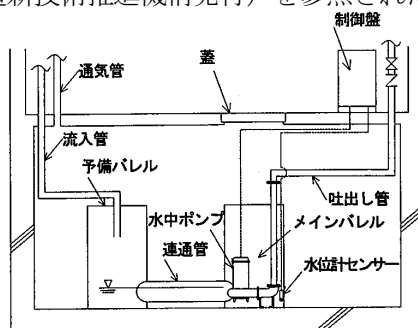


図 5-41 即時排水型排水槽の例

2) 維持管理面

排水槽に流した汚水を嫌気状態で長時間滞留させたり、あるいは、排水槽の壁面への汚物の付着や底面への沈殿堆積を長時間放置させると、悪臭が発生する。

この場合は、以下の方法を組み合わせて排水槽の腐敗を防ぐ。

- i ばっ気(攪拌併設)装置により汚水の溶存酸素濃度を上昇させる。
- ii 定期的な清掃等により排水槽への付着物や堆積物を減少させる。
- iii 排水ポンプ始動水位を適正に設定し汚水等が長時間にわたり滞留しないようにする。

(4) 排水槽の維持管理

- ① 排水槽を含め排水ポンプ、排水管、通気管等について、定期的に清掃、機械の点検を行い(少なくとも年3回以上)、常に清潔良好な状態に保つようにする。また、排水槽へ流入する排水系統の阻集器の維持管理は頻繁に行うこと。
- ② 排水槽の正常な機能を阻害するようなものを流入させてはならない。
- ③ 予備ポンプは不断の点検、補修を十分に行い機能の確認を行う。
- ④ 清掃時等に発生する汚泥も「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて適正に処分し公共下水道等に投棄してはならない。
- ⑤ 排水槽に関する図面及び排水槽等の保守点検記録等を整備しておかなければならない。
- ⑥ 排水槽内において点検及び清掃作業等を行う場合は、作業前から、ガス検知器具により硫化水素濃度を測定し、常に安全を確認すること。また、十分換気を行い、作業終了後、槽内に作業員がいないことを確認するまで換気を継続すること。

## 10. 間接排水

排水系統の不測の事故等に備え、食品関係機器、医療の研究用機器その他衛生上直接排水管に接続しては好ましくない機器の排水は間接排水とする。

飲料水、食物、食器等を取り扱う機器を排水管に直接接続すると、排水管に詰まり等の異常が生じた場合に排水が逆流して飲料水、食物、食器等が汚染され、衛生上危険な状態になることがある。

また、このトラップの封水が破れた場合、有害なガスが侵入することがある。このため、食品、食器等を取り扱う機器からの排水や飲料水を使用する機器からの排水は、排水管と直結して排出することをせず、一度大気中に開放して所要の排水口空間をとって、間接排水用の水受け容器に排出する。間接排水とする機器の排水には、次のものがある。

- ① 冷蔵庫・冷凍庫・ショーケース等の食品冷蔵・冷凍機器の排水
- ② 皮むき機・洗米機・蒸し機・スチームテーブル・ソーダファンテン・製氷機・食器洗浄機・消毒器・カウンタ流し・食品洗い用流し・すすぎ用流しなどのちゅう房用機器排水
- ③ 洗濯機・脱水機等の洗濯用機器の排水
- ④ 水飲み器・飲料用冷水器・給茶器の排水
- ⑤ 蒸留水装置・滅菌水装置・滅菌器、滅菌装置、消毒乳洗浄器、洗浄装置等の医療・研究用機器の排水
- ⑥ 貯水タンク・膨張タンクのオーバーフロー及び排水
- ⑦ 上水・給湯及び飲料用冷水ポンプの排水
- ⑧ 排水口を有する露受け皿・水切りの排水
- ⑨ 上水・給湯及び飲料用冷水系統の水抜き
- ⑩ 消化栓・スプリンクラー系統の水抜き
- ⑪ 逃し弁の排水
- ⑫ 圧縮機の水ジャケットの排水
- ⑬ 冷凍機・冷却塔及び冷媒・熱媒として水を使用する装置の排水
- ⑭ 空気調和用機器の排水
- ⑮ 上水用の水処理装置の排水
- ⑯ ポイラ・熱交換器及び給湯用タンクからの排水、蒸気管のドリップ等の排水（原則として45℃以下に冷却し排水する）。
- ⑰ 噴水池、水泳用プールの排水及びオーバーフロー並びにろ過装置からの逆洗水及び水泳用プール周縁歩道の床排水

間接排水管の設計は汚水排水管と同様とするが、次の点に留意する。

### 1) 配管

容易に掃除及び洗浄ができるように配管し、水受け容器までの配管長が500mmを超える場合には、その機器・装置に近接してトラップを設ける。機器・装置の種類、排水の種類によって排水系統を分ける。



2) 排水口空間

間接排水とする機器、装置の排水管（間接排水管）は、原則としてその機器・装置ごとに、一般の排水系統に接続した水受け容器のあふれ縁より上方に排水口空間をとって開口する。

このように、開口させることが不適当な場合は、配管で導いた後に同様な方法で開口させる。

上記⑥～⑮の間接排水管は、屋上又は機械室その他の排水溝に排水口空間をとって開口させてもよい。

排水口空間は、表5-5のとおりとする。図5-42にトラップ付きホッパ・ろうとの例を示す。

表5-5 排水空間

間接排水管の管径(mm)	排水口空間(mm)
25以下	最小50
30～50	最小100
65以下	最小150

(SHASE-S206-2000)

注 飲料用貯水タンク等の間接排水管の排水口空間は、上表にかかわらず最小150mmとする

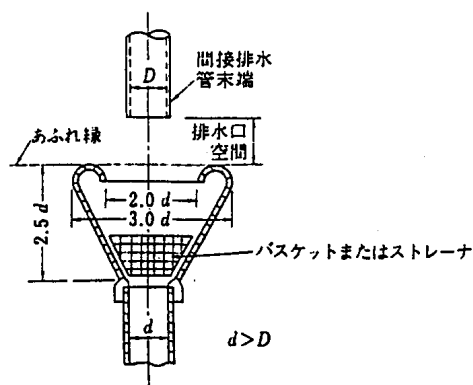


図5-42 排水口空間

3) 水受け容器

水受け容器は、トラップを備え、排水が跳ねたりあふれたりしないような形状、容量及び排水口径をもつものとする。手洗い、洗面、料理等の目的に使用される器具は間接排水管の水受け容器と兼ねてはならない。

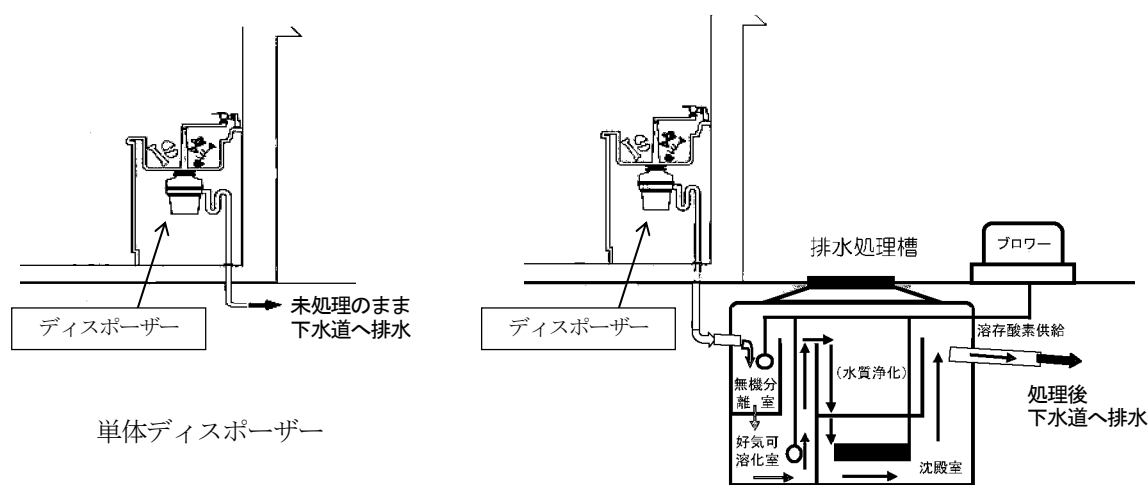
便所、洗面所及び換気のない場所等は避け、常に、容易に排水状況が確認できる場所に設置する。

1 1. ディスポーザー

ディスポーザーは、原則設置・使用しないこと。

ディスポーザーは、調理場、台所の生ゴミを細かく砕き、水と一緒に排水管を通じ公共下水道へ流し出す機器であり、以下のような種類がある。

単体ディスポーザー (直接投入型ディスポーザー)	砕いた生ゴミを排水と一緒に、そのまま下水道へ流す機器
ディスポーザー排水処理システム	ディスポーザーで破砕した生ゴミと台所排水を排水処理槽で処理してから下水道へ流す機器



ディスポーザー排水処理システム(生物処理槽タイプ)

図 5-43 ディスポーザーの例

単体ディスポーザーには、次のような問題があることから、本市では設置・使用しないこと。

- ① 下水管内に破砕物がたまりやすく、掃除等の維持管理に支障をきたす恐れがある。
- ② 通常の汚水だけでなく、破砕した生ゴミが流入するため、下水の処理を行う処理場に負担がかかり、水質の確保や汚泥の処理などが難しくなる恐れがある。

ディスポーザーを設置する場合は、ディスポーザー排水処理システムのうち、(社)日本下水道協会が作成した「下水道のためのディスポーザー排水処理システム性能基準(案)」(平成16年3月改訂)に基づき、評価機関が適合評価したものとする。

なお、適合評価済みシステムは(社)日本下水道協会ホームページ及び下記の評価機関のホームページで公開されている。

- 1) 財団法人 茨城県薬剤師会公衆衛生検査センター
- 2) 東京都下水道サービス株式会社
- 3) 財団法人 関西環境管理技術センター
- 4) 同志社大学理工学部

1 2. 床下集合配管システム

床下集合配管システムを設置する場合には、適切な口径・勾配を有したものとし、汚水の逆流や停滞が生じない構造であること。また、保守点検、清掃などが容易にできるように点検口を設けること。

近年、各衛生器具に接続した排水管を、床下に設置した1箇所の排水ますや排水管に集中して接続し1本の排水管で屋外排水設備に接続する床下集合配管システムが使用されはじめてきた。

使用にあたっては、次の事項に特に注意するとともに、使用する床下集合配管システムを十分理解したうえ、維持管理上の問題が生じないようにする必要がある。

- ① 床下集合配管システムは、適切な口径・勾配を有し、建築物の構造に合わせた適切な支持、固定をすること。
- ② 床下集合配管システムは、汚水の逆流や滞留が生じない構造であること。
- ③ 床下集合配管システムは、保守点検、補修、清掃が容易にできるよう、建築物に十分なスペースを有する点検口を確保すること。

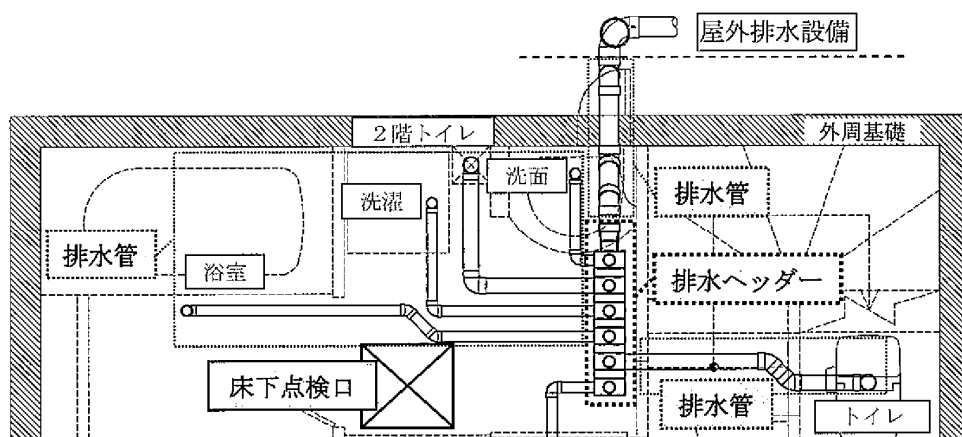


図 5-44 床下集合配管システムの例

### 13. 雨水排水

屋根等に降った雨水は、適切な方法で円滑に排水する。

屋根等に降った雨水は、雨どい等によってまとめ、雨水管により屋外排水設備に排水する。また、ベランダ等の雨水も、同様にまとめて排水する。

#### (1) 雨水管の留意事項

- ① 雨水管と屋内排水管等を接続すると、雨水が器具にあふれ出したり、トラップの封水を破るおそれがあるので雨水管は屋内排水管に接続しない。
- ② 雨水管と通気管を連結すると、通気管の機能を阻害し、屋内排水管内の汚水の円滑な流れを妨げたり、トラップの封水を破るおそれがあるので雨水管は通気管と連結しない。
- ③ 雨水管は、当該区域の公共下水道の排除方式に合わせて分流式の屋外雨水管に接続する。

#### (2) ルーフドレン

屋根面（陸屋根）に降った雨水を雨水立て管に導くために設置される。屋根面の防水との取り合わせが簡単、確実で土砂やごみ等が流集しても雨水排水に支障のない構造で、十分な通水面積をもつものとする。材料、構造は、原則としてルーフドレン（陸屋根用）（JISA5522）に適合したものとする。

#### (3) 雨水量

- ① 雨水排水管の設計に用いる最大雨水量は、その地域の降雨量から定めるものとする。
- ② 雨水流量を算定するときには、屋根面積は水平に投影した面積とし、建物の壁面に吹き付ける雨水でその下部の屋根等に流入する場合は、外壁面の1/2の面積を下部の屋根面積に加える。

## 第2節 屋外排水設備

屋外排水設備は、前節に示した屋内排水設備からの排水を受け、さらに敷地内の建物以外から発生する下水と合わせて、敷地内のすべての下水を公共下水道へ流入させる施設である。

最近、雨水については、公共下水道などの施設へ排除する前に、雑用水への利用、敷地内での地下浸透などの方法により雨水排水量を減少させることが行われている。また近年、土地の有効利用を図るため地下室や半地下家屋が増加しており、これら地下施設への浸水による人的被害が発生していることから、これらの方法により雨水排水量を低減させることは有効である。

### 1. 基本的事項

屋外排水設備の設置にあたっては、次の事項を考慮する。

- (1) 公共下水道の管路施設の位置、屋内排水設備とその位置、敷地の土地利用計画などについて調査を行う。また、敷地高が周辺地盤より低い場合には、周囲からの雨水の浸入や下水の逆流に特に留意すること。
- (2) 汚水と雨水は分離した系統で排水する。
- (3) 構造等は、法令等の基準に適合し、かつ円滑な排水機能を有するものとする。

#### (1) について

次の事項を事前に調査する。

##### 1) 公共下水道の状況

現地及び下水道図面により、施工場所に排水設備を接続する公共下水道が設置(施工中含む)されているか、また処理可能な区域となっているかを調査確認する。

##### 2) 接続ます等

接続ますの有無及び位置、構造などを確認する。ない場合又は位置、構造等の変更が必要な場合は、直ちに所定の手続きをとる。雨水を側溝又は水路などの公共水面に排水するときはそれらの構造、位置を調査する。

##### 3) 計画下水量及び水質

建物の用途、使用人口、使用状況、給水状況(量及び給水源)、衛生器具等の種類や配置及び排出箇所、敷地面積等を調査する。湧水や工場・事業場排水を排出する場合は水量、水質及び排水時間について調査し、公共下水道の排水能力との関連を調査する。

排水設備の設計にあたり下水道条例に該当する事業場については、特別の届け出が必要で、その事業場内で処理を行い公共下水道へ排出できるように適合しなければならない。一般家庭以外の汚水を排出する場合で水質規制に関することは、本市で指導を受けその指示に従うようにする。

##### 4) 敷地と建物

排水を計画している敷地及びその利用計画、建物の用途や規模、周辺の道路(公道か私道の確認)、隣地との境界線、他人の土地の借用の要否、土地の形状や起伏等を確認する。特に、敷地高が周辺地盤より低い場合は、雨天時の雨水が敷地や屋内に浸入しないように適切な対策を行うとともに、下水の逆流に対しても必要な処置を講ずること。

5) 既存の排水施設、埋設物

敷地内の既存の排水施設の有無・位置・管径、構造、材質、利用の可否等を調査する。また、敷地内の埋設物（水道、ガス管等）、浄化槽、便槽、井戸、植木、池、建物の土台等の位置、構造なども合わせて調査する。

6) 権利関係

排水設備を設置するにあたり次のような場合は、権利者の同意を得るのはもちろんのこと、後年にトラブルを残さないためにも当事者間で同意書又は契約を結んでおくようにする。

- ・他人所有の土地又は建物に排水設備を設ける場合
- ・他人が設置した排水設備に接続する場合
- ・共同で排水設備を使用する場合

(2) について

屋外排水設備の排水系統は、第1章に示したように公共下水道の排除方式に合わせなければならない。本市は分流式の排除方式を採っており、汚水管へ雨水流入があると下水道管の流下能力の低下や処理施設での処理機能が十分に発揮できなくなる。また、雨水管の汚水流入によって公共用水域の水質悪化を招くことになるため、汚水管と雨水管の誤接続がないよう十分注意しなければならない。

(3) について

排水設備の構造等は下水道法第10条第3項によるほか、本市の条例等を遵守しなければならない。屋内排水設備からの排水を公共下水道（雨水の場合は側溝、水路等を含む）へ円滑に排水し、維持管理が容易であるように設置する。

2. 屋外排水管

排水管は次の事項を考慮して定める。

- (1) 配管計画は、屋内排水設備からの排出箇所・接続ますなどの排水施設の位置及び敷地の形状等を考慮して定める。
- (2) 管径及び勾配は、排水を支障なく流下させるように定める。
- (3) 使用材料は、水質、敷設場所の状況等を考慮して定める。
- (4) 排水管の土かぶり、原則として 20cm 以上とする。ただし、条件により防護、その他の措置を行う。
- (5) 排水管は、汚水と雨水を分離し接続ます、側溝などの排水施設に接続する。
- (6) 排水管は、沈下、地震等による損傷を防止するため、必要に応じて基礎、防護を施す。

(1) について

「1. 基本的事項」に留意し、敷地内の下水が円滑に排水できるように屋外排水設備の配管計画を定めなければならない。施工面のみを考えず将来の敷地利用計画や施設の維持管理等も考慮し、適切な配管位置等を定めることが大切である。

配管計画にあたっての留意点を次に示す。

- ① 接続ます等の排水施設の位置、屋内排水設備からの排出箇所・敷地利用状況（将来計画を含む）、敷地の地形、他の建築付帯設備の設置状況等を考慮し配管経路を定める。
- ② 排水管の埋設深さは敷地の地盤高、接続ますの深さを考慮し、最長延長の排水管の起点ますを基準として管路延長、勾配によって下流に向かって計算する。
- ③ 排水管の延長は管路延長とし（図 5-45 参照）、ますの深さ、排水管の管底の計算は、管路延長を基準に行う。

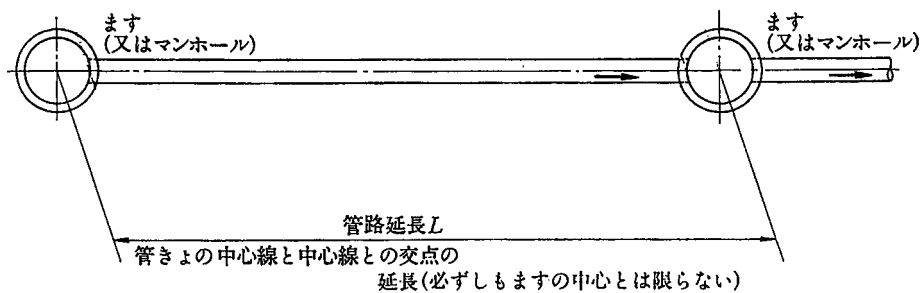


図 5-45 管路延長

- ④ 配管は施工及び維持管理のうえから、できるだけ建物、池、樹木等の下を避ける。
- ⑤ 汚水管と雨水管は上下に並行することを避け、交差する場合は汚水管が下に雨水管が上になるようにする。
- ⑥ 汚水管と雨水管が並列する場合、原則として汚水管を建物側とする。

(2) について

排水管は原則として自然流下方式であり、下水を支障なく流下させるために適切な管径、勾配と  
 する必要がある。勾配をゆるくとると、流速が小さく、管径の大きいものが必要となり、勾配を急  
 にとると、流速が大きくなり管径が小さくとも所要の下水量を流すことができる。急勾配すぎると  
 下水のみがうすい水層となって流下し、逆に緩勾配すぎると掃流力が低下し固形物が残る。管内流  
 速は、掃流力を考慮して、0.6~1.5m/秒の範囲とする。ただし、やむを得ない場合は、最大流速を  
 3.0m/秒とすることができる。

通常、屋外排水設備の設計では、個々に流量計算を行って排水管の管径及び勾配を決めることは  
 せずに、以下に示す例のようにあらかじめ基準を設けておき、これによって定める。

1) 汚水管

- ① 汚水のみを排出する排水管の管径及び勾配は、表 5-6 により排水人口から定める。ただし、  
 一つの建物から排除される汚水の一部を排除する排水管で管路延長が3m 以下の場合は最小  
 管径を75mm (勾配100分の3以上) とすることができる。

表 5-6 汚水管の管径及び勾配(例)

排水人口(人)	管径(mm)	勾 配
150 未満	100 以上	100 分の 2 以上
150 以上 300 未満	125 以上	100 分の 1.7 以上
300 以上 500 未満	150 以上	100 分の 1.5 以上
500 以上	200 以上	100 分の 1.2 以上

- ② 工場、事業場、商業ビル及び集合住宅等がある場合は、流量に応じて管径及び勾配を定める。

2) 雨水管 (参考)

参考として雨水管の管径及び勾配を表 5-7 に示す。

表 5-7 雨水管の管径及び勾配(例)

排水面積(m <sup>2</sup> )	管径(mm)	勾 配
200 未満	100 以上	100 分の 2 以上
200 以上 400 未満	125 以上	100 分の 1.7 以上
400 以上 500 未満	150 以上	100 分の 1.5 以上

3) その他の場合

排水人口、起伏等の関係で上記の表 5-6 による管径、勾配を用いることができない場合は、所  
 要の流速、流量が得られる管径、勾配を選定する。(参考資料1 屋外排水設備の管径、勾配決定  
 方法 P.120~123)

勾配は、接続ますの深さによって制約を受けるので、ます内で2cm 程度の落差を確保するのが望  
 ましいが、接続ますの深さ、構造、材質等を十分考慮して定める。



政令では、排水管の施工上の問題、維持管理を考慮して、排水管の勾配をやむを得ない場合を除き1/100以上とすると規定しているため、硬質塩化ビニル管、卵形管を使用する場合でも1/100以上とするのが望ましい。

下水は自然流下が原則であるが、宅地が周辺の道路よりも低くかつ自然流下では他人の土地や排水設備を使用せざるを得ない場合で、その使用の承諾を得るのが極めて困難であるときには、ポンプ排水とする。なお、その場合、放流先の管きよの流下能力を考慮すること。

### (3) について

使用材料は、水質、敷設場所の状況、荷重、工事費、維持管理等を考慮し定める。一般に、硬質塩化ビニル管、鉄筋コンクリート管、陶管が使用される。また、雨水排水用にU形側溝を用いてもよい。

#### 1) 硬質塩化ビニル管

水密性、耐薬品性に優れ軽量で施工性もよいが、露出配管の場合は耐候性に留意する。地中配管部には原則としてVU管を使用し、露出配管部にはVP管を使用する。VU管、VP管ともに各種の継手がある。接合方法には接着接合とゴム輪接合がある。また、近年使用済みの硬質塩化ビニル管等をリサイクルし、これを三層構造の管体の中間層に使用したリサイクル三層管が生産されており、VU管と同様に排水管として用いられている。

#### 2) 鉄筋コンクリート管

鉄筋コンクリート管や遠心力鉄筋コンクリート管等があり、屋外排水設備では住宅団地、工場等の敷地面積が大きい場合に使用する。外圧に対する強度に優れているが、耐酸性に劣る。接合方法は、ゴム輪接合やモルタル接合がある。

#### 3) 陶管

耐酸性耐アルカリ性に優れているが、衝撃に弱い。並管と厚管があるが、一般に厚管を使用する。また各種の異形管がある。接合方法は、止水性の観点から圧縮ジョイント接合としている。

また、重量が軽く、高強度の管材としてハイセラミック管がある。

### (4) について

排水管の土かぶりは原則として20cm以上とするが、荷重等を考慮のうえ必要な土かぶりを確保する。なお、露出管又は特別な荷重がかかる場合等はこれに耐え得る管種を選定するかコンクリート防護などの処置を施す。

### (5) について

排水管は、汚水管及び雨水管に分け、汚水管は接続ますに、雨水管は側溝、水路などに、それぞれ敷地内において1本の排水管にまとめた後に排水する。

### (6) について

管種、地盤の状況や土かぶりなどを検討のうえ、必要に応じて適切な基礎を施す。

また、土かぶりをやむを得ず小さくする必要がある場合は、ダクティル鑄鉄管等を使用するか又はさや管等により排水管が損傷を受けることのないように防護を施す。

なお、地震等の地下の変動に対しては、その被害を緩和させる特殊継手等の部材があり、特に震災時に緊急避難場所となる公共施設にあつては積極的にこれらの部材を使用し、排水設備の機能を確保する必要がある。

3. ま す

ますの配置、材質、大きさ、構造等は、次の事項を考慮して定める。

(1) ますの設置箇所

排水管の起点終点、合流点、屈曲点、その他維持管理上必要な箇所に設ける。

(2) ますの材質

材質はプラスチック、鉄筋コンクリート等とする。

(3) ますの大きさ、形状及び構造

内径又は内のり 15cm 以上の円形又は角形とし、堅固で耐久性及び耐震性のある構造とする。

(4) ふ た

堅固で耐久性のある材質とし、汚水ますは密閉ふたとする。

(5) 底 部

ますの底部には、汚水ますはインバートを、雨水ますは泥だめを設ける。

(6) 基 礎

ますの種類、設置条件等を考慮し適切な基礎を施す。

(1) ますの設置箇所

ますは次の箇所に設ける。

- ① 排水管の起点及び終点。
- ② 排水管の合流点及び屈曲点。
- ③ 排水管の管種、管径及び勾配の変化する箇所。ただし、排水管の維持管理に支障のないときはこの限りではない。
- ④ 排水管の延長が、管径の 120 倍を超えない範囲内において排水管の維持管理上で適切な箇所。
- ⑤ 新設管と既設管との接続箇所で流水や維持管理に支障をきたすおそれのある場合。
- ⑥ ますの設置場所は、将来、構築物等が設置される場所を避ける。
- ⑦ 便所からの汚水が上流へ逆流することを防止するため、鋭角に合流するようにますを下流に設置する。このような設置ができない場合は、ますにおける段差を十分確保することが望ましい（(5) 底部を参照）。
- ⑧ 汚水ますの設置場所は、浸水のおそれのないところとする。

表 5-8 ますの管径別最大設置間隔

管 径 (mm)	100	125	150	200
最大間隔 (m)	12	15	18	24

(2) ますの材質

ますは硬質塩化ビニル製 (JSWAS K-7)、ポリプロピレン製 (JSWAS K-8)、鉄筋コンクリート製などの不透水性で耐久性があるものとし、ますを構成する各部材の接合部及び排水管との接合部は水密性があるものとする。

(3) ますの大きさ、形状及び構造

内径又は内のり 15cm 以上の円形又は角形とする。ますの深さ及び内径又は内のりとの関係の参考例を表5-8に示す。ますの内径または内のりは、ますの深さによって定まるが排水管の会合本数が多くなり強度的に、また円滑な排水に支障をきたす場合は、これより大きいますを用いる。

表 5-9 ますの深さ及び内径又は内のり (例)

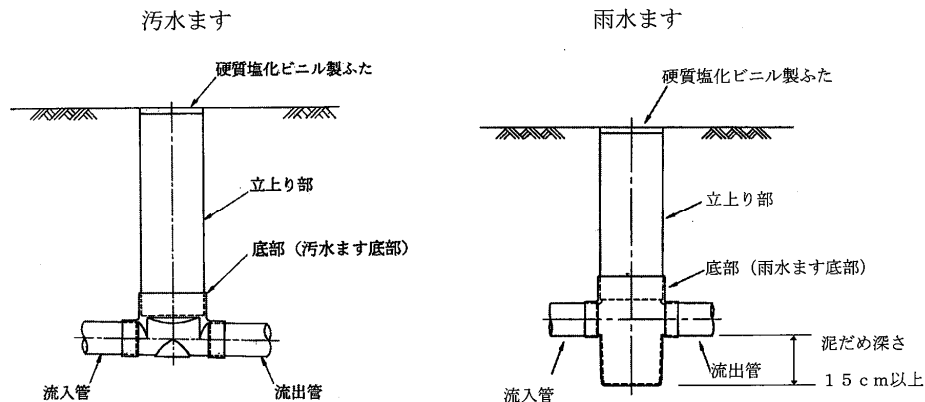
内径又は内のり (cm)	深さ (cm) <sup>注1</sup>
15	80 以下
20 <sup>注2</sup>	80 以下
30~35	90 以下
40~45	120 以下
50~60	150 以下

注1 汚水ますは地表面から下流側の管底まで、雨水ますは地表面からますの底部までをますの深さとする。

2 内径または内のり 20cm ますで、管路とます立上り部の会合部が維持管理器具の使用が容易な曲線構造を有している場合は、ます深さを 120cm 以下とすることができる。

構造は外圧によって破損しないような堅固なものとする。ます本体にはプラスチック製を使用するもの、鉄筋コンクリート製の既製ブロックを使用するもの及び既製ブロックを使用し底部を現場施工とするものがあり、現場状況に適応した部材を選択することが必要である。その一例を図 5-46~図 5-47 に示す。

硬質塩化ビニル製ます (JSWAS K-7)



ポリプロピレン製ます (JSWAS K-8)

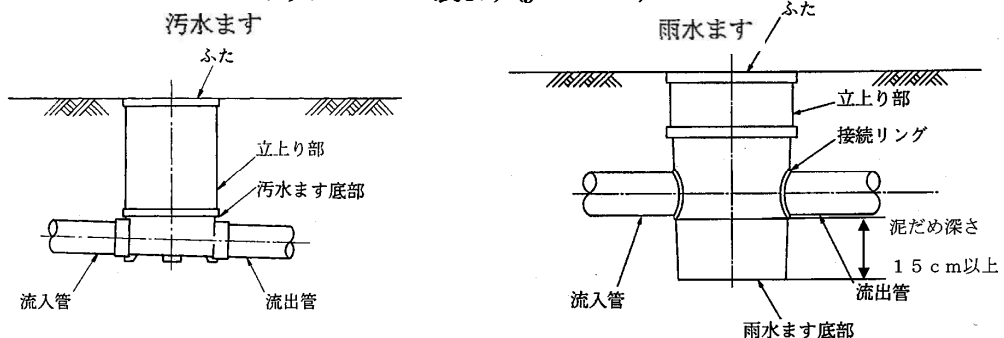


図 5-46 プラスチック製ますの例

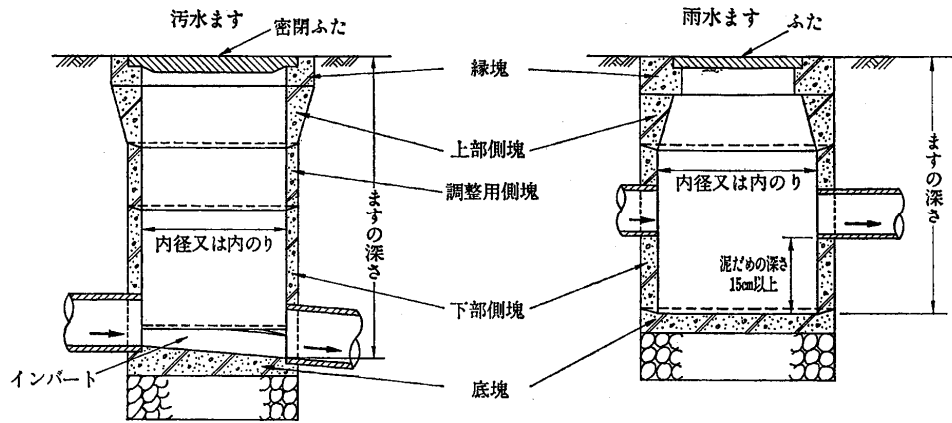


図 5-47 鉄筋コンクリート製ますの例(既製ブロック使用)

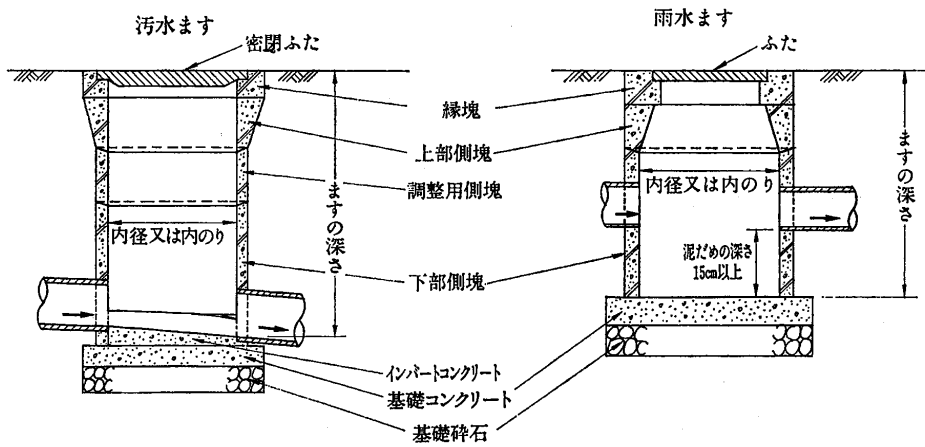


図 5-48 鉄筋コンクリート製ますの例(一部現場施工、既製ブロック使用)

(4) ふた

ますのふたは鋳鉄製、コンクリート製(鉄筋)、プラスチック製等のもので堅固なものを使用する。汚水ますは、臭気防止のため密閉することができるふたとし、雨水の浸入を防止する構造とする。プラスチック製ますを駐車場等で車両通行など、大きな荷重が働く場所で使用する場合は、荷重に応じた鉄製の防護ふた等を使用すること(図5-49参照)。

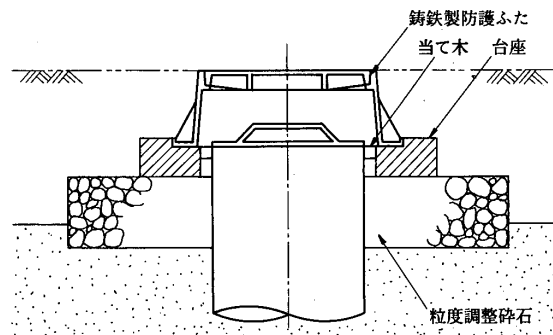


図 5-49 防護ふたの例

(5) 底 部

- ① 汚水ますの底部には、接続する排水管の管径に合わせて半円状のインバートを設ける。ますの上流側管底と下流側管底との間には、原則として2cm程度の落差を設け、インバートで滑らかに接続する。地形等の関係からすべてのますに落差を設けることが困難な場合でも、便所からの排水管は、排水主管のますに鋭角に合流するように接続し、必要に応じて段差を設け主管側への汚物等の逆流を防止する。(図5-50参照)

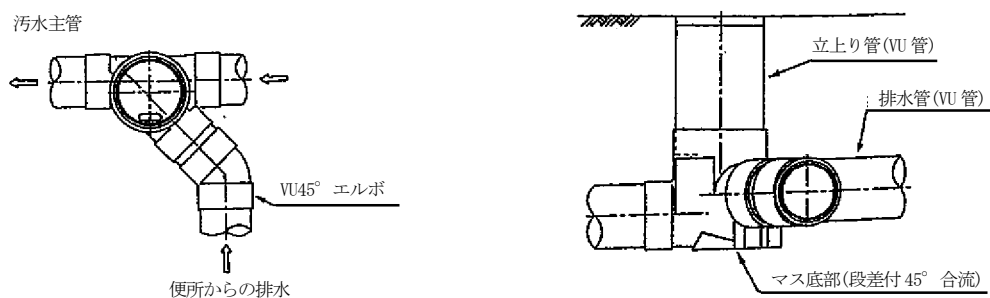


図 5-50 便所からの排水が直接流入するますの例

- ② 雨水ますの底部には深さ15cm以上の泥だめを設ける。なお、小型の雨水ますは、泥だめ部に溜まった土砂を容易に取り除けるような構造とすること。

(6) 基 礎

コンクリート製のますには、仕上り5cm程度に砂利又は砂等で基礎を施す。既製の底塊を使用しない場合は、さらに厚さ5cm以上のコンクリート基礎を施す。プラスチック製等のますには砂による基礎を施す。

4. 接続ます (公共ます)

「接続ます」の配置、材質、大きさ、構造等は、市指定のものとする。

排水設備の最下流には、公共下水道と接続するための「接続ます」を設置する。

接続ますは、原則として1敷地に1個とし、市の負担で設置する。

接続ますの設置にあたっては、以下の点を遵守すること。

(1) 位置

敷地境界から1m以内で維持管理上支障のない場所に設ける。

ただし、石積、塀などの障害物により敷地境界から1m以内の敷地内に接続ますを設置することが著しく困難であると認められた場合には、敷地内の当該障害物を避けた位置とする。

なお、宅地が道路より相当高い場合など特殊な条件の場合は、本市と協議すること。

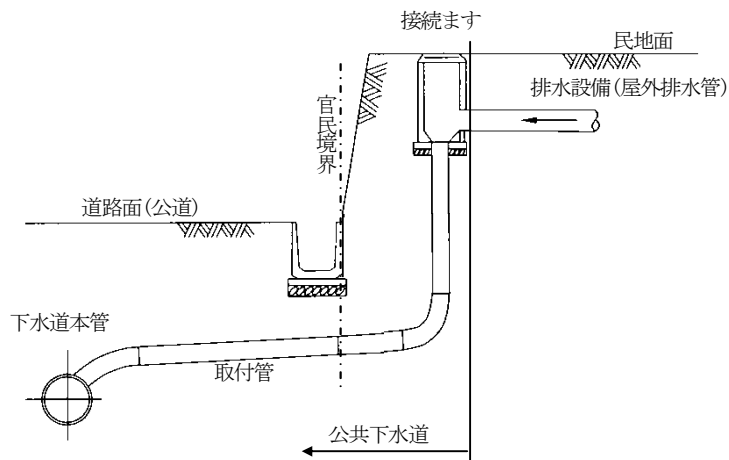


図 5-51 宅地が道路より高い場合の設置例

(2) 材質、形状 (図 5-52 参照)

- ① 材質は、下水道用硬質塩化ビニル製(JSWAS K-7)とする。
- ② 内径は、200mmを標準とする。
- ③ 底部は、ストレート型(段差付きを含む)を標準とする。
- ④ 蓋は、下水道用硬質塩化ビニル製(JSWAS K-7)の市章入りを標準とする。

ただし、車の出入り口などで車両通行のある箇所については、下水道用铸铁製防護ふた(JSWAS G-3)を設置する。

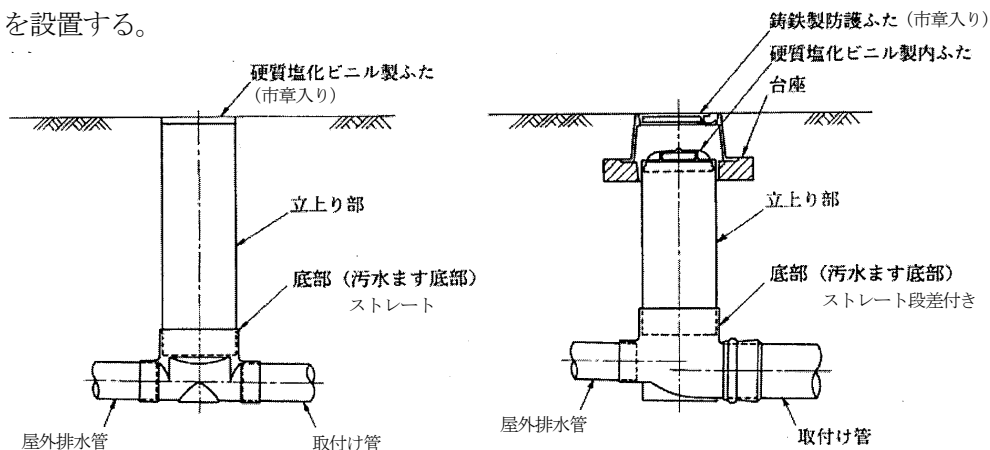


図 5-52 接続ます

5. 特殊ます

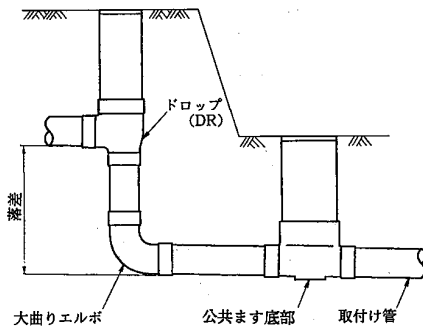
ますの設置位置、排水の性状、その他の原因により、排水設備又は下水道の排除機能保持、施設保全等に支障をきたすおそれのあるときは特殊ますを設ける。

(1) ドロップます、底部有孔ます

上流、下流の排水管の落差が大きい場合は、ドロップます (図 5-53 参照)、底部有孔ます (図 5-54 参照) を使用する。なお、地形等の関係で、底部有孔ますが使用できない場合は、図 5-55 に示す露出配管としてもよい。

(プラスチック製)

硬質塩化ビニル製



ポリプロピレン製ます

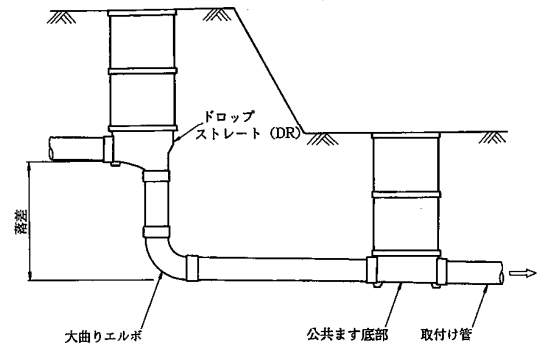


図 5-53 ドロップますの例

(鉄筋コンクリート製)

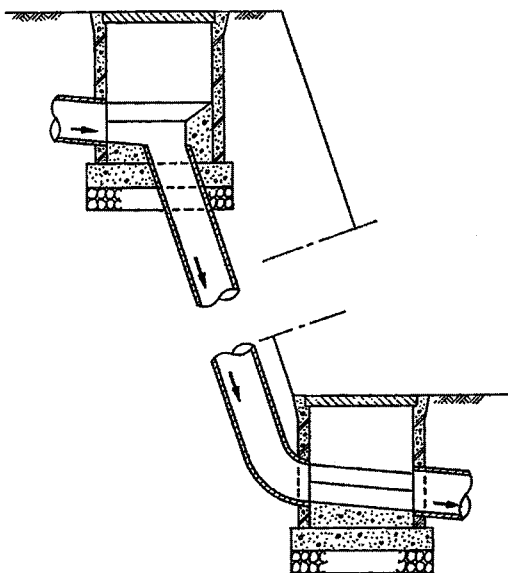


図 5-54 底部有孔ますの例

(プラスチック製)

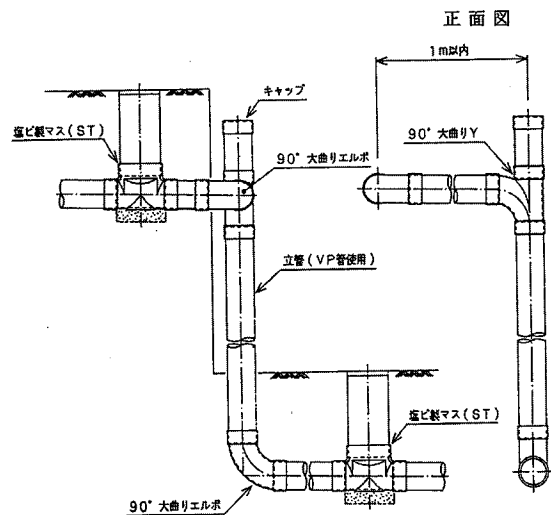


図 5-55 露出配管の例

(底部有孔ますが使用できない場合)

(2) トラップます

悪臭防止のためには器具トラップの設置を原則とするが、次に該当する場合はトラップますを設置する。なお、便所からの排水管は、トラップますのトラップに接続してはならない。

- 1) 既設の衛生器具等にトラップの取付けが技術的に困難な場合。
- 2) 食、生 食料品取扱所等において、残さ物が下水に混入し排水設備又は公共下水道に支障をきたすおそれがある場合。
- 3) 雨水排水系統のます又は開きよ部分からの臭気の発散を防止する場合。

トラップますには次のものがある (図 5-56～図 5-59 参照)

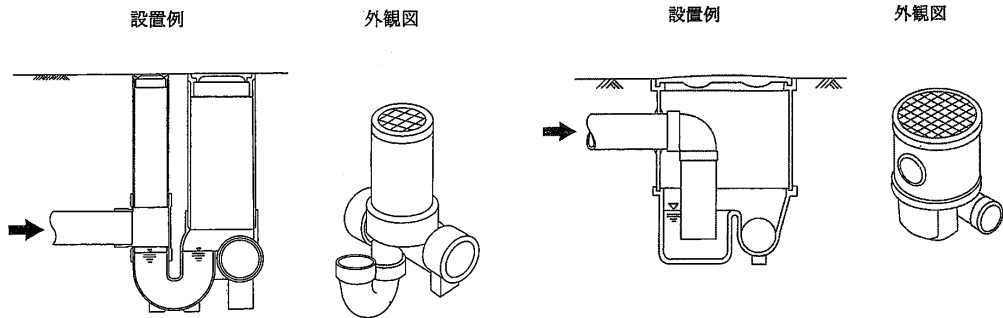
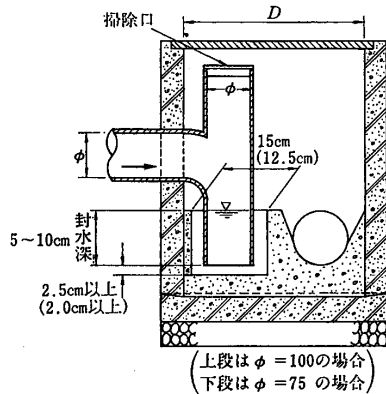


図 5-56 プラスチック製トラップますの例

① 形トラップます

トラップと汚水ますの兼用形である。浴場、流し場、その他の床排水の流出箇所に設置する (図 5-57 参照)。

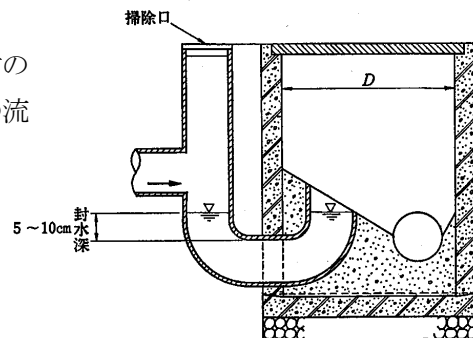


- 注 1 現場 ちの場合、内径又は内りのり D は 45cm 以上とする。
- 2 工場製 の場合、100mm とき内径又は内りのり D は 35cm 以上、75mm のとき内径又は内りのり D は 30cm 以上とする。

図 5-57 形トラップますの例

② 形トラップます

形トラップますと同様、トラップと汚水ますの兼用形であり、浴場、流し場、その他の床排水の流出箇所に設置する (図 5-58 参照)。



注 内径又は内りのり (D) は 30cm 以上とする。

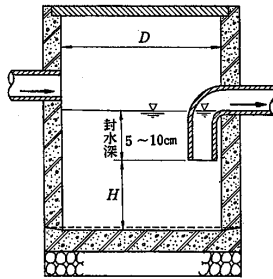
図 5-58 形トラップますの例



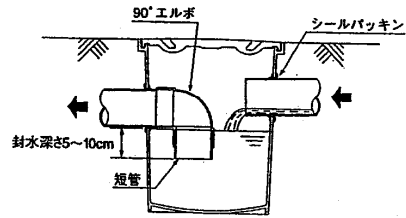
③ 1 形トラップます

雨水排水管の最下流端に設置する（図5-59参照）。

（鉄筋コンクリート製）



（ポリプロピレン製）



注1 内径又は内のり (D) は 30cm 以上とする。

2 泥だめ (H) は 15 cm 以上とする。

図5-59 1 形トラップますの例

トラップますを設置する場合は次の事項に注意する。

- 1) トラップの口径は 75mm 以上、封水深は 5 cm 以上 10cm 以下とする。
- 2) トラップは、硬質塩化ビニル製、陶製等の堅固なものとし、厚は管類の規格に適合するものとする。
- 3) 二重のトラップとしてはならない。（器具トラップを有する排水管はトラップますのトラップ部に接続しない。）
- 4) トラップを有する排水管の管路延長は、排水管の管径の 60 倍を超えてはならない。ただし、排水管の清掃に支障のないときはこの限りでない。

(3) 掃除口

掃除口は、起点のます以外で敷地利用の関係上、排水管の点検掃除のために合流点や屈曲点にますを設置できない場合に設けるものであるが、一般に掃除口では管内の点検が困難で下流方向へ向かっての掃除しかできないという欠点がある。このため、このような場合はます径 15cm 又は 20cm のますを設け、掃除口の使用は極力避けることが望ましい。やむを得ず掃除口を設置する場合、その形状及び構造は以下のとおりとする。

- 1) 掃除口は、清掃用具が無理なく十分効果的に使用できる形と大きさとする。
- 2) 設置する場所によっては、重量物による破損又は清掃時の損傷が考えられるので、コンクリートで適切な防護及び補強を講じる必要がある。ふたは、堅固で開閉が容易で臭気の漏れない構造とした密閉式のものとする。
- 3) 掃除口は、使用する頻度が少ないため、所在をさがしやすくなるので、見やすい位置を選ぶか、又は適当な目印を付けておくことが望ましい。

掃除口の設置は次の基準による。

① 掃除口の形状

- 1) 掃除口は、排水管の流れと反対方向又は直角方向に開口するように 45° Y、直管及び 45° エルボを組み合わせ、垂直に対して 45° の角度で管頂より立ち上げる。垂直の部分の短くしてめ部分の部分をできるだけ長くする。管内の臭気が外部に漏れない構造とし、掃除用具が無理なく使用できる形状寸法とする。(図 5-60、図 5-61 参照)

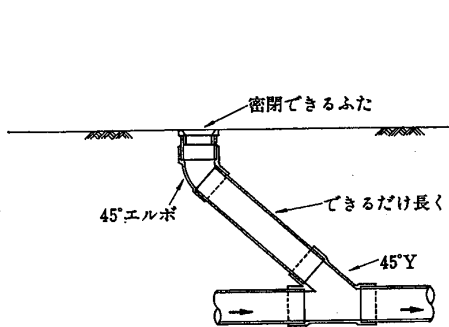


図 5-60 掃除口の例  
(ますが設置できない場合)

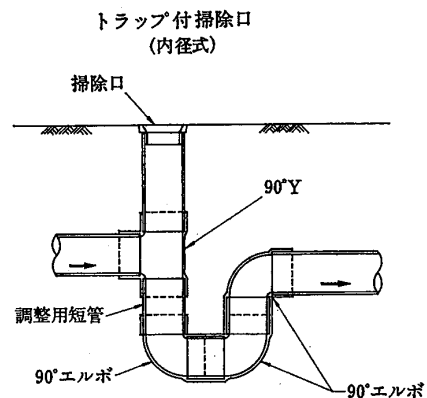


図 5-61 トラップ掃除口の例  
(器具トラップ又はトラップますが  
設置できない場合)

- 2) 掃除口の口径は 100mm 以上を標準とする。ただし、排水管の管径が 100mm 未満の場合は排水管と同一の口径としてもよい。

② 合流点

排水管に屋内からの排水管が合流する場合は、その取付けは水平に近い角度で合流させ、45° Yと 45° エルボを組み合わせて接合することを原則とする。排水管が深い場合は、掃除口の取付け部分で排水管を立て管とする。立て管の下部は 90° 大曲りエルボを使用する。なお、2階以上の場合も同様とする（図 5-62 参照）。

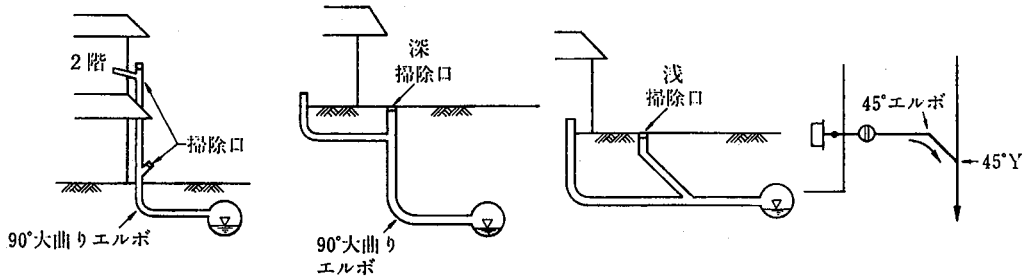


図 5-62 合流点にますが設置できない例

③ 屈曲点

排水管の屈曲点に掃除口を設置する場合は、汚水の逆流により汚物がたい（堆）積しない構造とする。排水管が直角に流下方向を変える箇所では、図 5-63 に示すように 30~60cm の直管と 45° エルボ 2 本を用いて屈曲させ、屈曲始点より上流約 30cm 付近に 45° により掃除口を立ち上げる。この場合に掃除口は 1 箇所とする。

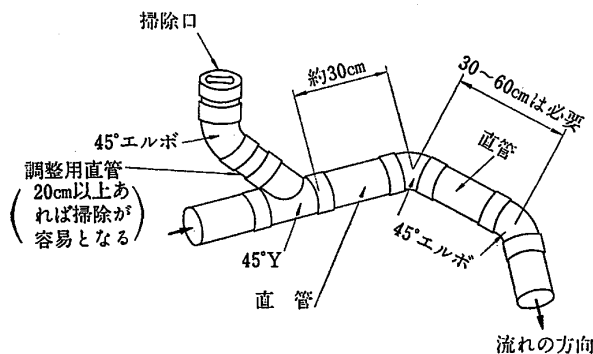


図 5-63 屈曲点にますが設置できない場合の掃除口と配管の例

④ 中間点

排水管の中間点に掃除口を設置する場合は、排水管の管路延長がその管径の 60 倍を超えない範囲で管の清掃上適当な箇所とする。

### 第3節 留意すべき施設の接続

#### 1. 屋外の洗い場

屋外の洗い場は、基本的には汚水排水とする。

屋外に設置している足洗い場等は、基本的には汚水排水とする。屋根がなく雨水が流入するおそれがある場合は、コンクリートを設し周囲より高くするか、水受け槽(ガーデンパンなど)を設置し、極力周辺地面に降った雨水が流入しないように処置を行う。既存施設で改造が極めて困難な場合は、雨水排水とする。

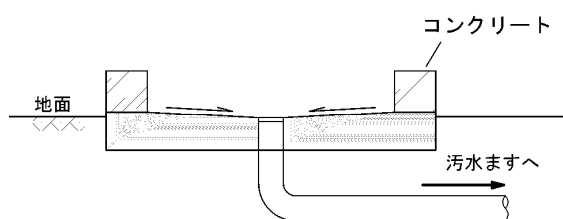


図 5-64 周囲より高くする例



図 5-65 水受け槽の設置

#### 2. エアコン排水

エアコンからの排水は、汚水排水とする。

エアコンからのドレンホースからの排水は、汚水排水とする。

#### 3. ガソリンスタンド

ガソリンスタンドの排水は、油水分離し適正に汚水排水と雨水排水を分離する。

- ① 土間コンクリートに降った雨水は、油水分離し雨水排水とする。
- ② 洗車場からの排水は、オイル阻集器を用い油水分離し汚水排水とする。
- ③ 整備ピットからの排水は、オイル阻集器を用い油水分離し汚水排水とする。
- ④ 自動式車両洗浄施設は、特定施設に該当するため、以下の事項を市へ届け出る必要がある。  
(下水道法 第12条の3)
  - イ) 名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の 名
  - ロ) 工場又は事業場の名称及び所在地
    - ) 特定施設の種類
    - ) 特定施設の構造
    - ) 特定施設の使用の方法
    - ) 特定施設から排出される汚水の処理の方法
    - ) 公共下水道に排除される下水の量及び水質その他の国土交通省令で定める事項

#### 4. 業務用洗車場(無人洗車場含む)

業務用洗車場は、油水分離し汚水排水とする。 列場などの排水は雨水排水で良い。

業務用洗車場とは、 常に業務用として洗車する場所を指す。例えば、中古車販売店等で特定の場所で洗車する場合は、業務用とみなし、その排水はオイル阻集器で油水分離し、汚水排水とする。ただし、 列場において単に散水等によりほこり等を落とす場合は、雨水排水とする。

なお、新設の業務用洗車場は、雨水が混入しないよう屋内に入れるか又は屋根等を設置すること。ただし、既存の洗車場でやむを得ず雨水が混入する場合でも、その最大スペースは洗車場の大きさとし、洗車場スペースが施設全体の集水用地にならないよう他の空き地スペースより高くするか、溝等で分離すること。

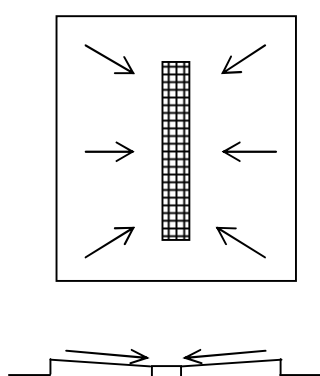


図 5-66 周囲より高くする例

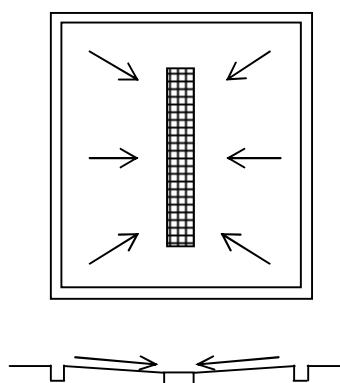


図 5-67 溝で分離する例

#### 5. プール

屋外プールは雨水排水、屋内プールは汚水排水とする。

屋外型の学校等のプール排水(水槽排水及びオーバーフロー排水)は、雨水排水とする。屋内型のプール排水は、汚水排水とする。

なお、屋外型のプールであっても、屋根等のあるシャワーなどの施設からの排水は汚水排水とする。

#### 6. その他

雨水と同等以上に清浄であるものについては雨水排水とする場合がある。

池の水など雨水と同等以上に清浄であるものについては雨水排水とする場合があるため、判断にう施設については市へ相 する。

## 第4節 特定事業場、除害施設

一般家庭以外の工場又は事業場等からは、さまざまな排水が排出される。工場からは、製造の過程で不要となった排水や洗浄水が排出され、このなかには、原料、中間生成物、製品の一部等が含まれている。また、工場のほかに 産業、洗濯業、病院等の事業場からも各種の排水が発生する。したがって、排水の水質は業種、規模によって多種多様である。下水道法では、悪質な排水に対して水質の規制を行っており、排除基準に適合するようあらかじめ処理等を行ったうえで下水道施設に排除しなければならないとしている。

以下に、工場又は事業場等からの排水にと下水道法との関係性を図 5-68 に示す。

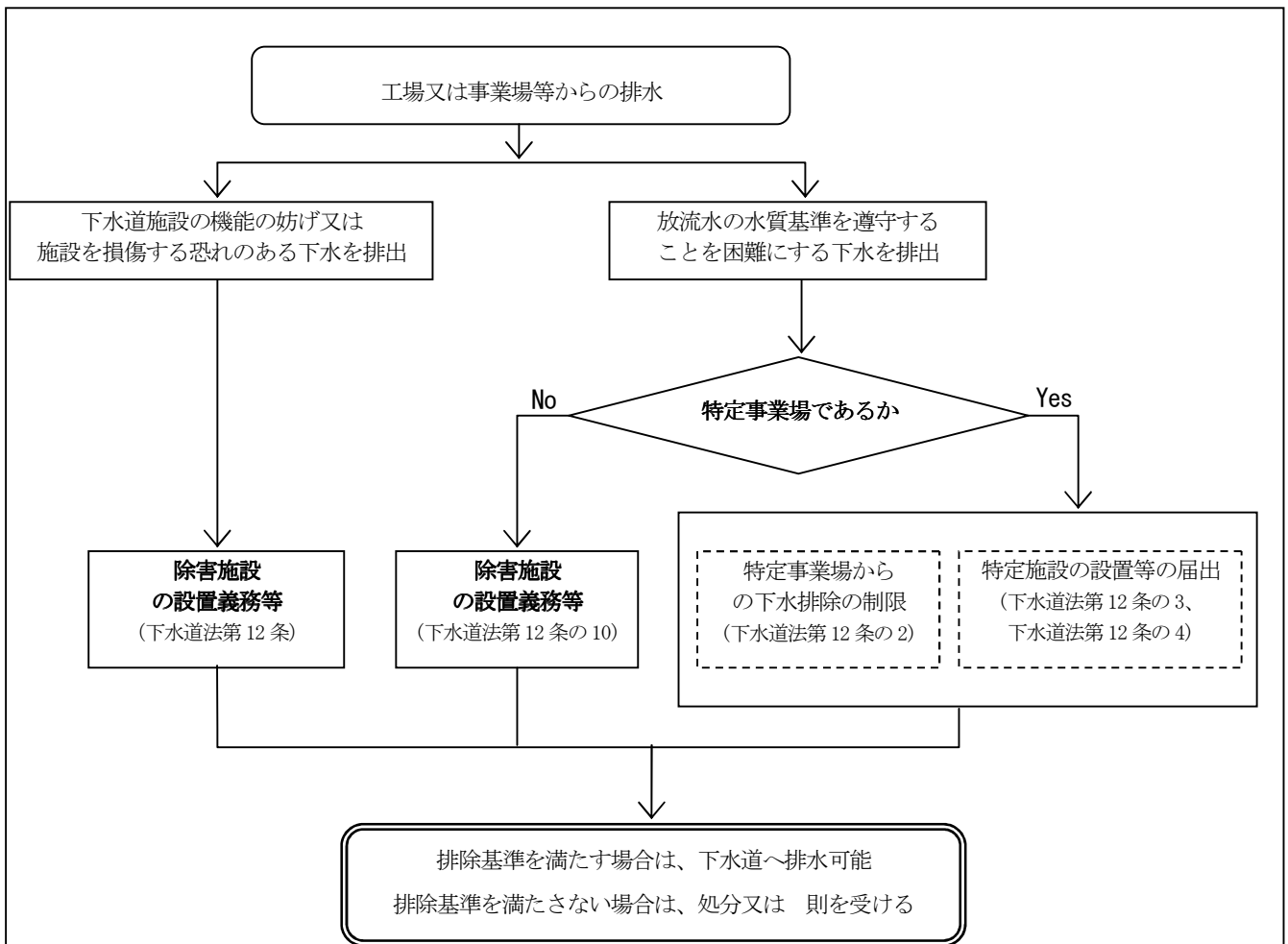


図 5-68 特定事業場及び除害施設と下水道法との関係性 (概要)

1. 特定事業場

汚濁した排水を排出する可能性のある施設は、「特定施設」に指定されており、「特定施設」がある事業場を「特定事業場」といい、排水の水質について しい規制を受ける。

(1) 特定施設

特定施設とは、汚濁した排水を排出する可能性のある施設をいい、政令（水質汚濁防止法施行令第1条別表第一及びダイオキシン類対策特別措置法施行令第1条別表第二）で具体的に定められている。

例えば、ガソリンスタンドに設置されている自動洗濯機、クリーニング業で使用される洗濯機、めん類製造業の湯 施設、規模の大きなちゅう房施設など多数のものが特定施設に指定されている。（参考資料2 特定施設一覧表 P.124～129）

(2) 特定事業場

上記の特定施設を設置している事業場を「特定事業場」という。

特定事業場に対しては、その排出量規模や水質項目によっては、有害物質等の水質基準違反に対して直ちに 則が適用される直 基準が適用されるほか、届出の義務や水質測定の義務など様々の義務、基準、 則などが定められている。

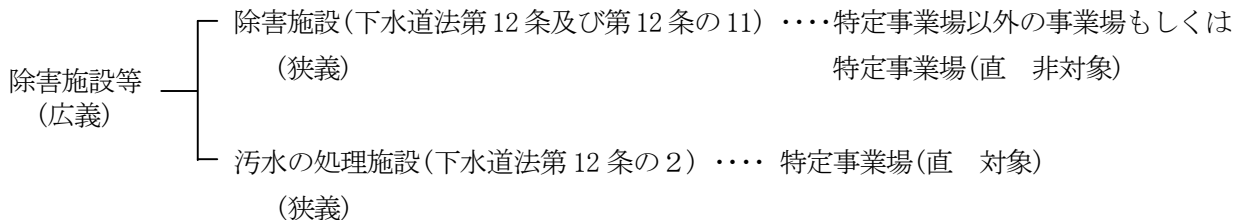
2. 除害施設

下水道施設の機能を妨げる又は施設を損傷するおそれのある排水は、あらかじめ処理を行ったうえで公共下水道へ排出する必要がある。

上記の特定事業場等では、定められた水質に適合するように、あらかじめ処理を行ったうえで公共下水道に排出することが必要となる。

このような処理施設は、「汚水の処理施設」と「除害施設」とに区分される。「汚水の処理施設」は、特定事業場のうち、直 規制を受ける事業場の排水を処理する施設である。

一方、除害施設(狭義)は、特定事業場以外の事業場もしくは、直 規制を受けない特定事業場の排水（下水道法第12条及び第12条の11）を処理する施設である。いずれも処理するための施設という点では同じであるので、これらの施設を総称して「除害施設等」という。



### 3. 水質基準

下水道法、施行令、条例などにより、悪質な排水から下水道施設を守ることや処理場からの放流水質を確保する目的から水質基準が設けられている。

(1) 下水道施設の機能低下や損傷させるおそれのある規制水質項目

下水道施設の機能低下や損傷させるおそれのある水質項目として、下水道法施行令第9条では、温度、水素イオン濃度など4項目に係る基準を設けている。

この規制は、公共下水道を使用するすべての者を対象としている。

(2) 公共下水道からの放流水質を確保するために必要な規制水質項目

1) 特定事業場からの排水に対する規制水質項目

① 処理が困難な水質項目

下水道法施行令第9条の4第1項において、カドミウム、水 などの「項目」と称される26項目及び鉄、鉛などの「環境項目」と称される6項目とダイオキシン類を合せた33項目で基準を設けている。

② 処理は可能であるが制限が必要な項目

下水道法施行令第9条の5第1項において、アンモニア性 素、生物化学的酸素要求量などの7項目に係る基準を設けている。

2) 特定事業場以外からの排水に対する規制水質項目

特定事業場以外からの排水であっても公共下水道に継続して排出する者に対して、特定事業場の規制項目と同等の水質条例により規制している。これらを排出する者は、除害施設を設け必要な処置を行わなければならない。

(参考資料3 下水道法・県条例・市条例の規定に基づく下水道排除基準 P.130)

### 4. 届出の義務

特定施設の新設、変更、排水系統の変更などを行おうとする場合は、事前に除害設備に関し届け出を行い審査を受けなければならない。

新たに特定施設の設置を行う場合やその改造を行う場合には、排水の水質及び量を予し、問題がないか確認しなければならない。これは事業者の責任であるとともに、市へ事前に届出を行い、審査を受けた後でなければ設置または改造の工事などに着手してはならないと定めている。(条例第5条第1項)

特定事業場以外の事業場であっても、排水の水質が一定の基準を超える場合、または1日汚水排水量が50 m<sup>3</sup>以上となる場合には、事前の届出が義務付けられており、水質または水量を変更しようとする場合も同様である。



## 5. 水質の検査

事業場排水については、必要に応じ施設について立ち入り検査を行う。

市職員には、敷地内への立ち入り検査を行う権限が与えられている。市職員が廃水を発生する施設、廃水の処理施設など、水質に関連する施設を検査することができる。(下水道法第13条)

特定事業場の排水の水質が直 基準に違反している場合、または違反する恐れがあると判断される場合には、法または条例に基づき、期限を定めて改善を命ずることができる。さらに必要な場合は下水排除の停止命令、または特定施設の使用停止命令も行うことができる。この命令に従わない場合には、命令違反としての 則が適用される。

## 6. 事故時の対応

事故により、事業場が有害物質などを公共下水道に流出させた場合は、応急の措置をとるとともに市に報告するなど適切な措置をとること。

特定事業場は、排水基準を超える有害物質などを排出し、公共下水道に流入する事故を発生させたときは、直ちに廃水の排出を防止するための応急措置をとるとともに、速やかに事故の状況及び講じた措置の概要を市に報告や届出を行うことが義務付けられている。(下水道法第12条の9)

## 第5節 雨水貯留、浸透施設

### 1. 雨水流出抑制に関連する法規制

雨水流出抑制に関する以下の関連法令に基づき、雨水の貯留浸透施設を設置する。

- (1) 特定都市河川浸水被害対策法（新川流域）  
500m<sup>2</sup>以上の雨水浸透阻害行為が必要となる。
- (2) 都市計画法  
500m<sup>2</sup>以上の開発行為が必要となる。

#### (1) について

平成 18 年 1 月、新川が特定都市河川浸水被害対策法に基づいて特定都市河川に指定され、本市の大部分が対象区域となっており、500 m<sup>2</sup>以上の雨水浸透阻害行為を行う場合は、阻害行為前後で流出雨水量を増加させないように、「雨水浸透阻害行為許可等のための雨水貯留浸透施設設計・施工技術指針」に基づいて雨水流出抑制を実施しなければならない。

（雨水浸透阻害行為等については、第3章第4節を参照）

#### (2) について

都市計画法第 29 条第 1 項に規定する開発行為においては、同法第 33 条、同法施行令第 26 条等において、下水の排出によって開発区域及びその周辺の地域に溢水等による被害が生じるおそれがある場合は、防災調整池の設置を行う等、必要な措置を講ずるものとしている。また、増加する水量を制 するための雨水流出抑制施設の設置に努めるものとしている。

（都市計画法に基づく開発行為については、第3章第4節を参照）

## 2. 雨水流出抑制方法

雨水流出抑制には、貯留と浸透の2つの方式がある。  
現場状況に応じ適切な方法を選定する。

雨水流出抑制の方式には、貯留方式と浸透方式があり、以下にそれぞれの主な方法を示す。

なお、貯留・浸透施設の詳細については、(社)雨水貯留浸透技術協会の技術指針等を参照すると良い。

### (1) 雨水貯留施設

主な貯留施設	内 容
掘込み式調整池	平坦な地盤を掘り込み、雨水を貯留する施設でオープン調整池とも呼ばれる。
地下貯留	地下に貯留槽を設け、これに雨水を流入させるもので、貯留施設の上部は、種々の土地利用が可能となる。
表面貯留	敷地内の棟間、公園、駐車場、運動場などの地表面を利用し、掘り込んだり、小溝を築いたりして雨水を貯留する。
雨水タンク	地上に設置する据え置き型の小規模タンク

貯留施設の構造形式は、設置場所の状況により種々の形式となるので、その採用する構造に応じ予測される荷重に対して、必要な強度と十分な安全性を有しなければならない。

また、土砂等の流入を防止するため、貯留施設の前段に泥溜ますを設け、貯留施設は堆積する土砂等の清掃が可能な構造とするのが望ましい。

### (2) 雨水浸透施設

主な浸透施設	内 容
浸透ます	敷地内に設置する浸透型の雨水ますで、ますの底面・側面に砕石を敷いたもの。
浸透トレンチ	有孔の地下埋設排水管の周囲に砕石を敷いたもの。
透水性側溝	側溝自体が透水性コンクリートで製造され、周囲を砕石で敷いたもの。
浸透性舗装	透水性をもったアスファルトで舗装したもの。

浸透施設は、施設本体の透水機能と地中への浸透機能が長期間にわたり効果的に発揮できるように、目づまり防止のためにフィルター(防砂ネット等)の設置が望ましい。また、清掃等の維持管理に配慮した構造とするとともに、設置場所における荷重に対しても安全な構造を有するものとする。

### 3. 補助対象となる施設

本市では、一定の条件を満たす雨水貯留槽、雨水浸透ますについて補助金制度がある。

本市では、雨時の雨水流出の抑制を図ることにより、排水機場や河川への流入量を軽減するとともに雨水の有効利用を図るため雨水貯留槽・雨水浸透ますの設置者に対して補助金を交付し、雨水による水及び水被害の減少を図ることに取り組んでいる。

以下に示す条件を満たす場合は、補助金の交付を受けることができる。

#### (1) 条件

##### ① 雨水貯留槽

雨どいなどを利用して、雨水をいったん貯留することにより、河川や水路に流れ出す雨水の量を抑制する目的で設置する貯留容量 100 ℓ以上の貯留施設。

##### ② 雨水浸透ます

雨どいなどを利用して、浸透性のますを地中に埋めて効率よく雨水を地中にしみこませ、河川や水路に流れ出す雨水の量を軽減し、地下水の（かん）を図る目的で設置する浸透施設。

浸透ますは、排水量の多い雨どいから接続できる位置に設置し、雨水以外のものを流入させないなど、設置においては一定の構造が必要となる。

浸透ますの設置数は、以下の基数が対象である。

- ・ 建築面積 100 m<sup>2</sup>未満は 3 基以内
- ・ 建築面積 100 m<sup>2</sup>以上 150 m<sup>2</sup>未満は 4 基以内
- ・ 建築面積 150 m<sup>2</sup>以上は 5 基以内

なお、①・②とも以下（清須市宅地開発等に関する指導要綱第3条）に該当する事業は対象外となる。

- 1) 開発区域の面積が 500 m<sup>2</sup>以上のもの
- 2) 建築物の敷地面積が 500 m<sup>2</sup>以上のもの
- 3) 共同住宅、連続建住宅、寮、寄宿舎等の建築物で計画戸数（区画）10 戸以上のもの
- 4) 建築物の高さが 10mを超えるもの
- 5) 店舗、事務所等の建築物で床面積の合計が 500 m<sup>2</sup>以上

※ただし、1)、2)については、自己の居住に供するものは、対象となる。

#### (2) 補助金の額

##### ① 雨水貯留槽

貯留槽 100 ℓあたり 7,000 円(上限の額は 70,000 円)

##### ② 雨水浸透ます

浸透ます 1 基 30,000 円に浸透ますの設置数を乗じた額。

#### (3) 申請窓口

清須市建設部都市計画課(西枇杷島庁舎内)

## 第6章 排水設備の施工

### 第1節 屋内排水設備の施工

#### 1. 基本的事項

屋内排水設備の施工に当たっては、関係法令等を遵守し、建築物及び付帯設備の施工者と十分な連 協議を行い、また、建築物の構造、強度及び部材に悪影響を与えないようにするとともに排水機能の確保に十分考慮して施工する。

建築物の施工関係者との連 密にすることが大切である。この連 をおろそかにすると、建築物はもとより、排水設備の機能にも悪影響を及ぼすことがあるので、関係者との十分な協議のもとに施工しなければならない。

#### 2. 配 管

配管は適切な材料及び工法により、所定の位置に適正に施工する。

排水管、通気管を施工するに当たっては、設計図書に定められた材料を用い、所定の位置に、適切な工法を用いて施工する。主な留意点は次のとおりである。

- 1) 管類、継手類その他使用する材料は適正なものとする。
- 2) 新設の排水管等を既設管等に接続する場合は、既設管の材質、規格等を十分に調査確認する。
- 3) 管の切断は、所定の長さ及び適正な切断面の形状を保持するように行う。
- 4) 管類を結合する前に、管内を点検、清掃する。また必要があるときは異物が入らないように配管端を仮閉そく等の処置をする。
- 5) 管類等の接合は、所定の接合材、継手類等を使用し、材料に適応した接合法により行う。
- 6) 配管は、所定の勾配を確保し、屈曲部等を除き直線状に施工し管のたるみがないようにする。
- 7) 配管は、過度のひずみや応力が生じないような、また、伸縮が自由であり、かつ地震等に耐え得る方法で、支持金物を用いて支持固定する。
- 8) 排水管、通気管はともに管内の水や空気の流れを阻害するような接続方法をしてはならない。
- 9) 管が壁その他を貫通するときは管の伸縮や防火等を考慮した適切な材料で空 を てんする。
- 10) 管が外壁又は屋根を貫通する箇所は、適切な方法で、雨水の浸入を防止する。
- 11) 水密性を必要とする箇所にスリーブを使用する場合、スリーブと管類とのすき間には、コークルール、アスファルトコンパウンド、その他の材料を てん又はコーキングして、水密性を確保する。
- 12) 壁その他に配管のために設けられた開口部は、配管後、確実に密着する適当な てん材を用いて、 ズミ、害虫等の侵入防止の措置をとる。

### 3. 便器等の据付け

便器等の据付けに当たっては、その用便動作、用途、給水方式を十分理解し、所定の位置に堅固に据え付ける。

大便器、小便器等の衛生器具やその他の器具の据付けに当たっては、その性能や用途を十分に理解して施工する。なお、これらの器具は 性が極めて小さく、衝撃にもろいので、運搬、据付け時等はていねいに取り扱い。また、局部的な急熱あるいは急冷を避ける。

便器の据付け位置（取付け寸法）の決定は、便所の大きさ、ドアの開閉方向、用便動作、洗浄方式等を考慮して行う。特に、ロータンク洗浄管のように長さが限定されている場合は、その寸法に応じて据付け位置を決めるなど十分な注意が必要である。

#### （1）洋式大便所の施工

- ① 排水管の立上り位置と便器中心線が一 していることを確認し、さらに、排水管の立上り高さが適当であるか確認しておく。（据付け作業をするまでの期間は、異物が管内に落ち込まないようにふたをしておく。）
- ② 木造床に据付ける場合は必要に応じて補強する
- ③ 防水層を持つ床の場合は同層を立ち上げ排水管に密着させておく。
- ④ 床フランジ（排水管と便器の排水口の接続に用いる。）の取付け前に排水管管口の中心に合わせて、便器の中心線を床にえがき、据付けの正確性を図る。
- ⑤ 床フランジの中心線と便器の中心線とを一 させて仮付し、床フランジ取付け穴の心を決め木ねじが埋込められるよう、あらかじめ処置を行う。床フランジの取付けが不十分であると便器ががたつく原因になる。
- ⑥ 鉛管又は硬質塩化ビニル管に接続する場合は、排水管を所定の長さに切断し、床フランジのテーパ一面にそわせ、上部まで十分広げる。鉛管の場合、広げた鉛管の上端を床フランジに、はんだ付けする方法が理 的である。
- ⑦ 硬質塩化ビニル管に接続する場合で、テーパのない床フランジでは、床仕上がり寸法を床仕上がり面と同一にする。床フランジの差し込み部外周に接着剤を塗り排水管に押し込み密着させる（図6-1(C)参照）。
- ⑧ 所定のパッキンをセットし便器排水口外周のごみや水分を取り除き便器を据付け、フランジボルト及び便器固定用木ねじで固定する。（強く締めすぎると便器が破損することがあるため十分注意して行う。）
- ⑨ 便器排水口と排水管との接続にあたっては、漏水等のおそれのないよう確実、ていねいに施工する。

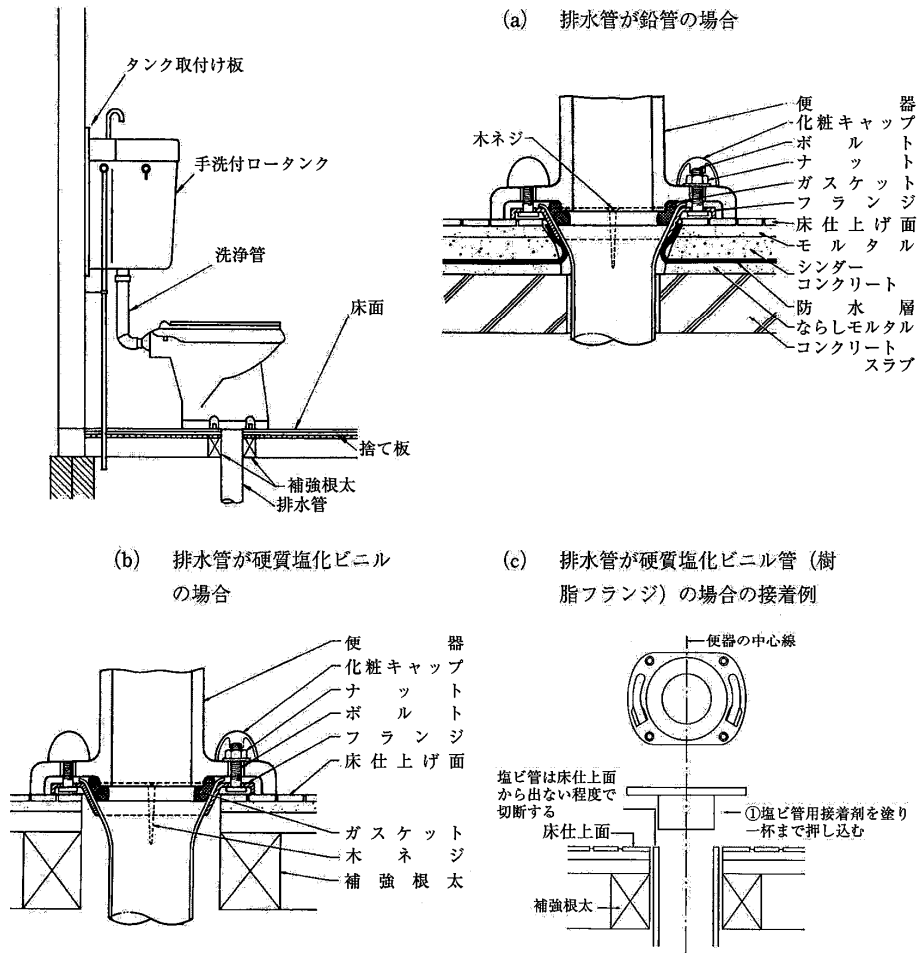


図 6-1 洋式大便所の施工例(ロータンク式)

(2) 和式大便器の据付け

- ① 便器の据付け位置に設けた据付け穴に便器をはめ込み、便器が所定の位置に、水平かつ適正な高さとなることを確認し、さらに排水管の立上り位置及び高さ等も確認する。
- ② コンクリート床に埋め込む場合は、器具周辺を緩衝材（アスファルト等）で保護する。なお、防水層をもつ床の場合は、同層をき上げ（図 6-2 参照）、押えモルタルで固定する。また、木造床に便器をはめ込む場合は、必要に応じて床を補強するとともに下方よりれんが等で支持する。
- ③ 据付け作業及び排水管の接続作業等は、(1)の①及び⑨と同様の要領で行う。

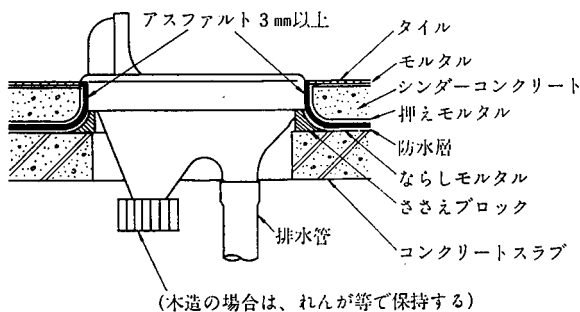


図 6-2 和式大便器の施工例

(3) 小便器の据付け

- ① ストール小便器の据付けは、大便器の据付けに準じて行う。
- ② 壁掛け小便器の据付けは、所定の位置、高さ確実に取り付ける。なお、ナットの締め過ぎによる便器の破損に注意し、必要に応じて壁等の補強を行う。

(4) その他

- ① トラップを有しない便器を使用する場合は、定められた封水深を保持できるトラップを取り付ける。
- ② 洗浄管の立て管は壁面に垂直に、横管は逆勾配にならないようにする。また、露出配管の場合は、支持金具により固定し、隠ぺい配管の場合は、管の材質に応じ管外面に防食塗装又は防露被覆を施す。
- ③ タンクの取付けは、必要に応じて壁の補強を適切に行う。

4. 施工中の確認及び施工後の調整

衛生器具の施工中には、納まりや取付けの良否の確認を行い、施工後に器具が正常に使用できるように調整を行う。

(1) 施工の確認

① 大便器

- イ) 和風大便器及び洋風大便器の上端が水平になっているか。
  - ロ) 器具フランジと鉛管を接続する場合の不乾性シールが寄って締付けられていないか。
  - ハ) 器具に配管の荷重がかかっていないか。
- ニ) 和風大便器の取付け高さは床仕上げ面に合っているか。

② 小便器

- イ) 連立形の取付け間隔及び高さは適正か。
- ロ) 締付けが完全か。

③ 洗面器、手洗器、流し及び洗浄用タンク

- イ) 器具の上端が水平になっているか、高さは適正か。
- ロ) 器具の締付けが完全か。
- ハ) 洗浄ハイタンクのふたは付いているか。

(2) 器具の調整

各器具の取付けが完了した後、使用状況に応じて通水及び排水試験を行わなければならない。この場合に洗浄弁、ボールタップ、水栓、小便器の洗浄水出口等は、ゴミ又は砂等が詰まりやすいので、これらを完全に除去する。器具トラップ、水栓の取出し箇所、洗浄弁等の接続箇所は、漏水のないように十分点検を行う。

大便器、小便器、洗面器、洗浄用タンク等は、適正な水流状態、水圧、水量、吐水時間、洗浄間隔等を調整することが必要である。

連立形小便器の場合には、各小便器に均等な水量が流れていることを確認する。また、洗面器は、水栓を全開しても水しぶきが洗面器より外へはね出さない程度に器具用止水栓で調整する。



## 第2節 屋外排水設備の施工

### 1. 排水管の施工

排水管の施工にあたっては、次の事項を考慮する。

- (1) 掘削は、深さ及び作業現場の状況に適した方法で行う。
- (2) 掘削底面は、ていねいに仕上げる。必要に応じ基礎を施す。
- (3) 管の布設は直線状に、また、管の接合は水密性を保持できるように管材に適した方法により行う。
- (4) 埋 入は、管の移動、損傷等を起こさないよう注意し、入 口に き固めながら行う。
- (5) 排水管は、必要に応じ防護等を行う。

#### (1) について

- 1) 掘削は、や( )り方等を用いて所定の深さに、不陸のないように直線状にていねいに掘削する。
- 2) 掘削幅は、管径及び掘削深さに応じたものとし、その最小幅は30cmを標準とする。
- 3) 掘削箇所の土質、深さ及び作業現場の状況により、必要に応じて 留めを施す。

#### (2) について

- 1) 掘削底面は、掘り過ぎ、こね返しがないようにし、管の勾配に合わせて仕上げる。
- 2) 地盤が軟弱な場合は、砂利等で置き換え目つぶしを施してタコ等で十分 き固め、不同沈下を防ぐ措置をする。特に必要な場合は、排水管の材質に応じてコンクリート等の基礎を施す。
- 3) 接合部の下部は、泥が付着しないように継ぎ手掘りとする。

#### (3) について

- 1) 排水管は、やり方に合わせて受口を上流に向け、管の中心線、勾配を正確に保ち、下流から上流に向かって敷設する。管底高は、まずに設ける落差を考慮する。
- 2) 卵形管の敷設は、特に 重に 出しを行い かないように仮固定する。
- 3) 管の接合

##### ① 接着接合

受口内面及び差し口外面をきれいに い、受口内面、差し口外面の順で接着剤をはけで く均等に塗布する。接着剤塗布後は、速やかに差し口を受口に 入する。 入方法は原則として呼び径150以下は 入機又はてこ棒、呼び径200以上は 入機を用いる(図6-3参照)。

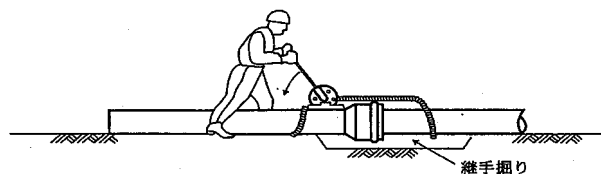


図6-3 入機による差し込み

② ゴム輪接合及び圧縮ジョイント接合

受口及び差し口をきれいにし、ゴム輪が所定の位置に正しくおさまっていることを確認して、ゴム輪及び差し口に指定された滑材を均一に塗り、差し込みは、原則として入機を用い、呼び径200以下は、てこ棒を用いてもよい（図6-4参照）。なお、圧縮ジョイント接合の場合も同様に行う。

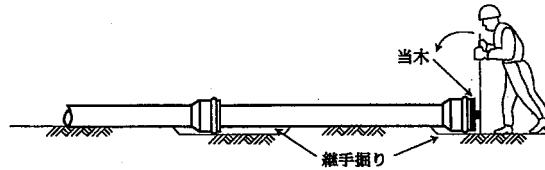


図6-4 てこ棒による差し込み

③ モルタル接合

接合用のモルタルは所定の配合とし、攪拌したモルタルも手で攪拌し締めるとき、ようやくその形態を保つ程度の硬さとする。管の接合部は接合前に必ず泥等を除去、清掃し、受口と差し口を密着させたうえで、モルタルを十分に塗りつける。なお、管内にはみ出したモルタルは速やかに取り除く。

(4) について

- 1) 管の布設後、接合部の硬化をまって良質土で管の両側を均等に締め固めながら入管に埋めす。
- 2) 埋設時は、原則として管路の区間ごとに行い、管の移動、変位（卵形管）のないように注意する。管布設時に用いた仮固定材は順次取り除く。
- 3) やむを得ず凍結期に施工する場合は、氷雪や凍土が混入しないよう注意し、掘削した日のうちに埋めすようにする。

(5) について

- 1) 管の露出はできるだけ避ける。やむを得ず露出配管とする場合は、露出部分の凍結、損傷を防ぐため適当な材料で防護する。また、管は水撃作用又は外圧による振動、変位等を防止するため、支持金具を用いて堅固に固定する。
- 2) 車両等の通行がある箇所では、必要に応じて耐圧管又はさや管等を用いる等適切な措置を講じる。
- 3) 敷地上の制約により、やむを得ず構造物等を貫通する排水管には、貫通部分に配管スリーブを設ける等管の損傷防止のための措置を講じる。
- 4) 建築物を損傷し又はその構造を弱めるような施工をしてはならない。また、敷地内の樹木、工作物等の保全に十分注意する。

2. ますの施工

ますの施工にあたっては、次の事項を考慮する。

- (1) 掘削は、必要な幅をとる。
- (2) 沈下が生じないように基礎を施す。
- (3) 既製ブロックまたはプラスチック製等を用い、堅ろうに所定の構造寸法に築造する。汚水ますには、インバートを設け、雨水ますには泥だめを設ける。

(1) について

ますの設置箇所の掘削は、据付けを的確に行うために必要な幅をとる。その他は排水管の掘削に準じる。

(2) について

コンクリート製のますは、直接荷重が加わるため、沈下を起こすおそれがあるので、碎石又は砂を敷き均らし、十分に固めて厚さ5cm程度に仕上げた基礎とする。既製の底塊を使用しない場合は、さらに厚さ5cm程度のコンクリートを施す。また、プラスチック製等ますの基礎については5cm程度の砂基礎を施す。

(3) について

1) 底部の築造

- ① 汚水ますのインバートは半円形とし、表面は滑らかに仕上げ、インバートのは汚物がたい積しないよう、また水切りをよくするために適切な勾配を設ける(図6-5参照)。雨水ますには15cm以上の泥だめ設ける。ますの上流側管底と下流側管底との間には原則として2cm程度の落差を設ける。

形に合流する場合は、図6-6のAの部分に汚物が乗り上がらないようにインバートの部分を垂直に管頂の高さまでをつけて仕上げる。また、流れを円滑にし、維持管理を容易にするため、管きよの中心線をずらし、インバートの屈曲半径を大きくするとよい。

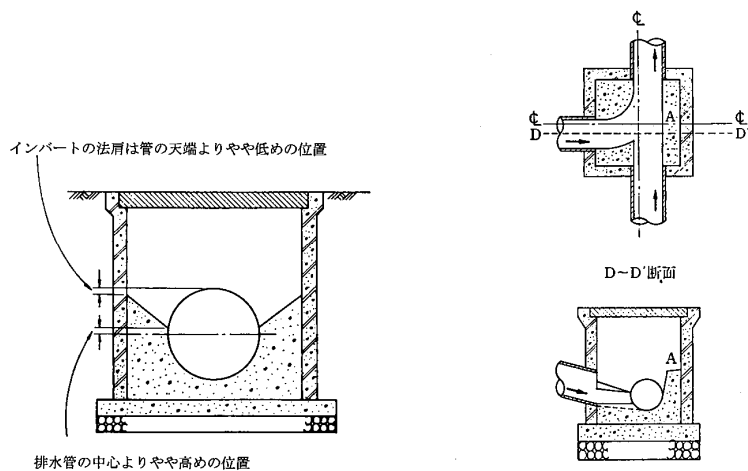


図6-5 インバートの の施工 図6-6 形に合流する場合の施工

- ② 既製の底塊を使用する場合は、接続する排水管きよの流れの方向とインバートの方向及びその形状等に注意する。

- ③ 卵形管を汚水ますに接続する場合は、インバートも卵形管の形状に合わせて仕上げるか、既製の卵形管用のますを使用する。
  - ④ 格子ふたを使用する雨水ますは、ますの天端が地表面より少し低目になるよう築造する。汚水ますは、雨水の流入を避けるため地表面より低くならないように注意する。
- 2) 側塊の据付け
- ① ますに接続する管は、ますの内側に 出しないように差し入れ、管とますの壁との間には十分にモルタルを詰め、内外面の上塗り仕上げをする。側塊の目地にはモルタルを敷き均らし、動かないように据え付け、目地を確実に仕上げ、漏水や雨水等の浸入のないようにする。
  - ② 汚水ますに接続する管は、側塊の底部に取り付け、汚水が落下するように取り付けてはならない。
  - ③ プラスチック製ますの設置については、水平、垂直を確認し、接合部に接着剤又はシーリング剤を十分施し水密性を確保する。
  - ④ ますに水道管、ガス管等を き込んで施工してはならない。
  - ⑤ 車両等の荷重がかかる箇所では強固な構造とする。

### 3. 半地下家屋等の浸水対策

半地下家屋等の周辺の地盤面より低い家屋は、 雨時に下水道管からの逆流等に対して必要な検討を行う。

土地の有効利用を図るため地下利用が進んで、建築物が周囲の地盤面より低い場合が多く見受けられるようになってきた。これらの建築物は 雨時に下水道管内の水位上昇により、排水ポンプ等を設置していない地下のトイレや浴槽等の排水設備から下水が逆流することにより室内が浸水することもあるので、状況に応じて必要な検討を行う。

特に、建築基準法の規定が及ばない、いわゆる半地下家屋等の対策が不十分である場合が多く、注意が必要である。

## 第3節 浄化槽の処置、くみ取り便所の改造

### 1. 浄化槽の処置

不要になった浄化槽は、原則撤去する。また、雨水の一時貯留等に再利用する場合は適切な措置を講ずる。

不要になった浄化槽は、原則として撤去（掘り起こし）とする。

#### （1）撤去（掘り起こし）する場合

浄化槽は、し尿及び汚泥を完全にくみ取り、清掃、消毒した後に撤去しなければならない。埋めしは良質土を用い、十分な転圧を行い、入りに施工する。

##### 1) 浄化槽廃止工事の後処理の注意事項

浄化槽廃止工事の後処理については、後日問題が発生しないように注意しなければならない。

- ① 廃止したのの上に、排水管を布設する場合は、埋めしの転圧等をしっかり行い、不等沈下とならないようにすること。また、ますの設置はなるべくなら避けた方が望ましい。
- ② プラスチックなどの廃材などは、産業廃棄物の処理方法に従って適切に処理すること。
- ③ 浄化槽廃止のコンクリート補修は、十分につき固めた後に行い、表面の仕上げにも入りに行う。

浄化槽廃止工事の埋めしが適切でないと、地盤が下がったり、湿気を帯びたり、あるいはコンクリートにが生じて、陥するなどいろいろの問題を発生するので、良質土、砂にて十分な転圧を行わなければならない。

廃プラスチック、コンクリートガラ、汚泥及び清掃の廃水などの廃棄物は、廃棄物運搬業者にする。なお、汚泥及び清掃の廃水を接続せず、公共下水道に流してはならない。

浄化槽は、すべて撤去し、砂埋めとする。表層は地の利用目的により良質土、砂などとする。

#### （2）再利用する場合

従来、廃止される浄化槽の処置は、前の通り撤去（掘り起こし）を行ってきたが、ゴミの減量化が課題になっている日、浄化槽も有効活用を図っていく必要がある。

浄化槽の設置位置や排水設備の改造工事に支障のない場合等、雨水貯留槽に再利用すれば、廃棄物の減量化につながるとともに、貯留した雨水をの散水や洗車に利用することによって、雨水流出抑制にもつながる。

##### 1) 浄化槽の再利用の手順について

- ① 浄化槽の再利用の可否を検討する。
- ② 浄化槽の清掃許可業者へ、浄化槽内部の清掃を依頼する。
- ③ 浄化槽は、隔壁によって2槽構造となっているため、隔壁下部に穴をあけ1槽化する。
- ④ 雨からの雨水を浄化槽に流入させるための配管工事を行う。土砂等の混入の恐れがある場合は、浄化槽流入前に雨水ますを設置する。
- ⑤ 溜めた雨水を再利用するためのポンプを設置する。（電源は、ばっき電源が利用できる）
- ⑥ 雨時のオーバーフロー水の排水先については、従来通り側溝側へ排水させる。

2) 浄化槽再利用にあたっての注意点

- ① した浄化槽は、劣化により多少のクラック等が入ることがあるので、再利用にあたっては注意すること。なお、蓋の部分が劣化により落ちてしまう危険があるため、 化した蓋は、蓋交換を必要とする。
- ② 浄化槽本体が強化プラスチック製等の場合は、地下水位等により槽本体が浮上することがあるので、利用にあたっては注意する。

## 2. くみ取り便所の改造

くみ取り便所を水洗便所に改造する場合は、確実かつ衛生的に便槽を処理する。原則として、便槽は全て撤去する。

くみ取り便所を水洗便所に改造する場合には、在来の便槽を適切な方法で撤去または砂等で埋めし、将来にわたって衛生上問題のないように処置する。

通常の場合、便槽のし尿をきれいにくみ取ったあと、その内部を消毒して取り壊す。

必要に応じて便槽部の壁やブロックの補強を行うこと。(図6-7参照)

### (1) くみ取り便所改造工事の注意事項

くみ取り便所の改造工事にあたっては、便槽の が湿気を持ったり臭ったりしないこと、不等沈下をおこさないこと、など十分な注意が必要である。

くみ取り便所の改造工事の施工にあたっては、特に次の事項に注意が必要である。

- ① 埋め し が不完全な場合には、不等沈下により排水管が損傷し、水漏れを生じる。
- ② 便槽の残材及び など、産業廃棄物として適切に処理せねばならない。

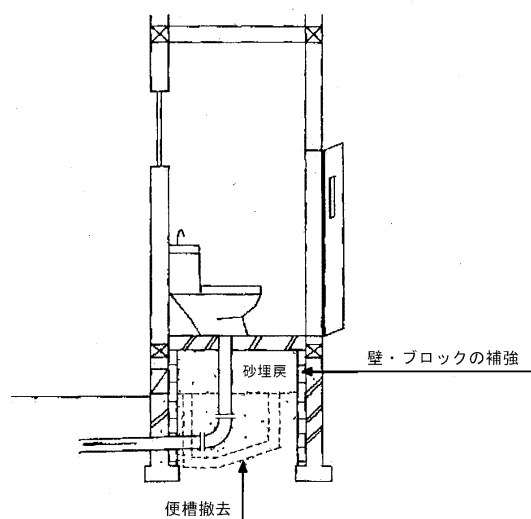


図6-7 くみ取り便所の改造例

## 第7章 下水道、排水設備工事 Q A

### 1. 下水道について

#### Q1. 汚水、雨水の定義は

A1. 「下水」とは、市街地で発生するすべての水の総称であり、汚水と雨水に大別されます。

「汚水」は、法律上では「生活もしくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、もしくは附随する廃水」と定義されており（下水道法第2条第1号）、人間の消費生活または事業活動によって発生する不要な水を指します。一方、「雨水」は、雨水のみならず、雪解け水、湧水、または地下水などの自然水すべてを指します。

#### Q2. 「公共下水道」とは

A2. 「公共下水道」とは、市街地で発生する下水を排水、処理するために市町村が管理する下水道をいいます。

本市では、清須市下水道条例（以下「条例」という。）を定め、公共下水道の管理及び使用について基準を設けています。

#### Q3. 「合流式下水道」と「分流式下水道」とは

A3. 下水を浄化センターまで送る方式には合流式と分流式の二つがあります。

「合流式下水道」は、降雨による雨水と家庭から排出される汚水を同じ管路で集め、汚水と一部の雨水を浄化センターに送り、それ以外の雨水を主体とした下水を川や海に放流する方式です。

「分流式下水道」は、降雨による雨水と家庭から排出される汚水を、別々の管路で集め、雨水は川や海へ、汚水は浄化センターに送る方式です。

本市では、「分流式下水道」を採用しています。したがって、本市では汚水と雨水については別系統で排水することとなります。

#### Q4. 供用開始の告示が行われるとどのような義務が生じますか

A4. 排水区域<sup>※1</sup>内の土地の所有者、使用者または占有者に、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水設備を設置する義務が生じます(下水道法第10条第1項)。

処理区域<sup>※2</sup>内においてくみ取り便所が設けられている建築物の所有者には、処理開始の日から3年以内にその便所を水洗便所（污水管が公共下水道に連結されたものに限る。）に改造する義務が生じます(下水道法第11条の3第1項)。

また、建築基準法第31条の規定により、処理区域内で建築物等を行おうとするときは水洗便所でなければならない義務も発生します。

※1:公共下水道によって下水を排除することができる地域として公示<sup>※3</sup>された区域をいう(下水道法第2条第7号・第9条第1項)。

※2:公共下水道の污水管きよにより排除された下水を下水処理場により処理することができる地域として公示<sup>※3</sup>された区域をいう(下水道法第2条第8号・第9条第2項)。

※3:公示とは、行政機関等が一定の事項を広く市民に周知させる行為をいう。このような「不特定多数の者に対する通知行為」

は、法律において「告示」または「公告」と呼ばれています。

告示:法令、条令又は規則などに基づいて公示するもの

公告:令、条令又は規則などに基づかないで単に言っての事実を公示するもの



## 2. 下水道使用料と受益者負担金について

### Q 5. 下水道を使用すると料金が必要なのはなにか

A 5. 下水道使用料は、一般には「下水道料金」と呼ばれます。基本的には汚水を排出する使用者に費用負担を求めることが原則となっています。

使用者は公共下水道の受益者であり、また公共下水道を地方自治体に維持管理させることとなる原因者でもあること、および公共下水道を使用していない人との公平を保つ必要があることから、私費負担とし公共下水道の利用者が負担することとなっています。

### Q 6. 下水道使用料はいつからわなければならないか

A 6. 下水道使用料は、公共下水道を使用し始める日から料金が発生します。

### Q 7. 下水の排出量が多くなると、使用料単価が高くなるのはなにか

A 7. 下水を排出する量が多くなるほど1 m<sup>3</sup>あたりの使用料が高くなる制度を累進制といい、本市をはじめ多くの都市で採用している制度です。また、この累進制は水道料金や電気料金などにも採用されている制度です。

これは、事業場などの大量な排水を受けるためには大規模な下水道施設が必要となり、そのことにより投資額が増加することから、利用者間の公平化を図ることを目的として採用しているものです。さらに、使用料金に累進性をもたせることで要抑制に働くことから、省資源及び環境にも配慮することとなります。

### Q 8. 下水道使用料をわないとどうなるか

A 8. 下水道使用料が、納期までに納付されない場合は、督促を行います。

督促の指定期限を経過しても納付されない場合には、地方税の滞納処分の例により処分することができるとされ、差し押さえ、等により強制的に収することとなります。

### Q 9. 受益者負担金とは

A 9. 公共下水道が整備された地域は、生活排水、トイレの汚物を下水道に流すことにより、蚊やハエの発生や悪臭が少なくなります。このように生活環境が非常に良くなることは、結果的には土地の利便性が増すこととなります。

しかし、道路や公園などのように誰もがいつでも利用できる施設と違い、その利益を受けるのは公共下水道が整備された地域住民に限られ、下水道を利用できない人との間で公平を欠くこととなります。そのため、公共下水道を利用できるようになった地域住民の方に、建設費の一部を負担していただくのが「受益者負担金」です。(都市計画法第75条)

### 3. 排水設備の設置について

#### Q10. 排水設備は、誰が設置しなければならないか

A10. 下水道法第10条第1項で、排水区域内の土地の所有者、使用者または占有者は、次の区分に従って、排水設備の設置を行うことと定められています。

- ① 建築物の敷地である土地にあつては、建築物の所有者。
- ② 建築物の敷地となっていない土地(③に掲げる土地を除く)にあつては、土地の所有者。
- ③ 道路その他の公共施設(建築物を除く)の敷地である土地にあつては、公共施設の管理者。

これを借地や借家の場合にあてはめると、

- ① 借地上に自己所有の建物を建て居住している場合には、借地人(建物所有者)。
- ② 他人所有の建物を借りて居住している場合には、家主(建物所有者)。

となります。

#### Q11. 借地人が、排水設備工事を行う際に地主の承諾は必要か

A11. Q10のように借地に自己所有の建物がある場合には、借地人に設置義務がありますが、地主の承諾なしに工事を行うことはできません。地主の承諾が得られない場合は、借地人は判所に対して調停の申し立てや への提起を行い、公的手段により地主の承諾を強制することができます。

#### Q12. 排水設備は、いつまでに設置しなければならないか

A12. 下水道法では、公共下水道が使用できるようになった場合には、建物の所有者等は遅滞なく排水設備を設置しなければならないとされています。ここで、「遅滞なく」とは、特別な事情がない限り、できる限りすみやかにということです。

#### Q13. 排水設備設置義務に反し、設置しないとどうなるか

A13. 設置しない場合には、監督処分<sup>\*</sup>として措置命令などが行われ(下水道法第38条第1項)、これに違反した場合には、1年以下の 役又は100万円以下の 金を処せられます(下水道法第46条)。

<sup>\*</sup>監督処分：行政機関が法律にもとづき、法令違反などがあつたときに発する命令等をいう。

#### Q14. 排水設備の改築や修繕は誰が行うべきか

A14. 改築や修繕は、排水設備の設置義務者(Q10参照)が行うことと定められています(下水道法第10条第2項)。

#### Q15. 排水設備の清掃は誰が行うべきか

A15. 清掃や維持管理は、土地の占有者が行うことと定められています(下水道法第10条第2項)。

#### Q16. 排水に関する受 義務とは

A16. 他人の土地または排水設備を使用しなければ下水を公共下水道に流すことが困難な場合には土地または排水設備の所有者は、他人の排水設備や排水を受け入れる義務(受 義務)が生じます(下水道法第11条第1項)。下水を公共下水道に流すことが「困難」な場合とは、周辺を完全に他人の土地に囲まれている場合や、他人の土地を利用しないとより著しく不利益となる場合

(例えばポンプ利用しなければならない場合、排水管を著しく遠回りさせなければならない場合等)があります。

**Q17. 受 義務を拒否できるか**

A17. 他人の土地または排水設備を利用しなければ下水を公共下水道に流すことが困難な場合に、他人の土地に排水設備を設置し、または他人の排水設備を利用することは、法律上認められた権利であり、土地または排水設備の所有者といえど正当な事由なく利用等を拒否することは認められていません。なお、この権利は、土地または排水設備の所有者が変わっても影響を受けません。

**Q18. 他人の土地や排水設備を利用するときに、利用料などは必要か**

A18. 下水道法第 11 条第 2 項では「他人の排水設備を使用する場合、その利益を受ける度合いに応じてその設置等の費用を負担しなければならない」と定められています。

実際には、他人の排水設備、土地を利用するにあたっては当事者間の契約によることが多く、その場合は契約の中で利用料などが決められることとなります。

**Q19. くみ取り便所の改造等は誰が行うか**

A19. 下水道法第 11 条第 3 項によれば、くみ取り便所が設けられている建築物の所有者が、水洗便所への改造義務を負うこととしています。

借家の場合にくみ取り便所の改造義務を負っているのは家主であるので、家主が改造工事を行うこととなります。しかし、家主ではなく借家人が水洗化工事を行うことも可能です。

その場合は、その工事が修繕にあたるか、あるいは増改築にあたるかを明確にすることがきわめて難しい(増改築とすれば、借家人は原則として工事を行うことができず、実際上も、増改築については家主の同意を要するとする特約がなされている例も多い)ために家主との間でトラブルを起こしやすいので、借家人は家主と十分に協議してその同意を得たうえで工事を行うことが必要です。

**Q20. 浄化槽を廃止する義務はあるか**

A20. 下水道法第 11 条第 3 項では、くみ取り便所が設けられている建築物の所有者が、水洗便所への改造義務を規定していますが、浄化槽を設けて水洗便所としている者については、対象とはなっていません。

そこで、既存の浄化槽については、これに接続されている汚水管を公共下水道に接続するか、あるいは排水設備を設けて浄化槽からの放流水を公共下水道に接続させる構造にすれば、法上の義務は 行されたこととなります。

しかし、地域の生活環境の保全、および行政側の二重の公共投資の防止を図るためには、浄化槽の廃止が必要なことはいうまでもなく、本市においては廃止について行政指導を行っています。

**Q21. 水洗化の義務を 行しないとどうなるか**

A21. 下水道法第 11 条第 3 項第 3 号によれば、水洗化改造義務者が義務を 行しないときには、公共下水道管理者は、その者に対し、相当の期間を定めて、くみ取り便所を水洗便所に改造すべきことを命ずることができます。この命令に違反したときは 則 (30 万円以下の 金) の対象となります(下水道法第 48 条)。

#### 4. 排水設備工事の指定工事店制度について

##### Q22. 排水設備工事やくみ取り便所改造等工事の事前確認とは

A22. 排水設備またはくみ取り便所等の改造を行う場合には、あらかじめその計画が排水設備などの技術的基準に適合するものであるか市の確認を受けなければならないと定めています。(清須市下水道条例第5条)

公共下水道の保全や公衆衛生などの観点から準拠すべき排水設備、水洗便所に関する法令、条例などで定める基準を満足できる計画であることを審査したうえで、基準に適合する場合は、市が確認書を与えることとなります。

##### Q23. 一般個人(申請者)が、確認申請や工事を行っても良いか

A23. 排水設備などの工事についてあらかじめ市にその計画の確認を受けなければならない者は、その設備の新設等を行う者と定めています。(清須市下水道条例第5条)

通常、排水設備指定工事店が申請者と協力して書類の作成、提出などの手続きを行っており、工事の施工との整合を図っています。

一方、工事に関しては、一般個人が法や条例の技術的基準に準じた施工を行うことは困難であり、不十分な施工を行っては排水設備だけの問題にとどまらず広く公共下水道や公衆衛生にも悪影響を及ぼすことになります。よって、法律的には工事を行う者を限定してはいませんが、一定の能力をもった者に行わせるべきとの観点から、本市においては指定工事店制度を採って「排水設備指定工事店が行うものとする」(清須市下水道条例第6条)と定めています。

##### Q24. 排水設備工事における排水設備指定工事店のかし担保とは

A24. 請負工事契約における請負人(排水設備指定工事店)の担保責任として、民法では一定期間内に、かし修補請求、損害 償請求、契約解除ができることを定めています。

かし担保とは、工事内容や工事完了後の不具合の応対に納得できない場合に、請負業者に要求できる権利に、契約時に取り交わした「かし担保責任の 及」というものがあります。

「かし」とは、欠点や欠陥とおおむね同じ意味で、契約どおりに工事が行われていない部分や、一般的に備わっていないなければならない当然の機能や品質が備わっていない部分を指します。

## 第8章 参考資料

### 参考資料1. 屋外排水設備の管径、勾配決定方法

一般家庭などの管径、勾配は第5章第2節に示す表5-6、表5-7、によるが、それによらない場合は、以下に示す計画下水排水量と管断面面積、流速の関係式より最適な管径、勾配を選定する。

$$Q = A \cdot V$$

ここに、Q：計画下水排水量(m<sup>3</sup>/秒)

A：排水管の断面面積(m<sup>2</sup>)

V：流速(m/秒)

流速Vは、マニング公式により、下式で算出できる。

$$V = \frac{1.49}{n} R^{2/3} S^{1/2}$$

ここに、n：マニング係数

(鉄筋コンクリート管は0.013、硬質塩化ビニル管は0.010が標準)

R：径深( A/P) (P： 辺長)

S：排水管の勾配

流速は、0.6～1.5m/秒の範囲が標準的である。

上式により算出した流量表を表8-1～3に示す。

表 8-1 硬質塩化ビニル管の流量表 (VU管)

*n*=0.10

<i>I</i> (%)	75		100		125		150		200		250		300		350	
	<i>V</i> (m/s)	<i>Q</i> (m³/s)	<i>V</i> (m/s)	<i>Q</i> (m³/s)	<i>V</i> (m/s)	<i>Q</i> (m³/s)	<i>V</i> (m/s)	<i>Q</i> (m³/s)	<i>V</i> (m/s)	<i>Q</i> (m³/s)	<i>V</i> (m/s)	<i>Q</i> (m³/s)	<i>V</i> (m/s)	<i>Q</i> (m³/s)	<i>V</i> (m/s)	<i>Q</i> (m³/s)
	<i>A</i> (m²)	0.005411		0.008992		0.01348		0.01863		0.03205		0.04909		0.06975		0.09511
	<i>P</i> (m)	0.2608		0.3362		0.4115		0.4838		0.6346		0.7854		0.9362		1.0933
	<i>R</i> (m)	0.0208		0.0268		0.0328		0.0385		0.0505		0.0625		0.0745		0.0870
1.0	0.239	0.001	0.283	0.003	0.324	0.004	0.361	0.007	0.432	0.014	0.498	0.024	0.560	0.039	0.621	0.059
140.0	2.830	0.015	3.351	0.030	3.834	0.052	4.266	0.079	5.112	0.164	5.893	0.289	6.625	0.462	7.346	0.699







参考資料2. 特定施設一覧表

(水質汚濁防止法施行令第1条別表第1)

1	<b>鉱業又は水洗炭業の用に供する施設</b> (イ)選鉱施設 (ロ)選炭施設 (ハ)坑水中和沈殿施設 (ニ)掘削用の泥水分離施設
1-2	<b>畜産農業又はサービス業の用に供する施設</b> (イ)豚房施設(豚房総面積50平方メートル以上) (ロ)牛房施設(牛房総面積200平方メートル以上) (ハ)馬房施設(馬房総面積500平方メートル以上)
2	<b>畜産食品製造業の用に供する施設</b> (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設(洗びん施設を含む) (ハ)湯煮施設
3	<b>水産食品製造業の用に供する施設</b> (イ)水産動物原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)脱水施設 (ニ)ろ過施設 (ホ)湯煮施設
4	<b>野菜又は果実を原料とする保存食品製造業の用に供する施設</b> (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)圧搾施設 (ニ)湯煮施設
5	<b>みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設</b> (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)湯煮施設 (ニ)濃縮施設 (ホ)精製施設 (ヘ)ろ過施設
6	<b>小麦粉製造業の用に供する洗浄施設</b>
7	<b>砂糖製造業の用に供する施設</b> (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設(流送施設を含む) (ハ)ろ過施設 (ニ)分離施設 (ホ)精製施設
8	<b>パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽</b>
9	<b>米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機</b>
10	<b>飲料製造業の用に供する施設</b> (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設(洗びん施設を含む) (ハ)搾汁施設 (ニ)ろ過施設 (ホ)湯煮施設 (ヘ)蒸留施設
11	<b>動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設</b> (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)圧搾施設 (ニ)真空濃縮施設 (ホ)水洗式脱臭施設
12	<b>動植物油脂製造業の用に供する施設</b> (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)圧搾施設 (ニ)分離施設
13	<b>イースト製造業の用に供する施設</b> (イ)原料処理施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)分離施設
14	<b>でん粉又は加工でん粉の製造業の用に供する施設</b> (イ)原料浸せき施設 (ロ)洗浄施設(流送施設を含む) (ハ)分離施設 (ニ)洗だめ及びこれに類する施設
15	<b>ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設</b> (イ)原料処理施設 (ロ)ろ過施設 (ハ)精製施設
16	<b>めん類製造業の用に供する湯煮施設</b>
17	<b>豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設</b>
18	<b>インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設</b>
18-2	<b>冷凍調理食品製造業の用に供する施設</b> (イ)原料処理施設 (ロ)湯煮施設 (ハ)洗浄施設
18-3	<b>たばこ製造業の用に供する施設</b> (イ)水洗式脱臭施設 (ロ)洗浄施設
19	<b>紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設</b> (イ)まゆ湯煮施設 (ロ)副蚕処理施設 (ハ)原料浸せき施設 (ニ)精練機及び製練槽 (ホ)シルケット機 (ヘ)漂白機及び漂白槽 (ト)染色施設 (チ)薬液浸透施設 (リ)のり抜き施設
20	<b>洗毛業の用に供する施設</b> (イ)洗毛施設 (ロ)洗化炭施設
21	<b>化学繊維製造業の用に供する施設</b> (イ)湿式紡糸施設 (ロ)リントー又は未精練繊維の薬液処理施設 (ハ)原料回収施設
21-2	<b>一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー</b>
21-3	<b>合板製造業の用に供する接着機洗浄施設</b>
21-4	<b>パーティクルボード製造業の用に供する施設</b> (イ)湿式パーカー (ロ)接着機洗浄施設

22	<b>木材薬品処理業</b> の用に供する施設 (イ)湿式パーカー (ロ)薬液浸透施設
23	<b>パルプ、紙又は紙加工品の製造業</b> の用に供する施設 (イ)原料浸せき施設 (ロ)湿式パーカー (ハ)碎木機 (ニ)蒸解施設 (ホ)蒸解廃液濃縮施設 (ヘ)チップ 洗浄施設及びパルプ洗浄施設 (ト)漂白施設 (チ)抄紙施設(抄造施設を含む) (リ)セロハン製膜施設 (ヌ)湿式繊維板成型施設 (ル)廃ガス洗浄施設
23-2	<b>新聞業、出版業、印刷業、又は製版業</b> の用に供する施設 (イ)自動式フィルム現像洗浄施設 (ロ)自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
24	<b>化学肥料製造業</b> の用に供する施設 (イ)ろ過施設 (ロ)分離施設 (ハ)水洗式破碎施設 (ニ)廃ガス洗浄施設 (ホ)湿式集じん施設
25	<b>水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業</b> の用に供する施設 (イ)塩水精製施設 (ロ)電解施設
26	<b>無機顔料製造業</b> の用に供する施設 (イ)洗浄施設 (ロ)ろ過施設 (ハ)カドミウム系無機顔料製造施設のうち遠心分離機 (ニ)群青製造施設 のうち水洗式分別施設 (ホ)廃ガス洗浄施設
27	<b>25、26以外の無機化学工業製品製造業</b> の用に供する施設 (イ)ろ過施設 (ロ)遠心分離機 (ハ)硫酸製造施設のうち亜硫酸ガス冷却洗浄施設 (ニ)活性炭又は二硫化 炭素の製造施設のうち洗浄施設 (ホ)無水けい酸製造施設のうち塩酸回収施設 (ヘ)青酸製造施設のうち 反応施設 (ト)よう素製造施設のうち吸着施設及び沈殿施設 (チ)海水マグネシア製造施設のうち沈殿施設 (リ)バリウム化合物製造施設のうち水洗式分別施設 (ヌ)廃ガス洗浄施設 (ル)湿式集じん施設
28	<b>カーバイト法アセチレン誘導品製造業</b> の用に供する施設 (イ)湿式アセチレンガス発生施設 (ロ)さく酸エステル製造施設のうち洗浄施設及び蒸留施設 (ハ)ポリビニルアルコール製造施設のうちメチルアルコール蒸留施設 (ニ)アクリル酸エステル製造施設 のうち蒸留施設 (ホ)塩化ビニルモノマー洗浄施設 (ヘ)クロロプレンモノマー洗浄施設
29	<b>コールタール製品製造業</b> の用に供する施設 (イ)ベンゼン類硫酸洗浄施設 (ロ)静置分離器 (ハ)タール酸ソーダ硫酸分解施設
30	<b>発酵工業(5.10.13以外)</b> の用に供する施設 (イ)原料処理施設 (ロ)蒸留施設 (ハ)遠心分離機 (ニ)ろ過施設
31	<b>メタン誘導品製造業</b> の用に供する施設 (イ)メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち蒸留施設 (ロ)ホルムアルデヒド製造施設のうち 精製施設 (ハ)フロンガス製造施設のうち洗浄施設及びろ過施設
32	<b>有機顔料又は合成染料の製造業</b> の用に供する施設 (イ)ろ過施設 (ロ)顔料又は染色レーキの製造施設のうち水洗施設 (ハ)遠心分離機 (ニ)廃ガス洗浄施設
33	<b>合成樹脂製造業</b> の用に供する施設 (イ)縮合反応施設 (ロ)水洗施設 (ハ)遠心分離機 (ニ)静置分離器 (ホ)フッ素樹脂製造施設のうちガス 冷却洗浄施設及び蒸留施設 (ヘ)ポリプロピレン製造施設のうち溶剤蒸留施設 (ト)中圧法又は低圧法に よるポリエチレン製造施設のうち溶剤回収施設 (チ)ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 (リ)廃ガス洗浄施設 (ヌ)湿式集じん施設
34	<b>合成ゴム製造業</b> の用に供する施設 (イ)ろ過施設 (ロ)脱水施設 (ハ)水洗施設 (ニ)ラテックス濃縮施設 (ホ)スチレン・ブタジエンゴム、 ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち静置分離器
35	<b>有機ゴム薬品製造業</b> の用に供する施設 (イ)蒸留施設 (ロ)分離施設 (ハ)廃ガス洗浄施設
36	<b>合成洗剤製造業</b> の用に供する施設 (イ)廃酸分離施設 (ロ)廃ガス洗浄施設 (ハ)湿式集じん施設

第8章 参考資料

37	<p><b>石油化学工業</b> (31・32・33・34・35・36・51 以外で石油又は石油副生ガス中の炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業)の用に供する施設</p> <p>(イ) 洗浄施設 (ロ) 分離施設 (ハ) ろ過施設 (ニ) アクリロニトリル製造施設のうち急冷施設及び蒸留施設 (ホ) アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち蒸留施設 (ヘ) アルキルベンゼン製造施設のうち酸又はアルカリによる処理施設 (ト) イソプロピルアルコール製造施設のうち蒸留施設及び硫酸濃縮施設 (チ) エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち蒸留施設及び濃縮施設 (リ) 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち縮合反応施設及び蒸留施設 (ヌ) シクロヘキサン製造施設のうち酸又はアルカリによる処理施設 (ル) トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうちガス冷却洗浄施設 (オ) ノルマルパラフィン製造施設のうち酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 (ワ) プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器 (カ) メチルエチルケトン製造施設のうち水蒸気凝縮施設 (ヨ) メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち反応施設及びメチルアルコール回収施設 (タ) 廃ガス洗浄施設</p>
38	<b>石けん製造業</b> の用に供する施設 (イ) 原料精製施設 (ロ) 塩析施設
39	<b>硬化油製造業</b> の用に供する施設 (イ) 脱酸施設 (ロ) 脱臭施設
40	<b>脂肪酸製造業</b> の用に供する蒸留施設
41	<b>香料製造業</b> の用に供する施設 (イ) 洗浄施設 (ロ) 抽出施設
42	<b>ゼラチン又はにかわの製造業</b> の用に供する施設 (イ) 原料処理施設 (ロ) 石灰づけ施設 (ハ) 洗浄施設
43	<b>写真感光材料製造業</b> の用に供する感光剤洗浄施設
44	<b>天然樹脂製品製造業</b> の用に供する施設 (イ) 原料処理施設 (ロ) 脱水施設
45	<b>木材化学工業</b> の用に供するフルフラール蒸留施設
46	<b>有機化学工業製品製造業</b> (28～45以外) の用に供する施設 (イ) 水洗施設 (ロ) ろ過施設 (ハ) ヒドラジン製造施設のうち濃縮施設 (ニ) 廃ガス洗浄施設
47	<b>医薬品製造業</b> の用に供する施設 (イ) 動物原料処理施設 (ロ) ろ過施設 (ハ) 分離施設 (ニ) 混合施設 (第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合) (ホ) 廃ガス洗浄施設
48	<b>火薬製造業</b> の用に供する洗浄施設
49	<b>農業製造業</b> の用に供する混合施設 (第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合)
50	<b>第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業</b> の用に供する試薬製造施設
51	<b>石油精製業</b> (潤滑油再生業を含む) の用に供する施設 (イ) 脱塩施設 (ロ) 原油常圧蒸留施設 (ハ) 脱硫施設 (ニ) 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 (ホ) 潤滑油洗浄施設
51-2	<b>自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業</b> (防振ゴム製造業を除く) <b>更生タイヤ製造業又はゴム板製造業</b> の用に供する直接加硫施設
51-3	<b>医療用若しくは衛生用ゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業</b> の用に供するラテックス成型型洗浄施設
52	<b>皮革製造業</b> の用に供する施設 (イ) 洗浄施設 (ロ) 石灰づけ施設 (ハ) タンニンづけ施設 (ニ) クロム浴施設 (ホ) 染色施設
53	<b>ガラス又はガラス製品の製造業</b> の用に供する施設 (イ) 研磨洗浄施設 (ロ) 廃ガス洗浄施設
54	<b>セメント製品製造業</b> の用に供する施設 (イ) 抄造施設 (ロ) 成型機 (ハ) 水養生施設 (蒸気養生施設を含む)
55	<b>生コンクリート製造業</b> の用に供するパッチャープラント

第8章 参考資料

56	<b>有機質砂がべ材製造業</b> の用に供する混合施設(第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合)
57	<b>人造黒鉛電極製造業</b> の用に供する成型施設
58	<b>窯業原料</b> (うわ薬原料を含む) <b>の精製業</b> の用に供する施設 (イ)水洗式破碎施設 (ロ)水洗式分別施設 (ハ)酸処理施設 (ニ)脱水施設
59	<b>砕石業</b> の用に供する施設 (イ)水洗式破碎施設 (ロ)水洗式分別施設
60	<b>砂利採取業</b> の用に供する水洗式分別施設
61	<b>鉄鋼業</b> の用に供する施設 (イ)タール及びガス液分離施設 (ロ)ガス冷却洗浄施設 (ハ)圧延施設 (ニ)焼入れ施設 (ホ)湿式集じん施設
62	<b>非鉄金属製造業</b> の用に供する施設 (イ)還元槽 (ロ)電解施設(溶融塩電解施設を除く) (ハ)焼入れ施設 (ニ)水銀精製施設 (ホ)廃ガス洗浄施設 (ヘ)湿式集じん施設
63	<b>金属製品製造業又は機械器具製造業</b> (武器製造業を含む)の用に供するする施設 (イ)焼入れ施設 (ロ)電解式洗浄施設 (ハ)カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 (ニ)水銀精製施設 (ホ)廃ガス洗浄施設
63-2	<b>空きびん卸売業</b> の用に供する自動式洗びん施設
64	<b>ガス供給業又はコークス製造業</b> の用に供する施設 (イ)タール及びガス液分離施設 (ロ)ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含む)
64-2	<b>水道施設</b> (水道法(昭和32年法律第177号)第3条第8項に規定するものをいう)、 <b>工業用水道施設</b> (工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)第2条第6項に規定するものをいう)又は <b>自家用工業用水道</b> (同法第21条第1項に規定するものをいう)の <b>浄水施設</b> (浄水能力が1日当たり1万立方メートル以上) (イ)沈殿施設 (ロ)ろ過施設
65	<b>酸又はアルカリによる表面処理施設</b>
66	<b>電気メッキ施設</b>
66-2	<b>旅館業</b> (旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定するもの(下宿営業を除く)をいう) の用に供する施設 (イ)ちゅう房施設 (ロ)洗濯施設 (ハ)入浴施設
66-3	<b>共同調理場</b> (学校給食法(昭和29年法律第160号)第5条の2に規定する施設をいう)に設置される ちゅう房施設 (業務用総床面積が500平方メートル以上)
66-4	<b>弁当仕出屋又は弁当製造業</b> の用に供するちゅう房施設(業務用総床面積が360平方メートル以上)
66-5	<b>飲食店</b> (66の6及び66の7を除く)に設置されるちゅう房施設(業務用総床面積が420平方メートル以上)
66-6	<b>そば店、うどん店、すし店のほか喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店</b> (66の7を除く)に設置されるちゅう房施設(業務用総床面積630平方メートル以上)
66-7	<b>料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、その他これらに類する飲食店</b> で設置を設けて客の接待をし、 又は客にダンスをさせるものに設置させるちゅう房施設(業務用総床面積が1,500平方メートル以上)
67	<b>洗濯業</b> の用に供する洗浄施設
68	<b>写真現像業</b> の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
68-2	<b>病院</b> (医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定するものをいう)で病床数が300以上 であるものに設置される施設 (イ)ちゅう房施設 (ロ)洗浄施設 (ハ)入浴施設
69	<b>と畜業又は死亡獣畜取扱業</b> の用に供する解体施設
69-2	<b>中央卸売市場</b> (卸売市場法(昭和46年法律第35号)第2条第3項に規定するものをいう)に設置される 施設(水産物に係るものに限る) (イ)卸売場 (ロ)仲卸売場

第8章 参考資料

69-3	<b>地方卸売市場</b> (卸売市場法第2条第4項に規定するもの(卸売市場法施行令(昭和46年政令第221号)第2条第2号に規定するものを除く)をいう)に設置される施設(水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000平方メートル以上) (イ)卸売場 (ロ)仲卸売場
70	<b>廃油処理施設</b> (海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第3条第14号に規定するもの)
70-2	<b>自動車分解整備事業</b> (道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第77条に規定するものをいう)の用に供する洗車施設(屋内作業場の総面積が800平方メートル以上)
71	<b>自動式車両洗淨施設</b>
71-2	<b>科学技術(人文科学のみに係るものを除く)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場</b> で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設 (イ)洗淨施設 (ロ)焼入れ施設
71-3	<b>一般廃棄物処理施設</b> (廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定するものをいう)である焼却施設
71-4	<b>産業廃棄物処理施設</b> (廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう) (イ)廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第1号、第3号から第6号まで第8号又は第11号に掲げるものに限る)のうち国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者が設置するもの (ロ)廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号に掲げる施設
71-5	<b>トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗淨施設</b> (前各号に該当するものを除く。)
71-6	<b>トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設</b> (前各号に該当するものを除く。)
72	<b>し尿処理施設</b> (建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のし尿浄化槽)
73	<b>下水道終末処理施設</b>
74	<b>特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く)の処理施設</b> (72・73を除く)

(ダイオキシン類対策特別措置法市施行令第1条別表第2)

1	<b>硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設</b>
2	<b>カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗淨施設</b>
3	<b>硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗淨施設</b>
4	<b>アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗淨施設</b>
5	<b>担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗淨施設</b>
6	<b>塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗淨施設</b>
7	カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの <b>(イ)硫酸濃縮施設(ロ)シクロヘキサン分離施設(ハ)廃ガス洗淨施設</b>
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの <b>(イ)水洗施設(ロ)廃ガス洗淨施設</b>
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの <b>(イ)ろ過施設(ロ)乾燥施設(ハ)廃ガス洗淨施設</b>
10	2・3-ジクロロ-1・4-ナフトキノン <sup>1</sup> の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの <b>(イ)ろ過施設(ロ)廃ガス洗淨施設</b>

11	<p>8・18-ジクロロ-5・15-ジエチル-5・15-ジヒドロジインドロ[3・2-b:3'2'-m]トリフェノジオキサジン (別名ジオキジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。)の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの</p> <p><b>(イ)ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設(ロ)ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 (ハ)ジオキサジンバイオレット洗浄施設(ニ)熱風乾燥施設</b></p>
12	<p>アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの</p> <p><b>(イ)廃ガス洗浄施設(ロ)湿式集じん施設</b></p>
13	<p>亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであつて、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの</p> <p><b>(イ)精製施設(ロ)廃ガス洗浄施設(ハ)湿式集じん施設</b></p>
14	<p>担体付き触媒(使用済みのものに限る。)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る。))によるものを除く。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの</p> <p><b>(イ)ろ過施設(ロ)精製施設(ハ)廃ガス洗浄施設</b></p>
15	<p>別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であつて汚水又は廃液を排出するもの</p> <p><b>(イ)廃ガス洗浄施設(ロ)湿式集じん施設</b></p>
16	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設</p>
17	<p>フロン類(特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令(平成6年政令第308号)別表1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。)の破壊(プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの</p> <p><b>(イ)プラズマ反応施設(ロ)廃ガス洗浄施設(ハ)湿式集じん施設</b></p>
18	<p><b>下水道終末処理施設</b>(第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。)</p>
19	<p>第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水(第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むものに限り、公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前号に掲げるものを除く。)</p>

参考資料3. 下水道法・県条例・市条例の規定に基づく下水道排除基準

主旨	対象者 対象物質または項目		特定事業場	一 及 非特定事業場	適用			
					市条例			県 条 例
					第9条	第10条	第11条	
施設・ 保全 機能	条例で 定める 基準	温度	45℃未満	45℃未満	○		○	
		水素イオン濃度(pH)	5を超え9未満	5を超え9未満	○		○	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量		鉱油類含有量	注1 2(5)以下	5以下	○		○	○
		動植物油類含有量	注2 10(30)以下	30以下	○		○	○
		沃素消費量	220未満	220未満	○		○	
放流水質 確保 基準	環境 項目	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380未満	380未満		○	○	
		生物化学的酸素要求量(BOD)	5日間に600未満	5日間に600未満		○	○	
		浮遊物質質量(SS)	600未満	600未満		○	○	
	目 等	窒素含有量	240未満	240未満		○	○	
		燐含有量	32未満	32未満		○	○	
		フェノール類	注3 1(0.5)以下	注3 1(0.5)以下		○	○	○
		銅及びその化合物	1以下	1以下		○	○	○
		亜鉛及びその化合物	2以下	2以下		○	○	
		鉄及びその化合物(溶解性)	10以下	10以下		○	○	
		マンガン及びその化合物(溶解性)	10以下	10以下		○	○	
		クロム及びその化合物	2以下	2以下		○	○	
		カドミウム及びその化合物	0.1以下	0.1以下		○	○	
		シアン化合物	1以下	1以下		○	○	
		有機リン化合物	1以下	1以下		○	○	
		鉛及び化合物	0.1以下	0.1以下		○	○	
		六価クロム化合物	0.5以下	0.5以下		○	○	
		砒素及びその化合物	0.1以下	0.1以下		○	○	
		総水銀	0.005以下	0.005以下		○	○	
		アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと		○	○	
		ポリ塩化ビフェニル	0.003以下	0.003以下		○	○	
	トリクロロエチレン	0.3以下	0.3以下		○	○		
	テトラクロロエチレン	0.1以下	0.1以下		○	○		
	ジクロロメタン	0.2以下	0.2以下		○	○		
	健康 項目	四塩化炭素	0.02以下	0.02以下		○	○	
		1・2-ジクロロエタン	0.04以下	0.04以下		○	○	
		1・1-ジクロロエチレン	0.2以下	0.2以下		○	○	
		シス-1・2-ジクロロエチレン	0.4以下	0.4以下		○	○	
		1・1・1-トリクロロエタン	3以下	3以下		○	○	
		1・1・2-トリクロロエタン	0.06以下	0.06以下		○	○	
		1・3-ジクロロプロペン	0.02以下	0.02以下		○	○	
チラウム		0.06以下	0.06以下		○	○		
シマジン		0.03以下	0.03以下		○	○		
チオベンカルブ		0.2以下	0.2以下		○	○		
ベンゼン		0.1以下	0.1以下		○	○		
セレン及びその化合物		0.1以下	0.1以下		○	○		
ほう素及びその化合物		230以下	230以下		○	○		
ふっ素及びその化合物	15以下	15以下		○	○			
ダイオキシン類	10pg/L以下	10pg/L以下		○	○			

注1 ()内は排出水量が20m<sup>3</sup>/日未満の新設の工場又は事業場に適用される水質基準値。  
 注2 ()内は排出水量が50m<sup>3</sup>/日未満の既設及び新設の工場又は事業場に適用される水質基準値。  
 注3 ()内は新設の工場又は事業場に適用される水質基準値。

備考1 単位は、温度、水素イオン濃度及びダイオキシン類以外はすべてmg/Lで示す。  
 2 ほう素及びふっ素とそれぞれその化合物については、海域を放流先とする水質基準値を採用。  
 3 県条例とは愛知県条例「水質汚濁防止法第三条第三項に基づく排水基準を定める条例」をいう。

# 関係法規

下水道法	131
下水道法施行令	137
下水道法施行規則	138
建築基準法	139
建築基準法施行令の規定に基づく建築物に設ける飲料水の配管設備及び 排水のための配管設備の構造方法を定める件	140
建築物における衛生的環境の確保に関する法律「通称ビル管理法」	142
建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令	143
建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	144
清須市下水道条例	145
清須市下水道条例施行規則	153
清須市下水道排水設備指定工事店規則	186
清須市公共下水道接続ます等の設置の基準等に関する要綱	206
清須市公共下水道の私道への布設に関する要綱	210
清須市下水道排水設備工事資金融資あっせん及び利子補給に関する要綱	216
清須市浄化槽雨水貯留施設転用費補助金交付要綱	225
清須市宅地内汚水ポンプ設備設置費補助金交付要綱	236



1 下水道法関係

下水道法

( 和三十三年四月二十四日)

(法律第 十 号)

(この法律の目的)

**第一条** この法律は、流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項並びに公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もつて都市の 全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

( 四五法一四一・一部改正)

(用 の定義)

**第二条** この法律において次の各号に掲げる用 の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 下水 生活若しくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、若しくは附随する廃水（以下「汚水」という。）又は雨水をいう。

二 下水道 下水を排除するために設けられる排水管、排水 その他の排水施設（かんがい排水施設を除く。）、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設（尿浄化槽を除く。）又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設その他の施設の総体をいう。

三 公共下水道 主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が である構造のものをいう。

四 流域下水道 次のいずれかに該当する下水道をいう。

イ 専ら地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受けて、これを排除し、及び処理するために地方公共団体が管理する下水道で、二以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するもの

ロ 公共下水道（終末処理場を有するものに限る。）により排除される雨水のみを受けて、これを河川その他の公共の水域又は海域に放流するために地方公共団体が管理する下水道で、二以上の市町村の区域における雨水を排除するものであり、かつ、当該雨水の流量を調節するための施設を有するもの

五 都市下水路 主として市街地における下水を排除するために地方公共団体が管理している下水道（公共下水道及び流域下水道を除く。）で、その規模が政令で定める規模以上のものであり、かつ、当該地方公共団体が第二十条の規定により指定したものをいう。

終末処理場 下水を最終的に処理して河川その他の公共の水域又は海域に放流するために下水道の施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設をいう。

排水区域 公共下水道により下水を排除することができる地域で、第 一条第一項の規定により公示された区域をいう。

処理区域 排水区域のうち排除された下水を終末処理場により処理することができる地域で、第 一条第二項において準用する同条第一項の規定により公示された区域をいう。

( 四五法一四一・平一 法 一部改正)

(管理)

**第三条** 公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする。

**2** 前項の規定にかかわらず、都道府県は、二以上の市町村が受益し、かつ、関係市町村のみでは設置することが困難であると認められる場合においては、関係市町村と協議して、当該公共下水道の設置、改

築、修繕、維持その他の管理を行うことができる。この場合において、関係市町村が協議に応じようとするときは、あらかじめその議会の議決を経なければならない。

(事業計画の認可)

**第四条** 前条の規定により公共下水道を管理する者（以下「公共下水道管理者」という。）は、公共下水道を設置しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、事業計画を定め、国土交通大（政令で定める事業計画にあつては、都道府県知事。第 条において同じ。）の認可を受けなければならない。認可を受けた事業計画の変更（政令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも、同様とする。

2 国土交通大 は、前項の認可をしようとするときは、政令で定める場合を除き、あらかじめ、保 衛生上の観点からする環境大 の意見をきかなければならない。

( 四二法四 ・ 平一一法 ・ 平一一法一 ・ 一部改正)

(供用開始の公示等)

**第 条** 公共下水道管理者は、公共下水道の供用を開始しようとするときは、あらかじめ、供用を開始すべき年月日、下水を排除すべき区域その他国土交通省令で定める事項を公示し、かつ、これを表示した図面を当該公共下水道管理者である地方公共団体の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。公示した事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定は、公共下水道管理者が終末処理場による下水の処理を開始しようとする場合又は当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場による下水の処理が開始される場合に準用する。この場合において、同項中「供用を開始すべき年月日」とあるのは「下水の処理を開始すべき年月日」と、「下水を排除すべき区域」とあるのは「下水を処理すべき区域」と、「国土交通省令」とあるのは「国土交通省令・環境省令」と み替えるものとする。

( 四二法四 ・ 四五法一四一・平一一法一 ・ 一部改正)

(排水設備の設置等)

**第十条** 公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、次の区分に従つて、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水 その他の排水施設（以下「排水設備」という。）を設置しなければならない。ただし、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合その他政令で定める場合においては、この限りでない。

一 建築物の敷地である土地にあつては、当該建築物の所有者

二 建築物の敷地でない土地（次号に規定する土地を除く。）にあつては、当該土地の所有者

三 道路（道路法（ 和二十 年法律第 十号）による道路をいう。）その他の公共施設（建築物を除く。）の敷地である土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者

2 前項の規定により設置された排水設備の改築又は修繕は、同項の規定によりこれを設置すべき者が行うものとし、その清掃その他の維持は、当該土地の占有者（前項第三号の土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者）が行うものとする。

3 第一項の排水設備の設置又は構造については、建築基準法（ 和二十五年法律第二 一号）その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術上の基準によらなければならない。

(排水に関する受 義務等)

**第十一条** 前条第一項の規定により排水設備を設置しなければならない者は、他人の土地又は排水設備を使用しなければ下水を公共下水道に流入させることが困難であるときは、他人の土地に排水設備を設置

し、又は他人の設置した排水設備を使用することができる。この場合においては、他人の土地又は排水設備にとって最も損害の少ない場所又は箇所及び方法を選ばなければならない。

- 2 前項の規定により他人の排水設備を使用する者は、その利益を受ける割合に応じて、その設置、改築、修繕及び維持に要する費用を負担しなければならない。
- 3 第一項の規定により他人の土地に排水設備を設置することができる者又は前条第二項の規定により当該排水設備の維持をしなければならない者は、当該排水設備の設置、改築若しくは修繕又は維持をするためやむを得ない必要があるときは、他人の土地を使用することができる。この場合においては、あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。
- 4 前項の規定により他人の土地を使用した者は、当該使用により他人に損失を与えた場合においては、その者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(使用の開始等の届出)

**第十一条の二** 継続して政令で定める量又は水質の下水を排除して公共下水道を使用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該下水の量又は水質及び使用開始の時期を公共下水道管理者に届け出なければならない。その届出に係る下水の量又は水質を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 継続して下水を排除して公共下水道を使用しようとする水質汚濁防止法（和四十五年法律第三十号）第二条第二項に規定する特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第五号）第十二条第一項第号に規定する水質基準対象施設（以下単に「特定施設」という。）の設置者は、前項の規定により届出をする場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、使用開始の時期を公共下水道管理者に届け出なければならない。

（四五法一四一・加、四法一一一・五一法二・平一一法一五・平一一法一　・一部改正）

（水洗便所への改造義務等）

**第十一条の三** 処理区域内においてくみ取便所が設けられている建築物を所有する者は、当該処理区域についての第条第二項において準用する同条第一項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日から三年以内に、その便所を水洗便所（汚水管が公共下水道に連結されたものに限る。以下同じ。）に改造しなければならない。

- 2 建築基準法第三十一条第一項の規定に違反している便所が設けられている建築物の所有者については、前項の規定は、適用しない。
- 3 公共下水道管理者は、第一項の規定に違反している者に対し、相当の期間を定めて、当該くみ取便所を水洗便所に改造すべきことを命ずることができる。ただし、当該建築物が近く除却され、又は移転される予定のものである場合、水洗便所への改造に必要な資金の調達が困難な事情がある場合等当該くみ取便所を水洗便所に改造していないことについて相当の理由があると認められる場合は、この限りでない。
- 4 第一項の期限後に同項の違反に係る建築物の所有権を取得した者に対しても、前項と同様とする。
- 5 市町村は、くみ取便所を水洗便所に改造しようとする者に対し、必要な資金の融通又はそのあつせん、その改造に関し利害関係を有する者との間にが生じた場合における和解のその他の助に努めるものとする。
- 6 国は、市町村が前項の資金の融通を行なう場合には、これに必要な資金の融通又はそのあつせんに努めるものとする。

（四五法一四一・加、平五法　・一部改正）

(排水設備等の検査)

**第十三条** 公共下水道管理者は、公共下水道若しくは流域下水道の機能及び構造を保全し、又は公共下水道からの放流水若しくは流域下水道からの放流水の水質を第一条の技術上の基準に適合させるために必要な限度において、その職員をして排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備、特定施設、除害施設その他の物件を検査させることができる。ただし、人の住居に使用する建築物に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により、検査を行う職員は、その身分を示す証明書を 帶し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、 査のために認められたものと解してはならない。

( 四五法一四一・ 五一法二 ・一部改正)

(損傷負担金)

**第十条** 公共下水道管理者は、公共下水道の施設を損傷した行為により必要を生じた公共下水道の施設に関する工事に要する費用については、その必要を生じた限度において、その行為をした者にその全部または一部を負担させることができる。

(使用料)

**第二十条** 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を 収することができる。

2 使用料は、次の原則によつて定めなければならない。

一 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて 当なものであること。

二 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。

三 定率又は定額をもつて明確に定められていること。

四 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

3 公害防止事業費事業者負担法( 和四十五年法律第 三十三号)の規定に基づき事業者がその設置の費用の一部を負担した公共下水道について当該事業者及びその他の事業者から 収する使用料は、政令で定める基準に従い、当該事業者が同法の規定に基づいてした費用の負担を勘案して定めなければならない。

( 四五法一四一・一部改正)

(公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者の監督処分等)

**第三十条** 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この法律の規定によつてした許可若しくは承認を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、変更その他の必要な措置を命ずることができる。

一 この法律(第十一条の三第一項及び第十二条 第一項(第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。))の規定を除く。)又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反している者

二 この法律の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者

三 りその他不正な手段により、この法律の規定による許可又は承認を受けた者

2 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、次のいずれかに該当する場合においては、この法律の規定による許可又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

一 公共下水道、流域下水道又は都市下水路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

二 公共下水道、流域下水道又は都市下水路の保全上又は一般の利用上著しい支障が生じた場合

三 前二号に掲げる場合のほか、公共下水道、流域下水道又は都市下水路の管理上の理由以外の理由に

基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

- 3 前二項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命 られるべき者を確知することができないときは、公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは 任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、公共下水道管理者、流域下水道管理者若しくは都市下水路管理者又はその命じた者若しくは 任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公示しなければならない。
- 4 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、第二項の規定による処分又は命令により損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。
- 5 第三十二条第 項及び第十項の規定は、前項の補償について準用する。
- 6 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、第四項の規定による補償の原因となった損失が第二項第三号の規定による処分又は命令によるものであるときは、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。

( 四五法一四一・平五法 法 一部改正)

( 則)

**第四十五条** 公共下水道、流域下水道又は都市下水路の施設を損壊し、その他公共下水道、流域下水道又は都市下水路の施設の機能に障害を与えて下水の排除を妨害した者は、五年以下の 役又は 万円以下の 金に処する。

- 2 みだりに公共下水道、流域下水道又は都市下水路の施設を操作し、よつて下水の排除を妨害した者は、二年以下の 役又は五十万円以下の 金に処する。

( 四五法一四一・ 五一法二 平 法五 平一 法 一部改正)

**第四十 条** 第十二条の五(第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。)若しくは第三十 条の二の規定による公共下水道管理者若しくは流域下水道管理者の命令又は第三十 条第一項若しくは第二項の規定による公共下水道管理者、流域下水道管理者若しくは都市下水路管理者の命令に違反した者は、一年以下の 役又は 万円以下の 金に処する。

( 四五法一四一・旧第四十 条 上・一部改正、 五一法二 平一一法 平一 法 一部改正)

**第四十 条** 第十一条の三第三項又は第四項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の 金に処する。

( 四五法一四一・ 加、 五一法二 平 法五 一部改正)

**第四十 条** 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の 金に処する。

- 一 第十一条の二又は第十二条の三第二項若しくは第三項(第二十五条の十第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は の届出をした者
- 二 第十二条の 第一項(第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- 三 第十二条の十一(第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。)の規定による記録をせず、又は の記録をした者
- 四 第十三条第一項(第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。)の規定による検査を拒み、妨げ、又は 避した者
- 五 第三十 条の二の規定による報告をせず、又は の報告をした者

( 四五法一四一・ 加、 四 法一一一 五一法二 平 法五 平一 法 、 一部改正)

**第五十条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第四十条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の 金刑を科する。

(四五法一四一・旧第四十条 下・一部改正、五一法二 一・一部改正)

## 下水道法施行令

( 和三十四年四月二十二日)

(政令第 四十 号)

(排水設備の設置を要しない場合)

**第 条** 法第十条第一項ただし書に規定する政令で定める場合は、保安法（ 和二十四年法律第 十号）第 条第一号の規定により 水及び廃水の処理に伴う 害の防止のため必要な措置を講じなければならない場合とする。

(排水設備の設置及び構造の技術上の基準)

**第 条** 法第十条第三項に規定する政令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 排水設備は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定めるところにより、公共下水道のますその他の排水施設又は他の排水設備に接続させること。
- 二 排水設備は、堅固で耐久力を有する構造とすること。
- 三 排水設備は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講 られていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとする事ができる。
- 四 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水と雨水とを分離して排除する構造とすること。
- 五 管 の勾配は、やむを得ない場合を除き、 分の一以上とすること。

排水管内径及び排水 の断面積は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定めるところにより、その排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。

汚水（冷却の用に供した水その他の汚水で雨水と同程度以上に清浄であるものを除く。以下この条において同じ。）を排除すべき排水 は、 とすること。ただし、製造業又はガス供給業の用に供する建築物内においては、この限りでない。

である構造の部分の次に掲げる箇所には、ます又はマンホールを設けること。

イ もつ ら雨水を排除すべき管 の始まる箇所

ロ 下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所。ただし、管 の清掃に支障がないときは、この限りでない。

ハ 管 の長さがその内径又は内径の幅の 二十倍をこえない範囲内において管 の清掃上適当な箇所

ます又はマンホールには、ふた（汚水を排除すべます又はマンホールにあつては、密閉することができるふた）を設けること。

十 ますの底には、もつ ら雨水を排除すべますにあつては深さが十五センチメートル以上のどろためを、その他のますにあつてはその接続する管 の内径又は内径の幅に応じ相当の幅のインバートを設けること。

十一 汚水を一時的に貯留する排水設備には、臭気の発散により生活環境の保全上支障が生じないようにするための措置が講 られていること。

(平 政二一五・平一五政四三五・一部改正)

## 下水道法施行規則

( 和四十二年十二月十 日)

(建設省令第三十 号)

(公共下水道の供用開始の公示事項)

**第五条** 法第 条第一項に規定する国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 供用を開始しようとする排水施設の位置
- 二 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別



2 建築基準法関係

建築基準法

( 和二十五年五月二十四日)

(法律第二 一号)

(敷地の衛生及び安全)

**第十条** 建築物の敷地は、これに接する道の境より高くなければならず、建築物の地盤面は、これに接する周囲の土地より高くなければならない。ただし、敷地内の排水に支障がない場合又は建築物の用途により防湿の必要がない場合においては、この限りでない。

**2** 湿 な土地、出水のおそれの多い土地又はごみその他これに類する物で埋め立てられた土地に建築物を建築する場合においては、盛土、地盤の改良その他衛生上又は安全上必要な措置を講じなければならない。

**3** 建築物の敷地には、雨水及び汚水を排出し、又は処理するための適当な下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設をしなければならない。

**4** 建築物ががけ れ等による被害を受けるおそれのある場合においては、 壁の設置その他安全上適当な措置を講じなければならない。

( 三四法一五 ・一部改正)

(便所)

**第三十一条** 下水道法 ( 和三十三年法律第 十 号) 第二条第 号に規定する処理区域内においては、便所は、水洗便所 (汚水管が下水道法第二条第三号に規定する公共下水道に連結されたものに限る。) 以外の便所としてはならない。

**2** 便所から排出する汚物を下水道法第二条第 号に規定する終末処理場を有する公共下水道以外に放流しようとする場合においては、 尿浄化槽 (その構造が汚物処理性能 (当該汚物を衛生上支障がないように処理するために 尿浄化槽に必要とされる性能をいう。) に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大 が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大 の認定を受けたものに限る。) を設けなければならない。

( 二 法 二・ 三三法 ・ 三四法一五 ・ 四 法一一 ・ 四五法一四一・平一 法一 ・ 平一一法一 ・一部改正)

(仮設建築物に対する制限の緩和)

**第 十五条** 1～4項 略

**5** 特定行政庁は、仮設 行場、 覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物について安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合においては、一年以内の期間 (建築物の工事を施工するためその工事期間中当該従前の建築物に替えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物については、特定行政庁が当該工事の施工上必要と認める期間) を定めてその建築を許可することができる。この場合においては、第十二条第一項及び第二項、第二十一条から第二 十条まで、第三十一条、第三十四条第二項、第三十五条の二並びに第三十五条の三の規定並びに第三章 (第 節を除く。) の規定は、適用しない。

( 三二法一 一・ 三四法一五 ・ 三 法一五一・ 四五法一 ・ 五一法 三・ 五 法四四・ 平一 法一 ・ 平一一法 ・一部改正)

## 建築基準法施行令の規定に基づく建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備の構造方法を定める件

和50年12月20日  
建設省告示第1597号  
最終改正平成12年  
建設省告示第1406号

建築基準法施行令（和25年政令第338号）第129条の2の5第2項第6号及び第3項第5号の規定に基づき、建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備を安全上及び衛生上支障のない構造とするための基準を次のように定め、和51年1月1日から施行する。

**第1** 飲料水の配管設備（これと給水系統を同じくする配管設備を含む。以下同じ。）である管及び排水のための配管設備である管の構造は、次に定めるところによらなければならない。

- 1 建築物の部分を通り抜けて配管する場合においては、当該貫通部分に配管スリーブを設ける等有効な管の損傷防止のための措置を講ずること。
- 2 管の伸縮その他の変形により当該管に損傷が生ずるおそれがある場合においては、伸縮継手又は可継手を設ける等有効な損傷防止のための措置を講ずること。
- 3 管を支持し、又は固定する場合においては、つり金物又は防振ゴムを用いる等有効な地震その他の震動及び衝撃の緩和のための措置を講ずること。

**第2** 排水のための配管設備の構造は、次に定めるところによらなければならない。

### 1 排水管

イ 掃除口を設ける等保守点検を容易に行うことができる構造とすること。

ロ 次に掲げる管に直接連結しないこと。

- (1) 冷蔵庫、水飲器その他これらに類する機器の排水管
- (2) 滅菌器、消毒器その他これらに類する機器の排水管
- (3) 給水ポンプ、空気調和機その他これらに類する機器の排水管
- (4) 給水タンク等の水抜管及びオーバーフロー管

ハ 雨水排水立て管は、汚水排水管若しくは通気管と兼用し、又はこれらの管に連結しないこと。

### 2 排水槽（排水を一時的に滞留させるための槽をいう。以下この号において同じ。）

イ 通気のための装置以外の部分から臭気が漏れない構造とすること。

ロ 内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる位置にマンホール（直径60センチメートル以上の円が内接することができるものに限る。）を設けること。ただし、外部から内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる小規模な排水槽にあつてはこの限りでない。

ハ 排水タンクの底には吸い込みピットを設ける等保守点検がしやすい構造とすること。

ニ 排水タンクの底の勾配は吸い込みピットに向かって1/15以上1/10以下とする等内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる構造とすること。

ホ 通気のための装置を設け、かつ、当該装置は、直接外気に衛生上有効に開放すること。

### 3 排水トラップ

イ 雨水排水管（雨水排水立て管を除く。）を汚水排水のための配管設備に連結する場合においては、当該雨水排水管に排水トラップを設けること。

ロ 二重トラップとならないように設けること。

ハ 排水管内の臭気、衛生害虫等の移動を有効に防止することができる構造とすること。

- ニ 汚水に含まれる汚物等が付着し、又は沈殿しない構造とすること。ただし、阻集器を兼ねる排水トラップについては、この限りでない。
- ホ 封水深は、5センチメートル以上10センチメートル以下（阻集器を兼ねる排水トラップについては5センチメートル以上）とすること。
- ヘ 容易に掃除ができる構造とすること。

#### 4 阻集器

- イ 汚水が油脂、ガソリン、土砂その他排水のための配管設備の機能を著しく妨げ、又は排水のための配管設備を損傷するおそれがある物を含む場合においては、有効な位置に阻集器を設けること。
- ロ 汚水から油脂、ガソリン、土砂等を有効に分離することができる構造とすること。
- ハ 容易に掃除ができる構造とすること。

#### 5 通気管

- イ 排水トラップの封水部に加わる排水管内の圧力と大気圧との差によって排水トラップが破封しないように有効に設けること。
- ロ 汚水の流入により通気が妨げられないようにすること。
- ハ 直接外気に衛生上有効に開放すること。ただし、配管内の空気が屋内に 入ることを防止する装置が設けられている場合にあっては、この限りでない。

#### 6 排水再利用配管設備（公共下水道、都市下水路その他の排水施設に排水する前に排水を再利用するために用いる排水のための配管設備をいう。以下この号において同じ。）

- イ 他の配管設備（排水再利用設備その他これに類する配管設備を除く。）と兼用しないこと。
- ロ 排水再利用水の配管設備であることを示す表示を見やすい方法で水栓及び配管にするか、又は他の配管設備と容易に判別できる色とすること。
- ハ 洗面器、手洗器その他誤飲、誤用のおそれのある衛生器具に連結しないこと。
- ニ 水栓に排水再利用水であることを示す表示をすること。
- ホ 塩素消毒その他これに類する措置を講ずること。

### 第3 適用の特例

建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第1（イ）に掲げる用途以外の用途に供する建築物で、階数が2以下で、かつ、延べ面積が500平方メートル以下のものに設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備については、第1、（第1号ロを除く。）並びに第2第3号イ及び第4号の規定は、適用しない。ただし、2以上の建築物（延べ面積の合計が500平方メートル以下である場合を除く。）に対して飲料水を供給するための給水タンク等又は有効容量が5立方メートルを超える給水タンク等については、第1第2号の規定の適用があるものとする。

## 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（通称「ビル管理法」）

（ 和四十五年四月十四日）

（法律第二十号）

（定義）

**第二条** この法律において「特定建築物」とは、行場、店、店舗、事務所、学校、共同住宅等の用に供される相当程度の規模を有する建築物（建築基準法（ 和二十五年法律第二 一号）第2条第1号に掲げる建築物をいう。以下同じ。）で、多数の者が使用し、又は利用し、かつ、その維持管理について環境衛生上特に配慮が必要なものとして政令で定めるものをいう。

2 前項の政令においては、建築物の用途、延べ面積等により特定建築物を定めるものとする。

（建築物環境衛生管理基準）

**第四条** 特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の維持管理について権限を有するものは、政令で定める基準（以下「建築物環境衛生管理基準」という。）に従って当該特定建築物の維持管理をしなければならない。

2 建築物環境衛生管理基準は、空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃、ねずみ、こん虫等の防除その他環境衛生上良好な状態を維持するのに必要な措置について定めるものとする。

3 特定建築物以外の建築物で多数の者が使用し、又は利用するものの所有者、占有者その他の者で当該建築物の維持管理について権限を有するものは、建築物環境衛生管理基準に従って当該建築物の維持管理をするように努めなければならない。

## 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令

( 和四十五年十月月十二日)

(政令第三 四号)

(特定建築物)

**第一条** 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「法」という。）

第二条第一項の政令で定める建築物は、次の各号に掲げる用途に供される部分の延べ面積（建築基準法施行令（ 和二十五年政令第三 三十 号）第二条第一項第三号に規定する床面積の合計をいう。以下同じ。）が3,000平方メートル以上の建築物（もっ らこれらの用途以外の用途に供される部分の延べ面積がこれらの用途に供される部分の延べ面積の10パーセントをこえるものを除く。）及びもっ ら学校 法（ 和二十二年法律第二十 号）第一条に規定する学校の用途に供される建築物で延べ面積が8,000平方メートル以上のものとする。

- 一 行場、 店、集会場、図書 、 物 、美術 又は遊技場
- 二 店舗又は事務所
- 三 学校 法第1条に規定する学校以外の学校（研修所を含む。）
- 四

## 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則

( 和四十一年一月二十一日)

(厚生省令 第二号)

(排水に関する設備の掃除等)

**第四条の三** 特定建築物維持管理権限者は、排水に関する設備の掃除を6か月以内ごとに1回、定期に行わなければならない。

**2** 特定建築物維持管理権限者は、厚生大 が別に定める技術上の基準に従い、排水に関する設備の補修、掃除その他当該設備の維持管理に努めなければならない。

清須市条例第16号

清須市下水道条例

目次

- 第1章 総則（第1条 第3条）
- 第2章 排水設備の設置等（第4条 第8条）
- 第3章 公共下水道の使用（第9条 第18条）
- 第4章 雑則（第19条 第27条）
- 第5章 則（第28条・第29条）

附則

第1章 総則

（ 旨）

第1条 この条例は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）その他の法令の規定に基づき、公共下水道の管理及び使用に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 市民の生活環境の向上を図るとともに、公共用水域の水質保全に資するため、本市に公共下水道を設置する。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 下水 法第2条第1号に規定する汚水又は雨水をいう。
- (2) 公共下水道 法第2条第3号に規定する公共下水道をいう。
- (3) 流域下水道 法第2条第4号に規定する流域下水道をいう。
- (4) 排水設備 法第10条第1項に規定する排水設備をいう。
- (5) 除害施設 法第12条第1項に規定する除害施設をいう。
- (6) 特定事業場 法第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。
- (7) 使用者 下水を公共下水道に排除してこれを使用する者をいう。
- (8) 水道 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道をいう。
- (9) 給水装置 水道法第3条第9項に規定する給水装置をいう。
- (10) 使用月 下水道使用料 収の便宜上区分されたおおむね1月の期間をいい、その始期及び終期は、規則で定める。

第2章 排水設備の設置等

（排水設備の接続及び内径等）

第4条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水を排除すべき排水設備にあつては公共下水道に接続するます（以下「接続ます」という。）で汚水を排除すべきものに、雨水を排除すべき排水設備にあつては接続ますで雨水を排除すべきものに接続すること。
- (2) 排水設備を接続ますに接続させるときは、接続ますの機能を妨げ、又は損傷するおそれのないこと。
- (3) 汚水を排除すべき排水管の内径は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定め

るところによるものとし、排水<sup>きよ</sup>の断面積は、同表の 区分に応じ、それぞれ同表の に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

排水人口	排水管の内径
150人未満	100ミリメートル以上
150人以上300人未満	125ミリメートル以上
300人以上500人未満	150ミリメートル以上
500人以上	200ミリメートル以上

(排水設備等の計画の確認)

第5条 排水設備及び除害施設（以下「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、規則で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、市長の確認を受けなければならない。

2 前項の規定により申請をした者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面により届け出て、同項の規定による市長の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、事前にその旨を市長に届け出ることをもって足りる。

(排水設備等の工事の実施)

第6条 排水設備等の新設等の工事(排水設備等の施設を変更しない補修程度の軽微な工事を除く。)は、排水設備等の新設等の工事に関し、必要な技能を有すると市長が認めた者（以下「責任技術者」という。）が専属する等の要件を満たす業者として、市長の指定を受けたもの（以下「指定工事店」という。）でなければ、行ってはならない。

2 市長は、前項に規定する責任技術者の登録を行ったときは、当該責任技術者に対して、責任技術者証を交付する。

3 市長は、第1項に規定する指定工事店の指定を行ったときは、当該指定工事店に対して、排水設備指定工事店証を交付する。

4 責任技術者及び指定工事店について、登録の有効期間、更新その他の必要な事項は、市長が別に定める。

(排水設備等の工事の検査)

第7条 排水設備等の新設等を行った者は、当該工事が完了した日から7日以内にその旨を市長に届け出て、速やかに検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の検査の結果、工事が不完全であると認めたときは、当該工事の改修を命じ再検査を行うものとする。

3 市長は、前2項の検査をした場合において、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令等の規定に適合していると認めたときは、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、検査済証を交付するものとする。

(既設排水施設の検査)

第8条 既設の排水施設を排水設備等として使用する者は、あらかじめ、書面により市長に届け出て、検査を受けなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の検査について準用する。



第3章 公共下水道の使用

(法第12条の規定による除害施設の設置等)

第9条 法第12条第1項の規定により次に定める基準に適合しない下水を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。

- (1) 温度 45度未満
- (2) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満
- (3) ルマルヘキサン 出物質含有量
  - ア 油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下
  - イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下
- (4) <sup>よう</sup>素消費量 1リットルにつき220ミリグラム未満

(特定事業場からの下水の排除の制限)

第10条 特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、法第12条の2第3項及び第5項の規定により次に定める基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。

- (1) アンモニア性素、酸性素及び酸性素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満
- (2) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満
- (3) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満
- (4) 浮遊物質 1リットルにつき600ミリグラム未満
- (5) ルマルヘキサン 出物質含有量
  - ア 油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下
  - イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下
- (6) 素含有量 1リットルにつき240ミリグラム未満
- (7) <sup>りん</sup>含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満

2 製造業又はガス供給業の用に供する施設から下水を排除する者に関する前項の規定の適用については、同項第1号中「380ミリグラム未満」とあるのは「125ミリグラム未満」と、同項第2号中「5を超え9未満」とあるのは「5.7を超え8.7未満」と、同項第3号及び同項第4号中「600ミリグラム未満」とあるのは「300ミリグラム未満」と、同項第6号中「240ミリグラム未満」とあるのは「150ミリグラム未満」と、同項第7号中「32ミリグラム未満」とあるのは「20ミリグラム未満」とする。

3 特定事業場から排除される下水に係る第1項に規定する水質の基準は、次の各号に掲げる場合においては、前2項の規定にかかわらず、当該各号に規定する緩やかな排水基準とする。

- (1) 第1項第1号、第6号又は第7号に掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水に係る公共の水域に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法（和45年法律第138号）の規定による環境省令により、又は同法第3条第3項の規定による条例により、当該各号に定める基準（前項の規定が適用される場合にあつては、同項に定める基準）より緩やかな排水基準が適用されるとき。
- (2) 第1項第2号から第5号までに掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が河川その他の公共の水域に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法の規定による環境省令により、当該各号に定める基準（前項の規定が適用される場合にあつては、同項に定める基準）より緩やかな排水基準が適用されるとき。

(法第12条の11の規定による除害施設の設置等)

第11条 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水（法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされているものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。

- (1) 下水道法施行令（和34年政令第147号）第9条の4第1項各号に掲げる物質 それぞれ当該各号に定める数値。ただし、同条第4項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする。
- (2) 温度 45度未満
- (3) アンモニア性素、酸性素及び酸性素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満
- (4) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満
- (5) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満
- (6) 浮遊物質 1リットルにつき600ミリグラム未満
- (7) ルマルヘキサン 出物質含有量  
ア 油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下  
イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下
- (8) 素含有量 1リットルにつき240ミリグラム未満
- (9) <sup>りん</sup>含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満
- (10) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので、他の条例により当該公共下水道が接続する流域下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第5号に掲げる項目に類似する項目及び大菌を除く。）当該排水基準に係る数値

2 製造業又はガス供給業の用に供する施設から下水を排除する者に関する前項の規定の適用については、同項第2号中「45度未満」とあるのは「40度未満」と、同項第3号中「380ミリグラム未満」とあるのは「125ミリグラム未満」と、同項第4号中「5を超え9未満」とあるのは「5.7を超え8.7未満」と、同項第5号及び同項第6号中「600ミリグラム未満」とあるのは「300ミリグラム未満」と、同項第8号中「240ミリグラム未満」とあるのは「150ミリグラム未満」と、同項第9号中「32ミリグラム未満」とあるのは「20ミリグラム未満」とする。

(管理責任者の選任)

第12条 除害施設を設置した者は、その維持管理に関する業務を担当させるため、除害施設管理責任者（以下「管理責任者」という。）を選任し、その旨を市長に届け出なければならない。管理責任者を変更した場合も、同様とする。

(使用開始等の届出)

第13条 使用者は、公共下水道の使用を開始し、止し、若しくは廃止し、又は現に止しているその使用を再開しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

2 法第11条の2、第12条の3、第12条の4又は第12条の7の規定による届出をした者は、前項の規定による届出をした者とみなす。

(一時使用)

第14条 土木工事、建築工事その他の理由により下水を排除して公共下水道を一時的に使用する者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。一時使用を廃止しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(使用料の収)

第15条 市長は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を 収する。

- 2 給水装置を共有し、又は共用する使用者は、使用料の納入について連帯して義務を負うものとする。
- 3 市長は、使用者が第13条に規定する届出をしないで公共下水道を使用した場合は、使用の開始のときに り、使用料を 収することができる。
- 4 使用料は、納入通知書により2使用月ごとに 収する。ただし、市長が必要があると認めるときは、使用月又は随時に 収することができる。
- 5 市長は、公共下水道を一時使用する場合において必要があると認めるときは、第3項の規定にかかわらず、概算による使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の 算及びこれに伴う 又は還付は、使用者から公共下水道の使用を 止し、又は廃止した旨の届出があったときに行う。

(使用料の算定方法)

第16条 使用料の額は、 使用月において使用者が排除した汚水の量（以下「排出量」という。）に応じ、別表に定めるところにより算定した額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

- 2 排出量を隔月に算定する場合は、2使用月に排除した汚水の量の2分の1の量を排出量とみなす。
- 3 排出量の算定は、次に定めるところによる。
  - (1) 水道水を排除した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共有又は共用で使用している場合において、それぞれの使用者の使用水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。
  - (2) 水道水以外の水を排除した場合は、その使用水量を排出量とみなし、当該使用水量は、使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。
  - (3) 水道水と水道水以外の水を併用して排除した場合は、使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。
  - (4) 製氷業その他の事業で、その営業に伴い使用する水の量が公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、1使用月ごとに排出量及びその算出の根拠を記載した申告書を市長に提出することができる。この場合において、前3号の規定にかかわらず、市長は、その申告書の記載を勘案してその排出量を認定するものとする。

(資料の提出)

第17条 市長は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から資料の提出を求めることができる。

(管理人の選定)

第18条 排水設備等を共同で使用する者は、この条例で定める使用者に関する事項を処理するため管理人を選定し、市長に届け出なければならない。管理人を変更した場合も、同様とする。

#### 第4章 雑則

(改善命令)

第19条 市長は、公共下水道の管理上必要があると認めるときは、排水設備又は除害施設の設置者若しくは使用者に対し、期限を定めて、排水設備又は除害施設の構造若しくは使用の方法の変更を命ずることができる。

(排除の停止又は制限)

第20条 市長は、公共下水道への排除が次の各号のいずれかに該当するときは、排除を停止させ、又は制限することができる。

- (1) 公共下水道を損傷するおそれがあるとき。
- (2) 公共下水道の機能を阻害するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が管理上必要があると認めたとき。

(行為の許可)

第21条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、申請書に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(許可を要しない軽微な変更)

第22条 法第24条第1項の条例で定める軽微な変更は、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない施設又は工作物その他の物件（以下「物件」という。）で同項の許可を受けて設けた物件（地上に存する部分に限る。）に対する添加であって、同項の許可を受けた者が当該物件を設ける目的に付随して行うものとする。

(占用の許可)

第23条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件（以下「占用物件」という。）を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、申請書に必要な書類を添付して市長に提出し、許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 占用物件の設置について法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって前項の許可とみなす。
- 3 市長は、前2項の占用の許可を受けた者から占用料を 収する。ただし、公共下水道に下水を排除することを目的とする占用物件については、この限りでない。
- 4 占用料の額、 収方法等については、清須市道路占用料条例（平成17年清須市条例第133号）の規定を準用する。
- 5 占用の期間は5年以内とし、期間が満了した場合において市長が必要と認めたときは、その許可を更新することができる。ただし、公共下水道に下水を継続して排除することを目的とする占用物件については、この限りでない。

(原状回復)

第24条 前条第1項及び第2項の占用の許可を受けた者は、その占用の期間が満了したとき、又は当該占用物件を設ける必要がなくなったときは、当該占用物件を除去し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、市長が原状に回復することが不適當であると認めたときは、この限りでない。

- 2 市長は、前条第1項及び第2項の占用の許可を受けた者に対して、前項の原状回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。

(手数料)

第25条 市長は、次の各号に掲げる事務について、当該事務の申請者から当該各号に定める額の手数料を 収する。

- (1) 指定工事店の指定又は更新 1件につき10,000円
  - (2) 指定工事店証の再交付 1件につき5,000円
  - (3) 責任技術者の登録又は更新 1件につき2,000円
  - (4) 責任技術者証の再交付 1件につき1,000円
- 2 前項の手数料は、申請の際に 収する。
  - 3 納付された手数料は、還付しない。

(使用料等の減)

第26条 市長は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、この条例で定める使用料、占用料又は手数料を減額し、又は除することができる。

(任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 則

(則)

第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第5条第1項又は第2項の規定による確認を受けないで排水設備等の新設等の工事を行った者
  - (2) 第6条第1項の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を行った者
  - (3) 排水設備等の新設等を行って第7条第1項又は第8条第1項の規定による検査を受けなかった者
  - (4) 第9条、第10条又は第11条の規定に違反した使用者
  - (5) 第12条、第13条第1項、第18条、第21条又は第23条第1項の規定による届出を行った者
  - (6) 第14条の規定による許可を受けないで公共下水道を使用した者
  - (7) 第17条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は行った者
  - (8) 第19条に規定する命令に違反した者
  - (9) 第24条第1項の規定に違反した使用者
  - (10) 第5条第1項、第21条又は第23条第1項の規定による申請書又は書類、第5条第2項又は第13条の規定による届出書、第16条第3項第4号の規定による申告書又は第17条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、申告者又は資料の提出者
- 2 その他不正の行為により使用料又は占用料の収められた者に対しては、その収められた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に科する。

(両規定)

第29条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の過料を科する。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第16条関係）

区分	基本使用料 (1使用月につき)	従量使用料 (1使用月につき)	
		排 出 量	金 額 ( 1 立 方 メートルにつき)
一般用	1, 365. 0円	10立方メートルを超え 30立方メートル以下	136. 5円
		30立方メートルを超え 50立方メートル以下	168. 0円
		50立方メートルを超え 100立方メートル以下	189. 0円
		100立方メートルを超え 300立方メートル以下	220. 5円
		300立方メートルを超え 500立方メートル以下	252. 0円
		500立方メートルを超える もの	262. 5円
		公衆浴 場	4, 200. 0円

備考 公衆浴場とは、公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例（和  
47年愛知県条例第7号）第2条第1号に規定する普通公衆浴場をいう。

清須市規則第6号

清須市下水道条例施行規則

( 旨)

第1条 この規則は、清須市下水道条例（平成23年清須市条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用の意義は、条例で使用する用の例による。

(排水設備の接続方法)

第3条 条例第4条第1号に規定する排水設備を接続ますに接続するときの箇所及び工事の方法は、次のとおりとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、別に指示する方法によることができる。

- (1) 排水設備を接続ますに接続させる箇所は、下流側の管<sup>きよ</sup>等の底より高い箇所とすること。
- (2) 排水設備を接続ますに取り付けるときは、接続ますの内壁面に<sup>きよ</sup>き出さないようにし、取付部は漏水の生じない措置を講ずること。

(排水設備の構造基準)

第4条 排水設備の構造基準については、法令の規定によるもののほか、次に定めるところによる。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 排水管の土かぶりは、私道内では60センチメートル以上とし、宅内では20センチメートル以上とする。
- (2) 浴場、<sup>ちゅう</sup>厨<sup>ちゅう</sup>房施設等の汚水流出箇所には、有効な目幅を持ったスクリーン又はストレーナを設けること。
- (3) 排水管内又は公共下水道から臭気、害虫等が屋内に侵入するのを防止するため、必要な箇所にトラップを設けること。この場合において、トラップの封水がサイホン作用又は逆圧によって破られるおそれがあるときは、通気管を設けること。
- (4) 油脂、可燃性溶剤、土砂等の物質が混在する汚水を排除する場合は、阻集器を設けること。

(排水設備等の計画の確認申請等)

第5条 条例第5条第1項の申請は、排水設備等計画確認申請書（第1号様式）及び除害施設調書（第2号様式）によるものとする。

2 条例第5条第2項の届出は、排水設備等確認事項変更届（第3号様式）によるものとする。

3 市長は、前2項の申請又は届出があった場合（条例第5条第2項ただし書に規定する場合を除く。次項において同じ。）において、これを確認したときは、排水設備等計画確認書（第4号様式）を送付するものとする。

4 第1項の申請者及び第2項の届出者は、前項の確認通知書の送付を受けた後でなければ、工事に着手してはならない。

(排水設備等の工事の完了及び検査)

第6条 条例第7条第1項の届出は、排水設備等工事完了届（第5号様式）によるものとする。

2 条例第7条第3項の検査済証は、排水設備等検査済証（第6号様式）によるものとする。

(既設排水設備等の工事の届出)

第7条 条例第8条第1項の届出は、既設排水施設届出書（第7号様式）及び市長が必要と認める書類によるものとする。

(排水設備の設置義務 除の許可申請等)

第8条 下水道法（和33年法律第79号。以下「法」という。）第10条第1項ただし書の規定により、排水設備の設置義務 除の許可を受けようとする者は、排水設備設置義務 除許可申請書（第8号様式）に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その適否を審査し、排水設備設置義務 除決定（不許可）通知書（第9号様式）を当該申請者に交付するものとする。

(管理責任者の選任等の届出)

第9条 条例第12条の届出は、除害施設管理責任者選任届（第10号様式）によるものとする。

(使用開始等の届出)

第10条 条例第13条第1項の届出は、公共下水道の使用を開始し、止し、若しくは廃止し、又は現に止しているその使用を再開（以下「開始等」という。）しようとする前日までに公共下水道使用開始等届（第11号様式）により行うものとする。

2 前項の届出がない場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の届出があったものとみなす。

(1) 排水設備の新設等の工事を行った場合において、条例第7条第3項に規定する検査に合格したとき。

(2) 使用者が水道の利用者として清須市水道事業給水条例施行規則（平成21年清須市水道事業規則第3号）第10条の届出をしたとき又は名古屋市水道給水条例（和22年名古屋市条例第34号）第17条の2の申込みをし、その承認を受けたとき若しくは同条例第22条の規定により水道の使用を中止したとき。

3 第1項の届出は、市長が認める場合に限り、口 その他市長が別に定める方法に替えることができる。

(使用の開始等の時期の決定)

第11条 条例第13条第1項の届出がないときは、開始等の時期は、市長がこれを決定する。

(一時使用の許可)

第12条 条例第14条の許可を受けようとする者は、公共下水道一時使用許可申請書（第12号様式）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その適否を審査し、公共下水道一時使用決定（不許可）通知書（第13号様式）を当該申請者に送付するものとする。

3 前項の規定により許可を受けた者は、当該一時使用を廃止しようとするときは、公共下水道一時使用廃止届（第14号様式）により市長に届け出て、その確認を受けなければならない。

(使用月の始期及び終期)

第13条 使用月の始期及び終期は、計量のための装置が設置してあるときは、使用水量を計量した日をもって始期とし、次の計量の日をもって終期とする。ただし、隔月に算定するときは、その中間の日に相当する日をもって終期とし、同日をもって次の使用月の始期とする。

2 計量のための装置が設置されていないときは、月の初日をもって始期とし、同月の末日をもって終期とする。



(使用料の算定の特例)

第14条 使用月の中途において開始等をしたときの当該使用月の基本使用料は、1使用月として算定する。

2 排水設備等の新設により使用月の中途において公共下水道の使用を開始したときの当該使用月の従量使用料は、次の計量の日まで無料とする。

3 1使用月において、使用期間が15日以内であるときの当該使用月の基本使用料は、1使用月の2分の1として算定する。

(使用水量の認定等)

第15条 条例第16条第1項に規定する排出量に1立方メートル未満の端数があるときは、その端数は翌使用月の排出量に含めるものとする。

2 条例第16条第3項第2号の規定による認定は、次に定めるところによる。

(1) 家事にのみ水を使用する使用者については、帯人員(第9条の届出をした日現在における帯人数をいう。以下同じ。)1人につき1使用月6立方メートルの量をもって使用水量とみなす。ただし、使用者が使用月の中途において使用の開始等をしたときは、その期間の日数に応じて使用水量を認定する。

(2) 前号に規定する使用者以外の使用者については、その使用者の帯人数、態様、揚水設備の能力、使用状況その他の事情を考慮して使用水量を認定する。

3 条例第16条第3項第3号の規定による認定は、次に定めるところによる。

(1) 家事にのみ水を使用する使用者については、条例第16条第3項第1号で算定した量と帯人員1人につき1使用月3立方メートルの量を合算した量をもって使用水量とみなす。ただし、これにより難しいときは、使用者の使用状況を考慮して排出量を認定する。

(2) 前号に規定する使用者以外の使用者については、その使用者の水道水の使用水量及び帯人員、業態、揚水設備の能力、使用状況その他の事情を考慮して認定した水道水以外の水の使用水量のそれぞれの排出量とする。

4 市長は、前2項の認定をするために必要があると認めるときは、計量のための装置を取り付けさせることができる。

5 水道水以外の水を使用する使用者は、帯人員、使用する水の種類又は使用形態に変更を生じた場合は、遅滞なく、帯人員等変更届(第15号様式)を市長に提出しなければならない。

6 月の中途において下水道の使用を止し、又は廃止したときは、随時その汚水排出量を算定する。

(減量の認定)

第16条 条例第16条第3項第4号に定める使用者とは、その営業に伴い汚水として公共下水道に排除しない水の量が使用する水の量の30パーセント以上を占める者をいう。

2 条例第16条第3項第4号の申告書は、排出量申告書(第16号様式)によるものとする。

(管理人選定等の届出)

第17条 条例第18条の届出は、排水設備等管理人選定届(第17号様式)によるものとする。

(行為の許可申請)

第18条 条例第21条の申請は、行為の許可(物件設置許可)申請書(第18号様式)によるものとする。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その適否を審査し、行為の許可(物件設置許可)(不許可)通知書(第19号様式)を当該申請者に送付するものとする。

(占用の許可申請)

第19条 条例第23条第1項の申請は、公共下水道占用許可申請書(第20号様式)によるものとする。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その適否を審査し、公共下水道占用許可(不許可)通知書(第21号様式)を当該申請者に送付するものとする。

(使用料等の減 申請)

使用料

第20条 条例第26条の規定により使用料、占用料又は手数料の減 を受けようとする者は、占用料  
手数料  
減 申請書(第22号様式)を市長に提出しなければならない。

使用料

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その適否を審査し、 占用料 減 決定(不許可)通知書  
手数料

(第23号様式)を当該申請者に交付するものとする。

(公共下水道管理者以外の者が行う公共下水道施設の工事等)

第21条 法第16条の規定により公共下水道管理者以外の者が公共下水道施設に関する設計及び工事の承認を受けようとするときは、公共下水道工事の設計及び実施計画承認申請書(第24号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の承認を受けた者が、その承認を受けた事項を変更しようとするときは、公共下水道工事の設計及び実施計画変更承認申請書(第25号様式)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前2項の申請書を受理したときは、その適否を審査し、適当であると認めたときは、公共下水道工事の設計及び実施計画承認書(第26号様式)を当該申請者に送付するものとする。

(工事の着手及び完了の届出)

第22条 法第16条、条例第21条又は条例第23条の規定による許可又は承認を受けた者が、その  
許可又は承認に係る工事に着手しようとするとき、又は工事を完了したときは、工事 着手 届(第2  
完了

7号様式)を市長に提出し、その検査を受けなければならない。

(廃止の届出)

第23条 法第16条又は条例第21条の規定による許可又は承認を受けた者は、その許可又は承認に  
工 事  
係る工事又は行為を廃止しようとするときは、公共下水道 占 用 廃止届(第28号様式)を市  
物件設置

長に提出しなければならない。条例第23条の規定による許可を受けた者が、占用の期間が満了するとき、又は物件の占用を廃止しようとするときも同様とする。

(雑則)

第24条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）



(表)

排水設備等計画確認申請書				
清須市長 様			年 月 日	
申請者住所名 (電 )				
次のとおり確認申請します。なお、申請及び工事に関する一切を下記の指定工事店に 任 します。				
申請区分	新設 増設 改築 その他 ( )			
設置場所	清須市			
工事の種類	排水設備 水洗便所改造 浄化槽撤去 除害施設 その他 ( )			
使用水の種類	水道水 (水栓番号: 第 号 ) 井戸水 その他 ( )			
帯人員	人	敷地面積	m <sup>2</sup>	
使用戸数	戸	建築延べ面積	m <sup>2</sup> ( 階建)	
汚水の種類	家庭用	営業用	工場用	業種
着工予定	年 月 日		完了予定	年 月 日
受任者				
指定工事店 (許可番号: )				
所在地 名称 (印)				
電 A				
eメールアドレス				
責任技術者 名 (登録番号: )				
帯電				

※ 申請者及び建物所有者、土地所有者又は排水設備所有者が異なる場合は、面の承認を記入してください。

※ 市 使 用 欄	確認番号	第 号	下水番号	第 号		
	確認年月日	年 月 日	水栓番号	第 号		
	検査年月日	年 月 日	台帳図面番号	第 号		
	特記事項				受付	確認

( )

添付書類

- 1 付近見取図（案内図） 縮尺2, 500分の1程度
- 2 排水設備にあつては、敷地の境界、管<sup>きよ</sup>及びますの位置並びに管<sup>きよ</sup>の延長、こ  
う配及び口径又は内のりを知ることのできる次の図面
  - (1) 平面図 縮尺200分の1程度
  - (2) 縦断図 縮尺横200分の1程度、縦50分の1程度
  - (3) 配管立図 縮尺200分の1程度（2階建以上の建築物に排水設備を  
設置する場合）
  - (4) 構造詳細図 縮尺20分の1程度（阻集器等の特殊構造のものがある場  
合）
  - (5) その他市長が必要と認める図面
- 3 他人の所有する排水設備又は他人の土地を通り使用（借用）する場合は、それ  
らの所有者の承認書
- 4 除害施設を設置する場合は、除害施設調書（第2号様式）

建物所有者の承認	住所 名 ⑩
土地所有者の承認	住所 名 ⑩
排水設備所有者の承認	住所 名 ⑩

※ 建物所有者等が多数の場合は、任意の様式で別に提出してください。



第3号様式（第5条関係）



排水設備等確認事項変更届

年 月 日

清須市長 様

申 請 者 住 所

名



(電

)

次のとおり届け出ます。なお、申請及び工事に関する一切を下記の指定工事店に任じます。

届 出 区 分	排水設備	除害施設	その他 ( )
確 認 番 号	第	号	
下 水 番 号	第	号	
設 置 場 所	清須市		
変 更 の 箇 所			
変 更 前			
変 更 後			
変 更 理 由			

受 任 者

指定工事店 (許可番号： )

所 在 地

名 称



責任技術者 名 (登録番号： )

第4号様式（第5条関係）

排水設備等計画確認書

第 号  
年 月 日

様

清須市長



年 月 日付けで申請のありました排水設備等計画を次のとおり確認  
します。

確認年月日	年 月 日
確認番号	第 号
設置場所	清須市
指定工事店	

第5号様式（第6条関係）



排水設備等工事完了届

年 月 日

清須市長 様

申請者住所  
名 (電) (印)  
指定工事店住所  
名 (電) (印)  
責任技術者名 (印)  
登録番号

次のとおり届け出ます。

届出区分	排水設備	除害施設	その他 ( )
確認番号	第	号	
下水番号	第	号	
設置場所	清須市		
工事完了年月日	年	月	日
備考			



第6号様式（第6条関係）

排水設備等検査済証

第 号  
年 月 日

様

清須市長



確認番号	第 号
設置場所	清須市
検査区分	新設 増設 改築 その他（ ）
	汚水設備 水洗便所改造 浄化槽撤去 除害施設 その他（ ）
指定工事店	
検査年月日	年 月 日
検査済証番号	第 号

第7号様式（第7条関係）



既設排水施設届出書

年 月 日

清須市長 様

申請者 住所

名 ㊞

(電 )

次のとおり届け出ます。

届 出 区 分	排水設備 除害施設 その他 ( )
設 置 場 所	清須市
設 置 時 期	年 月 日
添 付 書 類	1 付近見取図（縮尺2,500分の1程度） 2 平面図（縮尺200分の1程度） 3 その他市長が必要と認める書類

※ 市 使 用 欄	確認番号	第 号	下水番号	第 号
	確認年月日	年 月 日	水栓番号	第 号
	検査年月日	年 月 日	台帳図面番号	第 号
	特記事項			受付 確認 検査 _____

第8号様式（第8条関係）



排水設備設置義務 除許可申請書

年 月 日

清須市長 様

申請者 住所  
名 (電) (印)

次のとおり申請します。

水 栓 番 号	第 号		
申 請 場 所	清須市		
使 用 者	住所 名 (電 )		
敷 地 面 積	m <sup>2</sup>		
特 定 施 設 の 種 類			
除 害 施 設 の 種 類		除害施設の構造	
除害施設の処理方法			
汚 水 の 放 流 先		汚 水 の 水 質	
汚 水 の 排 出 量	月 平 均		日 最 大
	m <sup>3</sup>		m <sup>3</sup>
水 質 監 視 責 任 者	住所 名 (電 )		
添 付 書 類	1 位置図 2 建物配置図 3 排水系統図 4 申請の日から1箇月前までの間に実施した水質試験の成書		

第9号様式（第8条関係）

排水設備設置義務 除決定（不許可）通知書

第 号  
年 月 日

様

清須市長



年 月 日付で申請のありました排水設備設置義務の 除について  
次のとおり決定したので通知します。

決 定 区 分	許可する			許可しない		
許 可 番 号	第			号		
水 栓 番 号	第			号		
設 置 場 所	清須市					
除 害 施 設	種 類					
	構 造					
除害施設の処理方法						
汚 水 の 放 流 先			汚 水 の 水 質			
汚 水 の 排 出 量		日最大	m <sup>3</sup>	月平均	m <sup>3</sup>	
水 質 監 視 責 任 者		名				
許 可 条 件						
許 可 し な い 理 由						

- 備考 1 この決定に不 があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に清須市長に対し異議申立てをすることができます。
- 2 この決定の取消しの へは、その異議申立てに対する 決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に清須市を被告として（ においては、清須市長が被告の代表者となります。）提起することができることとされています。
- 3 この通知による決定の取消しの へは、決定についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないとされていますが、①異議申立てがあった日から3箇月を経過しても 決がないとき、②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、 決を経ないでも決定の取消しの へを提起することができます。

第10号様式（第9条関係）



除害施設管理責任者選任届

年 月 日

清須市長 様

申請者 住所

名



(電

)

次のとおり届け出ます。

届 出 区 分	選任 変更
下 水 番 号	第 号
工場又は事業場の 所在地（設置場所）	清須市
除 害 施 設 の 種 類	
除害施設管理責任者	住所 ふりがな 名 電
選任・変更年月日	年 月 日
備 考	

※ 変更の場合は、旧除害施設管理責任者 名を備考 に記入してください。

第11号様式（第10条関係）



公共下水道使用開始等届

年 月 日

清須市長 様

申請者 住所

名



(電

)

次のとおり届け出ます。

設置場所	清須市		
届出区分	年 月 日から	開始	止 廃止 再開
下水番号	第 号		
使用水の種類	水道水（水栓番号： 第 号） 井戸水 その他（ ）		
汚水の種類	家庭用汚水	汚水排出量	(営業用・工場用のみ記入) 日最大 m <sup>3</sup> 月平均 m <sup>3</sup>
	営業用汚水		
	工場用汚水		

※ 水道水以外の水を使用している場合は、関係書類を添付してください。

※市使用欄	下水道台帳 図面番号	第 号
	特記事項	

第12号様式（第12条関係）



公共下水道一時使用許可申請書

年 月 日

清須市長 様

申請者住所

名



(電

)

次のとおり公共下水道の一時使用の許可を受けたいので申請します。

使用場所	清須市	
使用目的		
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで	
使用 責任者	名	
	連先	
排水方法		
汚水の種類		
推定排出量	m <sup>3</sup>	
添付書類	1 位置図 2 工事現場の図面 3 排水方法を示す図面 4 工事工程表 5 その他市長が必要とする書類	

備考 法人の場合は、事務所の所在地、名称及び代表者 名を記入してください。

第13号様式（第12条関係）

公共下水道一時使用決定（不許可）通知書

第 号  
年 月 日

様

清須市長



年 月 日付けで申請のありました公共下水道の一時使用について次のとおり決定しました。

決定区分	許可する	許可しない
使用場所	清須市	
使用目的		
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで	
使用 責任者	名	
	連先	
排水方法		
汚水の種類		
推定排出量	m <sup>3</sup>	
許可条件		
許可しない理由		

備考 1 この決定に不 があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に清須市長に対し異議申立てをすることができます。

2 この決定の取消しの へは、その異議申立てに対する 決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に清須市を被告として（ においては、清須市長が被告の代表者となります。）提起することができることとされています。

3 この通知による決定の取消しの へは、決定についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないとされていますが、①異議申立てがあった日から3箇月を経過しても 決がないとき、②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、 決を経ないでも決定の取消しの へを提起することができます。



第14号様式（第12条関係）



公共下水道一時使用廃止届

年 月 日

清須市長 様

申 請 者 住 所

名



(電

)

次のとおり許可を受けた公共下水道の一時使用を廃止したいので届出します。

使 用 場 所	清須市		
使 用 期 間	年 月 日から		年 月 日まで
許 可 年 月 日	年 月 日	許可番号	
使 用 責 任 者	名		
	連 先		
汚 水 の 種 類			
推 定 排 出 量	m <sup>3</sup>		
添 付 書 類	1 汚水排出量の根拠となる書類 2 その他市長が必要とする書類		

備考 法人の場合は、事務所の所在地、名称及び代表者 名を記入してください。

第15号様式（第15条関係）

受付印

帯人員等変更届

年 月 日

清須市長 様

申請者 住所

名

㊟

(電

)

次のとおり届け出ます。

下水番号	第 号
設置場所	清須市
変更年月日	年 月 日
変更前	
変更後	
変更理由	

第16号様式（第16条関係）



排出量申告書

年 月 日

清須市長 様

申請者 住所

名



(電

)

次のとおり届け出ます。

下水番号	第 号
使用期間	年 月分 ( 年 月 日から 年 月 日まで)
使用水量	水道水 m <sup>3</sup>
	井戸水 m <sup>3</sup>
	その他 m <sup>3</sup>
	合計 m <sup>3</sup>
生産品名	
製品化した使用水量	
排出量	
備考	

第17号様式（第17条関係）



排水設備等管理人選定届

年 月 日

清須市長 様

申請者 住所

名



(電

)

次のとおり届け出ます。

届 出 区 分	選定 変更	
下 水 番 号	第 号	
設 置 場 所	清須市	
排水設備等使用者	住 所	名
管 理 人	住所 ふりがな 名 印 (電 )	
選定・変更年月日	年 月 日	
備 考		

- ※ 1 変更の場合は、旧管理人 名を備考 に記入してください。
- 2 使用者が多数の場合は、任意の様式で別に提出してください。

第18号様式（第18条関係）



行為の許可（物件設置許可）申請書

年 月 日

清須市長 様

申請者 住所


名



（電

）

次のとおり申請します。

申請区分	新規 変更（ 年 月 日第 号）
行為目的	
行為場所	
設置物件等	
施工期間	年 月 日から 年 月 日まで
行為（占用）期間	年 月 日から 年 月 日まで
施工方法	
施工業者	住所 名  （電 ）
添付書類	位置図 平面図 構造詳細図 縦断面図 横断面図 利害関係者があるときはその意見書

第19号様式（第18条関係）

行為の許可（物件設置許可）（不許可）通知書

第 号  
年 月 日

様

清須市長



年 月 日で申請のありました行為の許可（物件設置許可）申請について次のとおり決定したので通知します。

決 定 区 分		許可する	許可しない
許 可	行為の許可期間 （占用期間）	新規 年 月 日から	変更 年 月 日まで
	工 事 の 時 期	年 月 日から	年 月 日まで
	占 用 料	額金 円	
却 下 の 理 由			

※ 占用料は、別途市長の発する納入通知書により納付してください。

- 備考
- この決定に不 があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に清須市長に対し異議申立てをすることができます。
  - この決定の取消しの へは、その異議申立てに対する 決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に清須市を被告として（ においては、清須市長が被告の代表者となります。）提起することができることとされています。
  - この通知による決定の取消しの へは、決定についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないとされていますが、①異議申立てがあった日から3箇月を経過しても 決がないとき、②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、 決を経ないでも決定の取消しの へを提起することができます。

第20号様式（第19条関係）

受付印

公共下水道占用許可申請書

年 月 日

清須市長 様

申請者 住所

名

印

(電

)

次のとおり申請します。

申請区分	新規 変更（ 年 月 日 第 号） 更新（ 年 月 日 第 号）
占用目的	
占用場所	清須市
占用物件等	
施工期間	年 月 日から 年 月 日まで
占用期間	年 月 日から 年 月 日まで
施工方法	
施工業者	住所 名 印 (電 )
添付書類	位置図 平面図 構造詳細図 縦断面図 横断面図 利害関係者があるときはその意見書

第 2 1 号様式（第 1 9 条関係）

公共下水道占用許可（不許可）通知書

第 号  
年 月 日

様

清須市長



年 月 日で申請のありました占用許可申請について次のとおり決定したので通知します。

決 定 区 分		許可する	許可しない
許 可	占 用 期 間	新規 年 月 日から	変更 年 月 日まで
	工 事 の 時 期	年 月 日から	年 月 日まで
	占 用 料	額金 円	
却 下 の 理 由			

※ 占用料は、別途市長の発する納入通知書により納付してください。

- 備考 1 この決定に不 があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に清須市長に対し異議申立てをすることができます。
- 2 この決定の取消しの へは、その異議申立てに対する 決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に清須市を被告として（ においては、清須市長が被告の代表者となります。）提起することができることとされています。
- 3 この通知による決定の取消しの へは、決定についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないとされていますが、①異議申立てがあった日から3箇月を経過しても 決がないとき、②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、 決を経ないでも決定の取消しの へを提起することができます。



第22号様式（第20条関係）



使用料  
 占用料 減 申請書  
 手数料

年 月 日

清須市長 様

申請者 住所

名



(電

)

使 用 料

次のとおり 占 用 料 の減 を申請します。

手 数 料

排水設備等の 設置又は占用場所	清須市	
使 用 料	下 水 番 号	第 号
	納入通知書番号	第 号
	減 対象汚水量	m <sup>3</sup>
占 用 料	物 件 名	
減 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
減 申 請 額	金 円	
減 を受けようと する理由		

第23号様式（第20条関係）

使用料  
 占用料 減 決定（不許可）通知書  
 手数料

第 号  
 年 月 日

様

清須市長



年 月 日で申請のありました減 申請について次のとおり決定したので通知します。

申 請 区 分	使用料	占用料	手数料
決 定 区 分	減 する	減 しない	
排 水 設 備 等 の 設 置 又 は 占 用 場 所	清須市		
承 認	減 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
	減 額	金 円	
却 下 の 理 由			

- 備考 1 この決定に不 があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に清須市長に対し異議申立てをすることができます。
- 2 この決定の取消しの へは、その異議申立てに対する 決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に清須市を被告として（ においては、清須市長が被告の代表者となります。）提起することができます。
- 3 この通知による決定の取消しの へは、決定についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないとされていますが、①異議申立てがあった日から3箇月を経過しても 決がないとき、②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、 決を経ないでも決定の取消しの へを提起することができます。

第24号様式（第21条関係）



公共下水道工事の設計及び実施計画承認申請書

年 月 日

清須市長 様

申請者住所

名



(電

)

次のとおり公共下水道工事の設計及び実施計画を承認してください。

工事場所	清須市		
工事種別	本管設置	取付管布設	接続ます設置
	その他 ( )		
工事の概要			
施工方法			
申請理由			
着工予定	年 月 日	完了予定	年 月 日
添付書類	1 付近見取図（案内図） 縮尺10,000分の1以上 2 平面図 縮尺500分の1以上 3 縦断図 縮尺横500分の1以上、縦100分の1以上 4 取付管施工図 5 工事箇所の写真 6 その他市長が必要と認める書類		

第25号様式（第21条関係）



公共下水道工事の設計及び実施計画変更承認申請書

年 月 日

清須市長 様

申請者住所

名



(電

)

次のとおり公共下水道工事の設計及び実施計画の変更を承認してください。

承認年月日 及び番号	年 月 日 第 号
工事場所	清須市
変更の箇所	
変更前	
変更後	
変更理由	
添付書類	<p>1 付近見取図（案内図） 縮尺10,000分の1以上</p> <p>2 現に受けている承認を申請したときに添付した図書のうち当該変更事項に関係のあるもの</p> <p>3 その他市長が必要と認める書類</p>

第26号様式（第21条関係）

公共下水道工事の設計及び実施計画承認書

第 号  
年 月 日

様

清須市長



年 月 日付けで申請のありました公共下水道工事の設計及び実施計画を次のとおり承認します。

承認年月日	年 月 日
承認番号	第 号
工事場所	清須市
条 件	

第27号様式（第22条関係）

受付印

	工事 着手 届 完了	年 月 日
清須市長 様		
申請者 住 所 名 （電 印）		
次のとおり 着手する 完了した ので届け出ます。		
許可又は承認 年 月 日 及び 番号	年 月 日 第 号	
工 事 場 所	清須市	
工 事 種 別		
着手 完了 年月日	年 月 日	
施 工 者 名	住 所 名 （電 ）	
添 付 書 類	（完了の場合） 工事着手前、施工中、完了後の写真	

第28号様式（第23条関係）



工 事  
公共下水道 占 用 廃止届  
物件設置

年 月 日

清須市長 様

申 請 者 住 所  
名  
(電

印  
)

工 事  
次のとおり、公共下水道 占 用 の廃止を届け出ます。  
物件設置

許 可 又 は 承 認 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
工 事 ( 占 用 ) 場 所	清須市
廃 止 年 月 日	年 月 日
工 作 物 、 物 件 又 は 施 設 ( 工 事 ) の 名 称	
工 事 ( 占 用 ) の 数 量	

清須市規則第7号

清須市下水道排水設備指定工事店規則

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 指定工事店（第3条 第11条）
- 第3章 責任技術者（第12条 第21条）
- 第4章 雑則（第22条 第26条）

附則

第1章 総則

（ 旨）

第1条 この規則は、清須市下水道条例（平成23年清須市条例第16号。以下「条例」という。）第6条第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する指定工事店に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 排水設備工事 条例第3条第4号に規定する排水設備及び同条第5号に規定する除害施設の新設、増設、改築、修繕又は撤去の工事をいう。
- (2) 指定工事店 条例第6条第1項の規定による指定を受けている工事業者をいう。
- (3) 責任技術者 愛知県下水道協会（以下「協会」という。）が実施する排水設備工事責任技術者試験（以下「試験」という。）に合格し、市に登録された者をいう。

第2章 指定工事店

（指定工事店の指定要件）

第3条 指定工事店の指定を受けることができる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 責任技術者が1人以上専属していること。
- (2) 排水設備工事の施行に必要な機械器具を有していること。
- (3) 本市の市税及び当該営業所の存する市町村の市町村税について滞納がないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

ウ 第11条の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者

エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

オ 法人であって、その代表者又は役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるもの

（指定工事店の申請）

第4条 指定工事店の指定を受けようとする者は、排水設備指定工事店指定申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 法人にあつては定 年の写し及び登記事項証明書、個人にあつてはその住民 年の写し又は外国人登録原 記載事項証明書
- (2) 市外に営業所が存する場合は、当該営業所の存する市町村の市町村税の申請日の属する年度の前



年度の納税証明書

- (3) 前条第4号ア及びイに該当しない者であることを誓約すること並びに市税を滞納していないことを誓約すること及び市税の納付状況について市が調査をすることを承諾する誓約書兼調査承諾書(第2号様式)
- (4) 専属する排水設備工事の責任技術者名 (第3号様式)
- (5) 排水設備工事の施行に必要な機械器具を有することを証する書類(第4号様式)
- (6) 事業所付近見取図(第5号様式)
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(指定工事店の指定)

第5条 市長は、前条の申請書を受領したときは、指定工事店としての適否を審査し、適当であると認めるときは、指定工事店として指定するものとする。

(指定工事店証の交付等)

第6条 市長は、指定工事店の指定をした者に対し、清須市下水道排水設備指定工事店証(第6号様式、以下「指定工事店証」という。)を交付する。

- 2 指定工事店は、排水設備工事の事業を廃止し、又は第11条の規定により指定の取消しを受けたときは、遅滞なく指定工事店証を市長に返納しなければならない。
- 3 指定工事店は、排水設備工事の事業を止し、又は第11条の規定により指定の停止を受けたときは、その期間中指定工事店証を市長に返納しなければならない。
- 4 指定工事店は、指定工事店証を汚損し、又は失したときは、直ちに排水設備指定工事店証再交付申請書(第7号様式)により市長に再交付を申請しなければならない。

(指定工事店の責務及び遵守事項)

第7条 指定工事店は、下水道に関する法令、条例、規則その他市長が定めるところに従い、誠実に排水設備工事を施行しなければならない。

- 2 指定工事店は、排水設備工事の施行に際し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 排水設備工事の申込みを受けたときは、正当な理由がない限りこれを拒まないこと。
  - (2) 適正な価格で排水設備工事を施行すること。また、工事契約に際しては、工事金額、工事期間その他の必要事項を明確に示すこと。
  - (3) 排水設備工事の全部又は大部分を一して第三者にし、又は請け負わせてはならないこと。
  - (4) 排水設備工事に着手する前に条例第5条第1項に規定する排水設備工事の計画について、市長の確認を受けること。
  - (5) 排水設備工事は、責任技術者の監理の下において設計及び施行すること。
  - (6) 排水設備工事が完了したときは、当該工事を担当した責任技術者立会いの下に市が実施する完了検査を受けること。
  - (7) 前号の検査の結果、当該排水設備工事が不完全であると認められたときは、指定期間内にこれを改修し、改めて検査を受けること。
  - (8) 排水設備工事完了後1年以内に生じた不具合について、災害又は使用者の責めにすべき理由によるものでない限り、無償で補修すること。
- 3 指定工事店は、工事における従業員の行為について責任を負わなければならない。
- 4 指定工事店は、自己の名義をもって他人に排水設備工事の業務を営ませてはならない。
- 5 指定工事店は、災害の発生等緊急時において、本市の下水道施設の復旧又は応急措置を講ずるため、当該復旧又は応急措置の業務に関し、市長から要請があったときは、これに協力するよう努めなければ

ばならない。

(指定の有効期間)

第8条 指定工事店の指定の有効期間は、指定を受けた日から起算して5年を経過した日以後の最初の3月31日までとする。

(指定の更新)

第9条 指定工事店が、指定の有効期間の満了に際し、引き続き指定工事店の指定を受けようとするときは、当該満了の日の2月前から1月前までの間に排水設備指定工事店指定申請書を市長に提出しなければならない。

2 第5条及び第6条の規定は、前項の指定工事店の指定の更新について準用する。

(指定の変更等の届出)

第10条 指定工事店は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その日から起算して30日以内に排水設備指定工事店変更届(第8号様式)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称を変更したとき。
- (2) 代表又は役員に異動があったとき。
- (3) 事業所を移転したとき又は住居表示の変更があったとき。
- (4) 専属する責任技術者に異動があったとき。
- (5) 電話番号等の連絡先に変更があったとき。
- (6) 組織形態を変更したとき。

2 指定工事店は、第3条の指定要件を欠くに至ったとき又は指定工事店としての事業を廃止し、中止若しくは再開したときは、その日から起算して30日以内(営業を再開した場合にあっては、10

廃止

日以内)に排水設備指定工事店 止届(第9号様式)を市長に提出しなければならない。

再開

(指定の取消又は一時停止)

第11条 市長は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、指定工事店の指定を取り消し、又は6月を超えない範囲内において指定の効力を停止することができる。

- (1) 不正の手段により指定工事店の指定を受けたとき。
- (2) 第3条の規定に適合しなくなったとき。
- (3) 第7条の規定に違反したとき。
- (4) 前条の規定による届出をせず、又は の届出をしたとき。
- (5) 第24条の規定による市長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は の資料を提出したとき。
- (6) 排水設備工事の施行について不正があったとき。

### 第3章 責任技術者

(被登録資格)

第12条 協会が実施する試験に合格した者は、責任技術者の登録を受ける資格(以下「被登録資格」という。)を有するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

- (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- (2) 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して

2年を経過しない者

(3) 第21条の規定により責任技術者の登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者

(4) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

3 被登録資格の有効期間は、試験に合格した日から起算して5年を経過した日以後の最初の3月31日までとする。

4 被登録資格を更新しようとする者は、当該被登録資格の有効期間が満了する日までに協会が実施する更新講習（以下「更新講習」という。）を受講しなければならない。

5 第1項及び第3項の規定は、更新講習を受講し、その課程を修了した者について準用する。この場合において、同項中「試験に合格した」とあるのは、「更新講習の課程を修了した」とみ替えるものとする。

（登録の申請）

第13条 責任技術者の登録を受けようとする者は、排水設備工事責任技術者登録申請書（第10号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 住民の写し又は外国人登録原記載事項証明書

(2) 前条第2項第1号及び第2号に該当しない者であることを誓約する誓約書（第11号様式）

(3) 申請者の写真

(4) 試験の合格証の写し又は更新講習の修了証の写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、その他市長が必要と認める書類

（責任技術者の登録）

第14条 市長は、前条の申請書を受理したときは、責任技術者としての適否を審査し、適当であると認めるときは、責任技術者として登録するものとする。

（責任技術者証の交付等）

第15条 市長は、責任技術者の登録をした者に対し、清須市下水道排水設備工事責任技術者証（第12号様式。以下「責任技術者証」という。）を交付する。

2 責任技術者は、排水設備工事業務に従事するときは、常に責任技術者証を帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 責任技術者は、第21条の規定により登録の取消しを受けたときは、遅滞なく責任技術者証を市長に返納しなければならない。

4 責任技術者は、第21条の規定により登録の効力の停止を受けたときは、その期間中責任技術者証を市長に返納しなければならない。

5 責任技術者は、責任技術者証を汚損し、又は失したときは、直ちに排水設備工事店指定証等再交付申請書（第13号様式）により市長に再交付を申請しなければならない。

（責任技術者の責務）

第16条 責任技術者は、下水道に関する法令、条例、規則その他市長が定めるところに従い、誠実に排水設備工事の設計、施行及び監督に当たらなければならない。

2 責任技術者は、排水設備工事が竣工した際に市が実施する完了検査しゅんに立ち会わなければならない。

（登録の有効期間）

第17条 責任技術者の登録の有効期間（以下「登録期間」という。）は、登録を受けた日から被登録資格の有効期間の末日までとする。

(登録の更新)

第18条 責任技術者が、登録期間の満了に際し、引き続き責任技術者の登録を受けようとするときは、当該満了の日の2月前から1月前までの間に排水設備工事責任技術者登録申請書を市長に提出しなければならない。

2 第14条の規定は、前項の責任技術者の登録の更新について準用する。

(登録期間の特例)

第19条 登録期間が満了する日までに更新講習を受講することができない特別な事情がある者で市長がやむを得ないと認めたものについては、1年間に限り、登録期間を延長することができる。

2 前項の規定により登録期間の延長を認められた者が延長された登録期間内に更新講習を受講し、その課程を修了したときは、第12条第3項の規定を準用する。この場合において、同項中「5年」とあるのは「4年」とみ替えるものとする。

(変更の届出)

第20条 責任技術者は、第13条又は第18条に規定する申請書の内容に変更が生じたときは、速やかに排水設備工事責任技術者変更届(第14号様式)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(登録の取消又は一時停止)

第21条 市長は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、責任技術者の登録を取消し、又は6月を超えない範囲において登録の効力を停止することができる。

- (1) 不正の手段により責任技術者の登録を受けたとき。
- (2) 第12条第2項各号のいずれかに該当したとき。
- (3) 不正の手段により被登録資格を得たとき。
- (4) 第15条第2項の規定に違反したとき。
- (5) 排水設備工事の施行について不正があったとき。

第4章 雑則

(公示)

第22条 市長は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

- (1) 第5条の規定により指定工事店の指定をしたとき。
- (2) 指定工事店から第10条第1項に規定する届出(代表者又は事業所の名称若しくは所在地の変更に係るものに限る。)を受けたとき。
- (3) 指定工事店から第10条第2項に規定する届出を受けたとき。
- (4) 第11条の規定により指定工事店の指定を取り消し、又は指定の効力を停止したとき。

(帳)

第23条 指定工事店は、業務に関する帳を備え、排水設備工事の施行状況その他の必要な事項を記載しておかななければならない。

(業務の調査)

第24条 市長は、指定工事店の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該指定工事店に対し、業務状況について調査し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(技術講習会)

第25条 市長は、排水設備工事の適正な施行等を確保するため必要があると認めるときは、指定工事店を招集し、技術講習会を開することができる。

(雑則)

第26条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月10日から施行する。

第1号様式（第4条、第9条関係）



排水設備指定工事店指定申請書

年 月 日

清須市長 様

排水設備指定工事店の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

登録区分	新規 更新(指定番号:第 号)
ふりがな	
商号又は名称	
ふりがな	
代表者名	印
事業所の所在地	—
電話番号	
A 番号	
eメールアドレス	

備考 この申請書には、次に掲げる書類を添えてください。

- 1 法人にあっては定 の写し及び登記事項証明書、個人にあっては申請者の住民 の写し又は外国人登録原 記載事項証明書及び市町村税の納税証明書
- 2 清須市下水道排水設備指定工事店規則第3条第3号ア及びイに該当しない者であることを誓約すること並びに市税を滞納していないことを誓約すること及び市税の納付状況について市が調査をすることを承諾する誓約書兼調査承諾書（第2号様式）
- 3 専属する排水設備工事の責任技術者名 （第3号様式）
- 4 排水設備工事の施行に必要な機械器具を有していることを証する書類（第4号様式）
- 5 事業所付近見取図（第5号様式）

第2号様式（第4条関係）

誓約書兼調査承諾書

排水設備指定工事店申請者及びその役員は、下記1の事項を誓約するとともに、下記2の事項を承諾します。

記

1 誓約事項

- (1) 納期限が来している清須市の市民税、固定資産税及び都市計画税に未納の税額がないこと。
- (2) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ていないこと。
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していないこと。
- (4) 上記(1)ないし(3)が事実と相違する場合又は申請書の記載内容に \_\_\_\_\_ がある場合は、下水道排水設備指定工事店の指定の要件を有すると認定されず、又はすでになされた当該認定を取り消されても異議のないこと。

2 承諾事項

上記1(1)の確認のため、清須市の市民税、固定資産税及び都市計画税の納付又は納付状況及び申告状況を清須市が調査し、下水道排水設備指定工事店の指定の申請資格の審査に利用すること。

年 月 日

清須市長 様

申 請 者

事業所の所在地 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

代表者 名 \_\_\_\_\_ (印)

第3号様式（第4条関係）

責任技術者名

申請者（商号又は名称） \_\_\_\_\_

年 月 日 現在

ふりがな 専属責任技術者の名	住所	登録番号
	—	
	—	
	—	
	—	
	—	
	—	
	—	
	—	
	—	
	—	
	—	

備考 この申請書には、責任技術者との 用関係を確認できる次に掲げるいずれかの書類を添えてください。

- 1 組合 保険証の写し
- 2 政府管 保険証（ 用関係を証明できない国民 保険証は除く。）の写し
- 3 用保険被保険者資格取得確認通知書の写し
- 4 賃金台帳又は源 収 の写し



第4号様式（第4条関係）

機械器具を有することを証する書類

申請者（商号又は名称） \_\_\_\_\_

年 月 日 現在

種 別	名 称	型式及び性能	数 量	備考

備考 種別の には、「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「測量用の機械器具」又は「掘削用の機械器具」の別を記入してください。

第5号様式（第4条関係）

事業所付近見取図

申請者（商号又は名称） \_\_\_\_\_

付近見取図

線 駅下車 バス・歩 分

注 最寄りの駅から主な目標を入れて分かりやすく記入してください。

営業所外観

(事業所の外観が分かる写真を ーり付けてください。)

第6号様式（第6条関係）

清須市下水道排水設備指定工事店証

年 月 日

清須市長



下記の者を清須市下水道排水設備指定工事店として、指定します。

記

指 定 番 号	第 号
商 号 又 は 名 称	
代 表 者 名	
所 在 地	

第7号様式（第6条関係）



排水設備指定工事店証再交付申請書

年 月 日

清須市長 様

排水設備指定工事店証の再交付を次のとおり申請します。

1 排水設備指定工事店証の内容

指 定 番 号	第 号
指 定 年 月 日	年 月 日
所 在 地	
商 号 又 は 名 称	
代 表 者 名	印

2 申請の理由（簡潔に記入してください。）

備考 この申請書には、次に掲げる書類を添えてください。

- 1 法人にあっては定 の写し及び登記事項証明書、個人にあっては申請者の住民 の写し又は外国人登録原 記載事項証明書
- 2 汚損した場合は、清須市下水道排水設備指定工事店証（第6号様式）

第8号様式（第10条関係）



排水設備指定工事店変更届

年 月 日

清須市長 様

指 定 番 号 第 号  
 商号又は名称  
 代 表 者 名 印

次のとおり変更を届け出ます。

異 動 事 項	新	旧
1 商号又は名称（個人にあつては名）の変更		
2 代表者又は役員の異動（法人の場合のみ）		
3 事業所の移転又は住居表示の変更	—	—
4 責任技術者の異動		
5 連 先 の 変 更		
6 組 形 態 の 変 更（法人の場合のみ）	変更内容	

備考 この届出には、次に掲げる書類を添えてください。

- (1) 1の場合 法人にあつては定 の写し及び登記事項証明書、個人にあつては申請者の住民 の写し又は外国人登録原 記載事項証明書及び清須市下水道排水設備指定工事店証（第6号様式）
- (2) 2の場合 登記事項証明書、誓約書（第4号様式）及び（代表者の異動があつた場合）清須市下水道排水設備指定工事店証（第6号様式）
- (3) 3の場合 登記事項証明書、清須市下水道排水設備指定工事店証（第5号様式）及び（移転の場合）事業所付近見取図（第5号様式）
- (4) 4の場合 責任技術者名 （第3号様式）
- (5) 6の場合 定 及び登記事項証明書

第9号様式（第10条関係）

受付印

清須市長 様	排水設備指定工事店 廃止 届 再開  年 月 日  指 定 番 号 第 号 商号又は名称 代 表 者 名 <span style="float: right;">㊟</span>
次のとおり届け出ます。	
区 分	廃 止 再 開
上 記 区 分 の 事 由 発 生 年 月 日	年 月 日
（廃止・ 止・再開）の理由	

備考 廃止又は 止の場合は、清須市下水道排水設備指定工事店証（第6号様式）を添えてください。

第10号様式（第13条、第18条関係）



排水設備工事責任技術者登録申請書

年 月 日

清須市長 様

次のとおり排水設備工事責任技術者の登録を申請します。

登録区分	新規 更新（登録番号：第 号）	
ふりがな		最近3月以内に 影した写真 縦3 横2.4
名	印	
生年月日	年 月 日生（ ）	
住所	—	
電話番号		
勤務先	所在地	—
	商号又は名称	
	電話番号	

備考 この申請書には、次に掲げる書類を添えてください。

- 1 住民 の写し又は外国人登録原 記載事項証明書
- 2 清須市下水道排水設備指定工事店規則第12条第2項第1号及び第2号に該当しない者であることを誓約する誓約書（第11号様式）
- 3 申請者の写真（最近3月以内に 影した無背 、上半身正面脱 、 面に名を記載したもの。縦3 横2.4 ） 1
- 4 責任技術者試験の合格証（登録更新の場合は、更新講習受講修了証）の写し

第11号様式（第13条関係）

誓約書

排水設備工事責任技術者申請者は、下記事項に該当していないことを誓約します。

記

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ていない。
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない。

年 月 日

清須市長 様

申請者

住 所 \_\_\_\_\_

名 \_\_\_\_\_ (印)



第12号様式（第14条関係）

（表）

清須市下水道排水設備工事責任技術者証			
名		生年月日	年 月 日
住所			
所属			
写真 縦 3 横 2.4	登録番号	第 号	
	交付日	年 月 日	
	有効期限	年 月 日	
	清須市長		

（規格 縦5.5 横9）

（ ）

（注意事項）

- 1 排水設備の工事に関する業務に従事するときは常に本証を 帶し、市の職員等の要求があったときは提示しなければならない。
- 2 登録を取り消され、又は登録の効力を停止されたときは、本証を遅滞なく返納しなければならない。
- 3 本証を汚損し、又は 失したときは直ちに再交付を受け、また本証の記載事項に変更があったときは直ちに変更の届出を行わなければならない。

第13号様式（第14条関係）



排水設備工事責任技術者証再交付申請書

年 月 日

清須市長 様

排水設備工事責任技術者証の再交付を次のとおり申請します。

1 排水設備工事責任技術者証の内容

登録番号	第 号
登録年月日	年 月 日
住 所	—
ふりがな	
名	印
生年月日	年 月 日生
電 番 号	
務先の 商号又は名称	

2 申請の理由（簡潔に記入してください。）

備考 この申請書には、次に掲げる書類を添えてください。

- 1 住民 の写し又は外国人登録原 記載事項証明書
- 2 申請者の写真（最近3月以内に 影した無背 、上半身正面脱 、 面に  
名を記載したもの。縦3 横2.4 ）1
- 3 汚損した場合は、清須市下水道排水設備工事責任技術者証（第12号様式）

第14号様式（第20条関係）



排水設備工事責任技術者変更届

年 月 日

清須市長 様

申請者 登録番号 第 号  
住 所  
名 ⑩

次のとおり届け出ます。

異 動 事 項	新	旧
ふ り が な		
名		
住 所		
電 番 号		
勤 務 先	所 在 地	
	商号又は名称	
	電 番 号	

備考 名、住所又は 務先指定工事店名の変更の場合は、次に掲げる書類を添えてください。

- 1 ( 名又は住所の変更の場合のみ) 住民 の写し又は外国人登録原 記載事項証明書
- 2 申請者の写真(最近3月以内に 影した無背 、上半身正面脱 、 面に名を記載したもの。縦3 横2.4 ) 1
- 3 清須市下水道排水設備工事責任技術者証(第12号様式)

清須市告示第39号

清須市公共下水道接続ます等の設置の基準等に関する要綱

(目的)

第1条 この告示は、下水道法（和33年法律第79号）第3条第1項の規定により市町村が管理することとされている公共下水道のうち、清須市下水道条例（平成23年清須市条例第16号。以下「条例」という。）第4条に規定する汚水を排除する公共下水道に接続するます（以下「接続ます」という。）及び取付管（以下「接続ます等」という。）の設置に関し必要な事項を定めることにより、排水設備の整備の促進及び円滑な維持管理を図ることを目的とする。

(設置場所)

第2条 接続ますの設置場所は、下水道本管が布設されている公道その他これに準ずる場所（以下「公道等」という。）の境界から1メートル以内の敷地（1の土地又は隣接する2以上の土地で、形状及び利用状況により一体をなしていると認められる土地をいう。以下同じ。）内とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める場所に接続ますを設置することができる。

- (1) 工場又は事業所の接続ますであって管理上必要があると市長が認めたとき 公道等
- (2) 石積、塀等の障害物により公道等の境界から1メートル以内の敷地内に接続ますを設置することが著しく困難であると認められるとき 敷地内であって当該障害物を避けた場所

2 前項の規定にかかわらず、下水道本管と排水設備との間に高低差があり、かつ取付管の途中で点検口、掃除口その他これに類する設備（以下「点検口等」という。）を設け接続ますを設置しないときは、当該点検口等を接続ますとみなす。

(設置個数)

第3条 市が設置する接続ますの個数は、1の敷地につき1個とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める個数を上限とする。

- (1) 1の敷地につき給水装置（水道法（和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置をいう。）が複数設けられている場合 当該給水装置の個数（1の建築物に給水装置が複数設けられている場合は、1棟ごとに1個とする。）
  - (2) 敷地の汚水を自然流下により排除することが困難であると認められる場合 市長が認めた個数
  - (3) 前2号に掲げる場合のほか、やむを得ない事情があると市長が認めた場合 市長が認めた個数
- (取付管の布設申込み)

第4条 汚水管の布設工事時において、取付管の布設を希望する者（以下「布設申込者」という。）は、公共下水道取付管布設申込書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申込みがあったときは、その適否を審査し、適当であると認めたときは取付管を設置するものとする。

3 市長は、申込書の内容により取付管を布設することが困難であると認めたときは、布設申込者と協議の上、申込書の内容を訂正させることができる。

4 市長は、申込書の内容が不適當であると認めたときは、理由を付して書面により申込者に通知しなければならない。

(接続ます等の増設又は移設)

第5条 接続ます等は、次のいずれかに該当する場合に限り、市が増設又は移設（以下「増設等」という。）を行うものとする。

- (1) 第3条各号に定める事由が新たに発生した場合
- (2) 分 による をし、又は借地権等を設定したことにより、新たに汚水を排除することが明らかな場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長がやむを得ない事由があると認めた場合  
(接続ます等の撤去)

第6条 敷地の利用形態の変更等により不要となった接続ます等は、原則として存置させるものとする。  
ただし、次の各号にいずれかに該当する場合は、市が撤去するものとする。

- (1) 接続ます等を存置させることにより公共下水道の管理に支障がある場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、接続ます等を存置させることが困難であると市長が認めた場合  
(自己の都合による接続ます等の設置、増設、移設又は撤去)

第7条 第3条、第5条及び第6条に規定する事由以外の事由により接続ます等を設置、増設、移設又は撤去しようとする者は、下水道法第16条の規定に基づき、市長の承認を受けて、接続ます等の設置、増設、移設又は撤去を行うものとする。

(所有権の 属等)

第8条 接続ます等の所有権は、市に 属する。

- 2 接続ます等が設置されている土地の使用期間は、当該接続ます等の存置期間とする。
- 3 市は、接続ます等を設置した土地を無償で借り受けるものとする。

(管理)

第9条 接続ます等の管理(次条に定める日常的な清掃を除く。)は、市が行うものとする。

(使用者の責務)

第10条 接続ます等を使用する者(以下「使用者」という。)は、接続ます等を清潔に保つために、日常的に清掃を行うよう努めるものとする。

- 2 使用者は、接続ます等の点検、補修、取替え等に支障を及ぼすような工作物を設け、又は物件を置いてはならない。

(接続ます等の規格及び構造)

第11条 接続ます等の規格及び構造は、市長が別に定める基準による。

(雑則)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年6月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

(表)

<p>公共下水道取付管布設申込書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>清須市長 様</p> <p style="text-align: center;">申 請 者 住所 (建物所有者) 名 電</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>取付管の布設を、次のとおり申し込みます。</p>			
土 地 所 在 地	清須市	面 積	m <sup>2</sup>
土 地 所 有 者	建物所有者と同じ 建物所有者と異なる		
取 付 管 の 位 置	面のとおり		

※ 申請者（建物所有者）と土地所有者が異なる場合は、下記も併せて記入してください。

<p>取付管及び接続ます設置承諾書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>清須市長 様</p> <p style="text-align: center;">住所 土地所有者 名 電</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>上記土地所在地に建物所有者が使用する公共下水道の取付管及び接続ますを設置することを承諾します。</p>			
--	--	--	--

( )

取付管位置図

取付管の位置について図面どおりの位置でよければ「現在の計画で同意します。」に、取付管位置の変更を望む場合は「線の位置に変更します。」にチェックをし、書きで望む位置を書き込んでください。

現在の計画で同意します。

線の位置に変更します。

例			
○	汚水接続ます設置予定場所	——	宅地境界
	トイレ	- - - - -	公共下水道污水管
○	風呂	○	浄化槽
○	台所	○—	変更 望箇所 (書き)

清須市告示第35号

清須市公共下水道の私道への布設に関する要綱

(目的)

第1条 この告示は、下水道法（和33年法律第79号）第3条第1項の規定により市町村が管理することとされている公共下水道事業認可区域（以下「区域」という。）内の私道に公共下水道の污水管（以下「污水管」という。）を布設することにより、私道に面した建築物の公共下水道への接続の普及促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「私道」とは、次に掲げる道路（以下「公道」という。）以外の区域内の私有地であつて、道路としての形態を有しており、不特定多数の人の利用に供されているものをいう。

- (1) 道路法（和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路
- (2) 国有財産法（和23年法律第73号）第2条第1項に規定する国有財産又は地方自治法（和22年法律第67号）第238条第1項に規定する公有財産のうち、一般の通行の用に供している道路

(污水管を布設することができる私道の条件)

第3条 この告示により污水管を布設することができる私道は、次に掲げるすべての条件を備えているものでなければならない。

- (1) 当該私道の両端又は一端が公共下水道の布設されている公道に接し、污水管の布設が技術的に困難でないこと。
- (2) 当該私道に布設しようとする污水管に汚水を排水すべき所有者の異なる家屋が2戸以上あること。
- (3) 当該私道が隣接する当該私道以外の土地と分かれており、その境界が明確であること又は市が管理する側溝、雨水管その他雨水を排水するための施設が現に設置若しくは布設されていること。
- (4) 所有者その他の権利を有する者（以下「所有権者等」という。）が、当該私道への污水管の布設及び次に掲げる事項を承諾していること。

ア 当該私道の使用期間は污水管の存置期間とし、その使用料は無料であること。

イ 污水管の布設に支障となる物件（上下水道、ガスその他これらに類する設備であつて、当該設備の管理者が当該設備の事業者である場合を除く。）が私道に設置されているときは、所有権者等の負担により当該物件を撤去又は移設すること。

ウ 第5条の規定による決定があつたときは、遅滞なく市長と使用借契約を締結すること。

エ 私道に布設された污水管が供用されたときは、遅滞なく排水設備を設置すること。

オ 当該私道の所有権を第三者に譲り、又は当該私道に賃借権その他の権利を設定する場合は、当該権利を取得するものに対し、污水管布設部分の使用の存続を引き継がせること。

カ 污水管の布設後、新たに私道の所有権その他の権利を取得した者から、当該污水管の利用の申出があつたときは、これを拒まないこと。

(申請)

第4条 私道に污水管の布設を希望する者は、代表者を定めた上、当該代表者において污水管布設申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図（縮尺2,500分の1程度）
- (2) 污水管布設希望者名（第2号様式）
- (3) 污水管布設承諾書（第3号様式）
- (4) 私道の登記事項証明書及び不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面（污水管の布設を希望する者が所有権その他の権利を有する区画が明記されているものに限る。）
- (5) その他市長が必要とする書類



(決定の通知)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、污水管布設決定(却下)通知書(第4号様式)を当該申請者代表に交付するものとする。

(使用 借契約の締結)

第6条 前条の規定による決定を受けた申請者は、遅滞なく当該土地に係る使用 借契約を市長と締結しなければならない。

(維持管理等)

第7条 布設した污水管の所有権は市に 属し、当該污水管の維持管理は市が行う。

2 污水管が布設された私道の所有権者等は、当該私道の維持管理を行うとともに、その現況を変更しようとするときは、あらかじめ市長と協議しなければならない。

(布設変更)

第8条 所有権者等の原因により污水管布設後に当該污水管の撤去又は布設替えを必要とする場合は、下水道法第16条の規定に基づき市長の承認を受けて、当該污水管の撤去又は布設替えを行うものとする。

(適用除外)

第9条 この告示の規定は、下水道法第9条第1項の規定による公共下水道の供用開始の日以後に私道に該当することとなった場合における当該私道については、適用しない。

(雑則)

第10条 この告示に定めのないものほか、私道への污水管の布設に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成24年7月2日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

污水管布設申請書

年 月 日

清須市長 殿

申請者代表 住 所  
名 ④  
電

公共下水道に接続するため、私道に污水管の布設を 望しますので、清須市公共下水道の私道への污水管布設に関する要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、本申請に基づく污水管が布設された場合には、清須市公共下水道の私道への污水管布設に関する要綱の規定を遵守します。

記

私道の所在地	清須市 番
私道に面する家屋	戸
添付書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 位置図（縮尺2, 500分の1程度）</li> <li>2 污水管布設 望者名（第2号様式）</li> <li>3 污水管布設承諾書（第3号様式）</li> <li>4 私道の登記事項証明書及び不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面（第2号様式中の区画番号が明記されているもの）</li> <li>5 その他市長が必要と認める書類</li> </ol>

第2号様式 (第4条関係)

污水管布設 望者名

区画 番号	住 所	名	印	電 番号	備 考
					代表者

第3号様式（第4条関係）

污水管布設承諾書

年 月 日

清須市長 殿

住 所  
名  
電

㊦

清須市公共下水道の私道への污水管布設に関する要綱の規定により、私が  
権を有する下記の土地に污水管を布設すること及び次に掲げる事項について承諾します。

- 1 私道の使用期間は污水管の存置期間とし、その使用料は無料であること。
- 2 污水管の布設に支障となる物件（上下水道、ガスその他これに類する設備であつて、当該設備の管理者が当該設備の事業者である場合を除く。）が私道に設置されているときは、当方の負担により当該物件を撤去又は移設すること。
- 3 私道に污水管を布設することを市長が決定したときは、遅滞なく下記土地に係る使用 借契約を市長と締結すること。
- 4 私道の所有権を第三者に し、又は賃借権その他の権利を設定する場合は、当該権利を取得する者に対し、污水管布設部分の使用の存続を引き継がせること。
- 5 私道に布設された污水管が供用されたときは、遅滞なく当該污水管に汚水を排水すべき家屋に排水設備を設置すること。
- 6 污水管の布設後、新たに私道の所有権その他の権利を取得した者から、当該污水管の利用の申し出があつたときは、これを拒まないこと。
- 7 私道の現況を変更しようとするとき又は污水管の撤去及び布設替えを必要とするときは、市長の承認を受けた上でこれを行い、これに要する費用は当方において負担すること。

記

私道の所在地  
清須市

第4号様式（第5条関係）

污水管布設決定（却下）通知書

第 号  
年 月 日

申請者代表 様

清須市長 印

年 月 日付けで申請のあった私道への污水管布設について、調査の結果、下記のとおり決定したので通知します。

なお、布設の条件（却下理由）については、各 望者に周知させてくださるようお願いいたします。

記

1 布設の可否

1 可

2 否

2 布設場所

清須市

3 布設の条件（却下理由）

清須市告示第51号

清須市下水道排水設備工事資金融資あっせん及び利子補給に関する要綱

( 旨 )

第1条 この告示は、公共下水道に接続するために行う排水設備の工事に要する資金（以下「工事資金」という。）の融資のあっせん及び融資を行う金融機関（以下「取扱金融機関」という。）への利子補給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽（浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条の規定により同号に規定する浄化槽とみなされるものを含む。）をいう。
- (2) 排水設備 下水道法（昭和33年法律第79号）第10条第1項に規定する排水設備で、清須市下水道条例（平成23年清須市条例第16号）の定めるところにより設置するものをいう。
- (3) 市税等 清須市税条例（平成17年清須市条例第53号）、清須市都市計画税条例（平成17年清須市条例第54号）及び清須市国民 保険税条例（平成17年清須市条例第55号）に規定する税並びに清須市下水道事業受益者負担金及び分担金条例（平成23年清須市条例第17号）に規定する受益者負担金及び分担金をいう。

(融資のあっせんの対象者)

第3条 工事資金の融資のあっせんを受けることができる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 市税等を滞納していないこと。
- (2) 下水道法第9条第2項において準用する同条第1項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日の翌日から起算して3年以内に、排水設備工事を行うこと。ただし、災害その他の事由により市長が相当の理由があると認めた場合については、この限りでない。
- (3) 自己資金のみでは、工事資金を一時に負担することが困難であること。
- (4) 融資を受けた工事資金の償還能力を有すること。
- (5) 独立の生計を営み弁済の資力を有する連帯保証人を有すること、又は取扱金融機関の指定する保証会社の保証が得られること。ただし、取扱金融機関が連帯保証人又は保証会社の保証を不要と認める場合は除く。
- (6) 官公署、事業所その他の法人でないこと。

(融資のあっせんの対象工事)

第4条 工事資金の融資のあっせんは、公共下水道によって汚水を排除できる区域内に現に存在する建物の所有者又は占有者（排水設備工事について所有者の承認を得た場合に限る。）が行う当該建物における次の各号のいずれかに掲げる工事を対象とする。

- (1) くみ取便所を水洗便所に改造するための便器及び附属設備の設置工事並びにこれに伴う排水設備の工事
- (2) 浄化槽の廃止及びこれに伴う排水設備の工事
- (3) 下水管に流入させるために必要な排水管その他の排水施設の設置に係る工事

(融資のあっせん額)

第5条 工事資金の融資のあっせん額（以下「あっせん額」という。）は、前条に規定する工事に要した費用の額以内とする。ただし、あっせん額の上限は60万円とする。

(融資のあっせんの条件)

第6条 工事資金の融資のあっせんをする条件は、次のとおりとする。

- (1) 償還方法 融資を受けた月の翌月から起算して40月以内の元金均等の方法による償還とする。ただし、償還期日前において 上償還をすることができる。
- (2) 取扱金融機関 市長が指定する取扱金融機関とする。

(融資のあっせんの申請)

第7条 工事資金の融資のあっせんを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、下水道排水設備工事資金融資あっせん申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、清須市下水道条例第5条第1項に規定する排水設備等の計画の確認申請と併せて市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書兼調査承諾書（第2号様式）
- (2) 申請者及び連帯保証人の住民 の写し及び市民税の所得証明書
- (3) 工事費の見積書の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(融資のあっせんの決定)

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、取扱金融機関と協議の上、その適否を審査し、下水道排水設備工事資金融資あっせん決定（不決定）通知書（第3号様式）により通知するものとする。

(融資のあっせん額の決定等)

第9条 市長は、清須市下水道条例第7条第1項に規定する検査に合格した後に、あっせん額を決定し、下水道排水設備工事資金融資あっせん額決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するとともに、下水道排水設備工事資金融資依頼書（第5号様式）により取扱金融機関に融資の依頼をするものとする。

(資金の融資)

第10条 前条の規定によりあっせん額の決定を受けた者は、取扱金融機関が指定する借受申込書に次に掲げる書類を添付して、取扱金融機関に提出するものとする。

- (1) 下水道排水設備工事資金融資あっせん額決定通知書（第4号様式）
  - (2) その他取扱金融機関が必要と認める書類
- 2 取扱金融機関は、前項の申込書を受理したときは、融資の適否を決定し申請者に通知するとともに、融資の適否等について下水道排水設備工事資金融資報告書（第6号様式）又はこれに代わる書類により、市長に報告するものとする。

(利子補給)

第11条 市長は、工事資金を融資した取扱金融機関に対し、当該融資に係る利子相当額を補給する。ただし、償還の期日を経過した融資に係る利子相当額（災害その他市長が特に必要があると認めた場合の利子相当額を除く。）は、補給しない。

2 前項の利子補給の方法及び利率については、市長と取扱金融機関において協議して定めるものとする。

(融資のあっせんの取消し等)

第12条 市長は、融資のあっせんの決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その決定を取り消し、既に補給した利子相当額の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) りその他不正な手段により融資のあっせんを受けたとき。
- (2) 正当な理由がなく償還金を期日までに償還しないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が特に取り消す必要があると認めるとき。

(雑則)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年3月31日から施行する。



第1号様式（第7条関係）

下水道排水設備工事資金融資あっせん申請書

年 月 日

清須市長 様

住 所  
フリガナ  
申請者 名  
電 番号

㊟

次のとおり申請します。

融 資 望 金 額	円	資 金 使 途	排水設備 浄化槽廃止	便所改造
望 する 取 扱 金 融 機 関 名		行 信用金庫 農 協		支店
工 事 場 所				
工 事 費 見 積 金 額	円	排水設備指定 工 事 店 名		
工 事 期 間	年 月 日	から	年 月 日	まで
申 請 者	生 年 月 日	年 月 日	職 業 又 は 務 先	
	年 収	150万円以下 301万円～500万円	151万円～300万円 501万円以上	
連 帯 保 証 人	住 所			
	名	㊟	電 番 号	
	生 年 月 日	年 月 日	職 業 又 は 務 先	
	年 収	150万円以下 301万円～500万円	151万円～300万円 501万円以上	
保 証 人 省 略 望		連帯保証人によらず金融機関の指定する保証会社の保証を望する。		
添 付 書 類		1 誓約書兼調査承諾書（第2号様式） 2 申請者及び連帯保証人の住民の写し及び市民税の所得証明書 3 工事費の見積書の写し 4 その他市長が必要と認める書類		

第2号様式（第7条関係）

誓約書兼調査承諾書

年 月 日

清須市長 様

	住 所	
申 請 者	名	㊟
	電 番号	
連帯保証人	住 所	
〔省略する場合〕 〔は記入不要〕	名	㊟
	電 番号	

下水道排水設備工事資金融資あっせんの申請にあたり、下記1の事項を誓約するとともに、下記2の事項を承諾します。

1 誓約事項

- (1) 納期限が 来している清須市の市税等に未納がないこと。
- (2) 上記(1)が事実と相違する場合又は申請書の記載内容に がある場合は、下水道排水設備工事資金融資あっせんの資格を有すると認定されず、又は既になされた当該認定を取り消されても異議のないこと。

2 承諾事項

- (1) 上記1(1)の確認のため、清須市の市税等の納付又は納付状況及び申告状況を清須市が調査し、下水道排水設備工事資金融資あっせんの申請資格の審査に利用すること。
- (2) 申請書及びその添付種類に記載された内容その他の個人情報を清須市が取扱金融機関に提供し、取扱金融機関が下水道排水設備工事資金融資の審査に利用すること。

第3号様式（第8条関係）

下水道排水設備工事資金融資あっせん決定（不決定）通知書

第 号  
年 月 日

様

清須市長



年 月 日付けで申請のありました下水道排水設備工事資金の融資のあっせんについて、次のとおり決定したので通知します。

決 定 区 分	あっせんを行う      あっせんを行わない
あ っ せ ん 予 定 額	円
取 扱 金 融 機 関 名	
あ っ せ ん 時 期	工事の完了検査合格後とする。
条 件	
却 下 理 由	

- 備考 1 この処分について不 がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、清須市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 異議申立てのほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、清須市を被告として（ において清須市を代表する者は、清須市長となります。）処分の取消しの えを提起することができます。

第4号様式（第9条関係）

下水道排水設備工事資金融資あっせん額決定通知書

第 号  
年 月 日

様

清須市長



年 月 日付けで決定しました下水道排水設備工事資金の融資のあっせんについて、次のとおりあっせん額を決定しましたので通知します。

決 定 番 号	第 号	
あ っ せ ん 額	円	
取 扱 金 融 機 関 名		
償 還 方 法	融資を受けた月の翌月から起算して40月以内の元金均等償還による。	
申 込 者	住 所	
	名	
連帯保証人によらず金融機関の指定する保証会社から保証を受ける。		
連 帯 保 証 人	住 所	
	名	

備考 融資のあっせんの申込みをする際、この通知書を取扱金融機関に提示してください。

第5号様式（第9条関係）

下水道排水設備工事資金融資依頼書

第 号  
年 月 日

様

清須市長

印

下水道排水設備工事資金の融資について、次のとおり依頼します。

決 定 番 号		第 号
融 資 依 頼 額		円
償 還 方 法		融資を受けた月の翌月から起算して40月以内の元金均等償還による。
申 込 者	住 所	
	名	
連帯保証人によらず金融機関の指定する保証会社から保証を受ける。		
連 帯 保 証 人	住 所	
	名	
備 考		

第6号様式（第10条関係）

下水道排水設備工事資金融資報告書

年 月 日

清須市長 様

取扱金融機関



下水道排水設備工事資金の融資の状況について、次のとおり報告します。

決 定 番 号		第 号
申 込 者	住 所	
	名	
融資を行いました。		
	融 資 日	年 月 日
	融 資 額	円
	融 資 利 率	年
	償 還 期 間	か月
融資することができません。		
	事 由	
備 考		

清須市告示第52号

清須市浄化槽雨水貯留施設転用費補助金交付要綱

( 旨 )

第1条 この告示は、水資源を有効利用するとともに、雨水の流出を抑制することにより環境負荷の軽減を図るため、公共下水道への接続に伴い不用となる浄化槽を雨水貯留施設に転用する者に対して、予算の範囲内で浄化槽雨水貯留施設転用費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、清須市補助金等交付規則（平成17年清須市規則第42号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽（浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条の規定により同号に規定する浄化槽とみなされるものを含む。）をいう。
- (2) 排水設備 下水道法（和33年法律第79号）第10条第1項に規定する排水設備で、清須市下水道条例（平成23年清須市条例第16号）の定めるところにより設置するものをいう。
- (3) 雨水貯留施設 敷地内に降った雨水を貯留する槽及びその関連する排水設備で、貯留した雨水を散水等に利用するための施設をいう。
- (4) 市税等 清須市税条例（平成17年清須市条例第53号）、清須市都市計画税条例（平成17年清須市条例第54号）及び清須市国民 保険税条例（平成17年清須市条例第55号）に規定する税並びに清須市下水道事業受益者負担金及び分担金条例（平成23年清須市条例第17号）に規定する受益者負担金及び分担金をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 市税等を滞納していないこと。
- (2) 下水道法第9条第2項において準用する同条第1項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日の翌日から起算して3年以内に、排水設備工事と同時期に工事を行うこと。ただし、災害その他の事由により市長が相当の理由があると認めた場合については、この限りでない。
- (3) 官公署、事業所その他の法人でないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、公共下水道への接続に伴い不用となる浄化槽を雨水貯留施設に転用するために行う次に掲げる工事等（以下「転用工事」という。）に要する経費（補助金の交付を受けようとする者の負担する経費に限る。以下「補助対象経費」という。）とする。

- (1) 浄化槽内部の汚泥のくみ取費及び清掃費
- (2) 浄化槽内部の不用部品の撤去費及び仕切り板の穴あけ工事費
- (3) 浄化槽の浮力防止工事費
- (4) 雨水集水配管及び雨水管の取付工事費
- (5) ポンプ及びポンプの設置に係る工事費
- (6) その他転用に附属する工事費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、補助金の額の上限は、10万円とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、浄化槽雨水貯留施設転用費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、清須市下水道条例第5条第1項に規定する排水設備等の計画の確認申請と併せて、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書兼調査承諾書（第2号様式）
- (2) 配置図、平面図及び配管図
- (3) 見積書又は契約書の写し
- (4) ポンプ仕様書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、浄化槽雨水貯留施設転用費補助金交付（不交付）決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 申請者は、前項の交付決定通知書の送付を受けた後でなければ、工事に着手してはならない。

(事業内容の変更等)

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、申請の内容を変更（中止を含む。）しようとするときは、速やかに浄化槽雨水貯留施設転用工事計画変更承認申請書（第4号様式）に、必要な書類を添付して、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、浄化槽雨水貯留施設転用工事計画変更承認（不承認）通知書（第5号様式）により補助対象者に通知するものとする。

(完了報告)

第9条 補助対象者は、工事完了の日から起算して7日以内又は3月31日のいずれか早い日までに、浄化槽雨水貯留施設転用工事完了報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添付して、清須市下水道条例第7条第1項に規定する完了届と併せて市長に提出し、その検査を受けなければならない。

- (1) 工事の写真（着手から完了までの工事の過程がわかるもの）
- (2) 請求書及び領収書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(検査及び交付額の確定)

第10条 市長は、前条の検査の結果、工事が不完全であると認めたときは、当該工事の改修を命じ再検査を行うものとする。

2 市長は、前条又は前項の検査を行い、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、浄化槽雨水貯留施設転用費補助金交付額確定通知書（第7号様式）により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助対象者は、前条に規定する検査に合格し、補助金の交付を受けようとするときは、浄化槽雨水貯留施設転用費補助金請求書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。



(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 一りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、市長が特に取り消す必要があると認めるとき。

(雨水貯留施設の維持管理)

第13条 補助対象者は、転用工事の完了後、その責任と負担において雨水貯留施設の機能が正常に稼働するよう維持管理しなければならない。

2 市長は、補助対象者に対して、雨水貯留施設の維持管理及び運転管理について指導及び助言を行うことができる。

(雑則)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年3月31日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

浄化槽雨水貯留施設転用費補助金交付申請書

年 月 日

清須市長 様

住 所  
フリガナ  
申請者 名 ①  
電 番号

清須市浄化槽雨水貯留施設転用費補助金交付要綱の規定に基づき補助金の交付を受けた  
いので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

設 置 場 所	清須市
設置に要する経費 (補助対象経費)	円
着手年月日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日
添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 誓約書兼調査承諾書（第2号様式）</li> <li>2 配置図、平面図及び配管図</li> <li>3 見積書又は契約書の写し</li> <li>4 ポンプ仕様書</li> <li>5 その他市長が必要と認める書類</li> </ol>

第2号様式（第6条関係）

誓約書兼調査承諾書

浄化槽雨水貯留施設転用費補助金交付申請に当たり、下記1の事項を誓約するとともに、下記2の事項を承諾します。

1 誓約事項

- (1) 納期限が 来している清須市の市税等に未納額がないこと。
- (2) 転用工事の完了後、その責任と負担において雨水貯留施設の機能が正常に稼働するよう維持管理及び運転管理を行うとともに、事故の防止及び安全対策に努めること。
- (3) 雨水貯留施設の維持管理及び運転管理について市長が行う指導及び助言に従うこと。
- (4) 前3号に掲げる事項が事実と相違する場合又は申請書の記載内容に がある場合は、浄化槽雨水貯留施設転用費補助金交付の資格を有すると認定されず、又は既になされた当該認定を取り消されても異議のないこと。

2 承諾事項

上記1(1)の確認のため、清須市の市税等の納付又は納付状況及び申告状況を清須市が調査し、補助金の申請資格の審査に利用すること。

年 月 日

清須市長 様

申請者

住 所 \_\_\_\_\_

名 \_\_\_\_\_ (印)

第3号様式（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

清須市長



浄化槽雨水貯留施設転用費補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった浄化槽雨水貯留施設転用費補助金について、  
次のとおり決定したので通知します。

決 定 区 分	交付する      交付しない
交 付 決 定 額	円
交 付 時 期	工事の完了検査合格後とする。
交 付 の 条 件	
不 交 付 理 由	

- 備考
- 1 清須市浄化槽雨水貯留施設転用費補助金交付要綱を遵守してください。
  - 2 申請の内容を変更しようとする場合又は雨水貯留施設転用工事を中止しようとする場合は、変更承認申請書を提出してください。
  - 3 浄化槽雨水貯留施設転用工事を完了したときは、7日以内又は3月31日のいずれか早い日までに、完了報告書を提出してください。

第4号様式（第8条関係）

浄化槽雨水貯留施設転用工事計画変更承認申請書

年 月 日

清須市長 様

住 所

申請者 名



電 番号

次のとおり申請します。

変 更 理 由		
変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
添 付 書 類	変更内容が確認できる書類	

第5号様式（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

清須市長



浄化槽雨水貯留施設転用工事計画変更承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった浄化槽雨水貯留施設転用工事計画変更申請  
について、次のとおり決定したので通知します。

決 定 区 分		承認する	承認しない
変 更 内 容	変 更 前		
	変 更 後		
承 認 の 条 件			
承 認 し な い 理 由			

第6号様式（第9条関係）

浄化槽雨水貯留施設転用工事完了報告書

年 月 日

清須市長 様

住 所

申請者 名

印

電 番号

次のとおり報告します。

設 置 場 所	清須市
交 付 決 定 額	円
完 了 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	<p>1 工事の写真（着手から完了までの工事の過程がわかるもの）</p> <p>2 請求書及び領収書の写し</p> <p>3 その他市長が必要と認める書類</p>

第7号様式（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

清須市長



浄化槽雨水貯留施設転用費補助金交付額確定通知書

浄化槽雨水貯留施設転用費補助金の交付額について、次のとおり確定したので通知します。

交 付 番 号	年 月 日 付 け	第 号
交 付 確 定 額	円	
交 付 の 条 件		

備考 補助金の交付を受けようとするときは、浄化槽雨水貯留施設転用費補助金請求書を提出してください。



第8号様式（第11条関係）

浄化槽雨水貯留施設転用費補助金請求書

年 月 日

清須市長 様

住 所  
申請者 名 ⑤  
電 番号

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のありました浄化槽雨水貯留施設転用費補助金を次のとおり請求します。

1 請求金額 金 円

2 振込先

金融機関名	行 信用金庫 農 協	支店
金種別	普通・当	
口座番号		
(フリガナ)		
口座名義人 (申請者本人)		

※ フリガナは、詰めで濁点・半濁点も1 とし、 と名の間は1 空けてください。

清須市告示第53号

清須市宅地内污水ポンプ設備設置費補助金交付要綱

( 旨 )

第1条 この告示は、低地であるため、又は水路等が障害となるため、污水の排除が困難となる家屋等において、公共下水道を利用するために宅地内污水ポンプ設備を設置、修繕又は更新をする者に対し、予算の範囲内で宅地内污水ポンプ設備設置費等補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、清須市補助金等交付規則（平成17年清須市規則第42号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 宅地内污水ポンプ設備 污水を公共下水道に排除するため、建築物の所有者又は占有者（以下「所有者等」という。）が設置する設備（建築物の地階から排出される下水を排除するために必要な場合を除く。）で、汚水槽、污水ポンプ及びこれに伴う電気設備等をいう。
- (2) 低地 地盤が低い等のために、自然流下で污水を公共下水道に排除することができない土地（所有者等の都合により、人為的に低地となった土地を除く。）をいう。
- (3) 敷地 1 の土地又は隣接する2 以上の土地で、形状及び利用状況により一体をなしていると認められる土地をいう。
- (4) 排水設備 下水道法（昭和33年法律第79号）第10条第1項に規定する排水設備で、清須市下水道条例（平成23年清須市条例第16号）の定めるところにより設置するものをいう。
- (5) 市税等 清須市税条例（平成17年清須市条例第53号）、清須市都市計画税条例（平成17年清須市条例第54号）及び清須市国民 保険税条例（平成17年清須市条例第55号）に規定する税並びに清須市下水道事業受益者負担金及び分担金条例（平成23年清須市条例第17号）に規定する受益者負担金及び分担金をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 市税等を滞納していないこと。
  - (2) 宅地内污水ポンプ設備の新設をする場合にあつては、下水道法第9条第2項において準用する同条第1項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日の翌日から起算して3年以内に排水設備工事と同時期に工事を行うこと。ただし、災害その他の事由により市長が相当の理由があると認めたものについては、この限りでない。
  - (3) 宅地内污水ポンプ設備の修繕又は更新をする場合にあつては、補助対象者及び共同使用者がその負担と責任において機能が正常に稼動するよう維持管理を行ったにもかかわらず、修繕又は更新が必要となったものであること。
  - (4) 土地の所有権及びその他の権利を有する者が、宅地内污水ポンプ設備の設置について承諾していること。
  - (5) 官公署、事業所その他の法人でないこと。
- 2 補助金の交付は、共同住宅以外の用に供している敷地にあつては、1の敷地につき1箇所とし、共同住宅の用に供している敷地にあつては、1棟につき1箇所とする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、次の各号に掲げる工事に要する経費（補助金の交付を受けようとする者の負担する経費に限る。以下「補助対象経費」という。）とする。ただし、工事費の総額が5万円未満の軽微な工事は、補助の対象としない。

- (1) 宅地内污水ポンプ設備設置工事費
- (2) 宅地内污水ポンプ設備修繕工事費（宅地内污水ポンプの設置後の経過年数が1年未満の場合における工事を除く。次号において同じ。）
- (3) 宅地内污水ポンプ設備更新工事費
- (4) 前3号の工事に伴う電気設備、汚水槽築造工事費及び原形復旧工事費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の総費用額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、補助金の額の上限は、70万円とする。

2 前項本の規定にかかわらず、宅地内污水ポンプ設備修繕工事又は宅地内污水ポンプ設備更新工事の場合であって、宅地内污水ポンプ設備の設置後の経過年数が10年未満であるときの補助金の額については、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、宅地内污水ポンプ設備設置費等補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、清須市下水道条例第5条第1項に規定する排水設備等の計画の確認申請と併せて、市長に申請しなければならない。

- (1) 誓約書兼調査承諾書（第2号様式）
- (2) 平面図、縦断図及び構造図
- (3) 見積書又は契約書の写し
- (4) 污水ポンプ、排水槽等の型式及び能力を記載した資料（修繕工事の場合を除く。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、宅地内污水ポンプ設備設置費等補助金交付（不交付）決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 申請者は、前項の交付決定通知書の送付を受けた後でなければ、工事に着手してはならない。

(計画変更等の承認)

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助金の交付の決定を受けた後において、申請の内容を変更（中止を含む。）しようとするときは、速やかに宅地内污水ポンプ設備設置等工事計画変更承認申請書（第4号様式）に、必要な書類を添付して、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、宅地内污水ポンプ設備設置等工事計画変更承認（不承認）通知書（第5号様式）により補助対象者に通知するものとする。

(完了報告)

第9条 補助対象者は、工事完了の日から起算して7日以内又は3月31日のいずれか早い日までに、宅地内污水ポンプ設備設置工事完了報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添付し、清須市下水道条例第7条第1項に規定する完了届と併せて（当該工事が宅地内污水ポンプ設備修繕工事又は宅地内污水ポンプ設備更新工事である場合を除く。）市長に提出し、その検査を受けなければならない。

- (1) 工事の写真（着手から完了までの工事の過程がわかるもの）
- (2) 竣工図（平面図、縦断図、構造図等）
- (3) 請求書及び領収書の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
（検査及び交付額の確定）

第10条 市長は、前条の検査の結果、工事が不完全であると認めるときは、当該工事の改修を命じ再検査を行うものとする。

- 2 市長は、前条又は前項の検査を行い、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、宅地内污水ポンプ設備設置費等補助金確定通知書（第7号様式）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 補助対象者は、前条に規定する検査に合格し、補助金の交付を受けようとするときは、宅地内污水ポンプ設備設置費等補助金請求書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第12条 市長は、補助対象者がりその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたときは、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（宅地内污水ポンプ設備の維持管理）

第13条 補助対象者は、設置等工事の完了後、その責任と負担において宅地内污水ポンプ設備の機能が正常に稼働するよう維持管理しなければならない。

- 2 市長は、補助対象者に対して、宅地内污水ポンプ設備の維持管理及び運転管理について指導及び助言を行うことができる。

（雑則）

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年3月31日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

宅地内汚水ポンプ設備設置費等補助金交付申請書

年 月 日

清須市長 様

住 所  
フリガナ  
申請者 名  
電 番号

㊟

次のとおり申請します。

設 置 場 所	清須市
設置に要する経費 (補助対象経費)	円
申 請 の 目 的	新規設置      修繕      更新
申 請 理 由 (修繕、更新のみ)	
申 請 の 対 象	低地      水路      その他 (                      )
着 手 年 月 日	年      月      日
完了予定年月日	年      月      日
添 付 書 類	1 誓約書兼調査承諾書（第2号様式） 2 平面図、縦断図及び構造図 3 見積書又は契約書の写し 4 汚水ポンプ、排水槽等の型式及び能力を記載した資料（修繕工事の場合を除く。） 5 その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第6条関係）

誓約書兼調査承諾書

宅地内污水ポンプ設備設置費補助金交付の申請にあたり、下記1の事項を誓約するとともに、下記2の事項を承諾します。

1 誓約事項

- (1) 納期限が 来している清須市の市税等に未納額がないこと。
- (2) 設置等の工事の完了後、その責任と負担において宅地内污水ポンプ設備が正常に稼動するよう維持管理及び運転管理を行うとともに、事故の防止及び安全対策に努めること。
- (3) 宅地内污水ポンプ設備の維持管理及び運転管理について清須市が行う指導及び助言に従うこと。
- (4) 前3号に掲げる事項が事実と相違する場合又は申請書の記載内容に がある場合は、宅地内污水ポンプ設備設置費補助金交付の資格を有すると認定されず、又はすでになされた当該認定を取り消されても異議のないこと。

2 承諾事項

上記1(1)の確認のため、清須市の市税等の納付又は納付状況及び申告状況を清須市が調査し、補助金の申請資格の審査に利用すること。

年 月 日

清須市長 様

申請者

住 所 \_\_\_\_\_

名 \_\_\_\_\_ (印)

第3号様式（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

清須市長



宅地内污水ポンプ設備設置費等補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった宅地内污水ポンプ設備設置費補助金について、次のとおり決定したので通知します。

決 定 区 分	交付する	交付しない
交 付 決 定 額	円	
交 付 時 期	工事の完了検査合格後とする。	
交 付 の 条 件		
不 交 付 理 由		

- 備考
- 1 清須市宅地内污水ポンプ設備設置費等補助金交付要綱を遵守してください。
  - 2 申請の内容を変更しようとする場合又は污水ポンプ設備設置工事を中止しようとする場合は、変更承認申請書を提出してください。
  - 3 宅地内污水ポンプ設備設置費等工事を完了したときは、7日以内又は3月31日のいずれか早い日までに、完了報告書を提出してください。

第4号様式（第8条関係）

宅地内汚水ポンプ設備設置等工事計画変更承認申請書

年 月 日

清須市長 様

住 所  
申請者 名 ④  
電 番号

次のとおり申請します。

変 更 理 由		
変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
添 付 書 類		変更内容が確認できる書類



第5号様式（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

清須市長



宅地内汚水ポンプ設備設置等工事計画変更承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった宅地内汚水ポンプ設備設置等工事計画変更承認申請について、次のとおり決定したので通知します。

決 定 区 分		承認する	承認しない
変 更 内 容	変 更 前		
	変 更 後		
承 認 の 条 件			
承 認 し な い 理 由			

第6号様式（第9条関係）

宅地内汚水ポンプ設備設置等工事完了報告書

年 月 日

清須市長 様

住 所  
申請者 名 ④  
電 番号

次のとおり報告します。

設 置 場 所	清須市
工 事 区 分	新規設置 修繕 更新
交 付 決 定 額	円
完 了 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 工事の写真（着手から完了までの工事の過程がわかるもの）</li> <li>2 竣工図（平面図、縦断図、構造図等）</li> <li>3 請求書及び領収書の写し</li> <li>4 その他市長が必要と認める書類</li> </ol>

第7号様式（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

清須市長



宅地内污水ポンプ設備設置費等補助金交付額確定通知書

宅地内污水ポンプ設備設置費等補助金の交付額について、次のとおり確定したので通知します。

交 付 番 号	年 月 日 付 け	第 号
交 付 確 定 額	円	
交 付 の 条 件		

備考 補助金の交付を受けようとするときは、宅地内污水ポンプ設備設置費等補助金請求書を提出してください。

第8号様式（第11条関係）

宅地内污水ポンプ設備設置費等補助金請求書

年 月 日

清須市長 様

住 所  
申請者 名 ①  
電 番号

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のありました宅地内污水ポンプ設備設置費等補助金を次のとおり請求します。

1 請求金額 金 円

2 振込先

金融機関名	行 信用金庫 農 協 支店
金種別	普通・当
口座番号	
(フリガナ)	
口座名義人 (申請者本人)	

※ フリガナは、詰めで濁点・半濁点も1 とし、 と名の間は1 空けてください。

---

---

## 清須市排水設備指針

初 平成24年11月30日 作成

発行者 清須市建設部上下水道課  
住所 清須市西枇杷島町 84番地  
電 052-400-2911 (代)

---

---